

平成21年度

法務省事後評価実施結果報告書

平成22年9月

法 務 省

## はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第7条の規定により作成した法務省事後評価の実施に関する計画(平成21年3月31日決定。平成21年12月28日改定)に掲げる政策について、事後評価を実施した結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、平成22年7月9日に開催した第26回政策評価懇談会における意見等を参考とした。

## 目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成21年度事後評価実施結果報告書	
(1)	一般事業	
	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	5
	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	81
	検察権行使を支える事務の適正な運営	94
	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	122
	保護観察対象者等の改善更生	133
	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた 公共の安全の確保を図るための業務の実施	145
	人権の擁護	154
	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	192
	出入国の公正な管理	199
	法務行政における国際協力の推進	213
(2)	成果重視事業	
	登記事務の適正円滑な処理	
	登記情報システム再構築事業	227
	地図管理業務・システムの最適化事業	232
	出入国の公正な管理	
	出入国管理業務の業務・システムの最適化	237

---

(注) 達成目標の目標値等として数値を用いる場合、過去の実績がない場合などを除き、原則として過去5年分の実績を記載している。

## 政策体系

### 基本政策

#### 政策

#### 施策

### I 基本法制の維持及び整備

1 **基本法制の維持及び整備**（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) **社会経済情勢に対応した基本法制の整備**（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応する刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，事後チェック・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 **司法制度改革の推進**（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，その基礎となる司法の基本的制度を抜本的に見直し，司法の機能を充実強化する。）

(1) **総合法律支援の充実強化**（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) **裁判員制度の啓発推進**（国民に対し，裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続，事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し，裁判員制度についての疑問に答えることで不安等を解消すると同時に制度への理解を得て，裁判員裁判への主体的参加を促す。）

(3) **法曹養成制度の充実**（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(4) **裁判外紛争解決手続の拡充・活性化**（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。）

(5) **法教育の推進**（法や司法を身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため、法教育の推進を図る。）

3 **法務に関する調査研究**（内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

(1) **法務に関する調査研究**（内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

## II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

4 **検察権の適正迅速な行使**（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。）

(1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）

(2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

5 **矯正処遇の適正な実施**（被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。）

(1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。）

(2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。）

(3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進**（過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。）

6 **更生保護活動の適切な実施**（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

(1) **保護観察対象者等の改善更生**（更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。）

(2) **犯罪予防活動の促進**（犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

(3) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、その

病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、円滑に社会復帰をすることができるようになる。）

7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

### III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）

(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 人権の擁護（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

(1) 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

### IV 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

### V 出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

- (1) 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

#### VI 法務行政における国際化対応・国際協力

13 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。）

#### VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進、治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により、十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

## 平成21年度事後評価実施結果報告書

### 1. 政策名等

政策名	基本法制の維持及び整備		
評価対象	社会経済情勢に対応した基本法制の整備		
施策名等	【政策体系上の位置付け：I-1-(1)】		
施策の基本目標	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応する刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。		
予算額	平成21年度予算額：122百万円		
評価実施時期	平成22年8月	所管部局	大臣官房秘書課政策評価企画室，民事局総務課，刑事局総務課企画調査室
評価方式	総合評価方式		

### 2. 基本的考え方

#### (1) 課題・ニーズ

情報化・国際化等により、社会経済情勢は大きく変化している。このような中で、我が国が自由かつ公正な経済社会を築き、世界的規模で広がる大競争時代に対応し、より大きな発展を遂げるため、国民の活発でより成熟した経済活動の土台となる諸制度の抜本的改革が求められている。

とりわけ、経済活動にかかわる民事・刑事基本法制の整備は、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤形成として極めて重要である。

#### (2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、企業等の自由な経済活動が可能となるように、民法・商法等を始めとした民事基本法制を整備することが必要である。これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また、社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するように、刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し社会の安定に資することとなる。

さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。

法務省では、このような観点から、平成13年度から5年程度の期間を目途として、集中的に、経済活動にかかわる基本法制の整備に取り組んできたところである。その後、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）を踏まえ、さらなる基本法制の整備を行うため、その期間を平成21年度末まで延長し、検討を行うこととした。

具体的内容は別紙のとおりである。

#### (3) 具体的内容

法制整備の体制については、平成12年11月8日、通商産業省（現・経済産業省）・総務省からの合計3名の応援を含む、民事局・刑事局の基本法制担当者によるプロジェクトチームを設置し、積極的、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。



平成13年4月には、さらに積極的、集中的に法制整備を進めるため内閣の支援を得て、時限的に、参事官を中心とする作業班を増強した。現在は、約40名の民事・刑事基本法制プロジェクトチームにより作業を進めている。

法整備の具体的な内容は別紙のとおりである。

### 3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を事後チェック・救済型社会の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものであるとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、民事・刑事基本法制の整備によりもたらされる効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。

### 4. 評価結果等

#### (1) 平成13年度から平成21年度に実施した政策の具体例（具体的内容）

平成13年度から平成21年度までの間に、民事・刑事合わせて24本の法律が成立しているが、ここでは、法律の施行から相当年数が経過し、立法によりもたらされた効果等を分析するための必要なデータがある程度集積されているものについて、具体例として示すこととする。

なお、成立した全ての法律の具体的な内容や事業効果の発現状況等については、別添「立法作業シート」のとおりである。また、上記期間内に行った法整備のための作業については、別添「平成13年度から平成21年度までの民事・刑事基本法提出状況及び平成21年度中に作業を行った法律」のとおりである。

#### 【民事関係】

##### ア 破産法について

旧破産法は、大正11年に制定されたが、その後の社会経済情勢の変化に伴い消費者破産に対する手続的な手当てが十分でないとの批判や、大規模な破産事件に備えた手続の特例が設けられていないとの批判がされていた。また、破産手続が開始された場合の各種法律関係の取扱いや各種債権の優先関係等についての見直しが必要であるとの指摘もされていた。

そこで、平成16年に、破産手続について、迅速化及び合理化を図るとともに手続の公正さを確保し、利害関係人の権利関係の調整に関する規律を現代の経済社会に適合したものに改めることを内容とした新破産法を成立させた（平成17年1月1日施行）。

その結果、新破産法については、迅速性・効率性を追求しながらも、手続の公正さに対しても、相当の配慮がされているなどの評価がされている（「新破産法の基本構造と実務」11ページ（山本発言））。また、旧破産法に比べて多種多様な破産事件に対する対応の手当てが用意されている、取引の現代化に対応するための規定が設けられているなどの評価もされている（前掲書12ページ（松下発言））。さらに、手続の柔軟性が高まったとの評価や、消費者破産に携わる立場からは、免責手続と破産手続の一体化が実現したことは非常に意義があるなどの評価もされている（前掲書14ページ（田原発言））。

なお、事件数（全国の新受件数）については、平成15年まで増加の一途をたどっていたものの、その後は減少傾向に転じているが、これは経済情勢、就労状況等に左右される傾向が大きいことによるものと考えられる。ただし、それでも、平成20年が約14万件、平成21年が約13万8,000件となお高水準を維持している（表1のとおり）。

また、裁判所による事件処理においては、新破産法による改正を踏まえた合理的かつ迅速な処理がされている。例えば、破産管財人が選任される事件の数及び同事

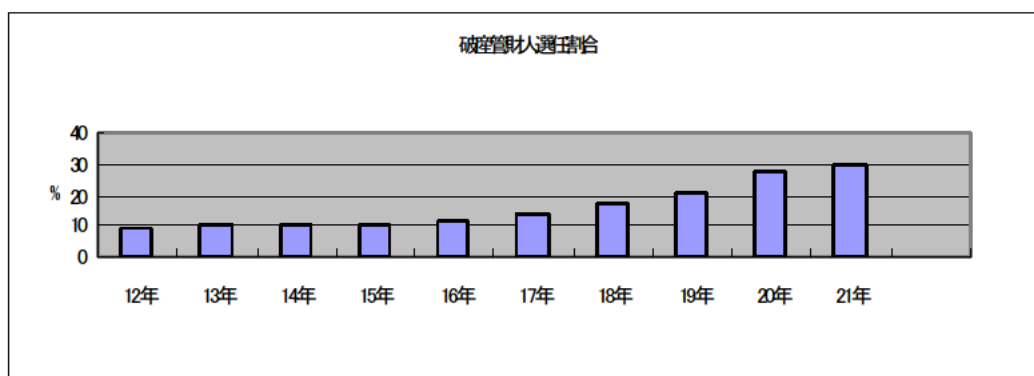
件が破産手続開始決定件数に占める割合は、新破産法が施行された平成17年以降増加を続けており（表2のとおり。）、手続の迅速化・効率化を目指しながらも手続の公正さを確保するという新破産法の改正の趣旨に基づいた運用がされていることもうかがえる。

表1 最近10年間の破産事件新受件数

	破産手続申立件数総数		
	うち債務者種別		
	個人（割合）	法人・その他（割合）	
平成12年	145,858	139,590 (95.7)	6,268 (4.3)
平成13年	168,811	160,741 (95.2)	8,070 (4.8)
平成14年	224,467	214,996 (95.8)	9,471 (4.2)
平成15年	251,800	242,849 (96.4)	8,951 (3.6)
平成16年	220,261	211,860 (96.2)	8,401 (3.8)
平成17年	193,179	184,923 (95.7)	8,256 (4.3)
平成18年	174,861	166,339 (95.1)	8,522 (4.9)
平成19年	157,889	148,524 (94.1)	9,365 (5.9)
平成20年	140,941	129,883 (92.2)	11,058 (7.8)
平成21年	137,957	126,533 (91.7)	11,424 (8.3)

（平成21年における倒産申立ての概況・N B L. No. 926・29ページ）

表2 破産管財人選任割合



（平成21年における倒産申立ての概況・N B L. No. 926・30ページ）

#### イ 民事訴訟法等の一部を改正する法律について

現行の民事訴訟法は、平成8年に制定されたものであるが、近年の社会情勢の変化等に伴う民事紛争の複雑・多様化を踏まえ、民事裁判の一層の充実及び迅速化が求められていた。このような情勢を背景として、民事裁判を国民がより利用しやすいものとするといった観点からの民事訴訟法の見直しが重要な課題となっていたものである。

そこで、平成15年に、民事訴訟における計画審理の推進、提訴前の証拠収集等の手続の拡充、専門的知見を要する事件への対応強化のための専門委員制度の創設、特許権等に関する訴えの管轄の専属管轄化、少額訴訟の訴額の上限額の引上げなど、司法制度改革審議会意見書において提言された民事裁判の迅速化、専門訴訟への対応強化等を内容とする民事訴訟法等の改正を行った（平成16年4月1日施行）。

その結果、民事訴訟事件（通常事件）における地方裁判所第一審の平均審理期間については、改正前は8か月台で推移していたものの、平成18年に7.8か月となった後、毎年短縮しており、平成20年は6.5か月となっている（表3のとおり。）。これは、民事裁判の迅速化、専門訴訟への対応強化等を目的とする本改正が大きく寄与しているものと考えられる。特に、専門委員に関する改正によって、専門委員が鑑定以外に専門的知見を得る手段としても積極的に活用されており、専門委員が指定された事件の終局状況について、東京地方裁判所では和解率が約7割と、専門委員が指定されていない事件と比較すると高い割合となっている。このように、専門委員に関する改正に対しては高い評価がされている。今後、ますます専門的な事件が増加することが見込まれるなかで、専門委員の積極的な活用の重要性が指摘されている（判例タイムズNo.1301・37ページ参照。）。また、特許権及び実用新案権等に関する訴えの専属管轄化によって、専門部を有する東京・大阪各地方裁判所への事件集中が、審理の迅速化に貢献していると認められるとの評価もされている（最高裁判所事務総局編「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（分析編）」73ページ参照）。

さらに、少額訴訟に関する改正については、平成10年には新受件数が8,000件余りであったものが、平成15年度には2倍以上の約1万8,000件まで増加し、平成17年度には約2万3,500件に至っている。その後、同手続の新受件数は若干の減少傾向にあるが、その要因としては、紛争解決手続の多様化や、経済・社会の状況の変化などが考えられる。もっとも、平成18年以降も同手続の新受件数は、毎年度2万件を維持している（表4のとおり。）。これを見ても、少額訴訟は国民にとって身近で利用しやすい制度であるということができ、とりわけ、本改正によって、より国民に身近で利用しやすい制度となったといえる。

表3 平均審理期間の推移

年	平均審理期間（月）
平成11年	9.2
平成12年	8.8
平成13年	8.5
平成14年	8.3
平成15年	8.2

平成16年	8.3
平成17年	8.4
平成18年	7.8
平成19年	6.8
平成20年	6.5

(最高裁判所事務総局民事局「平成20年民事事件の概況」・法曹時報第61巻第11号・108ページ)

表4 少額訴訟事件の新受件数

年	新受(件)
平成10年	8,348
平成11年	10,027
平成12年	11,128
平成13年	13,504
平成14年	17,181
平成15年	18,117
平成16年	21,761
平成17年	23,584
平成18年	22,679
平成19年	22,122
平成20年	20,782

(裁判所データブック2009・52ページ)

#### 【刑事関係】

ア 刑法の一部改正(支払用カードの偽造等の犯罪に対する罰則の整備)について  
 クレジットカード、プリペイドカードなど、コンピュータ処理のための電磁的記録を用いた支払用カードは、広く国民の間に普及し、通貨や有価証券に準じる社会的機能を有するに至っている。しかしながら、このような支払用カードの普及に伴い、支払用カードの電磁的記録情報を不正に取得してカードを偽造するなどの犯罪

が急増し、国際的な規模で、また、組織的に敢行されることも少なくない状況にあったため、関係団体等から関係法制の整備を求める強い意見が述べられていた。

そこで、平成13年に「支払用カード電磁的記録に関する罪」を新設するなどの刑法の一部改正を行った。本改正により、支払用カードに対する犯罪に的確に対応することが可能となり、平成13年から平成20年までの間において、本改正で新設された不正作出支払用カード電磁的記録供用罪等により、検察庁が通常受理した人員は、合計2,363名となっている（表5のとおり。）。また、クレジットカード不正使用被害額は、本改正前の平成12年には約300億円であったが、その後は概ね減少傾向にあり、平成21年には約100億円にまで減少するなど（表6のとおり。）、本改正により、支払用カードに対する社会的信頼の向上が図られることとなった。

表5 不正作出支払用カード電磁的記録供用罪等に係る検察庁通常受理人員（単位：人）

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	合計
68	255	382	486	336	244	233	359	2,363

（検察統計年報2008年より引用）

表6 クレジットカード不正使用被害の発生状況（単位：億円）

期 間	クレジットカード不正使用被害額	うち偽造カード被害額
平成9年	188.0	12.0
平成10年	216.0	28.0
平成11年	271.7	91.0
平成12年	308.7	140.2
平成13年	275.7	146.4
平成14年	291.4	165.0
平成15年	271.8	164.4
平成16年	186.4	105.6
平成17年	150.4	83.4
平成18年	105.3	45.6
平成19年	91.8	39.1
平成20年	104.1	52.5
平成21年	101.6	49.2

※社団法人日本クレジット協会ホームページより引用

イ 国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律について

近時、組織犯罪やテロ事犯など重大な国際犯罪がますます増加しつつあることから、迅速かつ確実な刑事共助の枠組みの構築が世界的に重視されてきた。この点、刑事共助条約がない場合の捜査共助手続は、相互主義の保障の下で、外交ルートを通じて連絡を取り、それぞれの国内法に基づいて、相互に証拠の提供を行うこととなる。この場合、刑事司法に精通しない外交当局同士で手続を行う結果、捜査機関による要請が発出されてから証拠という結果を受領するまでに最低でも数か月単位の時間を要することとなる。また、共助の実施は裁量的なものにとどまる。

これに対し、刑事共助条約に基づく捜査共助手続では、条約に定められた中央当局間で直接連絡を取り合うことが可能となり、専門家間で作業を進めることができる。さらに、共助の実施が条約上の義務となり、捜査共助の迅速化・効率化・確実化を図ることが可能となる。このようなことから、刑事共助条約の締結が強く求められるようになった。

このような刑事共助条約を締結し、国際協力を進めるとともに我が国の刑事手続において積極的に共助要請を活用するには、同条約が国内で履行可能でなければならず、そのための法整備が必要不可欠であった。そこで、平成16年に国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）を成立させた。

改正法は、国際捜査共助の要件及び手続について条約に基づく特例を設け、これまで外務大臣が共助の要請の受理を行うものとされていたのを、条約により法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているときは、法務大臣がこれを行うものとするなど内容を内容とするものである。

改正法の制定により、我が国における刑事共助条約に定める義務の履行が可能となり、平成15年に署名していた米国との間の刑事共助条約が平成18年に発効した。その後も、韓国、中国及び香港との間で刑事共助条約（協定）の締結に至った。これにより、刑事共助条約の下、我が国の刑事手続に必要な証拠を共助によって迅速かつ確実に入手することが可能となった。

## （２）必要性

### ア 国民や社会のニーズ

#### 【民事関係】

民法・商法等の民事基本法制は、我が国の社会経済活動及び国民生活の様々な分野に大きくかかわっている。そのため、最近の社会経済情勢の複雑化、多様化に対応するため経済界を始めとする各界から多種・多様な立法ニーズが寄せられており、これらのニーズにこたえて民事基本法制の整備を進めていく必要がある。

#### 【刑事関係】

社会経済情勢の変化に伴い、犯罪についてもその国際化・多様化・複雑化が進んでいる中で、これに的確に対応する刑事基本法制を整備する必要がある。特に「事後チェック・救済型社会」においては、このような刑事基本法制が適切に整備されることにより、企業等の自由な経済活動や国民生活の安心・安全が図られるものと考えられる。このような観点から必要とされる法整備の具体例としては、以下のようものが考えられる。

#### （ア） 支払用カードの偽造等の犯罪に対する罰則の整備について

前記（１）【刑事関係】アのとおり、電磁的記録を用いた支払用カードの普及に伴い、その偽造等の犯罪が急増するなどしたため、これに対応するための法整備が必要となった。

#### （イ） 国際捜査共助法等の改正について

前記（１）【刑事関係】イのとおり、重大な国際犯罪がますます増加しつつあることから、捜査共助の迅速化・効率化・確実化を図るために、刑事共助条約の締結が強く求められるようになり、そのための法整備が必要不可欠であった。

#### （ウ） サイバー関係の法整備及び強制執行妨害関係の罰則整備について

コンピュータ・ウイルスによるコンピュータ・システムへの攻撃や、コンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪等は、現在も多発しており、早急な対応が必要である。例えば、コンピュータ・ウイルスの届出件数は、平成11年には3,645件であったところ、ピーク時の平成17年には5万4,174件に達し、その後は減少傾向が見られるものの、平成20年にはなお2万1,591件と、平成11年の6倍近くに上っている（いずれの件数も独立行政法人情報処理推進機構のホームページに

よる。)

また、平成21年12月以降、鉄道会社を始めとする多数の企業のホームページがコンピュータ・ウィルスに感染して改ざんされる事例も発生している。

さらに、ネットワーク利用犯罪についても、詐欺、わいせつ物頒布等、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等による検挙件数は、平成16年には合計1,884件であったところ、平成20年にはその2倍以上の4,334件に増加している。

コンピュータ等を対象とした犯罪についても、例えば、電子計算機使用詐欺罪の検挙件数は、平成16年には42件であったところ、平成20年には220件と5倍以上に増加し、また、不正アクセス禁止法違反による検挙件数も、平成16年には142件であったところ、平成20年には1,740件と12倍以上に増加している（いずれの検挙件数も平成21年版犯罪白書による。)

情報処理の高度化に伴うこれらの犯罪に適切に対処するためには、サイバー犯罪に対する罰則の整備及びコンピュータ・ネットワークに関する捜査手続の整備（以下「サイバー関係の法整備」という。）が必要である。

また、厳しい経済情勢の下、現行刑法の関係罰則では処罰が困難な強制執行妨害行為が行われているほか、暴力団等の反社会的勢力が組織的に関与する強制執行妨害事犯が後を絶たない状況にある。

例えば、競売等妨害罪及び強制執行妨害罪による検察庁新規受理人員を見ても、平成11年には合計325人であったところ、ピーク時の平成18年には合計604人に達し、平成20年においても合計435人に上っている（いずれの人員数も検察統計年報による。)

このように巧妙化・組織化が進むとともに多発している強制執行妨害事犯に適切に対処するためには、民事執行及び民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備（以下「強制執行妨害関係の罰則整備」という。）が必要である。

#### (エ) 企業の刑事責任の在り方について

企業活動に伴う種々の違反行為が後を絶たない中で、ルールに従った健全な経済活動が営まれる活力ある社会を確保するためには、そのような違反行為について、適切かつ効果的な制裁が整備されることが重要である。そのような観点から、企業の刑事責任が問題となる事案において現に重要な機能を果たしている両罰規定の適切な整備を行う一方で、企業の刑事責任や法人制裁の在り方について、抜本的な見直しの必要性の有無を含めて検討を行う必要があると考えられる。

もっとも、その検討に当たっては、企業の刑事責任をめぐる国民の意識の在り方を踏まえる必要があり、また、刑罰の補充性・謙抑性の観点から、課徴金等の行政制裁では足りないか、刑事制裁が必要であるとして既存の罰則では足りないか、あるいは罰則の整備が必要であるとして両罰規定の整備では足りないかといった点も、十分考慮する必要があると考えられる。

このようなことから、企業の刑事責任の在り方については、企業活動に伴って実際に生起する種々の刑事事件の処理状況や、企業の刑事責任をめぐる国民の意識の在り方やその変化のほか、両罰規定等の整備状況、近年の法改正により導入された課徴金制度やその運用状況等を踏まえつつ、その抜本的な見直しの要否や新たな制度の導入の要否等を慎重に見極める必要がある。

#### イ 国が行う必要性

国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会を実現し、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」へ転換していくためには、民事・刑事基本法制の整備が必要である。

また、民事・刑事基本法制の整備は、国会の附帯決議でもそれにかかわるものが多く取り上げられているほか、政府の重要施策として位置づけられており、民事・刑事基本法制の整備を所掌する法務省において積極的に推進していく必要がある。

## ウ 現時点で優先して行う緊急性

民事基本法制は、国民生活の様々な分野に関係しているものであることから、社会経済情勢の変化に対応していない部分や経済界を始めとする各界からのニーズにこたえられていない部分が存在する。この場合には、様々な面で円滑な経済活動に支障を来し、企業の活動や資金調達にも悪影響を及ぼすこととなる。したがって、速やかにこれらの立法ニーズに対応する必要がある、その影響をかんがみれば、民事基本法制の整備は、優先して取り組むべき事項である。

刑事基本法には、罰則を中心とする実体法とその適用にかかわる手続法が含まれる。前者は、経済取引や国民生活に悪影響を及ぼす行為を規制するもの、後者は、そのような行為が行われた場合に、被疑者を含む関係者の人権を保障しつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するためのものである。特に「事後チェック・救済型社会」においては、両者がともに適切に整備されることにより、企業等の経済活動や国民生活の安心・安全が図られるものと考えられる。このようなことにかんがみると、刑事基本法については、所要の法整備等を速やかに行う必要がある。

### (3) 効率性（効果とコスト）

法整備は、その検討から成立まで、担当者による準備・検討、必要に応じて法制審議会における審議、パブリックコメントを経て、国会での審議が必要である。また、施行後においても、必要に応じて広報の実施や各種照会への対応などの業務を行うことが必要である。民事・刑事基本法制プロジェクトチームの人員は、平成21年度現在で約40名であるが、限られた行政資源で、これらの多岐にわたる長期間の作業を同時並行的に進め（別添「平成13年度から平成21年度までの民事・刑事基本法提出状況及び平成21年度中に作業を行った法律」を参照。）、平成13年度から平成21年度までの間に24本の法律が成立したことからすれば、効率的な作業を実施できたものとする。

### (4) 有効性

#### ア 手段の妥当性

限られた行政資源の中で、なるべく多くの民事・刑事基本法制の整備を行っていくためには、恒常的に法制事務に携わる担当者を配置し、集中的に作業を進めていくことが有効な手段であるとする。民事・刑事基本法制の整備は、平成12年11月からプロジェクトチームを発足させ、作業を集中的に進めている。そして、上記のとおり、平成13年度から平成21年度までの間に24本の法律の成立という成果を挙げた。

これらを踏まえると、手段としては妥当であったと考える。

#### イ 所期の事業効果の発現状況

##### 【民事関係】

平成13年度から平成21年度までに、民事基本法の整備のため、22本の法律を成立させた。その内容も、

- ①電子公告制度や株券不発行制度の導入など企業経営の効率化や高度情報化への対応を図るもの
- ②動産譲渡登記制度の創設や信託法制の見直しなど企業の資金調達の円滑化を図るもの
- ③倒産法制の見直しなど速やかな破綻処理、企業再生を図るもの
- ④国際私法の現代化など国際的な取引の活性化への対応を図るもの

など、多岐に及んでいる。

また、

- ①民事訴訟法を改正し、民事裁判の迅速化・充実化を図るもの
- ②民法・商法等の条文を現代語化し、カタカナの文語体からひらがなの口語体に改めるもの

など、国民にとって、法令を理解、利用しやすくなる法整備も行った。



これらを踏まえると、本政策の目的・目標である我が国の経済活力の維持・向上や、国民に分かりやすい司法の実現に寄与できたものと考ええる。

#### 【刑事関係】

刑法の一部改正により、急増していた支払用カードの偽造等の犯罪を適切に処罰することが可能となり、実際にクレジットカード不正使用被害額が減少するなど、その効果は着実に現れているものと考えられる。

また、国際捜査共助法等の改正により、迅速かつ確実な刑事共助を可能ならしめて適切な国際協力の態勢が整い、これにより、条約の枠組みの下で我が国の捜査上必要な共助を外国から迅速かつ適切に受けることが可能となった。

このような法整備により、社会経済情勢に対応した犯罪事象への的確な対応が一定程度可能となり、「事後チェック・救済型社会」の基盤形成に寄与することができたものと考ええる。

なお、個々の民事・刑事基本法制を整備したことによる効果の発現状況は、別添「立法作業シート」のとおりである。

### 5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

#### 【民事関係】

平成13年度から平成21年度までで成立した主な法律のほとんどが現存し、別添「立法作業シート」記載のとおり、一定の効果をあげている。また、廃止となった中間法人法についても、一般社団及び一般財団法人に関する法律に形を変えて、より良い制度として継続されている。

これらを踏まえると、これまでの整備活動は、国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化に寄与できたものと考ええる。

しかし、例えば、民法の債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを図るなど、今後も対応を必要とする課題は多い。これらに速やかに対応しなければ、様々な面で円滑な経済活動に支障を来し、国民生活に影響を及ぼすことになるため、これまでの取組も踏まえ、平成22年度以降においても、引き続き、民事基本法制の整備を進めていくこととしている。

#### 【刑事関係】

平成13年度から平成21年度までの刑事基本法制の整備により、支払用カードに関する犯罪や国際犯罪への適切な対応が可能となり、一定の効果をあげている。

このうち、国際捜査共助等に関する法律等を国内担保法とする刑事共助条約については、既に発効しているもののほか、ロシア、EUとの間でも刑事共助条約・協定の署名に至り、いずれも国会の承認を得ている。今後も、更なる捜査共助の推進を図るべく、我が国と関係の深い国との間における刑事共助条約の早期締結に向けた作業を進めるとともに、必要に応じて国際捜査共助法の改正等について検討していきたい。

他方、サイバー関係の法整備及び強制執行妨害関係の罰則整備については、組織的な犯罪の共謀罪の新設など国際組織犯罪防止条約を締結するための法整備と併せて、「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」（いわゆる条約刑法）において行うこととしていた。

しかし、同法律案は、平成17年10月に国会に提出されたが、衆議院法務委員会において延べ34時間余りに及ぶ審議が行われながらも、特に組織的な犯罪の共謀罪の新設について強い反対意見があったこと等により、平成21年の通常国会まで継続審議とされ、同年7月の衆議院解散に伴って廃案となった。

今後とも、従前の国会審議の状況を踏まえ、国際組織犯罪防止条約等を締結し、組織犯罪等に適切に対処するためには、どのような法整備が必要かということと併せて、どのような形で法案化することが適切かについて、鋭意検討を行っていきたい。

また、企業の刑事責任の在り方については、平成13年以降、120を超える両罰規定が新設されるとともに、両罰規定において、法人等の業務主に対する罰金の多額と行為者に対する罰金の多額とを切り離し、1億円以上の高額な罰金を科し得ることとするものが相当数設けられているところ、法務省刑事局においては、両罰規定が設けられることとなる法律を所管する法務省の他部局や他府省庁等からの協議・相談に応じ、両罰規定の要否、構成要件の在り方、法定刑の妥当性等につき積極的かつきめ細やかな提案・助言を行うなどして、両罰規定の整備に当たってきた。

その一方で、企業の刑事責任の在り方に関する抜本的な見直しの要否を含めた検討の一環として、比較法的見地から、刑事法学者に対し、調査委託を行い、ドイツ、フランス及びEUにおける法人制裁の法制及びその運用に関する調査研究を行うなどしたほか、米国、英国及びドイツに、それぞれ検事を短期在外研究員として派遣し、実務家の視点から、法人制裁の法制及びその実情等に関する調査研究を行わせるなどし、また、我が国における企業の刑事責任に関連する現行諸制度や学説・判例の状況等も踏まえた検討を行ってきた。

しかし、上記のような両罰規定の漸進的整備とは別に、企業の刑事責任や法人制裁の在り方一般を更に見直す必要があるかについては、このような両罰規定の整備状況・課徴金制度やその運用状況、企業の刑事責任が問題となり得る事業の処理状況、国民の意識の在り方等も踏まえつつ、その抜本的な見直しの要否等を慎重に見極める必要があり、現時点において結論を出すことは、時期尚早であると考えられることから、今後も引き続き検討を行うこととする。

## 6. 政策評価懇談会の知見の活用

### (1) 実施時期

平成22年7月9日

### (2) 実施方法

会議

### (3) 意見及び反映内容の概要

#### ア〔意見〕

民事訴訟法の改正について、立法作業シートを見なければ分からない。本文にいつ改正法が成立して、いつから施行されたのかを記載すべきではないか。

〔反映内容〕

改正法の成立時期及び施行日を本文中に追記した。

#### イ〔意見〕

法改正がどのような意味があったのかを評価するのであれば、法改正の前後の客観的なデータを用いて比較する必要があるのではないか。

〔反映内容〕

法改正以前のデータを追記し、法改正の前後のデータを比較して評価を行った。

#### ウ〔意見〕

少額訴訟の新受件数について、平成17年度以降2万件を超えているということから、身近で利用しやすいと結論付けているが、平成17年度をピークにその後4年間は減っている。その要因分析をしているのか。

〔反映内容〕

平成17年度以降の減少傾向について、本文中に要因分析を追記した。

#### エ〔意見〕

少額事件手続が2万件台に留まっているのは、国としてお金をかけても、根本的に制度を考え直す必要があるのではないか。

〔反映内容〕

現時点において、制度を抜本的に改革する必要はないと考えるものの、今後、事件

の動向を注視し、必要に応じて検討を行うこととする。

## 7. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

○ 規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）

I-9-(1) 民事・刑事の基本法制の整備

「社会経済構造の変革と事後監視型社会への転換に対応し、国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法について、抜本的に見直す。また、その用語・表記法においても、新たな時代にふさわしく、かつ国民に分かりやすいものとする。」

○ 「国民を守る情報セキュリティ戦略」（平成22年5月11日情報セキュリティ政策会議決）

IV-2-(5)-① サイバー空間の安全性・信頼性を向上させる制度の検討等

「サイバー犯罪条約の早期締結に向けて必要な検討を進め、また、コンピュータ・ウィルス関連の法改正等の法整備を推進する」

## 8. 備考

(1) 評価の過程で使用したデータや文献等

- ・ 「ジュリスト増刊 新破産法の基本構造と実務」  
作成者：有斐閣  
作成時期：平成19年
- ・ 「N B L No.926」  
作成者：商事法務  
作成時期：平成22年
- ・ 「判例タイムズNo.1301」  
作成者：判例タイムズ  
作成時期：平成21年
- ・ 「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（分析編）」  
作成者：最高裁判所事務総局  
作成時期：平成21年
- ・ 「法曹時報第61巻第11号」  
作成者：法曹会  
作成時期：平成21年
- ・ 「裁判所データブック」  
作成者：最高裁判所  
作成時期：平成21年
- ・ 「クレジットカード不正使用被害の発生状況」  
対象期間：平成9年4月1日～平成21年3月31日  
所 在：社団法人日本クレジット協会HP  
(<http://www.j-credit.or.jp/information/statistics/index.html>)

(2) 評価の過程で使用した公的統計

- ・ 「検察統計年報（2008年）」  
所 在：法務省HP (<http://www.moj.go.jp/>)

目的・目標の具体的内容	法整備の具体的内容
<p>※ 「・」は平成22年3月31日現在で整備済みのもの、「○」は平成23年までに整備予定のもの。</p>	
<p>【民事関係】</p>	
<p>企業経営の効率化，業務執行の適正化や高度情報化への対応が強く要請されている。また，新規企業の資金調達需要の増大，株式等の証券についての店頭市場の整備等に伴い，企業の資金調達に関する環境整備が求められている。このような状況にあることを踏まえ，企業統治の実効性を確保し，国際的に整合性のとれた制度を構築する。また，高度情報化に対応した効率的かつ確実な株主総会運営，資金調達の円滑化・流通性の確保，投資家の保護等により，我が国の企業の競争力の強化を図る必要がある。そこで，会社の機関の在り方，会社情報の適切な開示の在り方，株主総会運営の方法，資金調達の方法等に関する商法の規定を整備する。</p>	<p>〔商法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会運営等におけるITの活用，ストック・オプション制度の見直し</li> <li>・株主総会と取締役会の権限配分の見直し等を含む株式会社法制の抜本的見直し</li> <li>・利用しやすい中小会社法制を構築するという観点からの有限会社法の抜本的な見直し</li> <li>・会社法の整備</li> </ul> <p>〔民法及びその関連法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間法人制度の創設（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成20年12月1日施行）に基づく一般社団・財団法人制度に統合）</li> <li>・信託法について，信託制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの全面的な見直し</li> </ul>
<p>社会や経済の著しい変化に適切に対応した法制度を構築するため，担保・執行法制，区分所有法を現代社会に一層適合させるよう整備するとともに，保険法（商法第2編第10章）の全面的な見直しを行う。また，民法（債権関係）の抜本的見直しに向けた検討を開始する。</p>	<p>〔民法及びその関連法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担保・執行法制，区分所有法について，現代社会に一層適合させるよう所要の法整備</li> <li>・電子記録債権制度の創設</li> </ul> <p>〔商法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険法の見直し</li> </ul>
<p>国連国家免除条約を踏まえ，我が国の民事裁判権が外国等に及ぶかどうかを判断する基準を明確化するため，民事裁判権免除に係る法制を整備する。また，国際的な民商事紛争において，我が国の裁判所が管轄権を有するかどうかを判断する基準を明確化するため，国際裁判管轄に関する法制の整備に向けた検討を開始する。さらに，非訟事件並びに家事裁判及び家事調停の手続を現代社会に適合したものとするため，非訟事件手続法及び家事審判法の全面的な見直しに向けた検討を行う。</p>	<p>〔民事訴訟法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法制の整備</li> <li>○国際裁判管轄法制の整備</li> </ul>
<p>速やかかつ合理的な破たん処理，企業再建等を行うことを可能とし，経営資源の有効活用等を図るため，倒産法制を整備し，手続の簡素・合理化や社会情勢の変化に対応した実体規定の見直し等を行う。</p>	<p>〔倒産法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社更生法及び破産法等について，手続の簡素・合理化や倒産実体法の見直しなどの観点からの大幅な見直し</li> <li>・特別清算制度の見直し</li> </ul>

<p>司法の国民的基盤の確立のためには、分かりやすい司法を実現する必要がある、その前提として、司法判断の基礎となる法令の内容自体が国民にとって分かりやすいものであることが極めて重要である。我が国の基本的な法令の中には、民法の一部や商法など、明治時代に制定され、依然としてカタカナの文語体で表記され、現在では使われていない用語が使用されているものや、条文引用の方法等が煩雑であるものなど、法律専門家以外には容易に理解できないとの指摘がなされているものがある。そこで、こうした基本的法令の表記を分かりやすいひらがなの口語体に改めるなどの整備を行う。</p>	<p>〔民法及びその関連法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民法典（第1編から第3編まで）の現代語化</li> <li>・信託法の見直し</li> </ul> <p>〔商法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社法の整備</li> <li>・一部現代語化</li> <li>・保険法の見直し</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民事司法制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの、民事訴訟法の見直し及び人事訴訟手続法の全面的な見直し</li> <li>・法の適用に関する通則法の整備</li> <li>・犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律</li> </ul>

**【刑事関係】**

<p>クレジットカード等の支払用カード偽造等の事案が多発していることから、支払用カードに対する社会的信用を確保するため、支払用カードの電磁的記録不正作出等行為に対する罰則を整備する。</p>	<p>〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払用カードの偽造等の犯罪に対する罰則の整備</li> </ul>
<p>長引く不況を反映して、企業や個人の相次ぐ倒産、不良債権処理が問題となっている。悪質な資産隠し等の手口による民事執行等の妨害などの事案に対し、実効的に対処できるよう、これら妨害に対する罰則を整備する。</p>	<p>〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倒産犯罪等に関する罰則の整備</li> <li>○民事執行、民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備</li> </ul>
<p>近年、企業活動に伴う様々な違反行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。国民が安心して暮らせる社会、ルールに従った健全な企業活動が営まれる活力ある社会を確保するため、企業活動において重要な役割を果たしている法人の刑事責任の在り方について見直しを行う。</p>	<p>〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○企業の刑事責任の在り方の見直し</li> </ul>
<p>近年、コンピュータが社会の様々な分野で広範に利用され、その利用者が急速に拡大している。また、その利用形態もコンピュータを単独で用いる形態からイ</p>	<p>〔IT革命の推進等に伴う刑事関係法令（実体法・手続法）の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○サイバー犯罪に対する罰則の整備</li> <li>○コンピュータ・ネットワークに関する</li> </ul>

<p>ンターネットなど地球規模のオープンなネットワークとしての利用形態に急速な変化を遂げてきている。このような状況変化に伴い、コンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪も増加しており、我が国の治安や社会経済の秩序を維持するためには、新たな手口・態様を含むサイバー犯罪に的確に対応し得るための法整備を行うことが不可欠である。そこで、これらのサイバー犯罪の特質を踏まえて実体法及び手続法を整備する。</p>	<p>捜査手続の整備</p>
<p>外国人による凶悪事件が多発するとともに、国境を越えて敢行される犯罪が増加していることから、条約等の締結により、諸外国との捜査協力を一層推進し、捜査共助の迅速化を図るため、国際捜査共助法など関係する法律を改正し、所要の規定の整備を行う。</p>	<p>〔国際捜査共助法など関係する法律の改正及び所要規定の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際捜査共助法の手続及び要件の見直し</li> <li>・受刑者証人移送制度の創設</li> <li>・業務書類等に関する証明書についての規定の整備</li> </ul>

## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	中間法人法		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<p>公益を目的とする社団又は財団については、民法第34条の規定により、主務官庁の許可を得て、公益法人として法人格を取得することができるものとされている。その他、公益を目的とする団体の法人格取得を可能とする法制度として、私立学校法に基づく学校法人、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人等の制度がある。</p> <p>他方、営利を目的とする社団については、商法又は有限会社法の規定により、株式会社、有限会社等の営利法人として法人格を取得することができるものとされている。</p> <p>しかし、公益を目的とせず、営利も目的としない中間的な団体（たとえば、同窓会、互助会等）については、各種の個別法（たとえば、農業協同組合法等）に規定があるにとどまり、法人格の取得を可能とする一般的な法人制度がなかった。そのため、法人格の取得ができない中間的な団体については、不動産の登記名義人になることができないという問題や、団体に関する規律が団体の自治や判例法に委ねられることとなるため、紛争が生じた場合には明確な基準によって解決することが困難な事態に至るといった問題などが指摘されており、このような団体に適した法人制度（中間法人制度）を新たに創設すべき必要性は、古くから指摘されてきた。</p> <p>また、中間的な団体に対してまで公益法人として設立許可が与えられ、結果として、公益法人制度に対する社会的批判を招く状況に至っているのは、中間法人制度が存在せず、公益法人制度以外に法人格取得の道がないことに起因するとの指摘が、行政監察結果に基づく勧告、与党行政改革プロジェクトチームによる提言等においてなされており、公益法人の健全な発展に資する観点からも、中間法人制度の創設の必要性が指摘されていた。</p> <p>このようなことから、非公益かつ非営利目的の団体であっても法人格を取得することができる法人制度を創設することは、重要な課題となっていたものである。</p>		
<b>立法の目的</b>	<p>非公益かつ非営利目的の団体について、準則主義（あらかじめ法律で定めた要件を満たせば、当然に法人格を付与するものとする立法主義）による法人格の取得を可能とするための新たな法人制度（中間法人制度）を創設し、その組織、運営その他必要な事項を定める。</p>		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	<p>本法により、従来法人格を取得する道を閉ざされていた多くの団体に対してその道が開かれることになる。</p> <p>団体が法人格を取得すると、当該法人の名義により不動産を取得してその登記をすることや銀行口座を設けることが可能となるなど、その対外的な権利義務関係が明確になるし、また、団体の組織、運営に関する規律が法律上明らかになるため、団体内部の権利義務関係も明確になる。その結果、団体の構成員が団体の活動に参加し、団体の活動の結果により様々な利益を享受することが容易になり、また、団体と取引関係に立つ第三者の保護も図られることになる。</p> <p>このようなことから、本法制定による社会的影響は大きいものと考えられる。</p>		
<b>具体的内容</b>	<p>1 中間法人法によって法人格を取得することができる団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社員（法人の構成員）に共通する利益を図ることを目的とすること</li> <li>・営利目的でないこと（社員への利益配当を目的としないこと）</li> <li>・社団（人の集まりである団体）であること</li> </ul>		

	<p>以上の要件を満たす団体である。</p> <p>何らかの活動を行うために任意に結成される社団であれば、営利目的であるものを除き、通常は、これらの要件を満たし、中間法人として法人格を取得することができる。</p> <p>したがって、非営利目的の様々な団体がこの法律によって法人格を取得することが可能となる。</p> <p>2 法人格取得の要件等</p> <p>定款の作成などの法律が定める手続をとり、設立の登記をすることにより法人が成立する。その他の公的機関による関与についても、有限会社等に対するものと同程度のものである。</p> <p>このように、法人の設立や運営等に関して、公的機関による関与は必要最小限にとどめられており、構成員たる社員の自治に委ねられていることから、社員による自由かつ自律的な活動が可能となる。</p> <p>3 中間法人の種類</p> <p>社員が法人の債権者に対して法人の債務を支払う責任を負わない有限責任中間法人（設立、社員の地位、運営等についてはおおむね有限会社に準じた規律である。）と、社員が法人の債権者に対して法人の債務を支払う責任を負う無限責任中間法人（設立、社員の地位、運営等については概ね合名会社に準じた規律である。）との2つの種類がある。</p> <p>このように2つの種類の法人を設けることによって、様々な団体（例えば、社員数が多数の団体から少数の団体まで）がその団体にふさわしい規律の法人を設立することが可能となる。</p>
<p><b>立法作業の状況</b></p>	<p>法務省では、平成8年10月、民事局内に、法人制度研究会を設け、営利法人への転換に関する問題を含む現行の公益法人制度の問題点や、中間法人制度を創設する場合に生じる法的な問題についての検討を開始した。同研究会における中間法人制度に関する検討の結果については、平成11年9月、報告書としてとりまとめられた。</p> <p>この報告書を受け、同月、法制審議会において審議が開始され、平成12年3月、同審議会の民法部会において「中間法人（仮称）制度の創設に関する要綱中間試案」（以下「中間試案」という）。が取りまとめられ、公表された。</p> <p>中間試案については、関係各界に対し意見照会がされ、同年9月から、中間試案に対して寄せられた意見等を踏まえた検討が再開され、平成13年2月16日に開催された法制審議会において「共同法人（仮称）制度の創設に関する要綱」が採択され、法務大臣に答申された。</p> <p>法制審議会の答申に基づき、法務省において、「中間法人法案」の立案作業が進められ、同法案は、平成13年3月13日、閣議決定の上、第151回国会に提出された。同法案は、同年5月29日衆議院法務委員会において、同月31日同院本会議において、それぞれ全会一致で可決された。また、同年6月7日参議院法務委員会において全会一致で可決され、さらに、同月8日同院本会議においても全会一致で可決され、成立した。</p> <p>中間法人法は、平成14年4月1日に施行された。</p>
<p><b>事業効果の発現状況</b></p>	<p>本立法により、従来法人格を取得する道を閉ざされていた非公益かつ非営利目的の団体が法人格を取得することが可能となった。</p> <p>なお、平成18年6月2日に成立した「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、中間法人法は廃止されたが、同法の制定による効果は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律によって継続して達成されている。</p>



## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	商法等の一部を改正する法律		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<p>企業の資金調達手段における間接金融から直接金融への移行，新規企業における資金調達の需要の増大，株式等の証券に係る店頭市場の整備等に伴い，企業の資金調達に関する環境整備が求められる中で，株式，社債，コマーシャル・ペーパー等について，資金調達の円滑化，流通性の確保，投資家の保護等の観点から，制度の見直しが求められてきた。</p> <p>また，コンピュータ・ネットワークの整備，IT革命と呼ばれる情報技術の革新等により，経済社会の高度情報化が急速に進展する中で，株主総会の運営，株主の議決権の行使，株主総会議事録等会社関係書類の保存，会社情報の開示等について，高度情報化に対応した効率的かつ確実な方法が求められてきた。</p>		
<b>立法の目的</b>	<p>会社法制（商法）の大幅な見直しの一環として，①会社の資金調達方法の改善を図るための株式制度の見直し，②高度情報化社会に対応するための会社関係書類の電子化に係る法制度の整備等を行う。</p>		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	<p>同法により，会社の資金調達の需要が拡大し，その方法が多様化している現状の下で，会社の円滑な資金調達が可能になり，また，新株発行に関する規制の緩和や種類株式の内容の拡大，新株予約権制度の創設等の株式制度の見直しにより，新規企業の育成がより促進されることとなると予想される。実際にも，ダイエーや日鉄商事などの経営再建に際して新たに認められた新型の種類株式が用いられる旨が報道されており，また，伊藤園が役員賞与・退職慰労金をすべて廃止し，ストック・オプション（新株予約権）に切り替えるなど，同法によって内容が拡大された種類株式及び新株予約権の利用は着実に拡大している。</p> <p>また，同法によって認められた会社関係書類の電子化等により，会社がその作成する書類を電磁的記録で作成し，株主が議決権を電磁的方法により行使すること等が可能となり，会社運営の合理化が図られ，株主の権利行使の機会がより一層に確保されると考えられる。</p> <p>実際にも，既に高島屋，ソニー，NTTドコモ，富士通などがその定時株主総会において電磁的方法による株主の議決権行使を認め，株主の利便性の増大等の成果が上がっているところである。</p>		
<b>具体的内容</b>	<p>1 株式制度の見直し</p> <p>(1) 新株予約権制度の新設</p> <p>ア 新株予約権の発行</p> <p>新株予約権とは，会社が発行する株式をあらかじめ定めた価格で取得することができる権利で，改正前の新株引受権付社債の新株引受権がこれに相当する。これまで，新株引受権付社債として，社債との組合せでなければ発行できないとされていたが，会社の資金調達手段の多様化を図るため，新株予約権の単独発行を認めることとし，その発行等の手続を整備した。</p> <p>イ スtock・オプション制度の改善</p> <p>ストック・オプションについて，次のような改善を行った。</p> <p>(ア) 各別に置かれていたストックオプションの規定を，新株予約権の有利発行として整理</p> <p>(イ) 付与対象者の制限（自社の取締役又は使用人に限る）の撤廃</p>		

	<p>(ウ) 株主総会の決議事項の簡素化（付与対象者の氏名等の決議を不要とする等）</p> <p>(エ) 付与できる株式数の制限（10分の1）の撤廃</p> <p>(オ) 権利行使期間の制限（10年間）の撤廃</p> <p>ウ 株式交換等における規定の整備 株式交換・株式移転に際して、完全子会社となる会社において新株予約権が発行されていた場合に、完全親会社となる会社へその新株予約権に係る義務の承継を認めることとし、株式交換・株式移転の実効性を確保することとした。</p> <p>エ 転換社債及び新株引受権付社債の規定の整理 新株予約権の単独発行を認めることに伴い、規定の整理を行った。</p> <p>(2) 種類株式制度の見直し</p> <p>ア 種類株式制度の弾力化 議決権を行使できる事項につき内容の異なる種類の株式の発行を認める等、会社の判断で株式の内容を定めることができる範囲を広げた。</p> <p>イ 種類株主総会の開催基準の弾力化 定款により、一定の事項（営業譲渡、利益処分等）について、種類株主総会の決議を要することを定めることができることとした。</p> <p>ウ 強制転換条項付株式 定款で転換の事由、条件等を定めておくことにより、会社側からある種類の株式から他の種類の株式へ強制転換することができる強制転換条項付株式を発行することを認めた。</p> <p>(3) 新株発行規制の見直し 株主総会における新株の有利発行の決議の有効期間を延長する等、新株の発行に関する規制を緩和し、会社の資金調達の円滑化を図った。</p> <p>2 会社関係書類の電子化等</p> <p>(1) 会社関係書類の電子化 定款や貸借対照表等の会社関係書類を電磁的記録により作成することができることを明定し、規定について整備した。</p> <p>(2) 会社・株主間における通知等の電子化 株主総会の招集通知等について、インターネット等を利用した電磁的方法により行うことができることとした。</p> <p>(3) 株主総会における議決権行使の電子化等 株主総会における株主の議決権行使について、書面投票制度及び電子投票制度を採用することができることとした。</p> <p>3 貸借対照表の公開方法 会社は、取締役会の決議をもって、貸借対照表又はその要旨の公告に代えて、貸借対照表の内容を、5年間、インターネットを利用した電磁的方法により開示する措置をとることができることとした。</p>
<p><b>立法作業の状況</b></p>	<p>平成13年1月、法務大臣から、法制審議会に対して、会社法制の見直しを行い、商法改正の要綱を示すように諮問がされた。</p> <p>諮問を受けた法制審議会は、同年4月、要綱の中間試案を取りまとめ、関係機関、団体等に個別の意見照会を行うとともに、広く一般に意見を求め、寄せられた意見を踏まえ、最終的な要綱の取りまとめのための審議を行い、同年9月、本法案のための要綱を取りまとめ、法務大臣に答申した。</p> <p>同法案は、閣議決定の上、第153回国会（臨時会）に提出され、国会での審議・採決を経て、平成13年11月28日、平成13年法律第128号として公布された（施行は平成14年4月1日）。</p>
<p><b>事業効果の発</b></p>	<p>本立法により、多様な資金調達の需要に対応した株式制度及び会社関係書類の電子</p>

**現状況**

化による会社運営の合理化が実現したところ、上記の法制度は実務に定着していると思われる。

なお、上記の法制度は、会社法（平成17年法律第86号）においても実質的に引き継がれており、本立法の効果は継続して達成されている。

## 立法作業シート

		立法所管部局	刑事局
<b>法律名</b>	刑法の一部を改正する法律		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<p>クレジットカード、プリペイドカードなど、コンピュータ処理のための電磁的記録を不可欠の構成要素とする支払用カードは、広く国民の間に普及し、今日では、通貨、有価証券に準ずる社会的機能を有するに至っている。近時、これら支払用カードの電磁的記録の情報を不正に取得してカードを偽造するなどの犯罪が急増しており、国際的な規模で、また、組織的に取行されることも少なくない現状にあった。</p> <p>ところが、改正前の刑法の規定においては、このような偽造カードの所持やカードの電磁的記録の情報の不正取得などの行為が犯罪化されておらず、この種事犯に対し適切な処罰を行うことが困難な状況にあるほか、その現に果たしている社会的機能の共通性にもかかわらず、適用される条項はカードの種類によって区々であり、その内容も有価証券等に関する罰則との均衡を欠くに至っているなど、これら支払用カードに対する不正行為に的確に対応できる法整備が必要となっていた。</p>		
<b>立法の目的</b>	<p>クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードの普及状況等にかんがみ、その社会的信頼を確保するため、代金又は料金の支払用のカードを構成する電磁的記録等の不正作出、所持、これらの電磁的記録の情報の不正取得等の行為についての処罰規定を整備する。</p>		
<b>立法による効果あるいは予</b>	<p>本法律の施行により、支払用カードに対する犯罪に的確に対応することが可能となり、同カードに対する社会的信頼の確保が図られることとなった。</p>		
<b>具体的内容</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支払用カード電磁的記録の不正作出等                      クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードを構成する電磁的記録（預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録も同様）につき、その不正作出、供用、譲渡し、貸渡し、輸入及び所持を処罰する。                      法定刑は、不正作出、供用、譲渡し、貸渡し及び輸入については10年以下の懲役又は100万円以下の罰金とし、所持については5年以下の懲役又は50万円以下の罰金とする。</li> <li>2 支払用カード電磁的記録不正作出の準備                      支払用カード電磁的記録不正作出の用に供する目的とする上記電磁的記録の情報の取得、提供、保管及び器械・原料の準備を処罰する。                      法定刑は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金とする。</li> <li>3 その他                      国外犯処罰規定等を整備する。</li> </ol>		
<b>立法作業の状況</b>	<p>平成12年9月8日、法務大臣から法制審議会に対し、「近時における支払用カードの偽造等に係る犯罪の実情にかんがみ、早急に、この種の犯罪に対処するため刑法を改正する必要がある」旨の諮問が発出され、12月18日、これに対する法制審議会答申を得た上、平成13年3月2日、本法律案を閣議決定を経て国会に提出した。本法律案は5月30日、参議院本会議において可決後、6月26日に衆議院本会議において可決されて成立し、7月4日、法律第97号として公布され、同月24日から施行された。</p>		
<b>事業効果の発現状況</b>	<p>本法律の施行により、支払用カードに対する犯罪に的確に対応することが可能となり、平成13年の施行から平成20年までに不正作出支払用カード電磁的記録供用罪等に</p>		

より、検察庁が通常受理した人員は2,363名となっており、また、日本クレジット協会の調査によれば、支払用カード不正使用被害額も、施行前の平成12年には約300億円であったものが、平成21年には約100億円に減少するなど、同カードに対する社会的信頼の確保が図られることとなった。

## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	商法等の一部を改正する法律		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<p>企業間の国際的な競争が激化した現代の社会経済情勢の下では、我が国の企業がその経営の効率性等を高めることによって、その競争力を強化する必要があり、各企業が自主的にその競争力の強化に資する経営を行うことができるよう、会社法制を見直す必要が生じてきた。</p> <p>そこで、取締役の権限の見直し等により機動的な意思決定を可能とする等の方策を講じることが必要とされ、それとともに、取締役会の監督権限を強化することや、情報開示を充実することも要請されてきた。</p> <p>また、近年、企業活動の領域が格段に広がり、欧米の株式市場への上場・公開等による国境を越えた資金調達、外国会社による日本子会社の設立等、企業活動の国際化が急速に進んでおり、我が国の法制度においても、国際的に遜色のない制度を創設し、経営手段の多様化を図る必要が生じてきた。</p> <p>このような社会経済情勢を背景として、株式会社等の経営手段の多様化及び経営の合理化を図るため、商法の見直しが課題となっていたものである。</p>		
<b>立法の目的</b>	<p>株式会社等の経営手段の多様化及び経営の合理化を図るため、委員会等設置会社の制度、重要財産委員会の制度、種類株主による取締役等の選解任の制度及び株券喪失登録制度を創設し、現物出資等における財産価格の証明制度を拡充するとともに、株主総会の特別決議の定足数を緩和する等の措置を講ずる。</p>		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	<p>委員会等設置会社制度又は重要財産委員会制度を採用することにより、大規模会社において、機動的な業務決定が行われることが期待される。新聞等の報道によれば、ソニー、東芝、日立製作所、西友、オリックスなどが委員会等設置会社への移行を表明しているほか、ホンダが重要財産委員会を設置することを表明している。</p> <p>また、種類株主による取締役等の選解任の制度により、ジョイント・ベンチャーとして合弁会社を設立することや、ベンチャー・キャピタルによるベンチャー企業への投資が行いやすくなることが期待される。</p>		
<b>具体的内容</b>	<p>1 機関関係の見直し</p> <p>(1) 委員会等設置会社制度の新設</p> <p>大規模株式会社について、監督と執行を分離した委員会等設置会社の制度の選択を可能とした。委員会等設置会社においては、取締役会の中に、構成員の過半数を社外取締役とする指名委員会、監査委員会、報酬委員会の三委員会を設け、取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行を担当する執行役を設け、取締役会が執行役に対して決議事項を大幅に委任することを可能とした。</p> <p>(2) 重要財産委員会制度の新設</p> <p>委員会等設置会社でない大規模株式会社が、社外取締役を選任している等の要件をみたしている場合には、取締役会が、その中に重要財産委員会を設け、これに重要な財産の処分や多額の借財等についての決定権限を委任することを可能とした。</p> <p>(3) 株主総会手続の簡素化・合理化</p> <p>議決権を有するすべての株主の同意がある場合には株主総会招集手続を省略することができるようにするとともに、定款の定めにより株主総会の特別決議の定足数を緩和することができるようにするなど、株主総会手続の簡素化・合理化を</p>		

	<p>行った。</p> <p>2 株式関係の見直し</p> <p>(1) 種類株主による取締役等の選解任制度の新設 取締役又は監査役の選解任を種類株主ごとに行うこととなる株式の発行を認めた。</p> <p>(2) 株券失効制度の新設 株券を喪失した株主が発行会社に喪失登録をする制度を創設し、喪失株券の再発行のための手続を整備した。</p> <p>3 計算関係、その他の見直し</p> <p>(1) 連結計算書類制度の新設 大規模株式会社について、連結計算書類の作成と定時株主総会での株主への報告を要求することとした。</p> <p>(2) 計算関係規定の省令委任 財産の価額の評価方法等についての規定を法務省令で定めることとした。</p> <p>(3) 現物出資等の目的財産の価格証明制度の拡充 現物出資等の際の検査役調査に代わるものとして、弁護士等の専門家による財産の価格の証明制度を拡充した。</p>
<p><b>立法作業の状況</b></p>	<p>平成13年1月、法務大臣から、法制審議会に対して、会社法制の見直しを行い、商法改正の要綱を示すように諮問がされた。</p> <p>諮問を受けた法制審議会は、同年4月、要綱の中間試案を取りまとめ、関係機関、団体等に個別の意見照会を行うとともに、広く一般に意見を求め、寄せられた意見を踏まえ、最終的な要綱の取りまとめのための審議を行い、平成14年2月、本法案のための要綱を取りまとめ、法務大臣に答申した。</p> <p>同法案は、閣議決定の上、第154回国会（通常会）に提出され、国会での審議・採決を経て、同年5月29日、平成14年法律第44号として公布された（施行日は平成15年4月1日）。</p>
<p><b>事業効果の発現状況</b></p>	<p>本立法により、株式会社の経営手段の多様化及び経営の合理化が図られたところ、上記の法制度は実務に定着していると思われる。上記の法制度は、会社法（平成17年法律第86号）においても実質的に引き継がれており、本立法の効果は継続して達成されている。</p> <p>なお、法務大臣は、平成22年2月24日の法制審議会総会において会社法制の見直しを諮問しており、これを受けて法制審議会会社法制部会において、企業統治の在り方をテーマの一つとして調査・審議がされている。</p>

## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<p>建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）の主要な適用対象である分譲マンションは、国土交通省によれば、現在までに約400万戸に達すると推計されており、この分譲マンションの増加に伴って建物の管理等をめぐる紛争も増加して、その管理の充実を図る必要があるとの観点から、問題点や見直しの方向についての指摘・提言が多方面からされていたところである。</p> <p>また、建築時から相当年数を経過した分譲マンションも増加の一途をたどっており、国土交通省の推計によれば、築後年数が30年を超えるものの数は平成12年度末の時点で約12万戸であり、平成22年には約93万戸に達するとされており、このように老朽化の進んだマンションが増加する状況において、これまでの区分所有法の下ではその円滑な建替えを実施することが困難であり、近い将来建替えが重大な社会問題になるとの指摘もされていた。</p> <p>このような情勢を背景として、区分所有建物の建替えの実施の円滑化及びその管理の充実等の観点からの区分所有法の見直しが重要な課題となっていたものである。</p>		
<b>立法の目的</b>	最近における区分所有建物に関する建替え及び管理の実情等にかんがみ、その建替えの実施の円滑化及びその管理の充実等を図るため、必要な措置を講ずる。		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	<p>共用部分の変更について、その形状又は効用の著しい変更を伴うものに限り、4分の3以上の特別多数決議を要することとした結果、共用部分の著しい変更を伴わないが多額の費用を要する大規模修繕の決議要件が、これまでの4分の3以上の特別多数決議から過半数の普通決議に緩和され、大規模修繕の円滑な実施が可能となるなど、管理の充実に関する各改正規定は、区分所有建物の円滑な管理に資すると予想される。</p> <p>また、区分所有建物の建替え決議の要件が5分の4以上の特別多数決議のみとされたことにより、これまでのいわゆる「費用の過分性」の要件をめぐる紛争を防止することが可能となるなど、建替えの実施に関する各改正規定は、区分所有建物の建替えの円滑な実施に資すると予想される。</p> <p>このように、区分所有法の一部改正による社会的影響は大きいものとする。</p>		
<b>具体的内容</b>	<p>1 建物の区分所有等に関する法律の一部改正関係</p> <p>(1) 区分所有建物の管理の充実に関する措置</p> <p>ア 共用部分の変更（大規模修繕等の決議要件の緩和） 共用部分の変更は、その形状又は効用の著しい変更を伴うものに限り、4分の3以上の特別多数決議で決するものとした。その結果、共用部分の著しい変更を伴わない大規模修繕の決議要件が過半数の普通決議に緩和された。</p> <p>イ 管理者等の権限の拡充 管理者等は、共用部分等について生じた損害賠償金等の請求及び受領に関し、区分所有者を代理し、また、区分所有者のために、原告又は被告となることができることとした。</p> <p>ウ 管理組合の法人格取得のための人数要件の撤廃</p> <p>エ 規約、議事録の作成及び保存、集会の議決権の行使等の電子化（IT化）</p> <p>オ 復旧決議に係る買取指定者の制度の創設</p>		



	<p>復旧決議があった場合において、復旧決議に賛成しなかった区分所有者が有する自己の専有部分等の買取請求権の行使の相手方を、決議賛成者の全員の合意で指定することができることとした。</p> <p>(2) 区分所有建物の建替えの実施の円滑化に関する措置</p> <p>ア 建替え決議の要件の合理化及び手続の整備</p> <p>建替え決議の要件について、現行法で要求されている費用の過分性の要件を撤廃して、5分の4以上の特別多数決議のみとするとともに、新旧建物の敷地の同一性の要件を緩和し、使用目的の同一性の要件を撤廃して、合理化した。また、集会の招集通知の発出時期の前倒し（少なくとも2か月前）、通知事項の拡充、説明会開催の義務付け等、建替え決議の手続の整備を行った。</p> <p>イ 団地内の建物の建替え承認決議の制度の創設</p> <p>団地内の特定の建物と敷地を共通にする団地管理組合の4分の3以上の特別多数による承認の決議を得たときは、当該建物の建替えができることとした。</p> <p>ウ 団地内の建物の一括建替え決議の制度の創設</p> <p>敷地を共通にする団地管理組合の全区分所有者及び議決権の各5分の4の多数決（ただし、各棟の3分の2以上が賛成している場合に限る。）で一括建替えができることとした。</p> <p>2 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正関係</p> <p>建物の区分所有等に関する法律の一部改正により、建替え決議における敷地の同一性の要件が緩和され、また、団地内の建物の一括建替え決議の制度が創設されたことに伴う所要の規定の整備等（マンション建替事業の施行の手続の整備等の措置）を行った。</p>
<p><b>立法作業の状況</b></p>	<p>平成13年2月、法務大臣の諮問機関である法制審議会において、法務大臣から「区分所有建物の管理の適正化、その建替えの実施の円滑化等の観点から、建物の区分所有等に関する法律を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問（諮問第50号）がされた。この諮問を受けて法制審議会が設置した「建物区分所有法部会」では、区分所有法の見直しに関する検討作業を進め、平成14年3月には、それまでの同部会の審議の結果を「建物区分所有法改正要綱中間試案」として取りまとめ公表し、関係各界への意見照会やパブリック・コメント手続を実施した。同部会では、これらの手続により得られた意見をも参考にしつつ更に議論を重ね、同年8月、「建物の区分所有等に関する法律の一部を改正する法律案要綱案」を策定し、その後の同年9月3日には、法制審議会総会において、この要綱案を基に「建物の区分所有等に関する法律の一部を改正する法律案要綱」を決定し、法務大臣への答申を行った。</p> <p>法制審議会の答申に基づき、法務省において、区分所有法の一部改正案を立案し、国土交通省が所管するマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正案と併せて、両省において、「建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案」を立案することになった。</p> <p>同法案は、平成14年10月18日、閣議決定を経て第155回国会に提出され、同年11月19日に衆議院で、同年12月4日に参議院で、いずれも賛成多数で原案どおり可決され、同月11日、平成14年法律第140号として公布された（施行日は平成15年6月1日）。</p>
<p><b>事業効果の発現状況</b></p>	<p>建替え決議要件については、平成19年度から平成20年度にかけて、法務省において、国土交通省との密接な連携の下、老朽化マンションの実態調査を行ったところ、改正後における区分所有法上の建替え決議要件がマンションの建替え実施を阻害しているとの実態は認められなかった。</p> <p>なお、同実態調査の結果からすれば、建替えの円滑な促進のためには、建替え決議</p>

要件の緩和よりも，いわゆる既存不適格物件<sup>※</sup>の問題や，建替え事業に対する公的な助成などの公的な環境整備を望む声が大きかった。

---

※ 建築後の法令の改正，都市計画変更等によって現行法に対して不適格な部分が生じた建物のこと。建替え等を行う際には，原則として，建替え等を実施した時点の法令に適合するよう建築しなければならず，建替え等の阻害要因になっていると考えられている。

## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	会社更生法		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<p>大規模な株式会社の再建型倒産処理手続を定めた会社更生法は、昭和27年に制定されて以来、昭和42年に一部改正がされたものの、その後は、実質的な見直しがされることなく今日に至っていた。</p> <p>近時、再建型倒産処理手続についての基本法である民事再生法が制定・施行され、そのスピードと柔軟性が評価されて、大規模な株式会社が民事再生手続を利用する例も少なからず見られるようになり、民事再生法に存在する制度を会社更生法に導入すべきであるとの要請や、民事再生手続と比べて重厚長大で手続に時間がかかりすぎるといふ会社更生手続の短所を克服すべく、会社更生手続を迅速化すべきであるとの要請が強まることとなった。</p> <p>また、上場企業等の大規模株式会社が倒産状態に陥る事案が激増し、会社更生手続、民事再生手続といった法的倒産処理手続のみならず、私的整理も含めて、その処理の過程で、早期の営業譲渡、会社分割など、これまでにない様々な倒産処理の手法が用いられたり、社債を発行していた企業の倒産処理の過程で社債権者の取扱いが問題になるなど、新たな実務上の問題点が生じていた。</p> <p>このような事情等から、経済的に苦境にある大規模な株式会社の迅速かつ円滑な再建を可能とするため、会社更生手続について、迅速化及び合理化を図るとともに、再建手法を強化して、現代の経済社会に適合した機能的なものに改めることが、重要な課題となっていたものである。</p>		
<b>立法の目的</b>	<p>経済的に苦境にある大規模な株式会社の迅速かつ円滑な再建を可能とするため、旧「会社更生法」を全面改正して、会社更生手続について、迅速化及び合理化を図るとともに、再建手法を強化して現代の経済社会に適合した機能的なものに改める。</p>		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	<p>会社更生手続の迅速化及び合理化を図るとともに再建手法を強化して、これを現代の経済社会に適合した機能的なものに改めることにより、早期かつ迅速に事業の再建を図ることが可能となり、大規模株式会社の倒産による社会的損失が最小限にとどめられ、倒産企業の事業価値が維持されることとなる。</p>		
<b>具体的内容</b>	<p>1 手続の迅速化</p> <p>(1) 手続の開始要件の緩和 旧法の手続開始要件のうち、「更生の見込み」の有無という裁判所による経営的判断を要するものを不要とすることとした。</p> <p>(2) 更生計画案の提出時期の限定 更生計画案の提出時期を更生手続開始の決定の日から原則として1年以内とすることとした。</p> <p>(3) 担保権の目的である財産の価額の争いについて簡易な決定手続の創設 更生担保権に係る担保権の目的の価額について、専ら決定手続により確定させる制度を設けることとした。</p> <p>(4) 更生計画案の可決要件の緩和 更生計画の早期成立を図るため、更生計画案の可決要件を緩和することとした。</p> <p>(5) 手続の終結時期の早期化 手続終結の遅延を防止するため、更生計画上の債権の総額の3分の2が遅滞な</p>		

く弁済された場合には、更生手続を原則として終結することとした。

## 2 手続の合理化

- (1) 東京地裁及び大阪地裁の競合管轄の創設  
専門的な処理体制の整った東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に更生事件についての全国的な競合管轄を認めることとした。
- (2) 事件関係書類の閲覧・謄写規定の整備  
手続の透明性確保のため、事件関係書類の閲覧・謄写規定を整備した。
- (3) 更生債権者委員会等の制度の創設  
更生債権者等の意思を更生手続に反映させる途を拡大するため、更生債権者委員会等の制度を設けることとした。
- (4) 社債権者の手続参加規定の創設  
社債権者について議決権行使の申出の制度を設け、この申出をしない社債権者の議決権を更生計画案の可決要件の母数から控除することとした。
- (5) 財産評定及び担保権の評価の基準の明確化  
財産評定及び更生担保権に係る担保権の目的の評価の基準を改めて、更生手続開始時における時価とすることとした。
- (6) 更生計画による弁済期間の上限の短縮  
現代の経済社会の実情に適合するように、更生計画による更生債権等の弁済期間の上限を20年から15年に短縮することとした。
- (7) 書面等投票の制度の創設  
議決権者の議決権行使の機会を実質的に保障するため、書面等による議決権の行使を認める制度を設けることとした。

## 3 再建手法の強化

- (1) 包括的禁止命令の制度の創設  
保全段階の手続の円滑な進行を図るため、更生会社の財産に対する強制執行等を一律に禁止する包括的禁止命令の制度を設けることとした。
- (2) 保全管理人の行為により生じた請求権の共益債権化  
保全段階の事業継続を円滑にするため、保全管理人がその権限に基づいてした行為により生じた請求権は、当然に共益債権になるものとした。
- (3) 経営責任のない取締役等は管財人等に選任できることの明確化  
更生会社の取締役等であっても、経営責任がない者は管財人等に選任することができる旨を明確化することとした。
- (4) 更生計画認可前の営業譲渡の制度を創設  
債権者からの意見聴取等を踏まえた裁判所の許可を得ることにより、更生手続開始後の早期の段階（更生計画成立前）において営業譲渡を許容する制度を設けることとした。
- (5) 担保権消滅制度の創設  
担保付物件の早期売却等を可能とするため、担保目的物の価額に相当する金銭を裁判所に納付することにより、担保権を消滅させることができる制度を設けることとした。
- (6) 更生計画により発行される社債の償還期限の自由化  
再建の一手段としての社債の発行の活用を図るため、社債は有価証券として流通性が強化されていることから、その償還期限の制限を撤廃することとした。

## 立法作業の状況

平成8年10月、法務大臣から、法制審議会に対して、倒産法制の見直しについて諮問がされ、諮問を受けた法制審議会は、倒産法部会を設け、同部会において審議を開始した。審議の成果として、これまで、「民事再生法」、個人再生手続の特則を設ける「民事再生法等の一部を改正する法律」、国際倒産事件に対応する「外国倒産処理手続の承認援助に関する法律」が制定されてきたが、会社更生法の改正については、平成13年3月から審議が開始され、平成14年2月、「会社更生法要綱試案」を取りまとめ、

	<p>関係機関，団体等に個別の意見照会を行うとともに，広く一般に意見を求め，寄せられた意見を踏まえて，更に審議を行い，同年9月，法制審議会総会において，「会社更生法改正要綱」を取りまとめ，法務大臣に答申した。</p> <p>会社更生法案は，閣議決定の上，第155回国会（臨時会）に提出され，国会での審議・採決を経て，同年12月13日，平成14年法律第154号として公布された（施行日は平成15年4月1日）。</p>
<p><b>事業効果の発 現状況</b></p>	<p>平成8年から始まった倒産法制の全面的見直し作業が，平成18年特別清算の見直しにより完成した。会社更生法の改正も，一連の倒産法改正の一環であり，民事再生，会社更生，破産という3つの独立した手続を用意し，そのどれをとるかを申立人の選択にゆだねるとともに，その後の事情によって，他の手続によるほうが関係人全体の利益により良く適合することが判明したときのために，他の手続に移行する道を開いたと評価されている（事業再生と債権管理No. 105参照）。</p> <p>また，会社更生事件は，平成20年，21年と新受件数が増加しており，改正により東京地裁・大阪地裁の管轄を広く認めていることに伴い，平成21年の新受件数36件のうち36件が東京地裁に申し立てられ，専門的な体制を整えた裁判所の下で処理されるといふ改正法の趣旨に沿った運用がされている。</p>

## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<p>民法の担保物権の規定は、明治29年に制定されて以来、昭和46年に根抵当権に関する規定が新設されたほかには、大きな改正が行われてこなかった。そのため、従前の法制は、複雑化・多様化した現代の社会・経済の実情に適応しなくなっており、早急に見直す必要があると指摘されるに至っていた。</p> <p>一方、不動産競売制度に関しては、不良債権の迅速処理等の観点から、平成8年及び平成10年に議員立法による改正が行われたが、なお、執行妨害対策のさらなる強化等の必要性が指摘されていた。</p>		
<b>立法の目的</b>	<p>抵当権等の担保物権の内容及びその実行手続を社会経済情勢の変化に対応させ、民事執行制度について権利実現の実効性を確保することを目的とする。</p>		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	<p>抵当権について、その権利の内容（民法）及び実行手続（民事執行法）の両面から見直しを行った結果、不動産競売における執行妨害対策が強化され、競売手続の迅速・円滑化が図られるとともに、抵当権の実行方法の1つとして担保不動産収益執行を選択することも可能となった。これにより、不良債権処理の一層の加速が期待される。</p> <p>さらに、労働債権に係る先取特権の拡充、養育費等の履行確保のための強制執行の特例の創設などにより、勤労者・経済的弱者にとっても、権利実現の実効性が高められた。</p>		
<b>具体的内容</b>	<p>1 主として担保法制に関する事項</p> <p>(1) 雇用関係の先取特権 民法308条が規定する先取特権によって担保される労働債権の種類及び範囲を商法の規定と同内容に拡大している。</p> <p>(2) 債権質の設定と債権証書の交付 証券的債権以外の指名債権を質権の目的とする場合に、その債権につき債権証書があるときでも、証書の交付を質権設定の効力要件とはしないこととしている。</p> <p>(3) 担保不動産収益執行 担保権者が担保不動産の収益から優先弁済を受けるための強制管理類似の手続として、担保不動産収益執行の手続を創設している。</p> <p>(4) 抵当権消滅請求 てき除制度について、抵当権実行前のでき除権者への通知義務及び増価買受義務を廃止するなどの見直しを行うとともに、「抵当権消滅請求」という平易な用語に改めている。</p> <p>(5) 一括競売 抵当権設定後に抵当地に建物が築造された場合には、抵当権設定者以外の者がその建物を築造した場合であっても、建物所有者が抵当地について抵当権者に対抗することができる権利を有する場合を除き、土地の抵当権者が建物も一括して競売することができることとしている。</p> <p>(6) 賃貸借に対する抵当権の効力 短期賃貸借制度を廃止し、抵当権に後れる賃貸借は、その期間の長短にかかわらず、抵当権者及び競売における買受人に対抗することができないこととする一</p>		

方、抵当権者に対抗することができない賃貸借により建物を占有する者に対し、6か月の明渡猶予を与える制度を創設している。

(7) 根抵当権の元本確定

現行民法が定める「担保スベキ元本ノ生ゼザルコトト為リタルトキ」という元本確定事由は削除する一方、元本確定期日の定めがある場合を除き、根抵当権者が元本の確定を請求すると、その請求の時に元本が確定することとしている。

2 主として執行法制に関する事項

(1) 民事執行法上の保全処分の強化

売却のための保全処分等の発令要件を緩和し、すべての種類の保全処分につき、不動産の価格減少の程度が著しいものであることを要しないこととしている。また、保全処分の相手方である占有者を特定することを困難とする特別の事情がある場合には、相手方を特定しないで保全処分を発令することができることとしている。

(2) 競売不動産の内覧

執行官が、競売不動産の内覧（買受希望者を不動産に立ち入らせて見学させる手続）を実施する制度を創設している。

(3) 差押禁止動産

差押禁止金銭の範囲について、標準的な世帯の1か月の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭とあるのを2か月に拡大する一方、差押えが禁止される食料及び燃料の範囲について、債務者等の生活に必要な2か月の食料及び燃料とあるのを1か月に縮小している。

(4) 養育費等の履行確保

債権者が養育費その他の扶養義務等に係る定期金債権を有する場合において、期限が到来したのに支払われていない分があるときは、期限が到来していない分の定期金についても一括して、給料その他継続的給付に係る債権に対する強制執行を開始することができることとしている。

(5) 不動産の明渡執行の実効性の向上

民事保全法上の占有移転禁止の仮処分命令を発する場合や、不動産の引渡し又は明渡しの請求権についての債務名義につき承継執行文を付与する場合についても、債務者を特定することが困難である場合に債務者を特定しないで発令等を行うことができることとしている。

(6) 間接強制

間接強制の適用範囲を拡張し、物の引渡債務や代替的な作為債務及び不作為債務についても、間接強制を認めることとしている。

(7) 動産競売

目的動産の任意提出等がない場合であっても、執行裁判所の許可がされることにより動産競売を開始することができることとし、その場合には執行官が目的動産の捜索を行うことができることとしている。

(8) 財産開示

債務名義を有する債権者又は一般先取特権者の申立てにより、裁判所が財産開示手続の実施決定をして債務者を呼び出し、非公開の期日において、債務者に宣誓の上で自己の財産について陳述させる手続を創設している。

立法作業の状況

平成13年2月16日、法務大臣の諮問機関である法制審議会において、法務大臣から、「社会・経済情勢の変化への対応等の観点から、抵当権その他の担保権及びその実行としての執行手続に関する法制の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問（諮問第49号）がされた。この諮問を受けて法制審議会が設置した「担保・執行法制部会」は、同年5月から、この諮問事項についての審議を開始した。

その後、同年6月18日、法務大臣から、法制審議会に対し、「権利実現の実効性をよ

	<p>り一層高めるという観点から、民事執行制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい」という諮問（諮問第53号）が新たに発せられ、この諮問事項についても、担保・執行法制部会で審議が行われることとなった。</p> <p>担保・執行法制部会は、これらの2つの諮問事項につき審議を続け、平成14年3月19日、それまでの審議の結果を「担保・執行法制の見直しに関する要綱中間試案」として取りまとめて公表し、関係各界への意見照会やパブリック・コメント手続を実施した。同部会は、その結果等を踏まえてさらに検討を進め、平成15年1月28日、「担保・執行法制の見直しに関する要綱案」を決定し、その後の同年2月5日には、法制審議会総会において、同案のとおり「担保・執行法制の見直しに関する要綱」が決定され、法務大臣への答申が行われた。</p> <p>法務省では、法務大臣に答申された要綱に基づき、民法、民事執行法等の立案作業が進められ、平成15年3月14日の閣議決定を経て、同日、「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案」が、第156回国会に提出された。</p> <p>同法律案については、抵当権に対抗することができない建物賃借人に対する明渡猶予の期間を3か月から6か月に改めることなどを内容とする修正案が提出され、同年6月24日、衆議院で賛成多数により修正議決され、同年7月25日、参議院でも賛成多数により可決され、同年8月1日、平成15年法律第134号として公布された。改正法は、その公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定めることとされていたところ、同年12月9日の閣議において、その施行日を平成16年4月1日とする政令が制定され、平成15年12月12日、公布された。</p>
<p><b>事業効果の発 現状況</b></p>	<p>民事執行法上の保全処分の強化及び短期賃貸借制度の廃止等もあって、本法律施行後、執行実務家からも執行妨害が減少したという指摘がされており（新民事執行実務4号45ページ）、執行妨害対策が強化されたと評価されている。執行妨害の減少及び平成16年の法改正により、不動産執行事件の処理が迅速化され、不動産執行事件の未済事件数は、平成16年以降、順調に減少し、既済事件の処理期間も8割以上が1年以内に終了するなど短縮化が図られた。また、不動産競売事件の売却率も、改正法施行前の平成15年には、全国平均62.9パーセント（東京地裁で87パーセント、大阪地裁で80パーセント）であったものが、平成17年には75.8パーセント（東京地裁で98パーセント、大阪地裁で94パーセント）となり、その後も、高水準で推移しており、不良債権処理の迅速化に貢献している。</p> <p>養育費その他の扶養義務に係る定期金債権についての強制執行は、東京地裁では、年間150件を超える数の申立てがされており、養育費等の履行の確保手続の簡素化により、経済的弱者にとっての権利実現の実効性が高まった。</p> <p>財産開示手続は、全国で、平成17年は1,182件、平成18年は789件、平成19年は663件、平成20年は884件、平成21年は893件と、順調に利用されている。</p> <p>以上のことから、本法律の成立、施行による所期の効果は上がっているものと考えられる。</p>



## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	民事訴訟法等の一部を改正する法律		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<p>現行の民事訴訟法は、民事訴訟を国民に利用しやすく、分かりやすいものとする等のために、平成8年に制定されたものであるが、近年の社会情勢の変化等に伴う民事紛争の複雑・多様化を踏まえ、民事裁判の一層の充実及び迅速化が求められていた。例えば、争点が多数であるような複雑な事件やその解決のために専門的な知見を要する事件が増加しており、これらの事件への対応を強化する必要があるとの指摘がされていた。</p> <p>このような情勢を背景として、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点からの民事訴訟法の見直しが重要な課題となっていたものである。</p>		
<b>立法の目的</b>	民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、司法制度改革の一環として、民事裁判の充実・迅速化を図るため、民事訴訟手続を改善する。		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	民事訴訟における計画審理の推進、提訴前の証拠収集等の手続の拡充、専門的知見を要する事件への対応強化のための専門委員制度の創設、特許権等に関する訴えの管轄の専属管轄化、少額訴訟の訴額の上限額の引上げなど、司法制度改革審議会意見書において提言された民事裁判の迅速化、専門訴訟への対応強化等のための所要の改正を行うことにより、国民の期待に応えうる司法の制度的基盤が整備され、より適正かつ迅速な司法的救済が得られるようになることが期待される。		
<b>具体的内容</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画審理の推進 裁判所及び当事者には訴訟手続の計画的な進行を図る責務があることを明らかにするとともに、裁判所は、複雑な事件等について、当事者双方との協議の結果を踏まえて、審理の計画を定めなければならないこととした。</li> <li>2 訴えの提起前における証拠収集手続の拡充 当事者が訴えの提起前に必要な証拠や情報を入手することができるようにするため、訴えの提起前においても、相手方に対して照会をすることができる手続及び文書の所持者に対して文書の送付を嘱託することなどができる手続を設けるなど、訴えの提起前における証拠収集手続を拡充することとした。</li> <li>3 専門委員制度の創設 医事関係事件や建築関係事件等の審理において医療・建築等についての専門的な知見が問題となる場合において、専門家に専門委員として訴訟手続への関与を求め、必要な説明を聴くことができることとする専門委員制度を設けることとした。</li> <li>4 特許権及び実用新案権等に関する訴えの専属管轄化 特許権及び実用新案権等に関する訴えについて、第一審の管轄を東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に、控訴審の管轄を東京高等裁判所に専属化することなどにより、裁判所の専門的処理体制の一層の強化を図ることとした。</li> <li>5 少額訴訟に関する特則を適用することができる事件の範囲の拡大 少額訴訟に関する特則を適用することができる事件の範囲を定める訴額の上限額を30万円から60万円に引き上げることとした。</li> </ol>		
<b>立法作業の状況</b>	司法制度改革審議会意見書の提言を受けて、法務大臣の諮問機関である法制審議会では、民事・人事訴訟法部会を設置して、平成13年9月から民事訴訟法の見直しのための検討を開始した。同部会は、平成14年6月に「民事訴訟法改正要綱中間試案」を		

	<p>公表し、パブリック・コメント手続に付して広く国民の意見を求めるとともに、その結果を踏まえて更に検討を行った。その結果、平成15年1月には、同部会において「民事訴訟法の一部を改正する法律案要綱案」が決定され、同年2月には法制審議会（総会）において「民事訴訟法の一部を改正する法律案要綱」が決定され、法務大臣に答申された。</p> <p>この要綱に基づいて立案された「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」は、平成15年3月4日に閣議決定されて提出され、国会での審議・採決を経て、同年7月16日、平成15年法律第108号として公布された（施行日は平成16年4月1日）。</p>
<p><b>事業効果の発現状況</b></p>	<p>民事訴訟事件（通常事件）地方裁判所第一審の平均審理期間については、平成17年の平均審理期間が8.4か月であったところ、毎年短縮しており、平成20年度は6.5か月となっている。これは、民事裁判の迅速化、専門訴訟への対応強化等を目的とする本改正が大きく寄与しているものと考えられる。</p> <p>特に、専門委員に関する改正によって、専門委員が鑑定以外に専門的知見を得る手段としても積極的に活用されており、専門委員が指定された事件の終局状況について、東京地裁では和解率が約7割と、専門委員が指定されていない事件と比較すると高い割合となっていると評価されている。このように、専門委員に関する改正に対しては高い評価がされている。今後、ますます専門的な事件が増加することが見込まれるなかで、専門委員の積極的な活用の重要性が指摘されている（以上、判例タイムズNo.1301・37ページ参照）。</p> <p>また、特許権及び実用新案権等に関する訴えの専属管轄化によって、専門部を有する東京・大阪各地裁への事件集中が、審理の迅速化に貢献していると認められるとの評価もされている（最高裁事務総局編「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（分析編）」73ページ参照）。</p> <p>さらに、少額訴訟に関する改正について、平成15年の少額訴訟の新受件数は約1万8,000件であったのが、平成16年以降、毎年、少額訴訟の新受件数は2万件を超えている。これを見ても、本改正によって、少額訴訟がより国民に身近で利用しやすい制度となったといえる。</p>

## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	人事訴訟法		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<p>離婚、認知等の人事訴訟については、従来、家庭裁判所で調停が行われ、これが不成立となると地方裁判所に訴えを提起することとされており、手続が国民に分かりにくいとの指摘がされていた。また、人事訴訟の手続についても、明治31年に制定された旧人事訴訟手続法の規律を改めて、より適正かつ迅速な審理を可能にする必要があると指摘されていた。</p> <p>このような情勢を背景として、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点からの人事訴訟手続法の見直しが重要な課題となっていたものである。</p>		
<b>立法の目的</b>	<p>民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、司法制度改革の一環として、家庭裁判所の機能の拡充による人事訴訟の充実及び迅速化を図るため、人事訴訟に関する手続について、旧人事訴訟手続法に代わる新たな法律を制定する。</p>		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	<p>人事訴訟の家庭裁判所への移管や参与員制度の拡充など、司法制度改革審議会意見書において提言された家庭裁判所の機能の充実等のための所要の改正を行うことにより、国民の期待に応えうる司法の制度的基盤が整備され、より適正かつ迅速な司法的救済が得られるようになることが期待される。</p>		
<b>具体的内容</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事訴訟の家庭裁判所への移管 離婚、認知等の人事訴訟の第一審の管轄を地方裁判所から家庭裁判所に移管するとともに、これと密接に関連する損害賠償訴訟を家庭裁判所で併せて審理することができることとした。</li> <li>2 家庭裁判所調査官制度の拡充 離婚訴訟における親権者の指定や養育費、財産分与等の申立てについて、家庭裁判所調査官の調査を活用することができることとした。</li> <li>3 参与員制度の拡充 人事訴訟の審理及び裁判に国民の良識を反映させるため、国民の中から選任された参与員の関与を求め、その意見を聴くことができることとした。</li> <li>4 人事訴訟手続の見直し 当事者尋問等について憲法が定める範囲内において公開停止の要件及び手続を明確に規定することや、裁判上の和解により離婚又は離縁をすることができるようにすることなど、人事訴訟手続を全面的に見直すこととした。</li> </ol>		
<b>立法作業の状況</b>	<p>司法制度改革審議会意見書の提言を受けて、法務大臣の諮問機関である法制審議会では、民事・人事訴訟法部会を設置して、平成13年9月から人事訴訟手続法の見直しのための検討を開始した。同部会は、平成14年8月に「人事訴訟手続法の見直し等に関する要綱中間試案」を公表し、パブリック・コメント手続に付して広く国民の意見を求めるとともに、その結果を踏まえて更に検討を行った。その結果、平成15年1月には、同部会において「人事訴訟法案要綱案」が決定され、同年2月には法制審議会（総会）において「人事訴訟法案要綱」が決定され、法務大臣に答申された。</p> <p>この要綱に基づいて立案された「人事訴訟法案」は、平成15年3月4日に閣議決定されて提出され、国会での審議・採決を経て、同年7月16日、平成15年法律第109号として公布された（施行日は平成16年4月1日）。</p>		

**事業効果の発  
現状況**

人事訴訟事件は、調停前置主義が採られているところ、調停が不調になった場合、同じ家庭裁判所で人事訴訟を提起することができることとして、管轄裁判所の一元化が図られたため、手続が国民に分かりやすく利用しやすいものとなった。

家庭裁判所調査官に対する調査命令は、離婚事件について、平成20年は676件、平成21年は774件が発令され、子の監護状況や子の意向について調査が行われており、改正の趣旨に則った運用がされている。

参与員は、離婚事件のうち、平成20年は502件、平成21年は531件について関与が認められており、証拠調べの立会などにより、国民の良識が審理及び裁判に反映されている。

以上のとおり、人事訴訟法の制定により、家庭裁判所の機能が拡充され、国民の良識が反映される仕組みができ、適正かつ迅速な司法救済が図られている。

## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	破産法		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<p>旧破産法は、大正11年に制定された後、昭和27年にアメリカ法の影響のもとに免責制度を導入する等の部分的な改正が行われた以外には、特段の見直しがされることなく現在に至っていた。</p> <p>しかし、この間の社会経済情勢の変化は著しく、特に近年は、いわゆる消費者破産事件が激増していた。また、債権者数が極めて多数で、負債総額も多額に上るといった企業破産事件の増加も目立っていた。</p> <p>このような状況の下で、旧破産法が定める破産手続に対しては、主として事業者の破産を想定しているため、消費者破産に対する手続的な手当が十分でないとの批判や、大規模な破産事件に備えた手続の特例が設けられていないとの批判がされていた。また、破産手続が開始された場合の各種の法律関係の取扱いや各種の債権の優先関係等にかかわる倒産実体法の分野における見直しも必要であるとの指摘もされていた。</p>		
<b>立法の目的</b>	破産した債務者の財産の適正かつ公平な清算を目的とする破産手続について、迅速化及び合理化を図るとともに手続の公正さを確保し、利害関係人の権利関係の調整に関する規律を現代の経済社会に適合したものに改める。		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	破産手続について、迅速化及び合理化を図るとともに手続の公正さを確保し、利害関係人の権利関係の調整に関する規律を現代の経済社会に適合したものに改めることにより、①迅速かつ公平な清算手続の保障、②破産会社の労働者の生活の確保、③個人の債務者の再起の支援という経済社会のセーフティネットが確立されることが期待される。		
<b>具体的内容</b>	<p>1 破産手続全体の見直し</p> <p>(1) 手続の迅速化及び合理化</p> <p>ア 管轄裁判所の拡大 親子会社、会社と代表者等の事件の一体処理を可能とするため管轄裁判所を拡大することとした。 大規模事件のうち、債権者数が1,000人以上のものには、専門的な処理体制の整った東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に全国的な競合管轄を認め、債権者数500人以上のものには、高等裁判所所在地の地方裁判所に競合管轄を認めることとした。</p> <p>イ 破産債権の調査・確定手続の簡素・合理化 破産債権の調査について、現行法の期日方式に加えて期間方式をも導入し、事案に応じた適切な処理を可能とすることとした。 破産債権の確定について、決定による確定手続（破産債権査定決定の制度）を導入することとした。</p> <p>ウ 債権者集会の任意化と書面等投票制度の導入 債権者集会の開催を任意化し、事案に応じた適切な処理を可能とすることとした。 議決権者の議決権行使の機会を実質的に保障するため、書面等による議決権の行使を認める制度を設けることとした。</p> <p>エ 労働債権に対する許可弁済の制度の創設</p>		

労働債権者の生活の維持を図るため、配当の前であっても、裁判所の許可によって労働債権者に弁済することができる制度を設けることとした。

オ 破産管財人の任意売却に伴う担保権消滅請求の制度の創設

担保物件の換価方法を多様化するため、破産管財人が担保物件を任意売却する際に、裁判所に担保権の消滅を請求することができる制度を設けることとした。

(2) 手続の公正さの確保

ア 包括的禁止命令・保全管理命令等の導入など保全処分の拡充

保全段階における債権者間の平等を図るため、債務者の財産に対する強制執行等を一律に禁止する包括的禁止命令や保全管理人による債務者の財産の管理を命ずる保全管理命令の制度を設けることとした。

イ 事件関係書類の閲覧・謄写手続の整備

手続の透明性確保のため、事件関係書類の閲覧・謄写手続を整備することとした。

ウ 債権者委員会の制度の創設

破産債権者の意思を破産手続に反映させる途を拡大するため、債権者委員会の制度を設けることとした。

エ 破産者の重要財産開示義務を創設

破産者の説明義務を強化するため、破産者に対し、その有する不動産、現金、有価証券等の内容を記載した書面を裁判所に提出しなければならない義務を課すこととした。

オ 破産会社の役員責任査定決定の制度を導入

破産会社の役員に対する責任の追及を容易にするため、決定による損害賠償請求権の査定の制度（役員責任査定決定の制度）を導入することとした。

2 個人の破産・免責手続の見直し

(1) 自由財産（破産者が自ら管理処分し得る財産）の範囲の拡張

破産者の経済生活の再生に資するよう、破産者の自由財産の範囲を標準的な世帯の必要生計費の3か月分とし、裁判によるその範囲の拡張を可能とすることとした。

(2) 破産手続と免責手続との一体化

免責手続の迅速化を図るため、破産手続開始の申立てがあれば、原則として免責許可の申立てもあつたものとみなして、破産手続と免責手続とを一体化することとした。

(3) 免責手続中の強制執行等の禁止

免責手続終了までの間の破産者の生活の維持を図るため、免責手続中の破産者の財産に対する強制執行等を禁止することとした。

(4) 非免責債権の拡張

特に要保護性の高い生命侵害等による不法行為債権、養育費債権を非免責債権に加えることとした。

(5) 裁判所等の免責に関する調査に対する破産者の協力義務の創設

裁判所等の免責に関する調査を実効性あるものにするため、破産者にこれに対する協力義務を課すこととした。

3 倒産実体法の見直し

(1) 労働債権の一部の財団債権化

破産手続開始前3か月間の給料債権、退職前3か月間の給料の総額に相当する額の退職手当の請求権を財団債権とすることとした。

(2) 租税債権の一部の破産債権化

破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税債権については、破産手続開始当時、納期限が到来していないもの及び納期限から1年を経過していないものを除き、優先的破産債権とすることとした。

	<p>(3) 貸貸人が破産した場合の貸借人の保護の強化 貸借人が対抗要件を備えている場合には、破産管財人は貸貸借契約を解除できないものとして、貸借人の保護を図ることとした。</p> <p>(4) 適正価格売却の否認リスクの軽減など否認制度の整備 適正価格による不動産等の処分に関する否認の要件を限定・明確化するなど、否認リスクを軽減することとした。</p>
<p><b>立法作業の状況</b></p>	<p>平成8年10月、法務大臣から、法制審議会に対して、倒産法制の見直しについて諮問がされ、諮問を受けた法制審議会は、倒産法部会を設け、同部会において審議を開始した。審議の成果として、これまで、「民事再生法」、個人再生手続の特則を設ける「民事再生法等の一部を改正する法律」、「会社更生法」などが制定されてきた。倒産法部会は、平成13年5月からは、その下に設けた破産法分科会において、本格的に破産手続及び倒産実体法の見直しの検討に着手し、平成14年9月には検討の場を倒産法部会に移し、それまでの議論を取りまとめた「破産法等の見直しに関する中間試案」を公表し、これをパブリック・コメントの手続に付した。倒産法部会は、ここで寄せられた意見をも参考にして引き続き審議を進め、平成15年7月、「破産法等の見直しに関する要綱案」を決定した。この部会決定を受けて、平成15年9月、法制審議会総会において、「破産法等の見直しに関する要綱」が決定され、法務大臣に答申された。</p> <p>この要綱に基づいて立案された「破産法案」は、平成16年2月13日に閣議決定の上、第159回国会（常会）に提出され、国会での審議・採決を経て、同年5月25日に成立し、同年6月2日、平成16年法律第75号として公布された（施行日は平成17年1月1日）。</p>
<p><b>事業効果の発現状況</b></p>	<p>新破産法については、手続の迅速化・効率化を目指した改正であり、他方、迅速性・効率性を追求しながらも、手続の公正さに対しても、相当の配慮がされているなどの評価がされている（「新破産法の基本構造と実務」11ページ（山本発言））。</p> <p>また、旧破産法に比べて多種多様な破産事件に対する対応の手当てが用意されている、取引の現代化に対応するための規定が設けられているなどの評価もされている（前掲書12ページ（松下発言））。</p> <p>倒産現場の実務からの視点として、手続の柔軟性が高まった、消費者破産に携わる立場からは、免責手続と破産手続の一体化が実現したことは非常に意義があるなどの評価もされている（前掲書14ページ（田原発言））。</p> <p>事件数については経済状況に大きく左右されるものではあるが、平成21年の新受件数が全国で約13万8,000件と高水準を維持しており、新破産法に基づく破産手続が広く利用されているといえる。他方、裁判所による事件処理は順調であり、新破産法による改正を踏まえた合理的かつ迅速な事件処理がされている。</p> <p>また、破産管財人が選任される事件の数及び同事件が破産手続開始決定件数に占める割合が新破産法が施行された平成17年以降増加を続けており、手続の迅速化・効率化を目指しながらも手続の公正さに配慮した新破産法の改正の趣旨に基づいた運用がされていることもうかがえる。</p>

## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<p>高度情報化社会の進展に対応して、簡便かつ周知性の高い公告手段としてインターネットを利用した電子公告を認めるべきとの要請が強まっていた。</p> <p>※ 平成14年のインターネットの普及率は、300人以上の企業においては98.4パーセント、5人以上の事業所においては79.1パーセント、世帯普及率は81.4パーセントである。</p>		
<b>立法の目的</b>	<p>高度情報化社会の進展にかんがみ、株式会社等の経営の合理化を図るため、株式会社等が電磁的方法により公告を行うことを可能にするとともに、合併、資本減少等の際の債権者保護手続を簡素化する等の措置を講ずることを目的とする。</p>		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	<p>会社が行う公告について、電子公告の方法によることを認めることにより、インターネットに接続された端末さえあれば、ホームページに公告が掲載されている期間は、いつでもどこからでもアクセスして公告を閲覧することができることになり、官報や日刊新聞紙に比して、周知力があり、かつ、安価な公告が可能となる。</p>		
<b>具体的内容</b>	<p>1 株式会社についての電子公告制度の導入</p> <p>(1) 電子公告の許容</p> <p>株式会社の公告は、官報・日刊新聞紙に掲げる方法によるほか、電磁的方法であって法務省令に定めるものにより不特定多数の者がその公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置を執ること（以下「電子公告」という。）により行うこともできるものとする。</p> <p>(2) 電子公告の方法</p> <p>会社の公告を電子公告により行うときは、当該公告内容を次に掲げる期間しなければならないものとする。</p> <p>ア 公告中に記載された期間又は法定の期間内に債権者や株主等が異議の申出、反対の意思の通知、株券の提出等の行為をすることができることとされている公告については、当該期間</p> <p>イ 一定の日の2週間又は3週間前に公告をしなければならないとされているもの（基準日・割当日の公告等）については、当該一定の日までの間</p> <p>ウ 貸借対照表の公告については、5年間</p> <p>エ アからウまでに掲げる公告以外の公告については、1か月間</p> <p>(3) 短期的な公告の中断があった場合の取扱い</p> <p>(2)のアからエまで掲げる期間（以下この項において「公告期間」という。）中に公告の中断アの状態に置かれた情報が当該状態に置かれなくなったこと又は当該情報が当該状態に置かれた後改ざんされたことをいう。以下同じ。）があった場合においても、次に掲げる要件のすべてを満たすときは公告の中断は公告の効力に影響を及ぼさないものとする。</p> <p>ア 公告の中断が生ずるについて会社が善意で重過失がないこと、又は会社に正当な事由があること。</p> <p>イ 公告の中断が生じた時間の合計が、公告期間の10分の1を超えないものであること。</p> <p>ウ 会社が、公告の中断があったことを知った後速やかに、その旨、公告の中断があった期間及び公告の中断の内容を当該公告に付して公告したこと。</p>		



(4) 定款の記載事項

電子公告を公告の方法とする株式会社の定款には、電子公告を公告の方法とする旨のみを記載又は記録すれば足りるものとする。

(5) 登記事項

電子公告を公告の方法とする株式会社は、(1)の情報の提供を受けるために必要な事項であつて法務省令に定めるものをも登記しなければならないものとする。

(6) 電子公告調査

ア 電子公告を行う株式会社は、電子公告を行うべき期間中、当該公告の内容である情報が1の状態に置かれているかどうかについて、調査機関の調査を受けなければならないものとする。

イ 調査機関は法務大臣の登録を受けるものとし、登録の要件その他調査機関がその業務を適確かつ円滑に遂行するようにするための所要の規定を整備するものとする。

ウ 調査機関は、電子公告調査の後遅滞なく、当該電子公告調査の結果を当該電子公告をした株式会社（すなわち、当該調査の委託をした株式会社）に通知するものとする。

(7) その他

ア 電子公告を公告の方法とする会社は、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合には、官報又は日刊新聞紙のいずれかで定款に定めるものに掲げる方法によって公告をすることができるものとする。

イ 次に掲げる公告等の義務を撤廃するものとする。

(ア) 株主代表訴訟の場合の公告又は通知以外の訴え提起があつた旨の公告

(イ) 社債管理会社が社債の弁済を受けた旨の公告及び通知

(ウ) その他株式会社について電子公告制度を導入することに伴い、所要の規定を整備するものとする。

2 貸借対照表の公開の方法の見直し

(1) 電子公告を公告の方法とする株式会社が貸借対照表の公告をする場合には、1の(6)にかかわらず、調査機関の調査を受けることを要しないものとする。

(2) 電子公告を公告の方法とする株式会社による貸借対照表の公告については、その全文を公告するものとする。

(3) 電子公告を公告の方法としない株式会社（官報又は日刊新聞紙を公告の方法とする株式会社）は、貸借対照表の公開を電磁的公示の方法によって行うことができるものとする。

(4) 電子公告を公告の方法とする株式会社については、電磁的公示の方法による貸借対照表の公開をすることができないものとする。

3 株式会社の各種債権者保護手続における個別催告の省略等

(1) 合併及び資本減少・準備金減少における債権者保護手続並びに会社分割における承継会社がすべき債権者保護手続については、官報公告に加えて、日刊新聞紙による公告又は電子公告をも行った場合には、知れている債権者に対する各別の催告を要しないものとする。

(2) 会社分割における分割会社がすべき債権者保護手続については、官報公告に加えて、日刊新聞紙による公告又は電子公告をも行った場合には、不法行為によって生じた債権を有する者以外の知れている債権者に対する各別の催告を要しないものとする。

4 合名会社・合資会社の合併の際の債権者保護手続における個別催告の省略等

合名会社・合資会社の合併については、存続会社又は新設会社が株式会社である場合の債権者保護手続については個別催告の省略は認めないものとし、それ以外の場合については、株式会社の合併における債権者保護手続と同様の取扱いをするものとする。

<p><b>立法作業の状況</b></p>	<p>1 平成14年2月、法務大臣から、その諮問機関である法制審議会に対して、株券不発行制度及び電子公告制度を導入することの要否及び導入する場合における改正法案の要綱を提示することについての諮問がされた。</p> <p>これを受けて、同審議会に会社法（株券の不発行等）部会が設置された。そして、同年9月から同部会による審議が開始され、平成15年3月には、「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」が決定され、法務省において公表の上、裁判所、弁護士会、大学、経済団体等の機関、団体等に個別の意見照会を行うとともに、広く一般に意見を求めた。</p> <p>その後、同部会では、同試案に対して寄せられた意見を踏まえて、更に検討を行い、平成15年7月30日、「電子公告制度の導入に関する要綱案」を「株券不発行制度の導入に関する要綱案」とともに決定するに至った。</p> <p>この要綱案は、同年9月10日開催の法制審議会総会の審議に付され、原案どおり「電子公告制度の導入に関する要綱」として決定され、法務大臣に答申された。</p> <p>2 電子公告制度の導入については、規制改革推進3か年計画（再改定）及びe-Japan重点計画2003において、同年中の法案提出が求められていたこともあり、法務省では、同年秋の臨時国会に同要綱に基づく法律案を提出すべく作業を進めたが、同臨時国会では衆議院が解散され、法律案の提出は不可能となったため、平成16年2月13日、「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案」を同年の第159回国会（常会）に提出した。</p> <p>同法律案は、国会での審議・採択を経て、同年6月9日、平成16年法律第87号として公布された（施行日は平成17年2月1日）。</p>
<p><b>事業効果の発現状況</b></p>	<p>本立法により、高度情報化社会の進展を踏まえて株式会社等の経営の合理化が図られているところ、上記の法制度は実務に定着していると思われる。</p> <p>なお、上記の法制度は、会社法（平成17年法律第86号）においても実質的に引き継がれており、本立法の効果は継続して達成されている。</p>

## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<p>いわゆるボーダレス・エコノミーの進展により、証券市場についても国際競争の激化を招いており、我が国においても、より迅速で、安全、確実な証券決済制度の整備の一環として、株式等のペーパーレス化と統一的な決済システムの整備を図るべきとの要請が強まっていた。</p> <p>また、株式を発行し、株式の移転に株式の交付を必要とすることにより、発行会社・投資家・証券会社・保管振替機関にとって、多くのコストとリスクが生じていることから、株券の不発行制度を導入するべきとの要請が強まっていた。</p>		
<b>立法の目的</b>	内外の金融情勢の変化に即応し、株式等の取引に係る決済の合理化を図るため、株式について、振替制度の対象に加えるとともに、株券不発行制度の整備を行うこと等を目的とする。		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	①発行会社にとっては、株券等の発行に際して印刷費用等のコストが削減できるなどの効果、②投資家にとっては、株券の紛失・盗難のリスクの解消などの効果、③証券会社や保管振替機関にとっては、取引の決済における株券のデリバリー等が不要になる等の効果がある。		
<b>具体的内容</b>	<p>1 社債等振替法の一部改正</p> <p>(1) 社債等振替法による振替制度の適用対象に株式、新株引受権、新株予約権、新株予約権付社債等の非金銭債権を追加した。</p> <p>(2) 株式を振替制度の対象に加えることに伴い、株主が議決権・単独株主権・少数株主権等の権利を行使することができるようにするために、振替口座簿の内容を発行会社に伝達するための総株主通知や個別株主通知の制度を設けた。</p> <p>2 商法の一部改正</p> <p>(1) 株式会社は、定款で株券を発行しない旨の定めをすることができるものとし、この定めをした場合における株式の移転の第三者対抗要件を株主名簿の名義書換とすることとした。</p> <p>(2) また、譲渡制限会社については、株券を発行しない旨の定款の定めがない場合であっても、株主が株券の発行を請求していない限り、当該会社は株券の発行義務を負わないこととした。</p> <p>(3) その他、以下の措置を講じている。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 新株予約権についても、株式と同様の証券の不発行制度を設ける。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 株主名簿の閉鎖期間の制度を廃止する。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 新株引受人が株主となる時期を払込期日とする。</p>		
<b>立法作業の状況</b>	<p>1 平成14年の通常国会において、有価証券の統一的な証券決済法制を構築する観点から、社債や国債等を対象に「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」が成立したが、株式の振替制度については、議決権・単独株主権・少数株主権の行使方法や振替機関等に超過記録が生じた場合に株主の権利をどのようなルールによって縮減させるべきかという点について慎重な検討を行う必要があったため、同法における導入は見送られた。</p> <p>その後、平成15年3月の規制改革推進3か年計画〔再改訂〕において、「株券の不</p>		

	<p>発行を認める制度を導入するとともに、株式について振替制度を構築する」とされ、関係省庁において、株式を含めた有価証券の統一的な決済法制の実現に向けて検討が進められた。</p> <p>2 他方、法務大臣の諮問機関である法制審議会の会社法部会は、非公開会社を含む株式会社の株券発行コストの削減の見地から、平成13年4月に取りまとめた商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案に、株式会社が定款で、株券を発行しない旨を定めることができる株券不発行制度の導入を盛り込んでいた。</p> <p>しかし、法制審議会での議論と並行して、先述の社債・国債等の振替制度の導入を目的とする改正作業が行われていたことから、改正法の内容を踏まえた上で株券不発行制度の内容を検討の方が望ましいと判断され、平成14年2月に答申された商法等の一部を改正する法律案要綱には株券不発行制度は盛り込まれなかった。</p> <p>その後、株券不発行制度の導入については、同月から法制審議会に設けられた会社法（株券不発行等関係）部会において、株式の振替制度の導入に関する問題点を含めて精力的な検討が開始され、平成15年9月に、法制審議会は、「株券不発行制度の導入に関する要綱」を決定し、法務大臣に答申した。</p> <p>3 これを受けて法務省では金融庁と共同で作業を進め、平成16年3月5日、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」を同年の第159回国会（常会）に提出した。</p> <p>同法律案は、国会での審議・採択を経て、同年6月9日、平成16年法律第88号として公布された。施行日は、株券不発行等部分については平成16年10月1日、株式等の振替制度部分については平成21年1月5日（ただし、その一部については平成18年5月1日）である。</p>
<p><b>事業効果の発 現状況</b></p>	<p>本法の施行により、上場会社の株式に係る株券が一斉に電子化され、株券等の発行に係るコスト削減、株券の紛失・盗難のリスク解消、取引決済における株券デリバリーの負担削減等の効果が達成されることとなった。</p>

## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	民法の一部を改正する法律		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<p>中小企業が融資を受ける際に、経営者やその親族・知人等による根保証（継続的に発生する不特定の債務の保証）契約がしばしば利用されているが、特段の法的規制がなかったため、保証の限度額や保証期間の定めのない、いわゆる包括根保証契約が多用されてきた。しかし、近時の厳しい経済情勢の中で、保証人が予想を超える過大な保証責任の追及を受ける事例が多発しており、包括根保証契約に対する法的規制を講ずる必要があると指摘されていた。</p> <p>また、民法のうち財産法を規律する第一編から第三編までの部分は、明治29年の制定以来、抜本的な改正を経ておらず、片仮名・文語体による表記が維持されていたため、日常用語との乖離が著しく、私人間の法律関係を規律する一般法・基本法として相応しくないとの指摘もあり、その早急な是正が求められていた。</p>		
<b>立法の目的</b>	保証契約の内容を適正化し保証人の保護を図るとともに、民法の表記を現代語化して国民に理解しやすいものとするを目的とする。		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	包括根保証の禁止など、根保証契約の内容に合理的な規制を加えることにより、根保証をした個人が予想を超える過大な責任を負うことがなくなること、民法第一編から第三編までの条文を平仮名・口語体とすることにより、国民生活と密接な関係にある民法が、表現や形式の面でも身近で分かりやすいものとなることが期待される。		
<b>具体的内容</b>	<p>1 保証制度の見直し</p> <p>(1) 保証契約一般について、書面によらない契約は無効とする旨の規定を追加した。</p> <p>(2) 貸金等根保証契約（一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約のうち、その債務の範囲に貸金等債務が含まれるものであって、個人を保証人とするもの）に関する規定を新設し、極度額の定めのない契約を無効とすること、契約締結日から5年後の日より後の日を元本確定期日とする定めを無効とすることなどの規制を設けた。</p> <p>2 民法現代語化</p> <p>これまでの民法の条文の意味内容に修正を加えることなくその表記を一般にも分かりやすい現代語に改めるという趣旨に基づき、①片仮名・文語体を平仮名・口語体に改める、②現代では一般に用いられていない用語等を、必要に応じて他の適当なものに置き換える、③確立された判例・通説の解釈と条文の文言との間に齟齬が生じているものについて、明示されていない要件を補うなど条文の手直しを行う、などの改正を行った。</p>		
<b>立法作業の状況</b>	<p>（保証制度の見直し）</p> <p>平成16年2月、法務大臣の諮問機関である法制審議会において、法務大臣から、「保証人が過大な責任を負いがちな保証契約について、その内容を適正化するという観点から、根保証契約を締結する場合に限度額や期間を定めるものとするなど、保証制度について見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問がされた。この諮問を受けて法制審議会が設置した「保証制度部会」は、同年5月に要綱の中間試案を取りまとめて公表し、関係各界への意見照会やパブリック・コメント手続を実施した。同部会は、その結果等を踏まえてさらに審議を続け、同年8</p>		

	<p>月、「保証制度の見直しに関する要綱案」を決定した。同年9月8日開催の法制審議会（総会）において、同案のとおり「保証制度の見直しに関する要綱」が決定され、法務大臣に答申された。</p> <p>法務省民事局では、この要綱に基づき、保証制度の適正化に関する措置を講ずる民法の改正事項と、後述の「民法現代語化案」に必要な修正を加え、民法の第一編から第三編までを現代語化することを内容とする改正事項とを一体とした「民法の一部を改正する法律案」を策定した。同法律案は、平成16年10月12日の閣議決定を経て、第161回国会に提出され、国会での審議・採決を経て、同年12月1日、平成16年法律第147号として公布された（施行日は平成17年4月1日）。</p> <p>（民法現代語化）</p> <p>法務省民事局では、平成3年7月に「民法典現代語化研究会」を立ち上げ、民法典の表記を平仮名・口語体に改める場合の理論上及び実務上の問題について検討を行い、同研究会は、平成8年6月、「民法典現代語化案」（研究会案）を取りまとめた。</p> <p>法務省民事局では、この研究会案を基礎資料として法案化に向けた更なる準備を進め、平成16年8月、研究会案に必要な修正を加えた「民法現代語化案」を公表し、パブリック・コメント手続を実施した。法務省民事局では、その結果も参考にしつつ更に必要な修正を加えて最終的な条文案を確定させる作業にあたり、その後、前述のとおり「民法の一部を改正する法律案」を策定した。</p>
<p><b>事業効果の発 現状況</b></p>	<p>（保証制度の見直し）</p> <p>保証制度の見直しの効果は、金融監督政策や中小企業政策と関連しており、民事法の分野のみで評価することは困難であるが、改正法の施行後は、少なくとも、極度額の定めのない根保証契約はすべて無効とされ、保証期間の定めのない根保証契約は一律に期間3年に制限されるなど、強力な民事上の効果が発現している。また、改正法の施行後3年を経過した日（平成20年3月31日）には、経過規定に基づき、施行前の保証期間の定めのない根保証契約の元本がすべて確定しており、これをもって包括根保証契約を廃止するという所期の目的は達成された。</p> <p>（民法現代語化）</p> <p>民法の条文を現代語化したことは、読むことすら難しかった民法を分かりやすい表現に改める有意義なものであり、民法典を一般市民に近づけるという意味で大きな意義があったと評価されている。</p>

## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<p>近時、企業金融の在り方について、不動産担保や個人保証に過度に依存した資金調達手法を見直す必要があると指摘されており、企業資産のうちこれまで十分に活用されていなかった不動産以外の資産、具体的には動産や債権を担保目的又は流動化目的で譲渡することによって資金を調達する方法が注目を集めている。</p> <p>しかし、従前の法制のもとでは、動産を活用して資金を調達しようとしても、動産の譲渡を第三者に公示する制度が不十分であるという問題があることが指摘されていた。また、債権を活用して資金を調達する方法についても、従前の債権譲渡登記制度においては、債務者の特定していない将来債権の譲渡を登記することができないという問題があることが指摘されていた。</p>		
<b>立法の目的</b>	<p>法人がする動産及び債務者の特定していない将来債権の譲渡についても、登記によってその譲渡を公示することができることとして、動産や債権を活用した企業の資金調達の円滑化を図ることを目的とする。</p>		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	<p>本法律によって動産及び債権の譲渡の公示制度が整備されることにより、企業がその所有する動産及び債権を担保目的又は流動化目的で譲渡して資金を調達した場合に、当該譲渡が登記によって客観的に明確な形で公示され、これによって譲受人は対抗要件を備えることができることとなる。また、動産及び債権の譲渡の公示制度が整備されることによって、融資者の法的地位の安定が図られ、動産及び債権を活用した企業の資金調達が促進されるという経済効果も見込まれる。</p>		
<b>具体的内容</b>	<p>1 動産譲渡登記制度の創設</p> <p>法人がする動産の譲渡について、登記により対抗要件を備えることができる制度を創設することとした。</p> <p>(1) 登記の対象</p> <p>法人が譲渡人である動産譲渡に限定し、譲渡の目的物が個別動産であるか集合動産であるかを問わないこととした。</p> <p>(2) 登記の存続期間</p> <p>動産譲渡登記の存続期間を原則として10年以内とすることとした。</p> <p>(3) 登記事項の開示</p> <p>登記事項の概要は何人に対しても開示し、すべての登記事項は譲渡の当事者、利害関係人及び譲渡人の使用人に対してのみ開示することとした。</p> <p>(4) 登記事項概要ファイルの創設</p> <p>譲渡人の本店等の所在地を管轄する法務局等に登記事項概要ファイルを備えて登記事項の概要を記録し、何人でもこのファイルに記録されている事項を証明した書面の交付を請求できる制度を創設することとした。</p> <p>2 債権譲渡登記制度の改正</p> <p>法人がする債務者の特定していない将来債権の譲渡についても、登記により債務者以外の第三者に対する対抗要件を備えることができることとした。</p> <p>(1) 登記の存続期間</p> <p>債務者の特定していない将来債権の譲渡についての債権譲渡登記の存続期間を原則として10年以内とすることとした。</p> <p>(2) 上記1(3)及び(4)と同様の整備をすることとした。</p>		

<p><b>立法作業の状況</b></p>	<p>法務大臣の諮問機関である法制審議会では、動産・債権担保法制部会を設置して、平成15年10月から動産譲渡及び債権譲渡を公示する制度の整備について調査審議を開始した。同部会は、平成16年2月、「動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案」を取りまとめ、これを公表し、パブリック・コメント手続に付して広く国民の意見を求めるとともに、その結果を踏まえて更に検討を行った。その結果、同年8月には、同部会において「動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱案」が決定され、同年9月には法制審議会（総会）において「動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱」が決定され、法務大臣に答申された。</p> <p>この要綱に基づいて立案された「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」は、平成16年10月12日に閣議決定されて第161回国会（臨時会）に提出され、国会での審議・採決を経て、同年12月1日、平成16年法律第148号として公布された（施行日は平成17年10月3日）。</p>
<p><b>事業効果の発現状況</b></p>	<p>資金調達手法の多様化は、大企業・中小企業を問わず、企業の不可避の命題となっているところ、動産・債権譲渡登記制度は、我が国の取引社会において非常に重要な地位を占めるに至っているなどと評価されており、同制度による動産及び債権の登記を活用した企業の資金調達が進展しているものと考えられる。</p> <p>動産譲渡登記制度については、本法律の施行に伴い、平成17年10月から東京法務局民事行政部動産登録課における運用が開始されているところ、運用開始から平成21年末までの間に、累計で、登記申請は約9千件、約18万4千個の動産について登記されている。また、債権譲渡登記制度については、本法律による改正前の「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（平成10年法律第104号）の施行に伴い、平成10年10月から東京法務局民事行政部債権登録課における運用が開始されているところ、運用開始から平成21年末までの間に、累計で、登記申請は約30万件、約7億7千万個の債権について登記されている。</p>



## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<p>民事関係手続については、近年の社会経済情勢の変化等に伴い、特に、社会における情報通信技術の発展への対応を強化するとともに、権利実現の一層の円滑化を図る必要があると指摘されていた。また、公示催告手続についても、明治23年に制定された民事訴訟法の一部である現行の「公示催告手続ニ関スル法律」の規律を改めて、手続をより迅速なものにする必要があると指摘されていた。</p> <p>そこで、このような情勢を背景として、民事関係手続を国民がより利用しやすいものとするとの観点から、その一層の迅速化及び効率化等を図るため、民事訴訟法等の見直しが重要な課題となっていたものである。</p>		
<b>立法の目的</b>	民事訴訟手続、民事執行手続、公示催告手続等の民事関係手続を国民がより利用しやすいものとするとの観点から、その一層の迅速化及び効率化等を図るため、民事訴訟法等の見直しを行う。		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	民事訴訟手続等のオンライン化、公示催告手続の改善、最低売却価額制度の見直し、少額訴訟債権執行制度の創設、扶養義務等に基づく金銭債務についての間接強制制度の導入など、民事関係手続の改善のための所要の改正を行うことにより、より迅速かつ効率的な司法的救済、権利実現が図られるようになることが期待される。		
<b>具体的内容</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 民事訴訟手続等のオンライン化 社会のIT化に対応するため、民事訴訟手続等における申立てをインターネットを利用して行うことができるようにし、また、民事訴訟の第一審の管轄裁判所の合意は、書面のほか電子データによってもできることとした。</li> <li>2 公示催告手続の改善 手形等を喪失した場合に利用される公示催告手続における公示催告期間の下限を6か月から2か月に短縮し、公示催告手続の全体を決定手続にするなど、その迅速化を図った。</li> <li>3 民事執行制度の改善 権利の実現の一層の円滑化を図るため、 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 最低売却価額制度の見直し 不動産競売の一層の円滑化を図るため、最低売却価額を売却基準価額として、これを2割下回る価額の範囲内での買受けの申出を認めることとした。</li> <li>(2) 少額訴訟債権執行制度の創設 少額訴訟に係る債務名義について、地方裁判所のほか、国民に身近な簡易裁判所でも債権執行を行うことができるようにした。</li> <li>(3) 扶養義務等に基づく金銭債務についての間接強制制度の導入 養育費等の扶養義務等に基づく金銭債務の強制執行については、現在認められている直接強制のほか、間接強制の方法によることもできるようにした。</li> </ol> </li> </ol>		
<b>立法作業の状況</b>	<p>民事訴訟法については、平成13年6月にされた諮問に対して法制審議会が平成15年2月にした答申に基づき、同年7月に、「民事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立したが、法制審議会では、この答申後も、民事訴訟法の改正について引き続き審議を行うこととされた。</p> <p>他方、民事執行制度についても、同年7月に、「担保物権及び民事執行制度の改善の</p>		

	<p>ための民法等の一部を改正する法律」が成立したが、民事執行手続を一層、適正かつ迅速なものとするとの観点から、同年3月に新たな諮問がされた。</p> <p>これらの諮問について、法制審議会の民事訴訟・民事執行法部会は、同年4月から調査・審議を行い、同年9月には中間試案を公表して、パブリック・コメントの手続が行われた。同部会では、その後も更に調査・審議を続け、平成16年1月に「民事訴訟法及び民事執行法の改正に関する要綱案」を取りまとめ、同年2月には、法制審議会総会において「民事訴訟法及び民事執行法の改正に関する要綱」が決定され、法務大臣に答申された。</p> <p>さらに、手形等を喪失した場合等に利用される公示催告手続は、「公示催告手続ニ関スル法律」に規定されていたが、法務省において、平成15年の春から、その規定を現代語化するとともに、この手続を現在の社会経済情勢に適合したものにするための検討を続けてきた。</p> <p>これらの法制審議会の要綱及び法務省の検討の結果等に基づいて立案された「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案」は、第159回国会に提出され（内閣提出法案第77号）、継続審議となった第161回国会において可決・成立し、平成16年12月3日、平成16年法律第152号として公布された（施行日は平成17年4月1日）。</p>
<p><b>事業効果の発 現状況</b></p>	<p>平成15年の法改正及び最低売却価額制度の見直しにより、不動産競売事件の売却率も、改正法施行前の平成15年には、全国平均62.9パーセント（東京地裁で87パーセント、大阪地裁で80パーセント）であったものが、平成17年には、75.8パーセント（東京地裁で98パーセント、大阪地裁で94パーセント）となり、その後も、高水準で推移している。また、不動産執行事件の処理が迅速化され、不動産執行事件の未済事件数は、平成16年以降、順調に減少し、既済事件の処理期間も8割以上が1年以内に終了するなど短縮化が図られた。以上のとおり、平成16年の法改正により、迅速かつ効率的な司法的救済、権利実現が図られるようになった。</p> <p>少額債権執行は、改正後から順調に利用されており、近時は年間1,000件を超える利用件数となっている。</p>

立法作業シート

		立法所管部局	刑事局
法律名	国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規則等に関する法律の一部を改正する法律		
立法作業の背景となった社会的・国際的動向等	近年、外国人による凶悪事件が多発するとともに、国境を越えて敢行される犯罪が増加しており、このような事態に有効に対処するため、諸外国との捜査協力を一層推進し、捜査共助の迅速化を図ることが重要であるところ、平成15年8月、我が国は米国との間における捜査共助の実行性をより一層高める趣旨から、「刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約」に署名している。		
立法の目的	前記条約を締結し、国際捜査共助法等の円滑な実施を図るため、国際捜査共助法など関係する法律を改正し、所要の規定の整備を行う。		
立法による効果あるいは予想される効果	本改正により、前記条約を締結することとなるとともに、今後我が国が米国以外の国との間でも同様の条約を締結することが可能となる。		
具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際捜査共助法の手続及び要件について条約に基づく特例を設けること 条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされる場合は、法務大臣がこれを行うものとするほか、いわゆる双罰性等がない場合であっても、条約に別段の定めがある場合には、共助をすることができるものとする。</li> <li>2 受刑者証人移送制度の創設 条約に基づき、刑の執行として拘禁されている者を証人尋問のために国際的に移送する制度を新設し、外国の要請により我が国の受刑者を移送するための要件及び手続を定めるとともに、我が国の要請により移送された外国の受刑者を拘禁するための規定を整備する。</li> <li>3 業務書類等に関する証明書についての規定の整備 外国からの業務書類等の提供の要請に付随して業務書類等の作成又は保管の状況の証明を求められた場合に、裁判所における証人尋問に代えて、簡易な証明書の提出を求めることができるものとするとともに、虚偽の証明書を提出した場合には刑罰を科すものとする。</li> </ol>		
立法作業の状況	本法律案は、平成16年2月20日閣議決定を経て、同日国会に提出され、参議院先議により審議がなされ、同年6月3日可決成立し、同月9日公布された。		
事業効果の発現状況	<p>平成18年7月にアメリカとの間の刑事共助条約が発効して以降、以下のとおり、各国との間で刑事共助条約・協定が発効等されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国との間の刑事共助条約が平成19年1月に発効。</li> <li>・中国との間の刑事共助条約が平成20年11月に発効。</li> <li>・香港との間の刑事共助協定が平成21年9月に発効。</li> <li>・ロシアとの間の刑事共助条約が平成21年5月に署名、平成22年4月に国会の承認を得た。</li> <li>・EUとの間の刑事共助協定が平成21年12月に署名、平成22年4月に国会の承認を得た。</li> </ul>		

## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	会社法 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」）		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社法制に関する従来の商法、有限会社法等は、片仮名の文語体で表記されており、利用者に分かりやすい平仮名の口語体による表記に改めるべきであるとの指摘がされていた。</li> <li>2 会社法制に関する重要な規定が各法律に散在しており、利用等者にとって分かりにくいものになっているという指摘がされていた。</li> <li>3 会社法制については、近時、議員立法によるものも含め、短期間に多数回にわたる改正が積み重ねられており、その全体的な整合性を図り、現代社会により一層対応したものに改善するために、改めて体系的にその全面的な見直しを行う必要があるという指摘がされていた。</li> </ol>		
<b>立法の目的</b>	社会経済情勢の変化にかんがみ、会社法制について、最低資本金制度の撤廃、会社の機関の設置等における定款自治の範囲の拡大、合併等の組織再編成に関する手続の整備、有限責任社員のみで構成される新たな会社類型の新設等を行うとともに、国民に理解しやすい法制とするため、これを現代用語の表記によって一体のものとして再編成することを目的とする。		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	会社経営の機動性・柔軟性が向上するとともに、その健全性がより一層確保されることが期待される。		
<b>具体的内容</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の視点に立った規律の見直し                          中小企業や新たに会社を設立しようとする者の実態を踏まえ、会社法制を会社の利用者にとって使い易いものとするために、各種の規制の見直しを行う。                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 株式会社と有限会社を1つの会社類型（株式会社）として統合                                  いわゆる株式譲渡制限会社（その発行する全ての株式について株式の譲渡につき当該会社の承認を要する株式会社）について取締役の人数規制や取締役会の設置義務が課せられない現行の有限会社型の機関設計の採用を認めるなど、株式会社における定款自治の範囲を拡大し、その規律の多様化・柔軟化を図ることにより、現行の株式会社と有限会社の両会社類型を1つの会社類型（株式会社）として統合する。                                  既存の有限会社については、引き続き従前の規律を維持するため、整備法により所要の経過措置を設ける。</li> <li>(2) 設立時の出資額規制の撤廃（最低資本金制度の見直し）                                  株式会社の設立に際して出資すべき額について、下限額（現行法では株式会社につき1,000万円、有限会社につき300万円）の制限を撤廃する。</li> <li>(3) 事後設立規制の見直し                                  事後設立（会社成立前から存在する財産で営業のために継続して使用するものを会社成立後2年以内に一定規模以上（現行法では資本の5パーセント以上）の対価で取得すること）に係る検査役の調査の制度は、廃止する。</li> </ol> </li> <li>2 会社経営の機動性・柔軟性の向上                          会社経営の機動性・柔軟性の向上を図るため、株式会社の組織再編行為や資金調達に係る規制の見直し、株主に対する利益の還元方法等の合理化を行うとともに、</li> </ol>		

取締役等が積極果敢な経営を行うことの障害にならないよう取締役等の責任に関する規律の合理化を図る。

(1) 組織再編行為に係る規制の見直し

組織再編行為に係る規制について、次のような見直しを行う。

ア 吸収合併等の場合において、消滅会社の株主等に対して、存続会社等の株式以外の財産（現金、親会社の株式等）を交付すること（「合併等対価の柔軟化」）を認める。

イ 簡易組織再編行為（存続会社等における株主総会の承認決議を要しない組織再編行為）に係る要件を緩和する。また、新たに略式組織再編行為の制度を設け、合併等の組織再編行為を行う会社において株主総会の承認決議を要しないこととなる場合を拡張するとともに、少数株主保護のための差止め制度を創設する。

(2) 株式・新株予約権・社債制度の改善

資金調達の円滑化等を図る観点から、株式・新株予約権・社債制度に関し、次のような見直しを行う。

ア ある種類の株式の譲渡についてのみ会社の承認を要するものとするを認めるなど、株式の譲渡制限に係る定款自治の範囲を拡大する。

イ 会社に対する金銭債権の現物出資について、一定の場合（当該会社に対し、履行期が到来しているものを当該金銭債権の債権額以下で出資する場合）には検査役の調査を要しないものとする。

ウ 多様化された種類株式の利用可能性を高めるため、種類株主総会の決議を要する場合の明確化等を図る。

エ 端株制度について、単元株制度との統合により、廃止する。

オ 新株予約権の消却対価として、株式を交付することを認める。

カ 代表取締役に対する社債の発行条項に係る決定権限の授権の許容、社債管理会社の権限・責任の強化、社債権者集会の特別決議の成立要件の緩和、社債券不発行制度の導入等、社債制度全般について規律の合理化を図る。

(3) 株主に対する利益の還元方法の見直し

株主に対する利益の還元方法の多様化・柔軟化を図る等の観点から、次のような見直しを行う。

ア 株主に対する金銭等の分配及び自己株式の有償取得を「剰余金の配当」として整理し、これらについて統一的に財源規制をかける。

イ 剰余金の配当は、いつでも、株主総会の決議により、決定することができるものとする。

ウ 委員会等設置会社以外の株式会社であっても一定の要件を充たすもの（取締役会のほか監査役会及び会計監査人を設置し、かつ、取締役の任期を1年とするもの）については、定款の定めを置くことにより、取締役会の決議をもって剰余金の配当を決定することができるものとする。

(4) 取締役の責任に関する規定の見直し

取締役の会社に対する責任について、無過失責任規定の見直し等を行い、委員会等設置会社とそれ以外の株式会社との規律の整合性を図る。

3 会社経営の健全性の確保

会社経営の健全性を確保し、株主及び会社債権者の保護を図るため、株式会社に係る各種の規制の見直しを行う。

(1) 株主代表訴訟制度の合理化

株主代表訴訟制度について、次のような見直しを行う。

ア 完全子会社となる会社につき係属中の株主代表訴訟の原告が、株式交換等により完全子会社の株主たる地位を喪失する場合であっても、一定の場合には、当該株主代表訴訟の原告適格を喪失しないものとする。

イ 株式会社が株主からの提訴請求に応じない場合において、当該株主又は当該

	<p>提訴請求に係る取締役からその請求があったときは、当該株式会社に、その不提訴の理由の通知を義務付ける。</p> <p>ウ 株主が自己の不正な利益を図るために行う提訴等、濫用的な提訴は認めないものとする。</p> <p>(2) 内部統制システムの構築の義務化 大会社について、内部統制システム（取締役の職務執行が法令・定款に適合すること等、会社の業務の適正を確保するための体制）の構築の基本方針の決定を義務付ける。</p> <p>(3) 会計参与制度の創設 主として中小企業の計算書類の正確性の向上等を図るため、任意設置の機関として、会計に関する専門的識見を有する公認会計士（監査法人を含む。）又は税理士（税理士法人を含む。）が、取締役等と共同して計算書類を作成し、当該計算書類を取締役等とは別に保管・開示する職務等を担うという、会計参与制度を創設する。</p> <p>(4) 会計監査人の任意設置の範囲の拡大 大会社以外の株式会社は、小会社であっても、定款で会計監査人の設置を定めることができるものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 新たな会社類型（合同会社）の創設 創業の活発化、情報・金融・高度サービス産業の振興、共同研究開発・産学連携の促進等を図るため、出資者の有限責任が確保され、会社の内部関係については組合的規律が適用されるという特徴を有する新たな会社類型（合同会社）を創設する。</p> <p>(2) 特別清算制度等の見直し 特別清算の制度について、協定の可決要件を緩和するなどその手続を迅速化・合理化するための見直しを行うとともに、会社の整理の制度を廃止する。</p>
<p><b>立法作業の状況</b></p>	<p>平成14年2月、法務大臣から法制審議会に対する諮問がされ、これを受けて設置された同審議会の会社法（現代化関係）部会が、同年9月から会社法制の現代化の検討作業に着手した。同部会は、平成15年10月に、「会社法制の現代化に関する要綱試案」を取りまとめ、これを公表するとともに、パブリック・コメント手続に付して広く国民に意見を求めた。その後、同部会では、パブリック・コメントの結果も踏まえてさらに審議を進め、平成16年12月には「会社法制の現代化に関する要綱案」を決定し、これが平成17年2月9日に開催された法制審議会第144回会議において「会社法制の現代化に関する要綱」として決定されて、法務大臣に答申された。</p> <p>法務省においては、この「会社法制の現代化に関する要綱」の内容に、同じ法制審議会の会議において決定された「特別清算等の見直しに関する要綱」の内容をも加えた法案の作成作業を進め、平成17年3月18日の閣議を経て、同月22日に会社法案及び整備法案が第162回国会に提出された。両法案は、同年5月17日に衆議院本会議で一部修正のうえ可決され、同年6月29日には参議院本会議で可決されて成立し、同年7月26日にそれぞれ平成17年法律第86号及び第87号として公布された。</p> <p>両法律は、平成18年5月1日（ただし、会社法の合併等対価の柔軟化に係る部分は、平成19年5月1日）に施行された。</p>
<p><b>事業効果の発現状況</b></p>	<p>本立法により、社会経済情勢の変化を踏まえた体系的な見直しが実現し、会社経営の機動性・柔軟性・健全性の向上に資することとなったところ、上記の法制度は実務に定着していると思われる。</p> <p>なお、法務大臣は、平成22年2月24日の法制審議会総会において、会社法制の見直しを諮問した。諮問事項は、「会社法制について、会社が社会的、経済的に重要な役割を果たしていることに照らして会社を取り巻く幅広い利害関係者からの一層の信頼を</p>

確保する観点から、企業統治の在り方や親子会社に関する規律等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」である。これを受け、法制審議会会社法制部会において調査・審議がされている。

## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<p>「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」（昭和50年法律第94号）は、昭和50年に「海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約」に準拠して制定され、その後、昭和57年にこの条約を改正する「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約」の締結に伴って改正等されたものであるが、同条約については、成立から30年近くが経過し、現在の社会経済の実態にそぐわなくなる等の問題が生じていたことから、船舶の所有者等の責任限度額の引上げ等を内容とする改定議定書である「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書」が成立し、平成16年5月13日に発効するに至っている。そのため、同議定書の締結を行うとともに、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律についても、船舶の所有者等の責任限度額の一部を引き上げる等の所要の整備が求められる状況にあった。</p>		
<b>立法の目的</b>	<p>船舶事故における被害者保護の強化の観点から、「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書」の国会による締結の承認を得ることに併せて、これに伴う国内法の整備を行う。</p>		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	<p>船舶事故により旅客その他の人身又は物損が生じた場合、船舶の所有者等による責任の制限の限度額が引き上げられること等により、被害者の保護の強化が図られることとなる。</p>		
<b>具体的内容</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 旅客の人身損害につき責任の制限（責任限度額の設定）を認めない旨の規定を新設する。</li> <li>2 例えば、総トン数500トン以下の船舶に関する物損のみ以外の損害の場合（人損のみの場合又は人身及び物損の場合）の責任限度額を50万SDR<sup>※</sup>から300万SDRに引き上げる等、責任限度額の全般的な引上げを行う。</li> </ol>		
<b>立法作業の状況</b>	<p>政府は、船舶事故における被害者保護の強化の観点から、第162回国会（常会）に、「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書」の締結承認案件を提出するとともに、これに伴う国内法の整備を行うため、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案を提出していたところ、平成17年6月10日、同法案が成立し、同月17日に公布された（なお、同議定書については、同月15日にその締結が承認された。）。</p>		
<b>事業効果の発現状況</b>	<p>本立法により、船舶の所有者等による責任の制限の限度額が引き上げられること等により、被害者の保護の強化が図られることとなった。</p>		

※「SDR」

国際通貨基金協定3条1項に規定する特別引出権による一特別引出権に相当する金額をいい（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律2条1項7号）、その金額は国際通貨基金（IMF）のウェブサイトにて毎日揭示されている。



## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	信託法 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<p>旧信託法は、信託に関する私法的な法律関係を規律する基本法であるが、大正11年に制定されて以来、80年以上にわたり、実質的な改正がなされないまま現在に至っていた。</p> <p>しかし、近年の社会・経済活動の多様化に伴い、信託を利用した金融商品が幅広く定着するようになってきているほか、資産の流動化目的の信託など旧信託法の制定当時には想定されていなかった形態での活用も図られるようになっていた。このような時代の変化に対しては、これまで、「資産の流動化に関する法律」（平成10年法律第105号）などの特別法によって一定の対応がされてきたものの、社会の要請に十分に対応するためには信託に関する基本法である信託法自体の抜本的な改正が必要であるという声が高まっていた。</p> <p>このような状況の下で、政府に対して、いわゆる商事目的での信託の利用に関する改正要望が寄せられ、信託の専門家による信託法の改正提言なども公表される状況になっていた。また、高齢化社会の進展に伴い、高齢者の財産管理を図るための制度として信託が注目されるに至り、今後は、高齢者や障害者等の生活を支援する目的での信託の活用が期待されるとの指摘もされていた。</p>		
<b>立法の目的</b>	金融商品としての信託のみならず、多様な目的の下で信託を利用するニーズが高まっていたことから、信託法全体を見直し、①受託者の義務の内容等を合理化するとともに、②受益者の権利行使の実効性を高めるための規律を整備し、加えて、③新たな種類の信託を創設することなどを内容とする信託法制の全面的な見直しを行うことを目的とする。		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	これまで必ずしも合理的でなかった受託者の義務や受益者の権利に関する規定の内が見直され、信託がより利用しやすいものとなるほか、新たな種類の信託の創設によって、高齢者等の財産管理や企業の資金調達の手段として国民が信託を広く利用することができるようになる。		
<b>具体的内容</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 受託者の義務の内容の合理化                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受託者の忠実義務の任意規定化                                     <p>受託者の忠実義務については、受託者による利益相反行為を原則的に禁止しつつ、信託行為の定めがある場合や重要な事実の開示を受けて受益者が承認した場合などには、その例外を認めることにより、受益者の利益相反行為に関する規定の合理化を図った。</p> </li> <li>(2) 自己執行義務の緩和                                     <p>第三者に信託事務の処理を委託することを許容する旨の定めが信託行為にない場合でも、第三者に委託することが信託の目的に照らして相当であると認められるときには、受託者は、これを委託することができることとして、信託事務の委託に関する規定の合理化を図るとともに、第三者の選任・監督上の受託者の義務についての規定を整備した。</p> </li> </ol> </li> <li>2 受益者の権利行使の実効性を高めるための規律の整備                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 帳簿等の作成等に関する規定の整備                                     <p>受託者による信託事務処理の適正を確保する観点から、以下のような規定が設</p> </li> </ol> </li> </ol>		

けられた。

ア 計算書類等の作成義務、報告義務

受託者は、毎年1回一定の時期に、貸借対照表、損益計算書その他の法務省令で定める書類等を作成しなければならないが、これらの書類の内容について受益者等に報告しなければならないこととした。

イ 帳簿等の保存義務

受託者に対して、作成した帳簿や契約書等、貸借対照表や損益計算書等の保存義務を課すこととした。

ウ 帳簿等閲覧請求権

受益者に広い範囲で帳簿等閲覧権を認め、利害関係人には、損益計算書、貸借対照表等の書類の閲覧を認めることとした。

(2) 差止請求権の創設

旧信託法は、受託者が信託違反行為をした場合の受益者の救済手段として、受託者に対する損失てん補請求権等の事後的な救済手段を認めているのみであるが、受託者に十分な資力がない場合などには、十分な救済が得られないおそれがあるため、事前の救済手段として、差止請求権に関する規定を新設することとした。

(3) 複数の受益者による意思決定方法の創設

受益者が多数の場合であっても機動的な意思決定を可能にする手当てが必要であることから、信託行為に定めを置くことにより受益者が多数決によって意思決定をすることを許容し、さらに、受益者集会制度に関する規定を新設するなど意思決定方法の合理化を図ることとした。

3 新たな類型の信託の創設

(1) 受益証券発行信託制度の創設

旧信託法には、受益権の有価証券化に関する規定は存在せず、実務上は、投資信託や貸付信託などの特別法に定めのある信託を除いて、受益権の有価証券化は行われていなかった。しかしながら、受益権を有価証券化し、その流通性を強化したいというニーズは、特別法に定めのある信託以外にも広く存在していたことから、受益権を有価証券化する受益証券発行信託の制度を新設した。

(2) 限定責任信託制度の創設

信託においては、受託者が信託事務として行った取引から生じた債務については、受託者の固有財産と信託財産とがともに責任財産となるのが原則であるが、一定の第三者保護措置を設けつつ信託財産のみを責任財産とする信託が認められれば、實際上受託可能な信託の範囲が拡大され、信託を利用して①市場動向の変化に即応した迅速な新規事業の立ち上げや、②不動産の流動化などの促進を図ることが可能になるとの指摘があったことから、債権者保護・濫用防止のための措置を講じた上で限定責任信託の制度を新設した。

(3) 自己信託制度の創設

自己信託については、旧法の下では許容されていないと一般的に解釈をされていたが、①未成年の子のために特定の財産を自己信託して、自己の経済的な破綻等に備えておきたい、②保有債権を自己信託することにより、債権者の変更に対する債務者の心理的抵抗を回避しつつ債権の流動化を図りたい、③会社が特定の事業部門を自己信託して、自らその運営にあたりつつその事業部門の収益力をもとに資金調達を図りたいといったニーズが寄せられていたことから、弊害防止策を講じた上で自己信託の制度を新設することとした。

(4) 受益者の定めのない信託の制度の創設

受益者の定めのない信託は、旧法の下では、公益を目的とする信託に限って認められていたが、特定企業の従業員のための福利厚生など、必ずしも公益目的とはいえない目的で信託を利用したいというニーズが寄せられていたことから、信託目的を公益目的に限定することなく受益者の定めのない信託の制度を新設する

	<p>こととした。ただし、受益者の定めのない信託については、別に法律で定める日までの間、当該信託に関する信託事務を適正に処理するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者として、政令で定める法人以外の者を受託者とすることができないものとされた。</p>
<p><b>立法作業の状況</b></p>	<p>平成16年9月、法務大臣から法制審議会に対し、信託法の現代化に関し、「現代社会に広く定着しつつある信託について、社会・経済情勢の変化に的確に対応する観点から、受託者の負う忠実義務等の内容を適切な要件の下で緩和し、受益者が多数に上る信託に対応した意思決定のルール等を定め、受益権の有価証券化を認めるなど、信託法の現代化を図る必要があると思われるので、その改正要綱を示されたい。」との内容の諮問がされた。</p> <p>これを受けて、法制審議会に信託法部会が設置された。そして、同年10月から同部会において調査・審議が開始され、平成17年7月には、それまでの審議結果をとりまとめた「信託法改正要綱試案」が決定され、パブリック・コメントの手續に付され、一般からの意見募集が行われた。</p> <p>その後、信託法部会においては、意見募集の結果等を踏まえ更に審議が重ねられ、平成18年1月20日、「信託法改正要綱案」を決定した。この要綱案は、同年2月8日、法制審議会総会で、原案どおり採択され、法務大臣に答申された。</p> <p>法務省では、改正要綱を踏まえて立案作業等を進め、平成18年3月10日の閣議決定を経て、同月13日、「信託法案」及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を第164回国会に提出した。</p> <p>両法律案は、第164回国会においては継続審議となり、引き続き第165回国会で審議が行われた。その結果、同年11月16日、衆議院本会議において一部修正の上可決され、同年12月8日、参議院本会議において可決されて成立し、同月15日、それぞれ平成18年法律第108号、109号として公布された（施行日は平成19年9月30日）。</p>
<p><b>事業効果の発現状況</b></p>	<p>上記具体的内容が盛り込まれた新信託法については、実務界から、信託に関する実務の実効性・機動性が向上し、企業の資金調達の様々な面で利用が可能となった、高齢化社会における世代間の財産移転や社会的弱者の財産の保護・生活保障等を目的とした活用ができるようになったなどといった評価が述べられており、企業の資金調達の手段や高齢者等の財産管理の手段として広く利用しやすいものになったと受け止められている。</p>

## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	法の適用に関する通則法		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<p>法例に規定された事項のうち国際私法に関する規定については、婚姻や親子に関する部分が平成元年に改正された点を除けば、明治31年の制定以来全く見直しがされてこなかったところ、法律行為に関する客観的連結を一律に行為地法による点や債権譲渡の第三者に対する効力を債務者住所地法による点につき、近時の社会経済情勢に適合しないとの批判が高まっており、また、消費者・労働者等の保護のための規定も存在しなかった。</p> <p>平成13年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画」以来累次の規制改革に関する閣議決定においても、債権流動化の基盤整備を進める等の観点から法例の見直しが求められていた。</p> <p>ヨーロッパを中心とする主要国においては、1980年代後半から2000年ころにかけて、既にこのような国際私法の現代化に関する法整備をほぼ終えており、それらの立法例との国際的な調和を図る必要性が指摘されていた。</p>		
<b>立法の目的</b>	<p>国際的な取引等の増加及び多様化をはじめとする社会経済情勢の変化並びに近時における諸外国の国際私法に関する法整備の動向にかんがみ、法律行為、不法行為、債権譲渡等に関する準拠法の指定等をより適切なものに改めるとともに、国民に理解しやすい法律とするためその表記を現代用語化することを目的とする。</p>		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	<p>法制的調和が特に要求されるこの分野において、諸外国の立法例との整合性を考慮した立法により、日本の企業の国際競争力の維持向上に資することになる。</p> <p>経済の国際化の中で、弱い立場に置かれがちな消費者及び労働者の保護が図られることになる。</p>		
<b>具体的内容</b>	<p>1 人の行為能力</p> <p>(1) 人の行為能力は、その本国法によって定めるものとする。こととした。</p> <p>(2) 親族法又は相続法の規定によるべき法律行為及び行為地と法を異にする地に在る不動産に関する法律行為を除き、法律行為をした者がその本国法によれば行為能力の制限を受けた者となるときであっても行為地法によれば行為能力者となるべきときは、当該法律行為の当時そのすべての当事者が法を同じくする地に在った場合に限り、当該法律行為をした者は、(1)にかかわらず、行為能力者とみなすものとする。こととした。</p> <p>2 後見開始の審判等の国際裁判管轄及び準拠法</p> <p>裁判所は、成年被後見人、被保佐人又は被補助人となるべき者が日本に住所若しくは居所を有するとき又は日本の国籍を有するときは、日本法により、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判（以下「後見開始の審判等」と総称する。）をすることができるものとする。こととした。</p> <p>3 失踪の宣告の国際裁判管轄及び準拠法</p> <p>(1) 裁判所は、不在者が生存していたと認められる最後の時点において、不在者が日本に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたときは、日本法により、失踪の宣告をすることができるものとする。こととした。</p> <p>(2) (1)に該当しないときであっても、裁判所は、不在者の財産が日本に在るときはその財産についてのみ、不在者に関する法律関係が日本法によるべきときその他法律関係の性質、当事者の住所又は国籍その他の事情に照らして日本に關係があ</p>		

るときはその法律関係についてのみ、日本法により、失踪の宣告をすることができるものとする事とした。

#### 4 法律行為の準拠法

(1) 法律行為の成立及び効力について当事者による準拠法の選択がないときは、当該法律行為の当時において当該法律行為に最も密接な関係がある地の法によるものとし、この場合において、法律行為において特徴的な給付を当事者の一方のみが行うものであるときはその給付を行う当事者の常居所地法（その当事者が当該法律行為に係る事業所を有する場合にあっては、当該事業所の所在地の法）を、不動産を目的物とする法律行為であるときはその不動産の所在地法を、それぞれ当該法律行為に最も密接な関係がある地の法と推定するものとする事とした。

(2) 当事者は、法律行為の成立及び効力について適用すべき法を変更することができるが、第三者の権利を害することとなるときは、その変更をその第三者に対抗することができないものとする事とした。

#### (3) 法律行為の方式の準拠法

ア 法律行為の方式は、当該法律行為の成立について適用すべき法（当該法律行為の後に準拠法の変更がされた場合にあっては、その変更前の法）によるものとする事とした。ただし、行為地法に適合する方式は、有効とするものとする事とした。

イ 法を異にする地に在る者に対してされた意思表示については、アただし書の適用については、その通知を發した地を行為地とみなす事とした。

ウ 法を異にする地に在る者の間で締結された契約の方式については、アただし書及びイは適用せず、ア本文にかかわらず、申込みの通知を發した地の法又は承諾の通知を發した地の法のいずれかに適合する契約の方式は、有効とするものとする事とした。

#### (4) 消費者契約の特例

ア 消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。以下同じ。）と事業者（法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下同じ。）との間で締結される契約（労働契約を除く。以下「消費者契約」という。）の成立及び効力について準拠法の選択又は変更により適用すべき法が消費者の常居所地法以外の法である場合であっても、消費者がその常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、当該消費者契約の成立及び効力に関しその強行規定の定める事項については、その強行規定をも適用するものとする事とした。

イ 消費者契約の成立及び効力について当事者による準拠法の選択がないときは、当該消費者契約の成立及び効力は、消費者の常居所地法によるものとする事とした。

ウ 消費者契約の成立について消費者の常居所地法以外の法が選択された場合であっても、当該消費者契約の方式について消費者がその常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、当該消費者契約の方式に関しその強行規定の定める事項については、専らその強行規定を適用するものとする事とした。

エ 消費者契約の成立について消費者の常居所地法が選択された場合において、当該消費者契約の方式について消費者が専らその常居所地法によるべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、当該消費者契約の方式は、専ら消費者の常居所地法によるものとする事とした。

オ 消費者契約の成立について準拠法の選択がないときは、当該消費者契約の方式は、消費者の常居所地法によるものとする事とした。

カ アからオまでは、次のいずれかに該当する場合には適用しないものとするこ

ととした。

(ア) 事業者の事業所で消費者契約に関係するものが消費者の常居所地と法を異にする地に所在した場合であって、消費者が当該事業所の所在地と法を同じくする地に赴いて当該消費者契約を締結したとき。ただし、消費者が、当該事業者から、当該事業所の所在地と法を同じくする地において消費者契約を締結することについての勧誘をその常居所地において受けていたときを除く。

(イ) 事業者の事業所で消費者契約に関係するものが消費者の常居所地と法を異にする地に所在した場合であって、消費者が当該事業所の所在地と法を同じくする地において当該消費者契約に基づく債務の全部の履行を受けたとき、又は受けることとされていたとき。ただし、消費者が、当該事業者から、当該事業所の所在地と法を同じくする地において債務の全部の履行を受けることについての勧誘をその常居所地において受けていたときを除く。

(ウ) 消費者契約の締結の当時、事業者が、消費者の常居所を知らず、かつ、知らなかったことについて相当の理由があるとき。

(エ) 消費者契約の締結の当時、事業者が、その相手方が消費者でないと誤認し、かつ、誤認したことについて相当の理由があるとき。

#### (5) 労働契約の特例

ア 労働契約の成立及び効力について準拠法の選択又は変更により適用すべき法が当該労働契約に最も密接な関係がある地の法以外の法である場合であっても、労働者が当該労働契約に最も密接な関係がある地の法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を使用者に対し表示したときは、当該労働契約の成立及び効力に関しその強行規定の定める事項については、その強行規定をも適用するものとする事とした。

イ アの適用に当たっては、当該労働契約において労務を提供すべき地の法（その労務を提供すべき地を特定することができない場合にあっては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地の法。ウにおいて同じ。）を当該労働契約に最も密接な関係がある地の法と推定するものとする事とした。

ウ 労働契約の成立及び効力について準拠法の選択がないときは、当該労働契約の成立及び効力については、当該労働契約において労務を提供すべき地の法を当該労働契約に最も密接な関係がある地の法と推定するものとする事とした。

#### 5 法定債権の成立及び効力の準拠法

##### (1) 事務管理及び不当利得

ア 事務管理又は不当利得によって生ずる債権の成立及び効力は、その原因となる事実が発生した当時において当事者が法を同じくする地に常居所を有していたこと、当事者間の契約に関連して事務管理が行われ又は不当利得が生じたことその他の事情に照らして、明らかにその原因となる事実の発生した地よりも密接な関係がある他の地があるときは、当該他の地の法によるものとする事とした。

イ 事務管理又は不当利得の当事者は、その原因となる事実が発生した後において、事務管理又は不当利得によって生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法を変更することができるが、第三者の権利を害することとなるときは、その変更をその第三者に対抗することができないものとする事とした。

##### (2) 不法行為

ア 不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法によるが、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、加害行為が行われた地の法によるものとする事とした。

イ 生産物（生産され又は加工された物をいう。以下同じ。）で引渡しされたものの瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害する不法行為によって生ずる

	<p>生産業者（生産物を業として生産し、加工し、輸入し、輸出し、流通させ、又は販売した者をいう。以下同じ。）又は生産物にその生産業者と認めることができる表示をした者（以下「生産業者等」と総称する。）に対する債権の成立及び効力は、被害者が生産物の引渡しを受けた地の法によるが、その地における生産物の引渡しは通常予見することのできないものであったときは、生産業者等の主たる事業所の所在地の法（生産業者等が事業所を有しない場合にあっては、その常居所地法）によるものとする事とした。</p> <p>ウ 他人の名誉又は信用を毀損する不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、被害者の常居所地法（被害者が法人その他の社団又は財団である場合にあっては、その主たる事業所の所在地の法）によるものとする事とした。</p> <p>エ 不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、不法行為の当時において当事者が法を同じくする地に常居所を有していたこと、当事者間の契約に基づく義務に違反して不法行為が行われたことその他の事情に照らして、明らかにアからウまでにより適用すべき法の属する地よりも密接な関係がある他の地があるときは、当該他の地の法によるものとする事とした。</p> <p>オ 不法行為の当事者は、不法行為の後において、不法行為によって生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法を変更することができるが、第三者の権利を害することとなるときは、その変更をその第三者に対抗することができないものとする事とした。</p> <p>6 債権の譲渡の債務者その他の第三者に対する効力の準拠法 債権の譲渡の債務者その他の第三者に対する効力は、譲渡に係る債権について適用すべき法によるものとする事とした。</p> <p>7 後見の準拠法 外国人が被後見人、被保佐人又は被補助人である場合であって、次に掲げるときは、後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見、保佐又は補助（以下「後見等」と総称する。）に関する審判については、日本法によるものとする事とした。</p> <p>(1) 当該外国人の本国法によればその者について後見等が開始する原因がある場合であって、日本における後見等の事務を行う者がいないとき。</p> <p>(2) 日本において当該外国人について後見開始の審判等があったとき。</p> <p>8 表記の現代用語化等 法律の表記を平仮名及び口語体に改め、用語を平易なものに改める等の表記の現代用語化等を行うものとする事とした。</p>
<p><b>立法作業の状況</b></p>	<p>平成15年2月、法務大臣から法制審議会に対し、国際私法に関する法例の規定の現代化を図る上で留意すべき事項について諮問がされ、同審議会は、これを受けて国際私法（現代化関係）部会を設置し、平成17年3月には、「国際私法の現代化に関する要綱中間試案」を取りまとめ、これを公表するとともに、パブリック・コメントの процедуруを実施して広く国民に意見を求めた。その後、同部会では、パブリック・コメントの結果をも踏まえて更に審議を進め、同年7月には「国際私法の現代化に関する要綱案」を決定し、これが同年9月に開催された法制審議会において「国際私法の現代化に関する要綱」として決定されて、法務大臣に答申された。</p> <p>法務省においては、この要綱に基づいて、法例を全部改正する「法の適用に関する通則法案」を立案し、同法案は、平成18年2月14日の閣議決定を経て、同日、第164回国会に提出された。同法案は、国会での審議・採択を経て、同年6月15日に成立し、同月21日に法律第78号として公布された（施行日は平成19年1月1日）。</p>
<p><b>事業効果の発現状況</b></p>	<p>本立法により、消費者と事業者、労働者と使用者のように力関係に差がある者の間の契約において、事業者又は使用者に一方的に有利な法が準拠法として指定されたとしても、消費者又は労働者は一定の場合にその常居所地法又は最密接地関係地法中の</p>

強行規定の適用を求めることができるようになり、消費者保護及び労働者保護が図られることとなった。

また、不法行為によって生じる債権の成立及び効力については、結果発生地法によることを原則とし、生産物責任及び名誉又は信用の毀損に関する特則規定を設けることなどにより準拠法が明確となり、加害者の予見可能性に配慮しながら、被害者保護が図られることとなった。

さらに、債権譲渡の債務者その他の第三者に対する効力の準拠法について、譲渡される債権の準拠法とすることにより、異なる国に住所を有する多数の債務者が混在している債権の一括譲渡や債務者が不特定の将来債権の譲渡等の場合にも対抗要件に関する準拠法が確定できるようになった。

実務界からは、裁判所が例外的状況に対して柔軟に対処できる余地を残しつつ、より明確で合理的、現代的な規律として改正がなされたほか、諸外国の現代的な国際私法に倣って弱者保護等の政策的配慮もされており、全体として、大変バランスのとれた立法になったとの評価が述べられている。



## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	電子記録債権法		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<p>事業者の資金調達的手法として、売掛債権等の金銭債権を活用することの有用性が指摘されていたが、金銭債権を利用した資金調達をより安定的で利用しやすいものとするためには、現在の金銭債権の譲渡の主な方法である指名債権の譲渡や手形の譲渡が抱えている課題を克服する必要があると指摘されてきた。また、経済社会のIT化が進展する中で、電子的な手段を用いた商取引や金融取引が発達してきており、これに対応して、金銭債権の電子的な手段を用いた譲渡について、利便性とともな法的安定性を確保する必要性が高まっていると指摘されてきた。</p> <p>このような状況の下で、電子的な手段による債権譲渡を推進する施策の検討を進めるべきことが、e-Japan戦略Ⅱ（平成15年7月2日）以降のIT戦略本部決定に掲げられ、政府部内において電子債権法制（仮称）の整備に向けた検討が行われてきた。</p>		
<b>立法の目的</b>	<p>金銭債権について、その取引の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録をその発生、譲渡等の要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子記録債権に係る電子記録を行う電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めることにより、電子記録債権制度を創設することを目的とする。</p>		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	<p>電子記録債権制度を手形に代替する方法（手形の電子化）で活用することにより、売掛債権等の金銭債権の流動化が促進され、事業者の資金調達の円滑化が図られるほか、一括決済方式やシンジケート・ローン等の融資契約への活用等、様々なニーズに活用されることが期待され、今後の電子金融取引における重要なインフラとなりうる。</p>		
<b>具体的内容</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電子記録債権の発生、譲渡等に関する私法上の規律の整備             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電子記録債権の発生や譲渡については、磁気ディスク等をもって作成される記録原簿に、電子債権記録機関が当事者の請求を受けて電子記録をすることをその効力要件とすることとした。</li> <li>(2) 手形におけるのと同様に、電子記録債権の譲渡に善意取得や人的抗弁の切断の効力を認める等、電子記録債権に係る取引の安全を確保するための措置を講ずることとした。</li> <li>(3) 手形におけるのと同様に、記録原簿上の債権者に対して支払をした者に支払免責を認めるほか、支払の事実について電子記録がされないまま電子記録債権が再度流通する事態を防止する仕組みを設けることとした。</li> <li>(4) 手形保証類似の独立性を有する電子記録保証の制度や電子記録債権を目的とする質権の制度を設け、これらについても記録原簿への電子記録をその効力要件とするほか、記録事項の変更、電子債権記録業務に関する電子債権記録機関の責任、記録事項等の開示等についての規定を整備することとした。</li> </ol> </li> <li>2 電子債権記録機関の業務、監督等に関する規律の整備             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電子債権記録機関の安定的・継続的な業務運営等を図るため、主務大臣が申請を受け、財産的基盤や適切な業務遂行能力を有する株式会社を電子債権記録業を行う者として指定することとした。</li> <li>(2) 電子債権記録機関の公正性・中立性の確保や、他の事業からのリスクの遮断等の観点から、電子債権記録機関の兼業を禁止することとした。</li> </ol> </li> </ol>		

	<p>(3) 電子債権記録機関の業務の適切かつ確実な遂行を図るための報告徴求，立入検査，業務改善命令や，電子債権記録機関が破綻した場合の業務移転命令など，所要の検査・監督規定を整備することとした。</p>
<p><b>立法作業の状況</b></p>	<p>平成18年2月，法務大臣から法制審議会に対し，電子債権法制の整備に関する諮問がされ，これを受けて，同審議会に電子債権法部会が設置された。電子債権法部会では，同月から調査・審議が開始され，同年7月には「電子登録債権法制に関する中間試案」が決定され，パブリック・コメントの受付に付され，一般からの意見募集が行われた。</p> <p>その後，電子債権法部会においては，意見募集の結果等を踏まえ更に審議を重ねられ，平成19年1月16日に「電子登録債権法制の私法的側面に関する要綱案」が決定された。この要綱案は，同年2月7日に開催された法制審議会総会において，原案どおり「電子登録債権法制の私法的側面に関する要綱」として採択され，法務大臣に答申された。</p> <p>他方，金融庁においても，金融審議会第二部会・情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ合同会合において電子債権記録機関のあり方についての検討が行われ，平成18年12月21日，「電子登録債権（仮称）の制定に向けて～電子登録債権の管理機関のあり方を中心として～」が取りまとめられた。</p> <p>法務省においては，金融庁とともに，この二つの審議会の審議結果を踏まえて法律案の立案作業を進め，平成19年3月13日の閣議決定を経て，同月14日，「電子記録債権法案」を第166回国会に提出した。同法案は，国会での審議・採決を経て，同年7月20日に成立し，同月27日に平成19年法律第102号として公布された（施行日は平成20年12月1日）。</p>
<p><b>事業効果の発現状況</b></p>	<p>電子記録債権制度については，電子記録債権のサービスの向上・実現のための制度的なインフラとなっており，金融に関する電子化等の一層の促進だけでなく，金融における競争を促進し，金融サービスの高度化，金融ビジネスの革新につながるものと期待されるなどと評価されている。</p> <p>平成22年4月末日現在，電子債権記録業を営む者として1社が指定されているほか，今後も複数の金融機関による指定の申請が行われる見込みである。</p>

## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<p>犯罪被害者等の保護・支援については、平成11年に制定された刑事訴訟法の一部を改正する法律により、被害者等が証人となる場合を含め、証人等に対する加害行為等の防止を図るため、一定の場合に証人等の住居等の情報を保護する制度が設けられたほか、平成12年に制定されたいわゆる犯罪被害者保護二法によって、①証人尋問の際の付添い、遮へい及びビデオリンク方式の導入、②被害者等による心情を中心とする意見陳述制度の導入、③民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の制度の導入等が行われた。</p> <p>しかし、その後も、多くの犯罪被害者等からは、例えば、「現在の刑事裁判手続において、被害者は証拠として扱われているにすぎず、『事件の当事者』にふさわしい扱いを受けていない」との批判や、「現在の損害賠償制度には、高い費用や多くの労力・時間を要し、また、被害者の独力では証拠が十分に得られないなどの問題があり、犯罪被害者のために十分に機能しているとは言い難い」との批判がなされ、その改善が要望されていた。</p>		
<b>立法の目的</b>	<p>民事訴訟法には、刑事訴訟において導入されていた証人尋問の際の付添い、遮へい及びビデオリンク方式についての明文の規定はなく、付添い及び遮へいの措置が運用上可能であると考えられていたにすぎなかったため、これらの措置を認める要件や措置の内容を明確にする規定を置き、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。</p>		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	<p>証人尋問の際の付添い、遮へい及びビデオリンク方式の各措置を認める要件や措置の内容が明確化され、これらの各措置を認めた場合には、犯罪被害者等が法廷で尋問を受ける際の精神的負担の軽減が図られ、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られることになる。</p>		
<b>具体的内容</b>	<p>1 付添いの措置の導入</p> <p>証人の年齢又は心身の状態その他の事情を考慮し、証人が尋問を受ける場合に著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときに、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判長若しくは当事者の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を証人に付き添わせることができるものとした。</p> <p>基本的には刑事訴訟法第157条の2と同様の規定だが、措置をとることを決める主体は、これまでの民事訴訟における運用と同じく、裁判長とし、この裁判長の処分に対しては、合議体としての裁判所に異議を申し立てることができることとした。</p> <p>2 遮へいの措置の導入</p> <p>当事者本人等との間の遮へいの措置については、事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、証人が当事者本人又はその法定代理人の面前において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときに、一方から又は相互に相手の状態を認識できないようにするための措置をとることができるものとした。</p> <p>また、傍聴人との間との遮へいの措置については、事案の性質、証人が犯罪により害を被った者であること、証人の年齢、心身の状態又は名誉に対する影響その他</p>		

	<p>の事情を考慮し、相当と認めるときに、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができるものとした。</p> <p>そして、判断の主体と異議申立てについては、付添いの措置の場合と同様とした。</p> <p>3 ビデオリンク方式による尋問の導入</p> <p>ビデオリンク方式による尋問については、事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、証人が裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所において陳述するときは、圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときにも、行うことができるものとした。</p> <p>これについては、直接主義の要請自体は満たすものの、裁判官と同じ場所における尋問ではないという点で、その例外をなすものであるため、遠隔地におけるテレビ会議システムを利用した尋問と同様に、決定主体は裁判所とした。</p>
<p><b>立法作業の状況</b></p>	<p>平成16年12月、いわゆる議員立法により、犯罪被害者等基本法が成立し、これを受けて、政府が取り組むべき具体的な施策等を定めた犯罪被害者等基本計画が閣議決定された。こうした基本法、基本計画の成立・策定等を踏まえ、平成18年9月、法務大臣から法制審議会に対し、民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入について諮問が行われた。</p> <p>これを受け、法制審議会に民事訴訟法部会が設置され、同年10月から同部会において調査・審議が開始され、平成19年1月には、審議結果が要綱案としてとりまとめられた。この要綱案は、同年2月7日、法制審議会総会で採択され、法務大臣に答申された。</p> <p>法務省では、この要綱案に基づいて立案作業をすすめ、平成19年3月13日の閣議決定を経て、同日、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を第166回国会に提出した。同法案は、国会での審議・採択を経て、同年6月20日に成立し、同月27日に法律第95号として公布された（施行日は平成20年4月1日）。</p>
<p><b>事業効果の発現状況</b></p>	<p>平成20年4月1日の法律施行から平成21年12月までの間に、証人尋問などの際に付添い、遮へい、ビデオリンクの各措置は、それぞれ13回、179回、19回実施された。</p> <p>これらの各措置が認められた結果、犯罪被害者等が法廷で尋問を受ける際の精神的負担の軽減が図られ、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られているものと考えられる。</p>

## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	保険法		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<p>商法の保険契約に関する規定については、明治32年の商法制定後、明治44年に一部の規定が改正されただけで、その後の著しい社会経済情勢の変化にもかかわらず、100年近くにわたり、実質的な改正がされておらず、表記も片仮名・文語体のままであった。</p> <p>このため、これらの規定については、国民生活において重要な役割を果たしている傷害疾病保険や責任保険<sup>*1</sup>に関する規定を欠いている、古い時代の理論に基づく硬直的な規律で、現代の理論にも実務にも適合しないなどの問題点があり、現代社会に合った適切なものとする必要があるとの指摘がされていた。</p> <p>また、平成12年12月1日に閣議決定された行政改革大綱において、「社会経済構造の変革と事後監視型社会への転換に対応し、国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法について、抜本的に見直す。また、その用語・表記法においても、新たな時代にふさわしく、かつ国民に分かりやすいものとする。」との基本方針が示されたこともあって、民事・刑事の基本法の現代化が重要な政策課題の一つとされる状況にあった。</p>		
<b>立法の目的</b>	<p>社会経済情勢の変化にかんがみ、保険契約に関する法制について、共済契約をその適用の対象に含めることとする。また、保険契約締結に際しての告知、保険給付の履行期等に関する保険契約者の保護に資するための規定を整備し、傷害疾病保険に関する規定の新設等を行うとともに、国民に理解しやすい法制とするためこれを現代用語の表記によるものとする。</p>		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	<p>保険に係わる契約上のトラブルを解決する際の指針が明確なものになるだけでなく、保険契約者等に不利な内容の定めを無効とする片面的強行規定が導入されたことにより、保険契約者等の保護を強化することができる。</p>		
<b>具体的内容</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 共済契約への適用範囲の拡大                      商法の保険契約に関する規定は共済契約を適用の対象としていないが、共済契約の中には保険契約と実質的に同様のものが存在することから、保険法では、保険契約と同様の実質を有する共済契約についても、その適用の対象としている。</li> <li>2 傷害疾病保険に関する規定の新設                      商法には損害保険契約及び生命保険契約についての規定しか設けられていないが、現代社会においては、人の傷害や疾病に基づいて保険給付を行う保険契約が広く普及していることから、保険法では、傷害疾病保険についての規定を新設している。</li> <li>3 保険契約者等の保護の強化                      保険契約者等（保険契約者、被保険者及び保険金受取人）と保険者とは情報量や交渉力等において必ずしも対等な関係にはないことなどから、保険法では、保険契約者等の保護のための規定を整備している。                      例えば、保険契約締結時の告知に関する規定を見直し、保険契約者又は被保険者は保険者から質問された事項について告知をすれば足りるとするとともに、保険募集人による告知妨害等があった場合には、原則として保険者は告知義務違反を理由に保険契約を解除することができないものとしている。                      また、保険給付の履行期に関する規定を新設し、期限の定めがある場合であっても、保険者が適正な保険給付を行うために必要な調査をするための合理的な期間が</li> </ol>		

	<p>経過した後は、保険者は履行遅滞の責任を負う<sup>※2</sup>ものとしている。      そして、これらの規定の内容よりも保険契約者等に不利な内容の約款の定めを無効としている（片面的強行規定）。</p> <p>4 損害保険契約についての規律の柔軟化      損害保険契約における超過保険や重複保険についての規律を柔軟化し、保険金額（の合計額）が保険価額（保険の目的物の価額）を超える契約についても原則として有効としている。</p> <p>5 責任保険契約における被害者の優先権の確保      責任保険契約について、被害者が保険金から優先的に被害の回復を受けることができるようにするため、被害者に、保険給付請求権について特別の先取特権を付与している。</p> <p>6 保険金受取人の変更に関する規定の整備      生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約における保険金受取人の変更についての規定を整備し、保険金受取人の変更の意思表示の相手方が保険者であること、遺言による保険金受取人の変更が可能であることなどについて明文の規定を設けている。</p> <p>7 モラルリスク等の防止の強化      保険契約の不正な利用を防止するために、重大事由による解除についての規定を新設し、保険金受取人が保険金取得目的で被保険者を死亡させようとした場合等に、保険者が保険契約を解除することができるものとしている。</p>
<p><b>立法作業の状況</b></p>	<p>平成18年9月、法務大臣から法制審議会に対し、保険法の見直しについての要綱を示すことを求める諮問がされ、これを受けて、同審議会に保険法部会が設置された。保険法部会では、同年11月から調査・審議が開始され、平成19年8月の第14回会議において「保険法の見直しに関する中間試案」が取りまとめられ、パブリック・コメントの手に付され、一般からの意見募集が行われた。</p> <p>その後、保険法部会においては、意見募集の結果等を踏まえ更に審議が重ねられ、平成20年1月の第24回会議において「保険法の見直しに関する要綱案」が取りまとめられた。これが同年2月に開催された法制審議会総会において「保険法の見直しに関する要綱」として原案どおり採択され、同日、法務大臣に答申された。</p> <p>法務省においては、この要綱を踏まえて法律案の立案作業を進め、同年3月4日の閣議決定を経て、同月5日、「保険法案」及び「保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」を第169回国会に提出した。両法案は、国会での審議・採決を経て、いずれも同年5月30日に成立し、同年6月6日に平成20年法律第56号及び第57号として公布された。</p> <p>保険法は、平成22年4月1日から施行するものとされた。</p>
<p><b>事業効果の発現状況</b></p>	<p>保険法の施行日は、平成22年4月1日であり、平成22年3月31日現在では未施行である。もっとも、同法が施行されると、保険契約者等の保護のために設けられた前期片面的強行規定に反する約款等の定めが無効となることがあるため、同法の施行に備え、各保険会社等において、保険法が制定された目的や前期具体的内容を踏まえて約款等の改訂が行われた。これにより、保険契約者や保険金の支払を受ける保険金受取人等の保護の強化が実現されている。</p>

※1 「責任保険」

損害賠償責任を負うことによって生ずる損害をてん補する保険。

※2 「履行遅滞の責任を負う」

遅滞損害金の支払義務が生ずる。

## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	平成16年12月に、国連総会において、私人が自国の裁判所で外国に対する民事裁判をすることができる範囲等を明らかにする「国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約」（国連国家免除条約）が採択され、我が国も、平成19年1月に署名をした。そこで、同条約を締結するに当たって、その担保法として同条約の意味内容を明確化するとともに、本条約の非締約国との関係においても、関係する外国や私人にとって、外国がいかなる場合に我が国の民事裁判権に服するのかについて明らかにして、法的安定性を高めるべく、この点について規律した国内法を整備する必要性が生じた。		
<b>立法の目的</b>	国連国家免除条約に準拠した内容で国内法を整備することにより、国際的に受け入れられやすいルールに基づき、いかなる場合に外国が我が国の民事裁判権に服するのかについて明らかにする。		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	いかなる場合に外国が我が国の民事裁判権に服するのかについて明らかとなり、外国及び私人の予見可能性を確保することができる。		
<b>具体的内容</b>	外国及びその機関等が、それに対する民事裁判手続並びにその財産に対する保全処分及び民事執行から免除されない場合（例えば、外国が同意をした場合や、商業的取引、労働契約に関する裁判手続等）を明示しているほか、外国及びその機関等に対する訴状等の送達その他の取扱いを規定している。		
<b>立法作業の状況</b>	平成20年9月3日、法制審議会第157回会議において、法務大臣から法制審議会に対して裁判権免除に関する国内法制の整備についての諮問が行われた。その後、平成21年2月4日、法制審議会第158回会議において、「外国等に対する民事裁判権に係る法制の整備に関する要綱」が採択され、同日、法務大臣に答申された。そして、この答申を踏まえ、「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案」が立案され、同法律案は、同年4月17日に成立し、同月24日に公布された（施行日は平成22年4月1日）。		
<b>事業効果の発現状況</b>	外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律の施行日は平成22年4月1日であり、平成22年3月31日現在では未施行である。		

平成13年度から平成21年度までの民事・刑事基本法提出状況及び平成21年度中に作業を行った法律

番号	法律名\年度	平成12年度以前	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1	中間法人法	法制担当者作業期間 提出 成立 施行	施行								
2	商法の一部改正	法制担当者作業期間 提出 成立 施行	提出 成立 施行								
3	料法の一部改正	法制担当者作業期間 提出 成立 施行	提出 成立 施行								
4	商法等の一部を改正する法律	法制担当者作業期間 提出 成立 施行	提出 成立 施行								
5	建物の区分所有等に関する法律及びマンションの専有権に関する法律の一部を改正する法律	法制担当者作業期間 提出 成立 施行	提出 成立 施行								
6	会社更生法	法制担当者作業期間 提出 成立 施行	提出 成立 施行								
7	犯罪の国際化及び組織化並びに情報伝達手段の高度化に對するための一部の刑法等の一部を改正する法律案(強制執行妨害罪等の罰則整備)	法制担当者作業期間 提出 成立 施行	提出 成立 施行								
8	犯罪の国際化及び組織化並びに情報伝達手段の高度化に對するための一部の刑法等の一部を改正する法律案(強制執行妨害罪等の罰則整備及びサイバー関係の法整備)	法制担当者作業期間 提出 成立 施行	提出 成立 施行								



番号	法律名\年度	平成12年度以前	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
9	担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律		法制担当者作業期間	提出 成立 施行	提出 成立 施行						
10	民事訴訟法等の一部を改正する法律		法制担当者作業期間	提出 成立 施行	提出 成立 施行						
11	人事訴訟法		法制担当者作業期間	提出 成立 施行	提出 成立 施行						
12	破産法		法制担当者作業期間	提出 成立 施行	提出 成立 施行						
13	電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律		法制担当者作業期間	提出 成立 施行	提出 成立 施行						
14	株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律の一部を改正する法律		法制担当者作業期間	提出 成立 施行	提出 成立 施行						
15	民法の一部を改正する法律 保証制度の見直し 民法現代語化		法制担当者作業期間	提出 成立 施行	提出 成立 施行						
16	債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律		法制担当者作業期間	提出 成立 施行	提出 成立 施行						
17	民事調停手続の改善のための民事訴訟法の一部を改正する法律		法制担当者作業期間	提出 成立 施行	提出 成立 施行						
18	国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律		法制担当者作業期間	提出 成立 施行	提出 成立 施行						

番号	法律名・年度	平成12年度以前	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
19	会社法 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律		法制担当者作業期間			提出 成立 施行	成立 施行	施行			
20	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の改正に関する法律					提出 法制担当者作業期間	提出 成立 施行				
21	債権法 債権法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律					提出 法制担当者作業期間	提出 成立 施行	成立 施行			
22	法の適用に関する通則法					提出 法制担当者作業期間	提出 成立 施行	成立 施行			
23	電子記録簿法						提出 法制担当者作業期間	提出 成立 施行			
24	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法の改正に関する法律						提出 法制担当者作業期間	提出 成立 施行			
25	保険法						提出 法制担当者作業期間	提出 成立 施行	成立 施行		
26	外国籍に対する我が国の民事裁判権に関する法律						提出 法制担当者作業期間	提出 成立 施行	提出 成立 施行	提出 成立 施行	平成22年4月1日施行
27	財産上の損失及び保全命令案件に付与する国際的判決の執行に関する法律						提出 法制担当者作業期間	提出 成立 施行	提出 成立 施行	提出 成立 施行	平成22年4月1日施行
28	民法及び戸籍法の整備						提出 法制担当者作業期間	提出 成立 施行			提出 成立 施行
29	民法の解釋に関する規定の見直し										提出 成立 施行

番号	法律名／年度	平成12年度以前	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
30	民法(債権関係)の見直し								法制担当者作業期間		
31	会社法								法制担当者作業期間		
32	非訟事件手続法及び家事審判法の見直し								法制担当者作業期間		
33	平成16年改正行政事件訴訟法の施行状況の検証										法制担当者作業期間
34	企業の刑事責任の在り方	法制担当者作業期間									

(注1) 本表は、平成13年度から同21年度までの間に、国会に法案を提出した法律及び平成21年度末現在法制作業を行っている法律のみを記載している。

(注2) 法制担当者作業期間には、調査・研究、検討会等の準備・開催、法制審議会の運営、国会提出準備及び国会対応などが含まれる。

(注3) 法律施行後も、各種照会対応や広報などの業務を行っている。

## 平成21年度事後評価実施結果報告書

### 1. 政策名等

政策名	司法制度改革の推進		
評価対象	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化		
施策名等	【政策体系上の位置付け：I-2-(4)】		
施策の基本目標	国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため、裁判外の紛争解決手続について、その拡充・活性化を図る。		
予算額	平成21年度予算額：14百万円		
評価実施時期	平成22年8月	所管部局	大臣官房司法法制部審査監督課
評価方式	実績評価方式		

### 2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標			
取組内容	紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にするため、認証紛争解決手続 <sup>*1</sup> （かいけつサポート）の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者）の数を増加させる。		
指標	民間紛争解決手続 <sup>*2</sup> の業務の認証数	目標値等	対前年度増 (平成19年度：10件) (平成20年度：16件) (平成21年度：39件)
参考指標1	認証の取得を検討している機関・団体等に対する制度説明会等の実施状況		
参考指標2	認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用実績 (平成19年度：68件) (平成20年度：721件) (平成21年度：865件)		

### 3. 基本的考え方

#### (1) 課題・目的・必要性

裁判外紛争解決手続（ADR：Alternative Dispute Resolution）とは、訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続であり、その代表的なものとして、仲裁手続、調停手続等がある。

我が国は、国民の活動を事前に調整する「事前規制・調整型社会」から、国民が自らの責任で自由に行動をすることを基本とし、社会のルール違反を後からチェックして被害を救済する「事後チェック・救済型社会」に移行しつつあり、これに伴い、事後的なルール違反に対処するための司法の役割が増大している。また、社会の高度化、情報化、国際化等を背景に紛争解決の在り方に関する国民のニーズも多様化している。

このような状況を背景として、平成13年6月12日に、内閣に提出された司法制度改革審議会意見書では、裁判外紛争解決手続が、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充・活性化を図るべきであるとの提言がされた。

この提言を受け、裁判外紛争解決手続の利用の促進を図るため、一連の司法制度改革の一環として、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号。以下「ADR法」という。）」が制定され、平成19年4月1日から施行された。ADR法は、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にするため、民間事業者の行う調停手続、あっせん手続その他の和解の仲介手続（民間紛争解決手続）の業務を対象とした法務大臣による認証制度を創設するなどしている。同認証制度を所管する法務省としては、同制度を適正に実施・運営し、認証紛争解決手続（か

いけつサポート)が、国民に身近な紛争解決手段として定着し、裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるようその拡充、活性化を図る必要がある。

## (2) 施策の実施方法

認証制度の目的の一つは、民間事業者が行う裁判外紛争解決業務のうち、法律に定められた基準・要件に適合するものを法務大臣が認証することにより、適正な業務を行う認証紛争解決事業者等に関する情報を国民に提供し、紛争の当事者が安心してその解決を図るための手続を選択できるようにすることにある。

そのため、認証申請の審査を適正に行うとともに、認証紛争解決事業者等について、その詳細な情報を公表し、利用者である国民に対して、その選択の目安を提供する。

他方で、認証を受けるかどうかは、民間事業者の任意の判断にゆだねられているところ、知的財産権、労働、土地境界その他の多様な紛争分野について専門性を有する認証紛争解決事業者が存在しなければ、認証紛争解決手続(かいけつサポート)の利用の促進は見込めない。

そこで、様々な専門性を有する民間紛争解決手続を実施する機関・団体等からの要請がある場合には、これに積極的に応じ、法務省職員を派遣して認証制度の説明をする。

また、これらの機関・団体等のうち、認証の取得を検討している機関・団体等に対しては、その取得を促すべく、積極的に認証申請に関する相談を受けるなどして、認証申請の円滑化を図り、民間紛争解決手続の業務の認証数を増加させる。

## (3) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を実現するためには、国民が様々な紛争を解決するための身近な手段として認証紛争解決手続(かいけつサポート)を選択し、そのサービスの提供を受けることができるよう、認証紛争解決手続の業務を行う事業者の数を増加させることが必要である。そこで、「紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にするため、同手続の業務を行う事業者の数を増加させる」ことを達成目標とした。

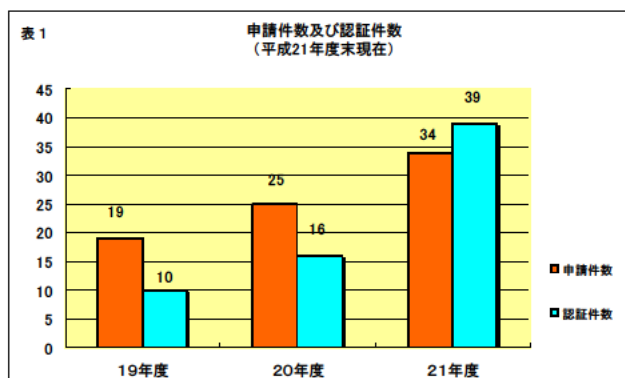
そして、その達成度合いについては、より多くの民間紛争解決手続の業務を認証すべく、認証の取得を検討している機関・団体等からの申請相談を積極的に受けるなどして、前年度の認証数よりも多く認証することを指標として評価することとした。

なお、認証紛争解決事業者を増やすという観点から、認証の取得を検討している機関・団体等に対する制度説明会等の実施状況を参考指標とした。また、認証数の増加に伴い同手続の利用促進が図られたかどうかを把握するため、認証紛争解決手続(かいけつサポート)の利用実績を参考指標とした。

## 4. 評価結果等

### (1) 平成21年度に実施した政策(具体的内容)

平成21年度末現在において認証の申請があった件数及び認証をした件数は、表1のとおりであり、認証をした件数の累計は65となった。平成19年4月に認証制度が実施されて以降、申請件数、認証件数のいずれも着実に増加しており、目標値である民間紛争解決手続の業務の認証数の「対前年度増」を達成している。



また、認証紛争解決事業者が取り扱う紛争の範囲を見ると、別紙1のとおり、特定の専門分野に関する紛争処理に特化した事業者が増加しており、認証紛争解決事業者の多様化が進んでいるといえる。



なお、参考指標 1 とした「認証の取得を検討している機関・団体等に対する制度説明会等の実施状況」については、制度説明会の開催又は各種団体等からの要請に基づく講師派遣を19回実施し、認証申請を検討している団体に対する個別の相談を183団体に対して316回実施した（平成21年度末までの累計。）。認証申請を検討している団体のすべてが申請に至る訳ではないため、参考指標 1 が民間紛争解決手続の業務の認証数の増加に直結するものではないが、積極的に制度説明会等を実施していることが制度の周知につながり、認証数の増加に寄与しているといえる。

参考指標 2 「認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用実績」について、認証した民間紛争解決手続の利用を申し込んで受理された件数（受理件数）及び同手続を利用して和解成立等何らかの結論が得られた件数（終了件数）をみると、表 2 のとおり、いずれも増加傾向にある。事業者数が年度ごとに異なるため、単純な比較はできないが、全体として利用実績が上がっているといえる。

なお、利用された認証紛争解決手続の紛争の類型別の内訳は、別紙 2 のとおりである。

表 2 認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用状況

	受理件数	終了件数
平成19年度	68	34
平成20年度	721	515
平成21年度	865	860

## （2）必要性

### ア 国民や社会のニーズ

社会の高度化、情報化、国際化等を背景として、多様化が進んでいる紛争解決手段についての国民のニーズに対応することで、司法制度改革が実効性のあるものとなる。

裁判外紛争解決手続は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性を活かした解決を図ることなど、柔軟な対応が可能となる。このようなことから、ADR法に基づく認証制度を通じて、認証紛争解決事業者が提供する紛争解決手続を、国民に身近な紛争解決手段として定着させることは、国民や社会のニーズに対応した施策であるといえる。

また、この施策は、司法制度改革審議会意見書における「裁判外紛争解決手続が、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充・活性化を図るべきである」との提言にも沿うものである。

### イ 国が行う必要性

民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務を認証するに当たっては、利用者の権利利益の保護の観点から、その業務の適正性を確保するために必要となる一定の基準・要件を満たしているか、厳格に審査することが要請される。したがって、認証制度を所管する法務省が行う必要がある。

### ウ 現時点で優先して行う緊急性

司法制度改革審議会意見書は、「ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである」と提言しており、これを実現するためには、認証紛争解決事業者数を増加させ、紛争解決手段の選択肢を多様化させることが不可欠であることから、緊急性の高い施策であるといえる。

## （3）効率性（効果とコスト）

認証紛争解決手続が国民にとって身近な紛争解決手段として広く利用されるためには、認証紛争解決事業者数を増加させる必要がある。

一方、裁判外紛争解決手続の業務の認証申請があった場合には、申請した事業者が必要な知識能力を備え、かつ経理的基礎を有するかについて審査するほか、反社会的勢力の排除等、欠格事由の該当の有無を確認する必要があり、その審査項目は多岐に渡っている。

民間事業者が行う裁判外紛争解決手続が公正かつ適正に実施されるには、認証申請に対する審査事務を厳格に行う必要があるが、同時に認証紛争解決事業者数を増加させようとすれば、相応の事務コストを要することになる。

そこで、認証の取得を検討している機関・団体等向けに、申請書のフォーマットや申

請書作成の留意事項を含む資料集を作成して配付したり、ADR認証業務処理システム<sup>\*3</sup>を使用して審査事務の効率化を図るなど、限られた行政資源で最大限の効果を挙げられるべく努めているところである。

#### (4) 有効性

##### ア 手段の妥当性

認証紛争解決事業者数の増加は、国民にとって、身近な紛争解決のための手段としての選択肢の増加に直結するものであり、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図るために不可欠な要素であるということができ、有効な手段であると考えられる。

##### イ 所期の事業効果の発現状況

認証制度が実施された平成19年4月以降、毎年度、前年度増の目標を達成しているだけでなく、特定の専門分野に関する紛争処理に特化した事業者が増加することにより、認証紛争解決事業者の多様化が進んでいる。よって、所期の効果は発現しているといえる。

### 5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

以上のように、必要性、効率性、有効性のいずれにおいても相応に評価することができるものの、全国的に見れば認証紛争解決事業者数は未だ十分とはいえない。このため、本施策については、引き続き実施していく必要がある。

なお、認証紛争解決事業者は今後も増加することが見込まれることから、紛争解決手続の円滑な選択に資するよう、認証申請に対する審査事務を厳格に行うとともに、国民に対して認証紛争解決事業者に関する情報提供を適切に行うこととしている。

### 6. 政策評価懇談会の知見の活用

#### (1) 実施時期

平成22年7月9日

#### (2) 実施方法

会議

#### (3) 意見の内容及び反映状況の概要

##### ア [意見]

「必要性」や「効率性」の記載振りについて、抽象的な記載になっている。どういった形で予算を使い、予算をかけたことでどのような効果が上がっているか等、ある程度具体的に記載する必要があるのではないか。

##### [反映内容]

可能な限り具体的な記載となるよう、本文について修正を行った。

##### イ [意見]

認証紛争解決手続の実施状況について、平成19年度と平成20年度を比較すると、利用実績は上がっているが、質的な部分から見ると、多少疑問がある。

##### [反映内容]

引き続き、認証紛争解決事業者の能力の維持向上を図るべく、認証申請の審査及び認証紛争解決事業者の監督を適切に実施することとする。

##### ウ [意見]

認証紛争解決事業者数をむやみに増やすのではなく、利用者のニーズを把握しながらそれに合った増やし方をしていくべきではないか。

##### [反映内容]

現在、特定の専門分野に特化した認証申請や申請を目的とした個別相談が増加する傾向にあるため、単なる認証紛争解決事業者数の増加のみではなく、これら申請の審査及び相談への対応を適切に実施していくこととする。

### 7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

#### ○ 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定）

##### Ⅱ－第1－8－（1） ADRの拡充・活性化の意義

「裁判外の紛争解決手段（ADR）手続は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主

性を活かした解決（中略）を図ることなど、柔軟な対応も可能である。（中略）ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。」

○ 司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）

Ⅱ－第1－8－（2）－イ

「総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。（本部）」

○ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）

## 8. 備考

評価の過程で使用したデータや文献等

- ・ 「申請件数及び認証件数に関する調査」  
作成者：大臣官房司法法制部審査監督課 作成時期：平成22年6月  
対象期間：平成19年4月1日～平成22年3月31日  
所 在：大臣官房司法法制部審査監督課
- ・ 「認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用状況に関する調査」  
作成者：大臣官房司法法制部審査監督課 作成時期：平成22年6月  
対象期間：平成19年4月1日～平成21年3月31日  
所 在：大臣官房司法法制部審査監督課
- ・ 「認証紛争解決事業者に関する調査」  
作成者：大臣官房司法法制部審査監督課 作成時期：平成22年6月  
対象期間：平成19年4月1日～平成22年3月31日  
所 在：大臣官房司法法制部審査監督課
- ・ 「認証紛争解決手続の実施状況に関する調査」  
作成者：大臣官房司法法制部審査監督課 作成時期：平成22年6月  
対象期間：平成19年4月1日～平成21年3月31日  
所 在：大臣官房司法法制部審査監督課

---

### ※1 「認証紛争解決手続」

ADR法第5条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続のことをいう。「かいけつサポート」は、認証紛争解決手続の愛称である。

### ※2 「民間紛争解決手続」

民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続のことをいう。

### ※3 「ADR認証業務処理システム」

データベースサーバーで認証データと申請情報各種ファイルを管理するシステムであり、関係機関等への照会やホームページ掲載用のファイル作成作業等、事務の省力化に活用している。



## 別紙 1

## ◎認証紛争解決事業者一覧

平成22年3月31日

認証番号	認証日	事業者名	紛争の範囲
1	H21. 9. 4	一般財団法人 日本スポーツ仲裁機構	スポーツに関する紛争
2	H19. 9. 19	大阪弁護士会	民事に関する紛争
3	H19. 9. 21	財団法人 家電製品協会（家電製品PLセンター）	製造物責任等に関する紛争
4	H19. 11. 5	財団法人 自動車製造物責任相談センター	製造物責任等に関する紛争
5	H19. 11. 16	京都弁護士会	民事に関する紛争
6	H19. 12. 17	大阪土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
7	H19. 12. 27	一般社団法人 日本商事仲裁協会	商事紛争
8	H20. 1. 25	愛媛県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
9	H20. 3. 14	横浜弁護士会	民事に関する紛争
10	H20. 3. 19	社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会	特定商取引に関する紛争
11	H20. 5. 14	財団法人 全国中小企業取引振興協会	下請取引等に関する紛争
12	H20. 6. 2	愛知県弁護士会	民事に関する紛争
13	H20. 6. 9	京都府社会保険労務士会	労働関係紛争
14	H20. 6. 13	神奈川県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
15	H20. 6. 30	日本証券業協会	金融商品の取引に関する紛争
16	H20. 7. 9	財団法人 東京都中小企業振興公社	下請取引等に関する紛争
17	H20. 7. 11	全国社会保険労務士会連合会	労働関係紛争
18	H20. 7. 28	財団法人 ソフトウェア情報センター	ソフトウェアに関する紛争
19	H20. 9. 22	社団法人 日本産業カウンセラー協会	労働関係紛争及び夫婦関係等に関する紛争
20	H20. 9. 24	兵庫県弁護士会	民事に関する紛争
21	H20. 10. 29	事業再生実務家協会	事業再生に関する紛争
22	H20. 12. 10	東京司法書士会	民事に関する紛争
23	H20. 12. 24	特定非営利活動法人 福岡マンション管理組合連合会	マンションに関する紛争
24	H20. 12. 26	沖縄県社会保険労務士会	労働関係紛争
25	H21. 1. 19	静岡県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
26	H21. 1. 20	滋賀県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
27	H21. 4. 15	社団法人 家庭問題情報センター	夫婦関係等に関する紛争
28	H21. 5. 18	鹿児島県社会保険労務士会	労働関係紛争
29	H21. 5. 19	滋賀県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
30	H21. 5. 25	東京都行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争、愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
31	H21. 6. 1	徳島県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
32	H21. 6. 19	特定非営利活動法人 留学協会	留学に関する紛争
33	H21. 6. 26	特定非営利活動法人 個別労使紛争処理センター	労働関係紛争
34	H21. 8. 13	愛知県社会保険労務士会	労働関係紛争
35	H21. 8. 14	大阪府社会保険労務士会	労働関係紛争

# ◎認証紛争解決事業者一覧

平成22年3月31日

認証番号	認証日	事業者名	紛争の範囲
36	H21. 8. 17	千葉県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
37	H21. 8. 17	兵庫県社会保険労務士会	労働関係紛争
38	H21. 8. 19	福岡県社会保険労務士会	労働関係紛争
39	H21. 8. 27	千葉県社会保険労務士会	労働関係紛争
40	H21. 9. 8	熊本県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
41	H21. 9. 14	神奈川県社会保険労務士会	労働関係紛争
42	H21. 9. 14	宮城県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
43	H21. 9. 14	公益社団法人 総合紛争解決センター	民事に関する紛争
44	H21. 10. 15	山形県社会保険労務士会	労働関係紛争
45	H21. 10. 16	東京都社会保険労務士会	労働関係紛争
46	H21. 10. 20	合同会社 コンサルティング岩田	相続等に関する紛争
47	H21. 10. 23	神奈川県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
48	H21. 11. 30	山口県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
49	H21. 12. 1	福島県社会保険労務士会	労働関係紛争
50	H21. 12. 1	特定非営利活動法人 医事紛争研究会	医事紛争
51	H21. 12. 18	長野県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
52	H21. 12. 18	茨城県社会保険労務士会	労働関係紛争
53	H21. 12. 18	埼玉県社会保険労務士会	労働関係紛争
54	H22. 1. 22	福島県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
55	H22. 1. 22	福岡県司法書士会	民事に関する紛争
56	H22. 1. 22	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	金融商品の取引に関する紛争
57	H22. 1. 26	社団法人 日本共済協会	共済契約に関する紛争
58	H22. 2. 10	新潟県社会保険労務士会	労働関係紛争
59	H22. 2. 10	広島県社会保険労務士会	労働関係紛争
60	H22. 2. 10	岐阜県社会保険労務士会	労働関係紛争
61	H22. 2. 10	石川県社会保険労務士会	労働関係紛争
62	H22. 3. 1	愛知県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争, 自転車事故に関する紛争, 愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
63	H22. 3. 17	富山県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
64	H22. 3. 23	宮城県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争

※評価書中の認証件数の累計は65件であるが、解散により認証が失効した事業者があるため、認証紛争解決事業者一覧の認証番号（64）とは相違している。

◎ 認証紛争解決手続の実施状況(平成19年度)

① 認証紛争解決手続の類型別の内訳件数(当期の終了事件)

(単位:件)

類型	価額の別							当事者の別				
	60万円以下	60万円超～140万円以下	140万円超～300万円以下	300万円超～1000万円以下	1000万円超～1億円以下	1億円超	算定不能又は不明	計	双方が法人	一方が法人	双方が個人	計
不動産売買に関する紛争	1							1			1	1
不動産賃貸借に関する紛争							1	1		1		1
土地の所有権の範囲等に関する紛争		1					1	2	1		1	2
不動産を目的とするその他の紛争							1	1			1	1
近隣紛争	1						2	3	2	1		3
相隣関係紛争	1						1	2		1	1	2
貸金等に関する紛争	1							1			1	1
生命保険、損害保険等の保険契約に関する紛争					1		1	2		2		2
その他の金銭取引に関する紛争		1						1			1	1
請負契約等に関する紛争							1	1		1		1
動産その他のものの売買に関する紛争			1					1		1		1
その他の契約に関する紛争				1				1	1			1
交通事故に関する紛争			1	2			1	4		1	3	4
製造物責任に関する紛争	1						1	2		2		2
医療等に関する紛争			1					1		1		1
その他の不法行為に関する紛争	1						1	2		1	1	2
労働関係紛争			1				1	2			2	2
身分(夫婦、親子等)関係紛争その他家事関係紛争							3	3			3	3
上記に掲げる紛争以外の紛争	1						2	3		3		3
<b>計</b>	<b>7</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>1</b>		<b>17</b>	<b>34</b>	<b>4</b>	<b>16</b>	<b>14</b>	<b>34</b>

類型	代理人(法定代理人を除く。)の別				終了事由の別							訴訟手続が中止されたもの	
	双方代理人	一方代理人	双方代理人なし	計	成立	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	その他	小計	不応諾		計
不動産売買に関する紛争			1	1	1						1		1
不動産賃貸借に関する紛争			1	1								1	1
土地の所有権の範囲等に関する紛争		2		2			1			1	1		2
不動産を目的とするその他の紛争			1	1				1		1			1
近隣紛争	1	1	1	3	1	1				2	1		3
相隣関係紛争		2		2		1		1		2			2
貸金等に関する紛争			1	1				1		1			1
生命保険、損害保険等の保険契約に関する紛争		1	1	2	1	1				2			2
その他の金銭取引に関する紛争			1	1							1		1
請負契約等に関する紛争			1	1							1		1
動産その他のものの売買に関する紛争			1	1	1					1			1
その他の契約に関する紛争	1			1	1					1			1
交通事故に関する紛争		3	1	4	2	1				3	1		4
製造物責任に関する紛争			2	2		1		1		2			2
医療等に関する紛争	1			1	1					1			1
その他の不法行為に関する紛争		1	1	2	1	1				2			2
労働関係紛争	1		1	2	1			1		2			2
身分(夫婦、親子等)関係紛争その他家事関係紛争			3	3			1		1	2	1		3
上記に掲げる紛争以外の紛争	1	1	1	3	1	1				2	1		3
<b>計</b>	<b>5</b>	<b>9</b>	<b>20</b>	<b>34</b>	<b>11</b>	<b>8</b>	<b>1</b>	<b>6</b>		<b>26</b>	<b>8</b>		<b>34</b>

## ② 認証紛争解決手続の類型別の手続実施者を選任した人数(当期の終了事件)

(単位:人)

類型	手続実施者の別							計
	弁護士	電気化学関係等技術者	土地家屋調査士					
不動産売買に関する紛争	1							1
不動産賃貸借に関する紛争	1							1
土地の所有権の範囲等に関する紛争	2		2					4
不動産を目的とする他の紛争	1							1
近隣紛争	3							3
相隣関係紛争	1							1
資金等に関する紛争	1							1
生命保険、損害保険等の保険契約に関する紛争	2							2
その他の金銭取引に関する紛争	1							1
請負契約等に関する紛争	1							1
動産その他のものの売買に関する紛争	1							1
その他の契約に関する紛争	1							1
交通事故に関する紛争	4							4
製造物責任に関する紛争	1	1						2
医療等に関する紛争	1							1
その他の不法行為に関する紛争	2							2
労働関係紛争	2							2
身分(夫婦、親子等)関係紛争その他家事関係紛争	3							3
上記に掲げる紛争以外の紛争	2							2
計	31	1	2					34

◎認証紛争解決手続の実施状況(平成20年度)

① 認証紛争解決手続の類型別の内訳件数(当期の終了事件)

(単位:件)

類型	価額の別							当事者の別				
	60万円以下	60万円超～140万円以下	140万円超～300万円以下	300万円超～1000万円以下	1000万円超～1億円以下	1億円超	算定不能又は不明	計	双方が法人	一方が法人	双方が個人	計
不動産売買に関する紛争	3	2	1	1			7	14	2	11	1	14
不動産賃貸借に関する紛争	6	1	2	3	7		10	29	6	6	17	29
土地の所有権の範囲等に関する紛争							15	15	1	3	11	15
マンション関係紛争							1	1		1		1
不動産を目的とするその他の紛争	2				2		6	10		7	3	10
近隣紛争	1	1					4	6		5	1	6
相隣関係紛争	3						2	5	1	1	3	5
貸金等に関する紛争			1	3	1		9	14		5	9	14
クレジット契約、訪問販売等の消費者取引法に関する紛争	2			1				3		3		3
リース契約等に関する紛争		1						1	1			1
生命保険、損害保険等の保険契約に関する紛争	1	2	1	1			3	8		8		8
金融取引に関する紛争	14	15	25	39	28	3	2	126	20	105	1	126
その他の金銭取引に関する紛争					1			1		1		1
請負契約等に関する紛争	17	4	17	17	9	2	9	75	32	41	2	75
動産その他のものの売買に関する紛争	3	3	1	5	1		1	14	5	7	2	14
その他の契約に関する紛争	1	2	1	3	3		3	13	5	4	4	13
交通事故に関する紛争	7	4	2	2			4	19		6	13	19
製造物責任に関する紛争	4		1		1		3	9		9		9
医療等に関する紛争	3	4	4		1		6	18		10	8	18
その他の不法行為に関する紛争	14	6	12	5	4		22	63	1	22	40	63
労働関係紛争	4	2	3	2	2		13	26		22	4	26
身分(夫婦、親子等)関係紛争その他家事関係	2	1	2	4			19	28			28	28
相続関係紛争							4	4			4	4
上記に掲げる紛争以外の紛争		2			4		7	13	4	6	3	13
<b>計</b>	<b>87</b>	<b>50</b>	<b>73</b>	<b>86</b>	<b>64</b>	<b>5</b>	<b>150</b>	<b>515</b>	<b>78</b>	<b>283</b>	<b>154</b>	<b>515</b>

類型	代理人(法定代理人を除く。)の別				終了事由の別							訴訟手続が中止されたもの	
	双方代理人	一方代理人	双方代理人なし	計	成立	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	その他	小計	不承諾		計
不動産売買に関する紛争	4	4	6	14	6	3		2		11	3	14	
不動産賃貸借に関する紛争	8	14	7	29	7	4		8		19	10	29	
土地の所有権の範囲等に関する紛争	1	9	5	15	1	3		2		6	9	15	
マンション関係紛争			1	1							1	1	
不動産を目的とするその他の紛争	3	6	1	10	2	3		1		6	4	10	
近隣紛争	2	3	1	6	1	2				3	3	6	
相隣関係紛争		2	3	5	2	2				4	1	5	
貸金等に関する紛争	1	9	4	14	4	4		2		10	4	14	
クレジット契約、訪問販売等の消費者取引法に関する紛争			3	3	1	1				2	1	3	
リース契約等に関する紛争		1		1				1		1		1	
生命保険、損害保険等の保険契約に関する紛争	3	4	1	8	3			3		6	2	8	
金融取引に関する紛争	6	14	106	126	72	49		4		125	1	126	
その他の金銭取引に関する紛争	1			1		1				1		1	
請負契約等に関する紛争	11	18	46	75	28	19		2	2	51	24	75	
動産その他のものの売買に関する紛争	1	5	8	14	7	3		1		11	3	14	
その他の契約に関する紛争	3	5	5	13	1	4	1	1		7	6	13	
交通事故に関する紛争	3	8	8	19	7	4		2		13	6	19	
製造物責任に関する紛争		2	7	9	7	1		1		9		9	
医療等に関する紛争	6	7	5	18	9	6		1		16	2	18	
その他の不法行為に関する紛争	15	27	21	63	31	15		2	1	49	14	63	
労働関係紛争	3	12	11	26	9	6		1		16	10	26	
身分(夫婦、親子等)関係紛争その他家事関係	5	13	10	28	6	6		4		16	12	28	
相続関係紛争	1	2	1	4	1			1		2	2	4	
上記に掲げる紛争以外の紛争	4	4	5	13	3	2		1	2	8	5	13	
<b>計</b>	<b>81</b>	<b>169</b>	<b>265</b>	<b>515</b>	<b>208</b>	<b>138</b>	<b>1</b>	<b>40</b>	<b>5</b>	<b>392</b>	<b>123</b>	<b>515</b>	

② 認証紛争解決手続の類型別の手続実施者を選任した人数(当期の終了事件)

(単位:人)

類型	手続実施者の別											
	弁護士	認定司法書士	司法書士	土地家屋調査士	認定土地家屋調査士	不動産鑑定士	建築士	消費者問題等関係者	法律学者	教育学者	電気化学関係等技術者	計
不動産売買に関する紛争	14											14
不動産賃貸借に関する紛争	28					1						29
土地の所有権の範囲等に関する紛争	8			3	4							15
マンション関係紛争	1											1
不動産を目的とするその他の紛争	9											9
近隣紛争	5	1										6
相隣関係紛争	5											5
貸金等に関する紛争	13		1									14
クレジット契約、訪問販売等の消費者取引法に関する紛争	1							2	2			5
リース契約等に関する紛争	1											1
生命保険、損害保険等の保険契約に関する紛争	8											8
金融取引に関する紛争	34											34
その他の金銭取引に関する紛争	1											1
請負契約等に関する紛争	66						11					77
動産その他のものの売買に関する紛争	14							1	1	1		17
その他の契約に関する紛争	12											12
交通事故に関する紛争	19											19
製造物責任に関する紛争	3										6	9
医療等に関する紛争	17											17
その他の不法行為に関する紛争	62						1					63
労働関係紛争	26											26
身分(夫婦、親子等)関係紛争その他家事関係	27											27
相続関係紛争	4											4
上記に掲げる紛争以外の紛争	9		1									10
<b>計</b>	<b>387</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>12</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>6</b>	<b>423</b>

◎ 認証紛争解決手続の実施状況(平成21年度)

① 認証紛争解決手続の類型別の内訳件数(当期の終了事件)

(単位:件)

類型	価額の別								当事者の別				
	60万円以下	60万円超～140万円以下	140万円超～300万円以下	300万円超～1000万円以下	1000万円超～1億円以下	1億円超	算定不能又は不明	計	双方が法人	一方が法人	双方が個人	計	
不動産売買に関する紛争	4	6	5	5	1		10	31	4		20	7	31
不動産賃貸に関する紛争	5	8	3	1	1		28	46	17		14	15	46
土地の所有権の範囲等に関する紛争	1	2		1			11	15	1			14	15
マンション関係紛争	1	1	1		1		2	6	2		3	1	6
不動産を目的とするその他の紛争	1	1					3	5				5	5
近隣紛争	1	1	1				2	5			3	2	5
相隣関係紛争							4	4				4	4
貸金等に関する紛争	3	2	2	7	1	15	13	43	19		7	17	43
クレジット契約、訪問販売等の消費者取引法に関する紛争		2					1	3			3		3
リース契約等に関する紛争			1				2	3	3				3
生命保険、損害保険等の保険契約に関する紛争		1	1	1			3	6	1		5		6
金融取引に関する紛争	31	25	41	78	69	15	2	261	16		245		261
電子商取引に関する紛争													
その他の金銭取引に関する紛争	1			1				2			1	1	2
請負契約等に関する紛争	21	17	11	10	10		16	85	48		32	5	85
動産その他のものの売買に関する紛争	6	3	3	2	1	1	4	20	5		11	4	20
その他の契約に関する紛争	1	4	2	4	1	5	18	35	4		25	6	35
交通事故に関する紛争	9	3		2	1		25	40	3		11	26	40
製造物責任に関する紛争	4	1	1	1			1	8			8		8
医療等に関する紛争	7	3	5	7	6		21	49	1		28	20	49
その他の不法行為に関する紛争	20	6	10	4			29	69	2		23	44	69
知的財産関係紛争													
労働関係紛争	10	2	6	1	2		16	37			34	3	37
身分(夫婦、親子等)関係紛争その他家事関係	1	6	3	5	3		29	47			1	46	47
相続関係紛争			1	1	4		7	13				13	13
上記に掲げる紛争以外の紛争	2	1		3			21	27	2		16	9	27
計	129	95	97	134	101	36	268	860	128		490	242	860

類型	代理人(法定代理人を除く。)の別				終了事由の別							訴訟手続が中止されたもの	
	双方代理人	一方代理人	双方代理人なし	計	成立	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	その他	小計	不承諾		計
不動産売買に関する紛争	4	14	13	31	13	9		4		26	5	31	
不動産賃貸に関する紛争	14	15	17	46	15	6		7		28	18	46	
土地の所有権の範囲等に関する紛争	2	4	9	15	1	4		4		9	6	15	
マンション関係紛争	1	2	3	6	1	1		1		3	3	6	
不動産を目的とするその他の紛争	1	3	1	5	2	2				4	1	5	
近隣紛争	3		2	5	2	2				4	1	5	
相隣関係紛争	1		3	4		3				3	1	4	
貸金等に関する紛争	1	29	13	43	20	6	2	5		33	10	43	
クレジット契約、訪問販売等の消費者取引法に関する紛争			3	3	1			1	1	3		3	
リース契約等に関する紛争		3		3		2				2	1	3	
生命保険、損害保険等の保険契約に関する紛争	1	3	2	6		2		2		4	2	6	
金融取引に関する紛争	17	44	200	261	128	122		10		260	1	261	
電子商取引に関する紛争													
その他の金銭取引に関する紛争			2	2				1		1	1	2	
請負契約等に関する紛争	17	27	41	85	27	19		5	1	52	33	85	
動産その他のものの売買に関する紛争	3	1	16	20	5	5		2	1	13	7	20	
その他の契約に関する紛争	6	21	8	35	7	8		5		20	15	35	
交通事故に関する紛争	10	11	19	40	12	14		8		34	6	40	
製造物責任に関する紛争			8	8	5	2				7	1	8	
医療等に関する紛争	19	21	9	49	25	14		2		41	8	49	
その他の不法行為に関する紛争	17	30	22	69	35	15	1	3		54	15	69	
知的財産関係紛争													
労働関係紛争	11	12	14	37	10	9		7	1	27	10	37	
身分(夫婦、親子等)関係紛争その他家事関係	7	11	29	47	21	8		4	1	34	13	47	
相続関係紛争	3	2	8	13	2	4		3		9	4	13	
上記に掲げる紛争以外の紛争	6	12	9	27	4	10		7	1	22	5	27	
計	144	265	451	860	336	267	3	81	6	693	167	860	

② 認証紛争解決手続の類型別の手続実施者を選任した人数(当期の終了事件)

(単位：人)

類型	手続実施者の別														計			
	弁護士	外国法事務弁護士	司法書士	認定司法書士	弁理士	付記弁理士	社会保険労務士	特定社会保険労務士	土地家屋調査士	認定土地家屋調査士	不動産鑑定士	税理士	行政書士	建築士		医師	医療関係者	消費者問題等関係者
不動産売買に関する紛争	31													5				3
不動産賃貸に関する紛争	41			5							3	3					1	6
土地の所有権の範囲等に関する紛争	8								2	13	1							
マンション関係紛争	4																	1
不動産を目的とするその他の紛争	4			2														
近隣紛争	4			2										1				
相隣関係紛争	5																	
貸金等に関する紛争	57			6							3							22
クレジット契約、訪問販売等の消費者取引法に関する紛争	3																6	
リース契約等に関する紛争	3																	
生命保険、損害保険等の保険契約に関する紛争	6			2														2
金融取引に関する紛争	261			1							1							2
電子商取引に関する紛争																		
その他の金銭取引に関する紛争																		
請負契約等に関する紛争	61			1										11				1
動産その他のものの売買に関する紛争	16			2								1					1	
その他の契約に関する紛争	34			2								1					3	
交通事故に関する紛争	40			4								5					1	
製造物責任に関する紛争	10																2	
医療等に関する紛争	44													3				
その他の不法行為に関する紛争	65			5							1	2	1				4	1
知的財産関係紛争																		
労働関係紛争	28			2		4	9										1	
身分(夫婦、親子等)関係紛争その他家事関係	26			10								1						3
相続関係紛争	11			4													1	1
上記に掲げる紛争以外の紛争	24						2				2	2						4
計	786			48		4	11	2	13	6	9	13	18	3			24	42

類型	手続実施者の別										計	
	法律学者	教育関係者	建築土木関係等技術者	電気化学関係等技術者	IT技術者	取引等関係者	金融保険等関係者	その他の専門家	その他			
不動産売買に関する紛争												39
不動産賃貸に関する紛争												59
土地の所有権の範囲等に関する紛争												24
マンション関係紛争												5
不動産を目的とするその他の紛争												6
近隣紛争												7
相隣関係紛争												5
貸金等に関する紛争							1					89
クレジット契約、訪問販売等の消費者取引法に関する紛争												9
リース契約等に関する紛争												3
生命保険、損害保険等の保険契約に関する紛争												10
金融取引に関する紛争												265
電子商取引に関する紛争												
その他の金銭取引に関する紛争												
請負契約等に関する紛争												74
動産その他のものの売買に関する紛争												20
その他の契約に関する紛争												40
交通事故に関する紛争												50
製造物責任に関する紛争	2	2		3								19
医療等に関する紛争												47
その他の不法行為に関する紛争												79
知的財産関係紛争												
労働関係紛争												44
身分(夫婦、親子等)関係紛争その他家事関係							22					62
相続関係紛争												21
上記に掲げる紛争以外の紛争												32
計	2	2		3			23					1009



## 平成21年度事後評価実施結果報告書

### 1. 政策名等

政策名	検察権の適正迅速な行使		
評価対象	検察権行使を支える事務の適正な運営		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅱ-4-(2)】		
施策の基本目標	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。		
予算額	平成21年度予算額：3,007百万円		
評価実施時期	平成22年8月	所管部局	刑事局総務課企画調査室
評価方式	実績評価方式		

### 2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標 1			
取組内容	適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する。		
指標	研修参加者に対するアンケート調査	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超 (過去の実績については、別添のとおり)
達成目標 2			
取組内容	犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する。		
指標	研修参加者に対するアンケート調査	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超 (過去の実績については、別添のとおり)
達成目標 3			
取組内容	検察活動の意義・役割を説明する広報活動を積極的に実施する。		
指標	広報活動の実施回数	目標値等	1,200回超 (過去の実績については、別添のとおり)

### 3. 基本的考え方

#### (1) 課題・目的・必要性

最近における犯罪情勢は、殺人等の凶悪重大事件、暴力団抗争事件などの国民の平穏な日常生活を脅かす犯罪が後を絶たない一方、来日外国人による薬物大量密輸事件等、国際社会のボーダレス化に伴う犯罪の国際化も、依然深刻な問題であり、我が国の治安回復は、いまだ道半ばとなっている。

また、犯罪被害者等基本法及び同基本計画に基づき、犯罪被害者の保護・支援については、今後も、種々の施策を強力に進めていくことが求められている。

上記のような情勢を背景に、検察が、「世界一安全な国」の復活（国民が安全・安心に暮らせる社会の実現）に寄与し、国民の期待にこたえていくためには、その活動が社会情勢の変化に的確に対応したものでなければならない。そこで、検察においては、社会情勢の変化を適切に把握した上で、検察運営の全般にわたる改善や、検察機能のより一層の強化を図るための施策を推進していく必要がある。

## (2) 施策の実施方法

国際化の進展に伴い、外国人が関与する事件の数は依然として高い水準で推移している。また、平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、今後講じていくべき施策として、被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化が盛り込まれている。このような近年の社会情勢に対応していくため、以下の研修を実施する。

ア 外国人が関与する事件において、適正な捜査を遂行するためには正確・公平な通訳が必要不可欠であることから、全国の通訳人全体について通訳能力を高めるため、通訳人に対し研修を実施し、基本的な刑事法の知識や通訳技術を習得させる。

イ 検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明するなど必要な情報が提供できるよう、被害者支援員に対し研修を実施し、必要な知識及び技能等を習得させる。

また、平成21年5月21日から「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（平成19年法律第124号。以下「裁判員法」という。）が施行され、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事裁判に参加する「裁判員制度」が始まった。裁判員制度の下では、検察が行う捜査・公判活動が直接国民の目に触れることになり、検察が行う捜査・公判活動等の意義・役割を国民に正しく伝え、その理解と協力を得ることが検察権の適正・迅速な行使にとって、これまで以上に重要になる。そこで、検察が行う捜査・公判活動等の意義・役割に重点を置いた説明広報を積極的に実施することとする。

## (3) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を実現するため、検察を取り巻く状況を踏まえ、達成目標1から3を設定したもので、各達成目標と指標との関係は以下のとおりである。

ア 国際化の進展に伴い外国人を被疑者とする事件は依然として高い水準で推移しており、捜査手続における通訳の正確性・公平性をより一層確保することが求められている。そこで、達成目標1として「適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する」こととした。そして、研修の成果等を確認するために、研修終了後に、参加者に対し、通訳人セミナー全体について、「3」を有意義、「2」をどちらともいえない、「1」を有意義でないとする3段階で回答を求める方式でアンケート調査を行い、うち有意義とする回答の割合が90パーセントを超えることを指標として設定した。

イ 「犯罪被害者等基本計画」において、犯罪被害者等に対する保護・支援体制の充実強化が求められている。そこで、達成目標2として「犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する」こととした。そして、研修の成果等を確認するために、研修参加者に対するアンケート調査結果により、「有意義であった」との回答が90パーセントを超えることを指標として設定した。

ウ これまで検察庁では、裁判員制度の啓発推進のための広報活動の機会をも活用しながら、検察に関する広報活動を広く実施してきた。しかし、平成21年度は5月21日から裁判員制度が施行され、特に、同制度の施行後は、裁判員制度の広報が求められる機会が減ると見込まれる。その一方で、捜査・公判活動等の意義や役割を国民に伝え、その理解と協力を得ることに重点を置いた広報活動を推進することはこれまで以上に重要となる。そこで、達成目標3として「検察活動の意義・役割を説明する広報活動を積極的に実施する」こととし、同広報活動の実施回数が1,200回を超えることを指標として設定した。なお、ここ数年の同広報活動の実施回数（年間平均）が約1,000回であることから、これを参考に目標値を1,200回と設定した。

## 4. 評価結果等

### 【達成目標1】

#### (1) 平成21年度に実施した政策（具体的内容）

平成21年7月9日から10日までの2日間、中央研修として、全国の地方検察庁から推薦された通訳人50名の参加する通訳人セミナーを開催した（別紙1のとおり。）。

同セミナーでは、刑事手続法・刑事実体法・裁判員制度に関する各講義、外国人が関与する事件の捜査・公判を担当する検察官及びベテランの通訳人による通訳上の留意点に関する講義、通訳人と検察官との意見交換等を行うことにより、取調べにおける通訳に必要な知識及び技能の習得を図った。

研修終了後に、参加した通訳人全員に対してアンケート調査（別紙2のとおり。）を行ったところ、同セミナー全体についての集計結果は、以下のとおりとなった。

○ 通訳人セミナーアンケート結果（回答数（参加者）50名）

通訳人セミナー全体について		
評価	回答数	割合
3（有意義である）	46	92.0%
2（どちらとも言えない）	4	8.0%
1（有意義でない）	0	0%

アンケート結果では、評価について「3（有意義である）」と回答した割合が92.0パーセントに達していることから、目標は達成できたものと考えられる。

**（2）必要性**

**ア 国民や社会のニーズ**

国際化の進展に伴い、外国人が関与する事件数は依然として高い水準で推移しており、我が国の治安を維持するため、この種の事案に対して適正な捜査を実施する必要性が高い。また、近年、取調べの適正さの確保に対し、社会の関心が高まる中、外国人の取調べにおける通訳人の役割は重要であり、基本的な刑事法の知識や捜査の特性に即した通訳能力の向上は欠かすことができない。

上記のとおり、これら外国人が関与する事件において適正な捜査を行い、国民の安心・安全な生活を実現するためには、外国人の取調べにおいて、正確・公正な通訳人を確保することが必要不可欠である。

**イ 国が行う必要性**

通訳人セミナーは、刑事手続法等の法律に関する知識の習得に加え、取調べという特別な場面における通訳に必要な技能を身に付けさせることにより、全国に偏りなく正確・公正な通訳を行い得る通訳人を養成することを目的としている。

そのため、外国人が関与する事件を担当する検察官及びベテランの通訳人の講義により、通訳人に求められる素養や知識を伝えるとともに、全国の通訳人同士あるいは通訳人と検察官とが、日ごろ感じている疑問点等を意見交換することが効果的である。

このように全国の通訳人を集めて本セミナーを実施し得るのは、法務省であり、国が行う必要性が認められる。

**ウ 現時点で優先して行う緊急性**

外国人が関与する事件数は、依然として高い水準にあるところ、今後ますます世界的なボーダレス化が進展し、外国人の往来が更に増加すると予想される。このようなことにかんがみると、通訳の正確性・公平性を確保し、適正な捜査を実現する態勢を維持することは不可欠な状況にあり、本施策の緊急性が認められる。

**（3）効率性（効果とコスト）**

中央において一括して研修を行うことで、講師である通訳人や検察官の時間及び費用面での資源投入を最小限に抑えるとともに、全国の通訳人に、偏りなく、基礎的な知識等を習得させ、全国各地で発生した問題事例や、それに対する対応等の情報及び経験を共有してもらうことが可能となるため、本施策は効率性が高いと認められる。

**（4）有効性**

**ア 手段の妥当性**

刑事手続法・刑事実体法・裁判員制度に関する各講義のみならず、外国人が関与す

る事件の捜査・公判を担当する検察官やベテランの通訳人による講義，検察官等との意見交換等を行う。これにより，一方的に知識を習得させるだけでなく，相互に疑問点等を解消し合い，各人が有する情報・経験の共有化を図り，実際の事例を通じて通訳に必要な技能を身に付けさせることが可能となるものであるため，手段の妥当性が認められる。

#### イ 所期の事業効果の発現状況

前記のとおり，通訳人セミナー修了後に「通訳人セミナー全体が有意義であったかどうか」の点について，評価1（有意義でない），評価2（どちらともいえない），評価3（有意義である）とするアンケートを実施したところ，92.0パーセントが評価3であった。

この結果から，正確・公正な通訳を行うために必要とされる知識及び技能が習得され，通訳人としての資質の向上に役立つものであったと考えられ，本施策の有効性が認められる。

### 【達成目標2】

#### (1) 平成21年度に実施した政策（具体的内容）

被害者支援員として必要な知識・技能を修得させることを目的に，平成21年11月19日，全国の地方検察庁から被害者支援員53名が参加した被害者支援担当者中央研修を開催した（別紙3のとおり）。

本研修では，近時の犯罪被害者施策の中で，特に検察庁の実務に関するもの，関係機関との連携に関するもの及び検察庁における被害者支援のための具体的取組などの説明を行った。そのため，本研修には被害者支援を担当する検察事務官13名も参加した。

なお，具体的な講義等は以下のとおりである。

- ・ 近時の犯罪被害者施策の動向について理解を深めることを目的として，刑事局職員から，犯罪被害者をめぐる法改正の経緯や法務省関係部局の犯罪被害者支援の取組に関する講義及び改正検察審査会法，被害回復給付金支給制度及び不起訴記録閲覧などに関する講義を行った。
- ・ 犯罪被害者支援に係る関係機関・団体等との連携・協力の重要性について理解を深めることを目的として，日本司法支援センター職員から，同センターにおける犯罪被害者支援に関する講義及び社団法人被害者支援都民センターに派遣された検事から，関係機関・団体等と連携した検察庁の被害者支援に関する講義を行った。
- ・ 被害者支援を担当する検察事務官から，被害者支援のための検察庁の取組として，被害者専用待合室の整備状況や女性検察事務官による女性被害者への支援などの取組等の紹介を行った。

これらの研修終了後に，研修の効果測定を行うとともに，今後の研修カリキュラム等の策定に資するため，参加した被害者支援員に対し，アンケートを実施（別紙4のとおり）したところ，以下の結果となった。

#### ○被害者支援担当者中央研修アンケート結果（参加者53名）

研修全般の内容について			
回答内容	回答人数	割合	主な感想
非常に有意義	20人	37.7%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者のための各機関の活動内容等や法制度について理解を深めることができ，被害者支援員として今度の活動に役立てられる講義であった。</li> <li>・ 被害者の要望は多岐にわたるものがあり，被害者支援員には，法律のみならず広い一般的教養が求められ，中央で具体的な対応例を含め，専門的な講義を行ってもらえるのは非常に有意義である。</li> <li>・ 被害者支援について話を聞く機会が少なく，今回の研修で関係機関の方や検事の話，他の検察庁の取組を聞くことができ，</li> </ul>

			大変参考になった。
有意義	31人	58.5%	・全国の被害者支援員が一同に会しての研修は、情報が共有でき、有意義であった。 ・被害者支援員の立場や存在意義、普段疑問に思っていた業務内容等について、改めて認識を確認できてよかった。 ・各庁の支援関係の取組状況の報告は有意義であった。
物足りない	2人	3.8%	・特異な相談者への対応の留意点やメンタルケアの講義を取り入れてほしい。

アンケート結果では、本研修について、参加者53名中、51名（96.2パーセント）が有意義とする旨回答し、目標値である90パーセント超を達成した。また、2名については、特異な相談者への対応の留意点やメンタルケアの講義を取り入れてほしいなどの理由から、物足りないとの回答であった。

## （2）必要性

### ア 国民や社会のニーズ

犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等基本法に基づき、「犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）」が策定された。同計画では、国等に対し、犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復・防止の取組に関し、必要な施策を講じることが求められている。

### イ 国が行う必要性

「犯罪被害者等基本計画」において、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修の充実を図り、職員の対応の改善を進めることとされている。これを受けて、被害者支援員に必要な知識及び技能等の習得を図るため、本研修を実施する必要がある。

### ウ 現時点で優先して行う緊急性

被害者支援員には、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、必要な情報を提供するとともに、犯罪被害者等の心情に配慮した対応等が求められる。そのため、被害者支援員に対し、犯罪被害者等に関する法律等の改正内容や関係機関等が実施する施策等の内容などについて理解を深める必要があったことから、本研修を実施したものである。

## （3）効率性（効果とコスト）

本研修を法務省刑事局において実施することにより、研修カリキュラムに応じて、担当職員や関係する他機関の職員を講師とすることができた。その結果、研修実施に必要なコストを最小限に抑えつつも、十分な効果をあげることができた。

## （4）有効性

### ア 手段の妥当性

本研修は、被害者支援員に必要な知識・技能を修得させるために実施するものであるが、本研修を法務省刑事局で実施し、担当職員等が講義等を行うことで、犯罪被害者に関する法改正の内容やその運用状況について、具体的に、分かりやすく説明することができた。また、検察庁における犯罪被害者支援に関する取組を紹介することで、各検察庁における被害者支援の実情等について情報の共有を図ることができた。

よって、本研修の実施手段は妥当なものであったと考えられる。

### イ 所期の事業効果の発現状況

上記のとおり、研修後に実施したアンケートにおいて、参加者53名中、51名（96.2パーセント）の参加者から、本研修が有意義であった旨の評価を得た。

また、「犯罪被害者のための各機関の活動内容等や法制度について理解を深めることができ、被害者支援員として今後の活動に役立てられる講義であった。」「被害者の要望は多岐にわたるものがあり、被害者支援員には法律のみならず広い一般的教養が求められ、中央で具体的な対応例を含め、専門的な講義を行ってもらえるのは非常

に有意義である。」「被害者支援について話を聞く機会が少なく、今回の研修で関係機関の方や検事の話、他の検察庁の取組を聞くことができ、大変参考になった。」などの感想が寄せられた。

これらの評価・感想から、本研修の実施が被害者支援員に必要な知識及び技能等の習得に資するものであったと考えられ、所期の事業効果を得られたものといえる。

### 【達成目標3】

#### (1) 平成21年度に実施した政策（具体的内容）

##### ア 検察庁における説明広報の実施状況及び内容

平成21年5月21日に施行された裁判員制度の下では、これまで以上に検察の捜査・公判活動が国民の目に触れる機会が増えることから、検察の使命や捜査・公判活動の意義・役割を国民に正しく伝え、その理解と協力を得ることが一層重要となる。

そこで、検察庁においては、検察活動の意義・役割を国民に正しく理解してもらうための広報に重点を置き、これまで裁判員制度広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用しながら、次のような広報活動を積極的に実施した。

##### ○ 移動教室

検察庁等において、検察庁職員が裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、庁舎見学、広報ビデオの上映、模擬取調べ、模擬裁判などを行うもの

##### ○ 出前教室

検察庁職員が学校等に出向いて、司法の役割、刑罰や刑事裁判の意義及び裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、広報ビデオの上映などを行うもの

##### ○ 刑事裁判傍聴

裁判所において刑事裁判傍聴を行い、さらに、検察庁等において、検察庁職員が裁判員制度の説明を行うとともに刑事司法の意義やその中での検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答などを行うもの

なお、移動教室等の広報活動における具体的な説明内容等は以下のとおりである。

方 法	具 体 的 な 内 容
検察活動の意義・役割についての説明	刑事手続の流れ、捜査・公判手続、起訴・不起訴の処分、裁判員裁判における検察の役割、検察官の仕事などを説明
庁舎見学	検務事務執務室、証拠品保管庫、記録保管庫、被害者等相談者室、取調室などを見学しつつ、検察庁の業務などを説明
広報用ビデオの上映	○「検事の姿」 裁判員裁判対象事件である殺人事件を例として、その捜査・公判を通じ、検察活動の意義・役割を説明 ○「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」 検察庁における犯罪被害者支援について、捜査段階や公判段階などの場面に応じた支援内容を分かりやすいナレーション解説で説明 ○「法と正義の守り手・検察庁」 小学生がスリを目撃することに端を発し、警察による検挙から公判における検察官の役割などを子供にも分かりやすい内容で一連の刑事手続を説明

検察庁においては、平成21年度中に、次の表のとおり、小学生から一般の方々にとつたる幅広い層の国民に対して、検察活動の意義・役割を説明する広報活動を1,339回

実施した。

なお、検察庁が平成21年度中に実施した広報活動への参加人数は、合計3万5,524人であった。

○平成21年度の対象者別広報活動実施回数・人数

対象者別	実施回数	参加人数
小学生	25回	567人
中学生	107回	2,672人
高校生	161回	4,407人
専門学校生	17回	514人
大学生(大学院生を含む)	145回	3,493人
一般	884回	23,871人
(内訳)		
会社員等	162回	4,547人
公務員・教員	139回	3,535人
その他	583回	15,789人
合計	1,339回	35,524人

※ 「対象者別」の「その他」は、対象を限定せず、広く一般を対象としたものである。

イ 検察庁ホームページ

検察庁においては、検察広報活動を充実させるため、平成19年度に、各検察庁がそれぞれホームページの更新を行えるようシステムの改修を行い、迅速な更新を行うことが可能となった。平成21年度は、裁判員裁判の予定や検察活動の意義・役割に関する内容を掲載したほか、各種検察広報活動等の紹介や募集案内等の最新情報を掲載するなどし、検察庁ホームページを活用した検察広報活動を実施した。

その結果、平成20年度において、81万8,132件であったアクセス件数が、平成21年度は、83万7,055件に増加した(アクセス件数は、各検察庁ホームページのトップページへのアクセス件数を集計したもの)。

検察庁においては、上記ア及びイに記載したとおり、積極的な広報活動を行い、平成21年度は検察広報活動を1,339回実施し、目標値である1,200回超を達成した。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

平成21年5月21日に裁判員法が施行され、裁判員制度はもとより、司法や検察活動に対する国民の関心が一層高まっている。そのため、学校・各種団体等から裁判員制度に関する説明や検察庁の活動に関する説明などの説明要請が寄せられるなど、検察広報活動に対する国民や社会のニーズは高かった。

イ 国が行う必要性

検察が国民に身近な存在として、その期待と信頼にこたえていくためには、被疑者・被告人の人権を守り、犯罪被害者の権利・利益を保護しつつ、事案の真相を解明し、適正な科刑を実現することを通じて社会正義を実現するという検察の使命や役割等について、国民の正しい理解を得ることが必要不可欠である。

そして、国民からこのように正しい理解を得るためには、検察庁職員が、広報対象者の関心・年齢等にきめ細かく応じて、できるだけ具体的に分かりやすく説明する必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

平成21年5月21日に施行された裁判員法が円滑に運用されていくためには、検察活動の意義・役割や刑事司法全般について国民の正しい理解を得る必要があり、積極的な検察広報活動を実施する必要がある。

(3) 効率性(効果とコスト)

各検察庁においては、ホームページの活用や学校関係者、マスコミ等の協力を得るなどし、できる限りの機会を通じて、職員が自ら説明を行う広報活動を実施した。また、



ホームページの継続的運用や全国統一的なパンフレットを作成するなど効率的な広報を実施した。

#### (4) 有効性

##### ア 手段の妥当性

これまで裁判員制度広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用することにより、学校関係者、地方公共団体、マスコミ等の協力を得られたことから、検察庁職員による説明広報を実施することができた。したがって、手段は妥当であったと考えられる。

##### イ 所期の事業効果の発現状況

上記のとおり、裁判員制度や検察活動の意義・役割や刑事司法等について、検察庁職員が広報対象者の関心・年齢等にきめ細かく応じて、できるだけ具体的に分かりやすく説明する広報活動を幅広い層の国民に対し1,339回実施することができた。これらの広報活動により、多くの国民において検察に対する理解が深まったものと考えられ、所期の事業効果を得られたものといえる。

### 5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

#### 【達成目標1】

今後とも、本施策を継続するとともに、研修後実施したアンケートにより寄せられた意見や要望（別紙5のとおり。）を参考にして、更に効果的なセミナーの実施方法を検討していく。

#### 【達成目標2】

犯罪被害者基本法及び同基本計画を踏まえ、被害者支援担当者が犯罪被害者等への適切な対応を確実にを行うため、今後とも犯罪被害者等をめぐる諸制度の動向や関係機関との連携・協力の充実等に関する研修を実施する。また、アンケート結果等も踏まえ同研修のカリキュラムや講師の選定等に配慮する必要がある。

#### 【達成目標3】

裁判員法施行後は、これまで以上に検察の捜査・公判活動が国民の目に触れる機会が増えたことから、検察の使命や捜査・公判活動の意義・役割について、国民の正しい理解を得ることが一層重要になる。そのため、今後も引き続き幅広い層の国民に対して、検察広報活動を積極的に実施するとともに、検察庁ホームページの充実を図る必要がある。

### 6. 政策評価懇談会の知見の活用

#### (1) 実施時期

平成22年7月9日

#### (2) 実施方法

会議

#### (3) 意見及び反映状況の概要

##### ア〔意見〕

通訳人セミナーについて、手段が妥当であるというためには、他の施策と比較して50人しか対象にできない研修を続けることと、それ以外に考えられる施策との比較をする必要があるのではないかと。

##### 〔反映状況〕

通訳人セミナーについては、通訳人の通訳能力を高める手段として十分に効果的であると考えているが、研修の在り方については、引き続き、改善に取り組んでいく。

##### イ〔意見〕

アンケートがバイアスのある形で採られているため、中間にニュートラルな選択肢を設定し、両側に同じだけ、有意義と認める側と認めない側の選択肢がくるような形でアンケートの肢を設定するべきではないかと。また、目標値をアンケートの「有意義」



とする回答の割合を90パーセント以上としていることがニュートラルでない肢の設定につながっているとも考えられるので、目標値の設定を再度検討する必要があるのではないか。

〔反映状況〕

今後、アンケートの内容を改めることとする。

ウ〔意見〕

被害者支援員の研修について、研修がどのような作業や結果につながったのかをもう少し見えるような書き方にすべきではないか。

〔反映状況〕

事後評価実施結果報告書の記載を工夫することとする。

エ〔意見〕

犯罪被害者のセミナーの研修日程には、被害者側からの講義がない。例えば、被害者団体に来てもらって、話をしてもらおうといった講義を検討すべきではないのか。

〔反映状況〕

犯罪被害者等支援をめぐる情勢等を勘案しつつ、引き続き、適切なカリキュラムを検討することとする。

オ〔意見〕

広報活動について、単に数字だけに拘泥してしまうと、無駄が生じる心配がある。どういう目的で、どういう内容を行ったか、目的別の件数を出すべきではないか。

〔反映状況〕

今後、集計方法等を見直すなどした上、事後評価実施結果報告書の記載を工夫することとする。

## 7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）

### 第2-1-⑧ 犯罪防止のための教育及び広報啓発の推進

「殺人、窃盗等のほか、ひき逃げ、危険運転致死傷等の重大な交通事犯を含め、個人が犯罪を犯すことを防止するため、学校教育、運転者教育、各種広報等多様な機会を通じ、規範意識の向上や刑法等に関する知識の普及を図るための教育及び広報啓発を推進する。」

### 第3-4-⑤ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備

「国際的な犯罪に的確に対処するため、通訳・翻訳担当職員の育成強化、有能な民間通訳人の確保等、国際組織犯罪対策の推進に必要な態勢を整備する。」

- 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第19条

- 犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）

### V-第2-3-(1)-イ 職員等に対する研修の充実等

「法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。」

## 8. 備考

### (1) 評価の過程で使用したデータや文献等

- ・ 「検察庁ホームページへのアクセス件数」

作成者：刑事局総務課 作成時期：平成22年5月  
対象期間：平成20年4月1日～平成22年3月31日  
所 在：刑事局総務課

- ・ 「平成21年度の対象者別広報活動実施回数・人数」  
作成者：刑事局総務課 作成時期：平成22年5月  
対象期間：平成21年4月1日～平成22年3月31日  
所 在：刑事局総務課

**(2) 評価の過程で使用したアンケート調査等**

- ・ 通訳人セミナー全体及び各講義等についてのアンケートに関する調査結果は、刑事局公安課において保管している。
- ・ 被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果は、刑事局総務課において保管している。

別 添

- 達成目標1「適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する。」の過去のアンケート調査内容について

(目標値：90%超)

指 標	平成20年度
有意義とする回答の割合	95.4%
有意義とする回答数	252
アンケート回答者数	44
参 加 人 数	49

※ 平成20年度においては、通訳人に対する研修で実施された6コマの講義等の内容について、それぞれ「5」から「1」の5段階で回答を求める方式でアンケート調査を行っており、その結果を集計する際は、「3」以上の回答を有意義として整理した。本アンケートについてはセミナー参加者49人中44人から回答を得て、全6コマに対する回答数の合計が264、うち有意義とする回答数が252となり、有意義とする回答の割合が95.4%であった。

- 達成目標2「犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する。」の過去のアンケート調査内容について

(目標値：90%超)

指 標	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
有意義とする回答の割合	96.6%	97.1%	94.4%	91.4%	94.3%
有意義とする回答数	56	68	67	64	66
アンケート回答者数	58	70	71	70	70
参 加 人 数	58	70	71	71	70

- 達成目標3「検察活動の意義・役割を説明する広報活動を積極的に実施する。」の過去の広報活動の実施回数について

(目標値：1,200回超)

指 標	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
広報活動の実施回数	438回	667回	717回	828回	1,087回

## 別紙1

## 平成21年度通訳人セミナー日程

日程 平成21年7月9日(木)～10日(金)

場所 法務総合研究所第1教室

月日	時 間	事 項
7 月 9 日 (木)	13:10	集合
	13:30 ~ 13:45	開始式
	13:45 ~ 14:45	講義(1) 「刑事手続について」 刑事局付(公安課)
	14:45 ~ 15:00	休憩
	15:00 ~ 15:20	説明 「裁判員制度について」
	15:20 ~ 16:20	ビデオ上映 「裁判員制度—もしもあなたが選ばれたら—」
	16:20 ~ 16:40	質疑応答 「裁判員制度について」 刑事局付(裁判員制度啓発推進室)
	16:40 ~ 16:55	休憩
16:55 ~ 18:15	講義(2) 「通訳人から見た捜査通訳の留意点」	
7 月 10 日 (金)	9:30	集合
	9:35 ~ 10:45	講義(3) 「通訳に関する具体的事例について」 刑事局付(公安課)
	10:45 ~ 11:00	休憩
	11:00 ~ 12:00	講義(4) 「検察官から見た捜査通訳の留意点」 東京地方検察庁検事
	12:00 ~ 13:00	休憩(昼食)
	13:00 ~ 14:30	検察官との座談会 ※第5教室, 1セミナー室, 第2セミナー室
	14:30 ~ 14:40	休憩
	14:40 ~ 15:00	終了式(解散)

## 別紙 2

「平成 21 年度通訳人セミナー」に関するアンケートのお願い

この度「通訳人セミナー」に参加された皆様から、本セミナーに対する御感想や御意見、御要望を伺い、今後のセミナー等を一層充実したものにしたいと考えておりますので、御協力をお願いします。

なお、本アンケートに対する回答は、平成 21 年 7 月 21 日（月）までに皆様の推薦庁に提出されるようお願いいたします。

推薦庁 \_\_\_\_\_ 地方検察庁 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

1 「有意義である」を 3，「どちらとも言えない」を 2，「有意義ではない」を 1 とした 3 段階で評価願います。

- ・ セミナー全体について

有意義である	どちらとも言えない	有意義でない
3	2	1

2 又は 1 に選んだ方は、その理由について簡潔に記載してください。

[ ]

## 別紙 2

- ・ 「刑事手続」について

有意義である	どちらとも言えない	有意義でない
3	2	1

2 又は 1 に選んだ方は、その理由について簡潔に記載してください。

[ ]

- ・ 「裁判員制度」について

有意義である	どちらとも言えない	有意義でない
3	2	1

2 又は 1 に選んだ方は、その理由について簡潔に記載してください。

[ ]

- ・ 「通訳人から見た捜査通訳の留意点」について

有意義である	どちらとも言えない	有意義でない
3	2	1

2 又は 1 に選んだ方は、その理由について簡潔に記載してください。

[ ]

## 別紙 2

- ・ 「通訳に関する具体的事例」について

有意義である	どちらとも言えない	有意義でない
3	2	1

2 又は 1 に選んだ方は、その理由について簡潔に記載してください。

[ ]

- ・ 「検察官から見た捜査通訳の留意点」について

有意義である	どちらとも言えない	有意義でない
3	2	1

2 又は 1 に選んだ方は、その理由について簡潔に記載してください。

[ ]

- ・ 「検察官との座談会」について

有意義である	どちらとも言えない	有意義でない
3	2	1

2 又は 1 に選んだ方は、その理由について簡潔に記載してください。

[ ]

## 別紙 2

### 2 本セミナーの講義等について

本セミナーの講義等の内容について，御感想や御意見，御要望を記載してください（分かりやすかった点，あるいは逆にもう少し説明してほしかった点など）。

#### (1) 「刑事手続について」

[ ]

#### (2) 「裁判員制度について」

[ ]

#### (3) 「通訳人から見た捜査通訳の留意点」

[ ]

#### (4) 「通訳に関する具体的事例について」

[ ]



## 別紙 2

(5) 「検察官から見た捜査通訳の留意点」

[ ]

(6) 「検察官との座談会」

[ ]

### 3 本セミナーの日程等について

本セミナーの日程，開催場所，運営方法等について，御感想や御意見，御要望を記載してください。

(1) 日程等について

[ ]

(2) 開催場所について

[ ]

## 別紙 2

### (3) 運営方法について

[ ]

### 4 本セミナーの内容について

今後、同様のセミナーを開催する場合、取り入れるのが望ましいと思われる講義科目、講習方法、行事等についての御意見を記載してください。

[ ]

### 5 教材について

本セミナーで教材として配布しました「刑法入門」、「刑事手続概要」、  
「捜査と通訳」に関する御感想や御意見、御要望を記載してください。また、  
これらを含む教材全般についての御意見、御要望（どのような教材を使用する  
のがいいかなど）も記載してください。

[ ]

### 6 その他

その他本セミナーに対する感想がありましたら何でも結構ですので記載して  
ください。

[ ]

## 別紙 2

### 7 通訳人支援ホームページについて

通訳人支援ホームページに対する要望事項があれば記載してください。

[ ]

## 被害者支援員中央研修日程

法務省大会議室(地下棟)

平成21年11月19日(木)	
時 間	実 施 内 容
9:45	事務連絡
10:00 ~ 10:15	開始式
10:30 ~ 11:30	講 義 「被害者支援をめぐる最近の動向」  刑事局付
11:30 ~ 13:00	昼休憩
13:00 ~ 14:00	講 義 「日本司法支援センター(法テラス)における犯罪被害者支援について」  日本司法支援センター本部犯罪被害者支援課長
14:15 ~ 15:15	講 義 「被害者保護のための諸制度の運用と実情について」  刑事局付
15:45 ~ 16:45	講 義 「関係機関・団体等と連携した検察庁の被害者支援」  東京地検立川支部検事
17:00 ~ 18:00	発表 「被害者支援のための検察庁の取組み」
18:00 ~ 18:15	事務連絡等

## 被害者支援担当者中央研修に関するアンケート

被害者支援担当者中央研修に御参加いただき、ありがとうございました。  
 本年度は、被害者支援員の方々のほかに、被害者支援を担当する検察事務官を研修員に加え、各庁の被害者支援のための取組を発表する時間を設けました。  
 また、被害者をめぐる法制度や関係機関との連携した被害者支援のための講義を行いました。  
 今後も本研修の一層の充実を図るため、以下の表の質問に御回答いただき、皆様の率直な御意見・御感想をお聞かせください。  
 なお、数字を選択する質問に関しては、回答欄に数字を御記入ください。

質問・評価等		回答欄 (数字を記入)
<b>1. 研修全体</b>		
開催時期(11月19日)	1. 早い    2. 適当    3. 遅い (1・3の場合)適当な開催時期	
期間(1日)	1. 長い    2. 適当    3. 短い (1・3の場合)適当な期間	
内容	1. 非常に有意義    2. 有意義    3. 物足りない (3の場合)理由	
感想		
<b>2. 刑事局講義(刑事局付)</b>		
時間(1時間)	1. 長い    2. 適当    3. 短い	
内容	1. 非常に有意義    2. 有意義    3. 物足りない (3の場合)理由	
<b>3. 講義(日本司法支援センター犯罪被害者支援課長)</b>		
時間(1時間)	1. 長い    2. 適当    3. 短い	
内容	1. 非常に有意義    2. 有意義    3. 物足りない (3の場合)理由	
<b>4. 刑事局講義(刑事局付)</b>		
時間(1時間)	1. 長い    2. 適当    3. 短い	
内容	1. 非常に有意義    2. 有意義    3. 物足りない (3の場合)理由	

別紙4

5. 講義(東京地検立川支部検事)		
時間(1時間)	1. 長い    2. 適当    3. 短い	
内容	1. 非常に有意義    2. 有意義    3. 物足りない	
	(3の場合)理由	
6. 来年度の研修で希望する講義等の内容及びその理由		
講義等の内容		
理由		
7. その他, 御意見等がございましたら, 御自由にお書きください		

## 第 16 回通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望

※なお、集計に当たっては、回答方式が文章形式のため、回答内容が類似するものについては、とりまとめて集計しており、表中の「◎」については、今後通訳人セミナーを開催するにあたって、特に検討・考慮すべき事柄を示している。

## 1 本セミナーの講義等について

本セミナーの講義等の内容についての感想や意見、要望等（分かりやすかった点、あるいは逆にもう少し説明してほしかった点など）。

## (1) 「刑事手続法について」

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
◎色々な法律の改正について、目的及び方向を説明してもらいたい。	2
◎質疑応答の時間を設けるとよかったと思う。	1
◎最近の外国人犯罪の傾向等についてもう少し聞きたかった。	1
◎パワーポイントを使用する際、照明を落としていたので、メモがとりづらかった。できれば印字したものを配布していただければ、後で復習する際にも利用できると思う。	1
○パワーポイントを使用した説明が分かりやすかった。	9
○司法の流れがよく理解でき、有意義だった。	8
○これまで独学や経験を通じて学んできたことを再確認でき、有意義だった。	4
○色々な用語とその具体的な内容を解説していただき、すぐに実践で役立つ情報であり、参考になった。資料などでは得られない貴重な体験だった。	2
○配布資料は事件の発生から捜査、公判までの手続きを詳しく説明しており、とても参考になった。説明もとても分かりやすかった。	2
○今まで知らなかった点について説明を受け、理解を深めることができた。	1
○取調べの録音・録画の様子や方法など、具体的にどのように行われているのか理解できた。国選弁護人制度の変更なども参考になった。	1
○同一の被疑者に対して、検察庁と警察署でそれぞれ別の通訳人を付けない理由などが分かり、疑問が解消した。	1
○特に問題となりやすい法律用語である「殺意」「共謀」の解説は、今後の通訳にとっても役立つと思う。	1

## (2) 「裁判員制度について」

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
◎通訳人と裁判員制度の関わりについて説明して欲しかった。	2
◎裁判員選任手続での面接や質問について詳しく説明して欲しかった。	1
○ビデオを使用して理解しやすかった。	9
○ビデオによって印象に残った。裁判員制度の大切さを再認識した。	3
○裁判員制度の中で、通訳人が関わる事項についての説明があれば、もっとよかった。	3

○担当の局付の言うとおりに、法廷通訳人に向けた話になりがちだったが、できるだけ通訳人の業務に関連する分野に焦点を当てた講義をしていただき、有意義だった。	2
○通訳人としては、あまり関係の無い内容に思えた。	2
○話が分かりやすく、理解を求めようという姿勢にとっても好感を持った。制度が身近に感じられた。	1
○法廷において、モニターで映されたものや配布資料が、漢字圏以外の通訳人には理解できないのではないか、と感じた。	1
○日本と諸外国との制度の違いや、裁判員の心情などが理解できた。	1
○裁判員に選ばれたら誠実に対応したいと思う。	1
○ビデオとQ & Aで、大体の制度について理解できた。	1
○制度への関わりについて、これまで消極的だったが、その意義や目的、具体的な参加内容について理解することができた。	1
○いただいたDVDを家族等にも見せたい。	1

## (3) 「通訳人から見た捜査通訳の留意点」

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
◎同じ言語の経験豊富な通訳人のアドバイスが聞けたら、と思った。	4
◎質疑応答の時間をもう少し長くして欲しい。	1
○ベテラン通訳人の考えを聞くことができ大変参考になった。	22
○検察官との信頼関係が重要だと思った。	2
○通訳の正確さ、忠実さについて再認識した。	2
○ベテラン通訳人が、現場で試行錯誤しながら体得された通訳人としての姿勢や、具体的なノウハウに関する話は説得力があり、勉強になった。	1
○先輩方のお話を聞く機会は少なく、今回は貴重な機会であり有意義だった。さらに様々な体験談を聞きたかった。	1
○ベテラン通訳人の話を聞いて、今まで自分だけの苦労かと思っていたことがそうではないことが判り、自信が持てた。	1
○「内容ではなく流れに協力すべき」という言葉が印象深かった。	1
○地方では経験できないような案件の話なども聞くことができよかった。	1
○同じ言語の経験豊富な通訳人の話がとても勉強になった。	1

## (4) 「通訳に関する具体的事例について」

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
◎自分の言語での事例があれば聞いてみたい。	1
◎万が一、自分の通訳が不正確であった場合は、後日連絡していただきたい。	1
○通訳の正確性の大切さを認識した。慎重に通訳をしなければと思った。	10
○過去の裁判例について知っておくことは、捜査段階の通訳人にとって不可欠だと思い、自分なりに勉強はしていたが、今回の局付の講義でその大切さを再確認できた。	3



○具体的な事例紹介はとても参考になった。今後の通訳に活用したい。	3
○今までの通訳業務を反省し、今後の自分に対して警告を与えるよい機会となった。	1
○日本語には無い言い回し、逆に対言語には無い言い回し等によって、誤通訳になる危険性があることがよく分かった。	1
○実例を基に、被告人の公判での否認、調書の齟齬など、より確かな通訳の必要性、問題点が見えてよかった	1
○取調べの録音・録画について理解できた。	1

## (5) 「検察官から見た捜査通訳の留意点」

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
○検察官の立場・視点からすると何がポイントになるのか、について理解を深めることができた。	9
○検察官の考えを知ることができ、参考になった。	7
○通訳人が質問・確認すべきことが分かり、安心して通訳を行うことに役立つと感じた。	2
○通訳を行う上で疑問が生じた時は、検察官に確認をしてもよい、ということが分かり、よかった。	2
○検察官と通訳人の相互の信頼関係が重要であると認識した。	2
○実体験を交えての講義はとても興味深かった。	2
○警察の取調べと検察官の取調べの違いを学ぶことができてよかった。	2
○正確性が一番大切だとよく分かった。守秘義務もきちんと守らなければいけないと思った。	1
○各国別の通訳の困難さなど、新しい情報が聞けて有益だった。	1
○正確に通訳すること、被疑者の質問以外の言葉を検察官に全て伝えることが大切だと思った。	1
○スムーズに通訳できるようにスキルアップに努めなければと思った。	1

## (6) 「検察官との座談会」

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
◎もっと時間があるとよかったと思う。	9
◎待ち時間や謝金の格差など、今後の制度に反映してもらいたい。	2
◎一人の通訳人が長く話していたので、他の通訳人の意見を聞きたかった。	1
◎進行がスムーズで全員がまんべんなく発言できたと思うが、通訳人同士でも話す機会があるといいと思った。	1
○検察官や他の通訳人の考えを聞く機会は貴重であった。	16
○情報を共有できてよかった。	2
○言語別の意見交換会であれば、もっと活発に行われると思う。	2
○疑問に思っていた点について議論したり、不明な点について質問したり、通訳業務にある問題を解決するために、よい機会となった。	1

○ 検察官への希望・意見等が出なかったのが残念だった。	1
○ 出身国や言語によって相違があることが実感できた。	1
○ お互いに意見交換することや、打ち合わせを行うことが必要だと思った。	1

## 2 本セミナーの日程等について

本セミナーの日程，開催場所，運営方法等についての感想や意見，要望等。

### (1) 日程等について

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
◎ セミナー修了後，通訳人同士が情報交換できる時間があるといいと思う。	1
○ 適当だと思う。	14
○ よいプログラムが組まれていると思った。	5
○ 可能であれば3～4日の日程で行い，それぞれのテーマについてもう一歩踏み込んだ内容で実施できれば，さらに充実すると思う。	2
○ もう少し長くてもよいと思う。	2
○ 1日でまとめてもよいのではないかと思った。	1

### (2) 開催場所について

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
◎ 情報収集や情報交換の場として，全国でなく，各地区ごとに小規模なセミナーを開催してほしい。	2
○ 適当だと思う。	13
○ 歴史ある建物である赤れんがで講義を聴くことができ，通訳業の重みを改めて感じた。	10
○ 東京駅からのアクセスがよく，分かりやすかった。	8
○ 中央で実施する必要性がよく分からない。	2

### (3) 運営方法について

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
○ 時間のロスが少なく，円滑に運ばれていたと思う。	9
○ とてもよかった。	3
○ 進行内容について，説明が十分であり，行動しやすかった。	1

## 3 本セミナーの内容について

今後，同様のセミナーを開催する場合，取り入れるのが望ましいと思われる講義科目，講習方法，行事等についての意見。

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
◎日頃から「現場の検察官の声」「通訳に関して公判や取調べの段階で問題となった事例（いわゆるヒヤリ・ハット）」について広く情報収集し、セミナーにおいて通訳人にフィードバックしてもらえるとよいと思う。	1
○ロールプレイ形式の講義があってもよいと思う。	5
○質疑の一部を 10～15 人のクラスに分けて、講義のテーマについて質疑応答やディスカッションの時間を設ける。	2
○各講義において質疑応答の時間が短いと感じた。	2
○書面で説明できる情報はテキスト配布とし、具体的な事例、経験、意見などを伺うようにする。	1
○取調べの録音・録画についての模擬ビデオがあればいい。	1
○言語別にグループを作り、模擬通訳を行い、それについて意見交換するような講義があったらいいと思う。	1

#### 4 教材について

本セミナーで教材として配布した「刑法入門」、「刑事手続概要」、「捜査と通訳」、これらを含む教材全般についての感想や意見、要望等（どのような教材を使用するのがいいかなど）。

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
◎通訳人セミナー参加者だけでなく通訳人すべてが入手できるといいと思う。	1
◎各言語の単語集や事例集（対訳）があればいいと思う。または、入手方法を教えてほしい。	2
◎通訳人登録時に配布してもらえるとよいと思う。	1
◎地方では 2～3 か月に一度くらいしか通訳事案がないので、セミナーにおいて弁解録取書や供述調書の例文等を配布してもらえれば、と思った。	1
◎専門用語集のようなものが欲しい。	1
◎セミナーの前にテキストを送付していただければ予習できると思う。	1
◎英語版があればいいと思った。	1
○参考になる。今後活用したい。	12

#### 5 その他

その他セミナーに対する感想。

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
◎自己紹介があるとよいと思う（法務省側も含めて）。	2
◎今後も、情報提供や意見交換の場を設けていただきたい。	1
◎検察官との座談会についてはもう少し時間があつたほうがいい。	1

◎中央でのみ開催するのではなく、各ブロックにおいて開催していただければ、より多くの通訳人が参加でき、通訳の「質」の向上につながると思う。	1
◎年に一回程度、通訳人同士の情報交換をするための通訳人の集まりがあるとよいと思う。	1
◎取調べの通訳の練習をするような時間があるとよいと思う。	1
○懇親会では、検察官等とフランクに話すことができ、親近感を感じた。また、他の通訳人とも交流できてよかった。	6
○全国からたくさん通訳人が集まり、コミュニケーションが取れ、またネットワークができて嬉しかった。	2
○全体的にとっても参考になった。	2
○今回の経験を、今後の通訳業務に活かしていきたいと思う。	1
○疑問に思ったことをほぼ取り上げて説明してもらい、貴重な体験になった。臨機応変に正確に通訳することを心掛けなければ、と思った。	1
○プロの通訳として本業としている人、別の本業を持っていて、依頼のあった際にのみ通訳をしている人（自分は後者）がいて、ハードルの高さを感じた。	1
○参加者のレベルを統一することにより、内容の充実したセミナーが開催できるのではないか。	1
○このセミナーへの参加をきっかけに、更に日本語、法律について勉強を続けていきたいと思った。	1

## 6 通訳人支援ホームページについて

通訳人支援ホームページに対する要望事項。

通訳人セミナーに対する感想・意見・今後の要望	集計数
◎最新の情報を掲載してほしい。	2
◎通訳人に登録した際に、ユーザーIDとパスワードを通知してほしい。	1
◎セキュリティがかけられているのであるから、通訳人が書き込みできるようにして、意見交換ができるようにしてほしい。	1
◎プリントアウトして読み返したいので、ダウンロードしやすい形式にほしい	1
○今後活用したい。	6
○存在を知らなかった。	2
○サイトを見つけられなかった。	2
○セミナーの結果を掲載し、参加できなかった全国の通訳人も情報を共有できるとよいと思った。	1
○内容が少ないと思った。	1

## 平成21年度事後評価の実施に関する計画

### 1. 政策名等

政策名	矯正処遇の適正な実施		
評価対象	矯正施設 <sup>*1</sup> の適正な保安警備及び処遇体制の整備		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅱ－5－（1）】		
施策の基本目標	研修，訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに，各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。		
予算額	平成21年度予算額：4,306百万円		
評価実施時期	平成22年8月	所管部局	矯正局成人矯正課
評価方式	実績評価方式		

### 2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標1			
取組内容	保安警備に関する訓練等を通じて，職員の職務執行力の向上を図る。		
指標1	管区機動警備隊 <sup>*2</sup> の訓練実施状況（訓練の実施回数，参加者数）	目標値等	前年度の実績を維持 （平成16年度：8回，296名） （平成17年度：7回，294名） （平成18年度：8回，296名） （平成19年度：7回，318名） （平成20年度：8回，327名） （平成21年度：7回，323名）
指標2	訓練参加者に対するアンケート調査	目標値等	訓練を有意義とする回答を90%超

### 達成目標2

取組内容	総合警備システム <sup>*3</sup> の整備の推進及び各種警備用機器の効果的な活用等を図る。		
指標1	総合警備システムの更新整備状況（総合警備システムの更新整備施設数）	目標値等	総合警備システムの確実な整備（刑事施設188施設中，21施設）
指標2	被収容者による他害行為等が発生し，職員が実力を行使した場合等の携帯用ビデオカメラによる録画	目標値等	録画できた事案の割合を90%超
参考指標	保安事故等につながる異常事態への対応時における機器の活用状況		

### 3. 基本的考え方

#### （1）課題・目的・必要性

近年の我が国における急激な国際化の進展，経済不況による失業増加，地域社会の連帯機能低下など，経済・社会構造の変革に伴って犯罪情勢にも大きな変化が生じている。刑事施設<sup>\*4</sup>においては，長期受刑者の増加，外国人受刑者，高齢受刑者の増加のほか，精神疾患を有する，いわゆる「処遇困難者」の増加なども顕著となっている。

他方，刑事施設には，国の治安及び平穏な国民生活を確保する刑事司法の「最後の砦」として，厳重な保安警備力が要請される。上記の収容状況の中で，刑事施設の規律秩序を適正に維持するためには，自殺・逃走・暴動等の重大な保安事故，対職員や被収容者相互の暴行・傷害事案を未然に防止することが必要である。また，天災事変や保安事故等の事案発生時には，適時適切な対応を行うことが不可欠である。こうした対応を確実に

なものとするためには、対応する職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備等の推進及びその効果的な活用を図る必要がある。

## (2) 施策の実施方法

矯正施設における天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態に迅速かつ適切に対処するため、各施設及び矯正管区にあつては、法務省防災業務計画<sup>\*5</sup>、法務省国民保護計画<sup>\*6</sup>を踏まえ、矯正施設警備救援規程（平成14年法務省矯保訓第1459号大臣訓令）第4条及び第5条に基づき、警備及び災害復旧に関する計画を策定している。これに基づき、矯正施設に非常事態が発生した場合の警備応援その他の警備活動及び災害復旧活動に従事するため、管区機動警備隊及び施設警備隊を編成している。その上で、有事の際には、必要に応じて管区機動警備隊員を当該施設に派遣し、警備活動及び災害復旧活動に従事させるとともに、医療、建築、電気等の専門技能を有する者の中から指名した災害救援隊を派遣して事態の収束に当たっているところである。

刑事施設での天災事変、保安事故等に適切に対応するためには、上記対応を迅速かつ的確に実施することが必要であり、各矯正管区において、管区機動警備隊を集合させて警備救援活動に関する訓練を行う。

また、刑事施設の規律秩序を維持するため、各種警備用機器として、総合警備システムとしての監視用カメラや警報・表示装置等のほか、携帯用ビデオカメラ、警備用具等（警棒、拘束衣ほか）、防災用機器（テント、浄水器ほか）を更新整備する。さらに、これらの機器等については、例えば、総合警備システムを活用して異常事態の早期発見を実現するほか、保安上緊急の措置を要する事態が生じた場合、その状況を携帯用ビデオカメラで撮影して記録化し、より適正な措置等を実現するための検討資料とするなど、効果的な活用を図る。

## (3) 基本目標と達成目標・指標との関係

刑事施設の規律秩序を適正に維持するためには、保安事故等の発生を未然に防止するとともに、保安事故等が発生した場合は、適時適切な対応を行うことが不可欠である。こうした対応を確実なものとするためには、保安警備に関する訓練を通じ、対応する職員の職務執行力の向上を図る必要がある。また、各種警備用機器のうち、特に異常事態の早期発見及び的確な緊急対応に有効な装備として刑事施設全庁に整備している総合警備システムの更新整備の推進及び警備用機器の効果的な活用を図る必要があることから、これらを達成目標とした。

達成目標1については、保安警備に関する訓練の状況に関し、管区機動警備隊集合訓練の実施回数及び参加者数を指標とし、前年度実績を維持することを目標とした。また、当該訓練の実効性を測定するため、訓練参加者に対するアンケート調査結果を指標とし、「有意義であった」との回答が、90パーセントを超えることを目標値として設定した。

達成目標2については、刑事施設全庁に整備している総合警備システムについて、更新整備計画<sup>\*7</sup>に基づき年度ごとに設定された更新整備施設数を指標・目標値とした。また、被収容者に対し実力を行使した場合等<sup>\*8</sup>に、対応状況の検証等のため、携帯用ビデオカメラを携行し、現場に急行した職員が、その時点からの当該事案の状況を録画することを指標とし、録画できた割合が90パーセントを超えることを目標値として設定した。さらに、保安事故等につながる異常事態への対応時における機器の活用状況を参考指標とした。

なお、携帯用ビデオカメラによる録画の目標値を100パーセントとすることは、事実上不可能な状況にある。これは、例えば、深夜における非常事態発生時等、対応可能職員が少人数となる際は、実力行使とその指揮に人員の配置を優先させる必要があり、カメラ撮影の要員を確保できない場合があるためである。また、このような場合でも、職員の頭部にカメラを固定させることにより、録画できない事態を防止する方法も考えられるが、確実に被写体を撮影するためには、職員がカメラを手に取り目で確認しながら行う必要があるため、現実的な方策とは言えない。このような事情から、被収容者に対し実力を行使した場合等の事案すべてを録画することは困難であるが、携帯用ビデオカメラのできるだけ効果的な活用を目指し、録画できた割合が90パーセントを超えること

を目標値としたものである。

#### 4. 評価結果等

##### 【達成目標1】

##### (1) 平成21年度に実施した政策（具体的内容）

###### ア 指標1

矯正施設での天災事変，逃走，暴動等の非常事態に適時適切に対応することを目的とし，平成21年度は，全国7か所において，323名を対象に延べ35日にわたって管区機動警備隊集合訓練を実施した。

前年度の実績（8回，327名）を若干下回っているものの，これは，高松矯正管区の管区機動警備隊の人数が少ないことから，隔年で訓練を実施していることによるものである。

###### ○指標1 管区機動警備隊の訓練実施状況 (人数)

矯正管区名	実施年月日	参加者数
札幌矯正管区	H21.9.14～H21.9.18	30
仙台矯正管区	H21.9.28～H21.10.2	24
東京矯正管区	H21.11.9～H21.11.13	94
名古屋矯正管区	H21.11.30～H21.12.4	33
大阪矯正管区	H21.12.7～H21.12.11	55
広島矯正管区	H21.11.30～H21.12.4	35
高松矯正管区	—	0
福岡矯正管区	H21.12.14～H21.12.18	52
合計	延べ35日間	323

※ 高松矯正管区は，隔年で集合訓練を実施しているため，平成21年は実施していない。

###### イ 指標2

訓練終了後，参加者全員に対するアンケート調査を実施した結果，参加者の約97パーセントが有意義であったと回答し，目標値である90パーセントを大幅に上回った。

###### ○指標2 訓練参加者に対するアンケート調査結果 (人，%)

	札幌矯正管区	仙台矯正管区	東京矯正管区	名古屋矯正管区	大阪矯正管区	広島矯正管区	高松矯正管区	福岡矯正管区	合計	
参加者数	30	24	94	33	55	35	0	52	323	
内容	有意義であった	27	24	91	33	54	35	-	49	313
	有意義でなかった	0	0	0	0	0	0	-	0	0
	不明	2	0	3	0	0	0	-	3	8
	無回答	1	0	0	0	1	0	-	0	2
有意義であったとする比率	90.0	100	96.8	100	98.2	100	-	94.2	96.9	

※ 高松矯正管区は，隔年で集合訓練を実施しているため，平成21年は実施していない。

※ アンケートの様式については，別添のとおり。アンケート回答項目13において「不明」を選択した者について，本表では「不明」欄に計上している。

##### (2) 必要性

###### ア 国民や社会のニーズ

矯正施設での天災事変，逃走，暴動等の非常事態に適時適切に対応するため，各矯正管区において，管区機動警備隊を集合させて警備救援活動に関する訓練及び部隊行動訓練を行っており，国民や社会からのニーズは極めて高い施策であるといえる。

###### イ 国が行う必要性

実際に災害復旧活動に従事し，被収容者に実力を行使するなどして矯正施設の規律秩序を維持する刑務官を対象に訓練を実施しており，訓練対象を刑務官以外に代替す

ることは不可能である。さらに、訓練の実施に当たっては、専門的な知識及び経験を有する指導者が必要であることから、国が主体となって実施していく必要がある。

#### ウ 現時点で優先して行う緊急性

矯正施設における天災事変、逃走、暴動等の非常事態の発生を予測することは非常に困難であり、非常事態の発生に備えて災害復旧活動、実力行使等の職務能力の向上を図ることは急務であることから、優先して取り組むべき事項であると考えられる。

#### (3) 効率性（効果とコスト）

訓練の実施に当たっては、刑事施設のグラウンドや安価に利用できる国の施設を利用している。また、宿泊については、刑事施設の体育館や安価に利用できる国の施設を利用しており、最小限のコストで最大限の効果を上げることができるよう配意し、実施している。

#### (4) 有効性

##### ア 手段の妥当性

矯正施設での天災事変、逃走、暴動等の非常事態の発生に備えた、防災用機器を使用した災害復旧活動訓練、警備用具等の適切な使用訓練及び暴動等の鎮圧訓練をもって、職務執行力の向上を図るため、1か所に集合させて集中的・効果的に訓練しており、手段として妥当であるといえる。

##### イ 所期の事業効果の発現状況

###### (ア) 指標 1

本施策を評価する指標の一つである訓練の実施回数及び参加者数については、前年度の実績（実施回数及び参加者数）を若干下回ったものの、これは、高松矯正管区の管区機動警備隊の人数が少ないことから、隔年で訓練を実施しているためであり（平成21年度は、高松矯正管区において、同訓練は実施していない。）、目標値をほぼ達成したことから、一定の効果があった。

###### (イ) 指標 2

本施策を評価する手法の一つであるアンケート調査を全管区で実施したのは、平成21年以降であるが、訓練を有意義とする回答は、目標とした90パーセントを上回っており、一定の効果があった。

### 【達成目標 2】

#### (1) 平成21年度に実施した政策

##### ア 指標 1

刑事施設の警備力を強化するため、全国刑事施設22庁（刑務所11庁、拘置支所11庁）に総合警備システム等の警備機器を整備した。当初、警備機器の整備を予定していなかった施設において、施設整備が終了したために警備機器の整備が可能になったなどの事情により、計画を変更して、当初計画時よりも規模の大きな施設について整備を行ったため、総合警備システムの整備施設数は19庁となったが、その他3庁については、総合警備システムのうち巡回システムを整備したものである。

###### ○指標 1 総合警備システム等導入施設

旭川刑務所、網走刑務所、宮城刑務所、山形刑務所、栃木刑務所、黒羽刑務所、滋賀刑務所、神戸刑務所、松山刑務所、大分刑務所、北九州医療刑務所、足利拘置支所、大田原拘置支所、長野拘置支所、八日市場拘置支所、浜松拘置支所、沼津拘置支所、水戸拘置支所、土浦拘置支所、下妻拘置支所、上諏訪拘置支所、五島拘置支所

##### イ 指標 2

全国刑事施設で被収容者による他害行為等が発生し、又は職員が実力を行使した場合には、携帯カメラ用ビデオカメラで現場の状況を録画させており、平成21年度の録画状況を確認したところ、録画すべき案件数は16,017件中、録画できなかった件数は



145件、録画できた事案の割合は約99パーセントであった。

録画できなかった事案の原因については、主に、録画スイッチの二度押し等の操作ミスによるもの、バッテリー切れ、結露等の機械的なもの、撮影が間に合わなかった等人為的なものであった。

○指標2 録画できた件数 (件, %)

施設管区	録画できた件数	録画できなかった件数	録画できた割合
札幌管内	977	10	98.99
仙台管内	1,168	17	98.57
東京管内	5,388	19	99.65
名古屋管内	1,961	34	98.30
大阪管内	3,400	15	99.56
広島管内	1,235	14	98.88
高松管内	465	9	98.10
福岡管内	1,278	27	97.93
合計	15,872	145	99.09

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

刑事施設は、社会において罪を犯した者を収容しているところ、適正に保安警備をすることで、被収容者の逃走等の保安事故を防ぎ、国の治安及び平穏な国民生活を確保することに寄与している。そのため、刑事司法の「最後の砦」として、適正な保安警備が要請されており、国民や社会のニーズは極めて高いといえる。

イ 国が行う必要性

国の治安及び平穏な国民生活を確保するための矯正運営は、国家の根幹をなすものであり、当然ながら、国が行うもので国の責務である。

また、犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008において、治安関係施設等の設備に取り組むことが明記されており、国が率先して実施する必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

過剰収容又は高率収容の中、刑事施設の規律秩序を適正に維持するためには、自殺、逃走、対職員や被収容者相互の暴行・傷害事案などの保安事故等をできる限り未然に防止することが必要である。

そこで、天災事変や保安事故等の事案発生時には、適時適切な対応を行うことが不可欠であるが、こうした対応を適正なものとするためには、対応する職員の職務執行能力の向上を図るとともに、各種警備機器の開発整備の推進及びその有効活用を図る必要がある。

また、携帯カメラでの録画は、職員が実力行使した場合や被収容者を保護室に収容しなければならない場合などの状況を客観的かつ正確に記録し、以後の適正な措置等を講ずるための判断に資するとともに、後日の争訟への対応や特別司法警察職員としての捜査等を円滑かつ迅速に実施する等のために必要不可欠であり、現時点で優先して行う必要がある。

(3) 効率性（効果とコスト）

総合警備システムは刑事施設の物的警備力を強化し、保安警備体制を維持するために必要不可欠な警備基盤である。例えば、監視カメラは、保護室、女区廊下だけでなく、工場等、重要な箇所に整備されており、警備上、十分な効果が認められる。

また、総合警備システムによる物的警備力は、職員及び被収容者の身体の安全と職員の勤務負担軽減に大きな効果を上げている。

上記のとおり、総合警備システムは、現在の保安警備体制を維持するために必要不可欠であるところ、警備上絶対必要な物品については、一般競争入札を行い、低コストとなるよう整備している。

#### (4) 有効性

##### ア 手段の妥当性

総合警備システム・携帯ビデオカメラによる録画の導入により、職員が被収容者に襲撃され重大事故につながる事態に速やかに対処でき、かつ、同事案の採証活動が容易となったケース、自殺事故を未然に防止できたケース、意識不明者を早期に発見したケースなど、処遇本部での監視によって、初期対応が迅速に行われ、大きな事故につながることを最小限に食い止めた事例は多く、有効である。

##### イ 所期の事業効果の発現状況

前述(1)記載のとおり、総合警備システム等の警備機器を全国刑事施設22庁に整備し、約99パーセントの事案において録画ができたことから、所期の効果が発現したといえる。

### 5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

#### 【達成目標1】

今後は、評価結果を踏まえて、訓練内容の見直しを図り、より効率的で実効性のあるカリキュラムを取り入れるなどして、本施策をより充実化するための取組を実施していくこととする。

#### 【達成目標2】

評価結果については、指標1、2とも目標を達成しているところ、指標1の総合警備システムの確実な整備については、予算事情等を勘案し、より安価で充実したものを導入していく必要がある。また、指標2の職員が実力行使した場合等の携帯用ビデオカメラによる録画についても、今後も目標値を達成することができるよう、引き続き各施設を指導監督していく必要がある。

### 6. 政策評価懇談会の知見の活用

#### (1) 実施時期

平成22年7月9日

#### (2) 実施方法

会議

#### (3) 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

アンケートがバイアスのある形で採られているため、中間にニュートラルな選択肢を設定するべきではないか。

〔反映内容〕

平成22年度の管区機動警備隊集合訓練実施に関するアンケートについては、ニュートラルな選択肢を置き、両側に同じだけ、有意義と認める側と認めない側の選択肢がくるような形式のアンケートを作成し、調査を実施することとする。

### 7. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第73条等
- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月犯罪対策閣僚会議決定)第7-1-⑦ 治安関係施設等の設備

「(前略)さらに、刑務所を始めとした矯正施設・宿舍の整備を図り、被収容者処遇の適正化を図る。」

### 8. 備考

#### (1) 評価の過程で使用したデータや文献等

- ・ 「管区機動警備隊集合訓練実施状況に関する調査」  
作成者：矯正局成人矯正課 作成時期：平成22年5月  
対象期間：平成21年4月1日～平成22年3月31日

- 所 在：矯正局成人矯正課
- ・ 「録画できた件数に関する調査」
  - 作 成 者：矯正局成人矯正課 作成時期：平成22年 5 月
  - 対象期間：平成21年 4 月 1 日～平成22年 3 月31日
  - 所 在：矯正局成人矯正課

(2) 評価の過程で使用したアンケート調査等

- ・ 管区機動警備隊集合訓練に関する調査結果は、矯正局成人矯正課において保管している。

---

※1 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院を総称する名称。

※2 「管区機動警備隊」

施設における警備対策の一環として各矯正管区に置かれる組織のこと。逃走，暴動，災害等の非常事態の発生した施設に出動し，その施設の警備応援その他の警備活動及び災害復旧その他の救援等に従事することを任務とする。

※3 「総合警備システム」

警備用機器のうち，外堀・工場・廊下・居室・保護室の監視用カメラについて，操作卓モニターにて集中監視を行い，24時間自動録画を行うとともに，同操作卓周辺に，無線機基地局を始め，非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し，異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム。

※4 「刑事施設」

刑務所，少年刑務所及び拘置所を総称する名称。

※5 「法務省防災業務計画」

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条及び第37条に基づき，法務省における災害応急対策業務の実施体制，実施事項及び実施方法等を定めたもの。

※6 「法務省国民保護計画」

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条に基づき，法務省の武力攻撃事態等における国民保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の実施体制，実施方法等を定めたもの。

※7 「更新整備計画」

昭和53年から各刑事施設を対象とし，順次，更新整備しているもの。

昭和63年から第2期，平成9年から第3期，平成18年から第4期更新計画に更新整備している。

第4期初年度の平成18年は16庁，2年次の19年度は21庁，3年次の20年度は18庁，第4年次である21年度は22庁の更新整備を継続している。

※8 「被収容者に対し実力を行使した場合等」

非常ベル警報装置が作動した場合，被収容者等による他害・自害行為等が発生した旨を認知した場合など，職員による実力行使が予想される事態が発生したときをいう。

別添

平成21年度東京矯正管区機動警備隊集合訓練アンケート（全部で4ページあります。）

施設名 \_\_\_\_\_ 官職・氏名 \_\_\_\_\_  
(訓練中の所属部隊 \_\_\_\_\_)

以下の各訓練について、該当する項目に○を付し、その理由を記入してください。

1 赴援訓練・通信伝達訓練

この訓練は自分にとって、

- (1) ためになった。 (2) ためにならなかった。 (3) 不明である。

理由：

2 催涙ガス筒発射機、催涙弾・着色弾等発射機操法訓練

この訓練は、自分にとって、

- (1) ためになった。 (2) ためにならなかった。 (3) 不明である。

理由：

3 けん銃実射訓練

この訓練は自分にとって、

- (1) ためになった。 (2) ためにならなかった。 (3) 不明である。

理由：

4 障害物除去訓練（エンジンカッター及びハンマードリル使用訓練）

この訓練は自分にとって、

- (1) ためになった。 (2) ためにならなかった。 (3) 不明である。

理由：

5 仮設塀設置訓練

この訓練は自分にとって、

- (1) ためになった。 (2) ためにならなかった。 (3) 不明である。

理由： }

6 防災機器使用訓練（レスキューキッチン・防災テント等）

この訓練は自分にとって、

- (1) ためになった。 (2) ためにならなかった。 (3) 不明である。

理由： }

7 さすまた及びクリアー盾の使用訓練，制圧訓練

この訓練は自分にとって、

- (1) ためになった。 (2) ためにならなかった。 (3) 不明である。

理由： }

8 警備研究討議

この訓練は自分にとって、

- (1) ためになった。 (2) ためにならなかった。 (3) 不明である。

理由： }

9 救急法

この訓練は自分にとって、

- (1) ためになった。 (2) ためにならなかった。 (3) 不明である。

理由： }

10 特別警備活動訓練（各個動作及び部隊動作）

この訓練は自分にとって、

- (1) ためになった。 (2) ためにならなかった。 (3) 不明である。

理由：

11 夜間訓練

この訓練は自分にとって、

- (1) ためになった。 (2) ためにならなかった。 (3) 不明である。

理由：

12 想定訓練

この訓練は自分にとって、

- (1) ためになった。 (2) ためにならなかった。 (3) 不明である。

理由：

13 今回の管区機動警備隊集合訓練を振り返ると、

- (1) 有意義だった。 (2) 有意義ではなかった。 (3) 不明である。

理由：

14 来年度の管区機動警備隊集合訓練に、

- (1) 自ら進んで参加したい。  
(2) 参加を命ぜられれば参加する。  
(3) 参加を命ぜられても、できれば参加したくない。

理由：

- 15 管区機動警備隊訓練を自衛隊駐屯地で体験入隊という形で行ったことについて、
- (1) 次回以降も自衛隊で実施したほうが良い。
  - (2) 次回以降は自衛隊で実施してほしくない。
  - (3) どちらでも良い。

理由：

- 16 今回の訓練についての意見や感想、また、次回の訓練に対する希望等があれば、以下に記入してください。

## 平成21年度事後評価実施結果報告書

### 1. 政策名等

政策名	更生保護活動の適切な実施		
評価対象	保護観察対象者等の改善更生		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅱ－6－（1）】		
施策の基本目標	更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。		
予算額	平成21年度予算額：11,099百万円		
評価実施時期	平成22年8月	所管部局	保護局参事官室
評価方式	実績評価方式		

### 2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標1			
取組内容	保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。		
指標1	覚せい剤事犯保護観察対象者 <sup>*1</sup> に係る簡易薬物検出検査実施実人員数	目標値等	対前年増
指標2	性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の変化	目標値等	プログラム受講者の問題性（評点 <sup>*2</sup> の平均）が低下すること
指標3	保護観察終了者に占める無職者の割合	目標値等	対前年減
指標4	社会参加活動の活動場所の確保	目標値等	前年度の数を維持
参考指標1	性犯罪者処遇プログラム受講者数及び受講者中の再犯者数		
参考指標2	協力雇用主の数		
参考指標3	社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査結果		

### 達成目標2

取組内容	更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。		
指標1	全更生保護施設の保護率（年間の収容保護人員／年間の収容可能人員）	目標値等	対前年度増
指標2	更生保護施設における専門的自立促進プログラム <sup>*3</sup> （SST、酒害・薬害教育等）の年間実施延べ人数	目標値等	対前年度増

### 3. 基本的考え方

#### （1）課題・目的・必要性

近年、保護観察対象者等の中で、複雑かつ深刻な問題性を抱え、又は就労が確保できない等のため、改善更生に困難を伴う者の割合が増加している。このような保護観察対象者等の再犯を防ぎ、改善更生を促進することは喫緊の課題であり、更生保護活動を通じて、こうした保護観察対象者等の改善更生を図ることが重要である。そのためには、個々の問題性に応じた専門的な処遇を実施することなどにより保護観察処遇を充実強化することが必要である。また、自力での改善更生が困難な保護観察対象者等については、



更生保護施設をより積極的に活用することで、その自立更生を促進する施策を実施していく必要がある。

## (2) 施策の実施方法

ア 保護観察対象者の犯罪的傾向の改善等に資するため、保護観察対象者のうち、覚せい剤事犯保護観察対象者に対しては簡易薬物検出検査<sup>※4</sup>を、性犯罪保護観察対象者に対しては性犯罪者処遇プログラム<sup>※5</sup>を、全国の保護観察所において実施する。また、地域の経済団体、企業等の協力を得るなどして、保護観察対象者等に対する就労支援の必要性について理解を得ること等に努める。これにより、保護観察対象者等の雇用に積極的に協力する民間事業者である協力雇用主の拡大を図るなどして、保護観察対象者等の就労を確保する。さらに、保護観察対象少年の人格的な成長を促し、規範意識を高めること等を目的とする清掃活動や福祉施設における介護活動等のボランティア等の社会参加活動を一層増進し、これらの取組により保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。

イ 更生保護施設に対する保護観察対象者等の保護の委託を増加させるとともに、保護観察所が、SST (Social Skills Training : 社会生活技能訓練) や酒害・薬害教育等の専門的自立促進プログラムの実施を更生保護施設に働き掛けるなどして、その積極的な活用を図る。

## (3) 基本目標と達成目標・指標との関係

ア 基本目標を実現するためには、保護観察処遇の充実強化を図ることが基本となることから、これを達成目標1とし、その達成度合いについては、上記(2)アの施策に係る4つの指標を設定して測定することとした。まず、覚せい剤事犯保護観察対象者が薬物使用を止めるためには、覚せい剤を使用していない結果を積み重ねさせることにより、断薬の努力についての達成感を与えることが重要であることなどから、簡易薬物検出検査の実施が有効と考えられる。そこで、指標として、「覚せい剤事犯保護観察対象者に係る簡易薬物検出検査実施実人員数」を設定した。また、性犯罪者処遇プログラムについては、同プログラム受講者が抱える問題性(性犯罪リスク要因)がどのように変化(低下)したかという指標を設定することによって、当該受講者の性犯罪に係る問題性の低下について把握することが重要であると考えられる。そこで、指標として、「性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の変化」を設定した。なお、前記「問題性」の評定に当たっては、性犯罪リスク要因に関する複数の評価項目を設定し、受講前後に係る各項目の問題性の程度を点数化(0点ないし2点)した上で、各項目を合計することとなる。

また、性犯罪者処遇プログラムについては、その参考指標として「受講者数及び受講者中の再犯者数」を設定した。

次に、無職者の再犯率が有職者に比べ高水準であることを踏まえ、指標として、「保護観察終了者に占める無職者の割合」を設定し、これを対前年減とすることを目標値とするとともに、保護観察対象者等の就労の確保に大きな役割を果たしている「協力雇用主の数」を参考指標とした。

さらに、社会参加活動の一層の増進を図るためには、「社会参加活動の活動場所の確保」が必要となることから、これを指標として設定し、活動場所の数を維持することを達成目標とした。また、その参考指標として「社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査結果」を設定した。

イ 基本目標を実現するためには、頼るべき親族がない等の理由により自力での改善更生が困難な保護観察対象者等に対する措置を講ずる必要があるため、このような者を保護する「更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する」ことを達成目標2とした。その達成には、全更生保護施設の年間の収容可能人員に応じた積極的な収容保護がなされるとともに、自立更生の促進に有効と考えられる専門的自立促進プログラムについても積極的に実施されることが必要と考えられ

る。そこで、指標として、「全更生保護施設の保護率」、「更生保護施設における専門的自立促進プログラム（SST、酒害・薬害教育等）の年間実施延べ人数」を設定した。

#### （４）測定方法等

ア 保護観察処遇の充実強化については、保護観察対象者の抱えている問題点は多様であり、また、保護観察を実施する期間も個々に異なるため、一定の期間における改善更生の度合い等について、一律の指標、目標等を設定して評価することは困難である。そのため、4つの指標を設定し、各指標における施策の実施状況から達成目標の達成度合いを総合的に分析する。

イ 更生保護施設の積極的な活用については、平成20年度中の全更生保護施設の収容可能人員に対して、実際に収容保護した人員の割合を測定する。また、更生保護施設におけるSSTや酒害・薬害教育等の専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人数を併せて測定し、本達成目標の達成度合いを総合的に分析することとする。

### 4. 評価結果等

#### 【達成目標1】

##### （1）平成21年度に実施した政策（具体的内容）

ア 覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査の実施（指標1関係）

保護観察所において、平成20年6月から実施されている覚せい剤事犯者処遇プログラムの実施対象者及び同プログラムの実施対象者以外の者で自発的意思に基づいて検査を受ける者に対し、定期的に保護観察官による簡易試薬を用いた尿検査等の検査を実施した。これは、当該保護観察対象者に対して断薬努力の達成感を与えることにより、断薬意志の維持及び促進を図るものである。

なお、本施策は平成16年4月から実施されているが、過去5か年における覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査実施実人員は以下のとおりである。

平成21年の保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査実施実人員は3,154人であり、平成20年の3,640人と比較して13.6%減少しており、目標は達成されていない。

ただし、覚せい剤取締法違反により保護観察に付された者の年間新規受理人員が平成17年から過去5年で減少傾向にあり、平成20年の3,636人から平成21年には3,195人（速報値）に減少していることを考慮すると、覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査の実実施実人員の比率は相当高く、実質的には相応の実施の積極化が図られているものと考えられる。

○指標1 覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査実施実人員（目標値：対前年増）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査実施実人員（人）	2,538人	3,054人	3,664人	3,640人	3,154人
（参考）覚せい剤取締法違反により保護観察に付された者の年間新規受理人員（人）	4,165人	3,784人	3,796人	3,636人	3,195人

（保護局調査による。平成21年は速報値。）

イ 性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施（指標2関係）

性犯罪により刑を言い渡された仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対し、保護観察官との個別又は集団面接の方法により、認知行動療法の理論を基礎とした処遇プログラムを実施した。具体的には、当該保護観察対象者に、性犯罪に結び付く要因を認識させ、再犯防止に向けた動機付け等の指導を実施したものである。

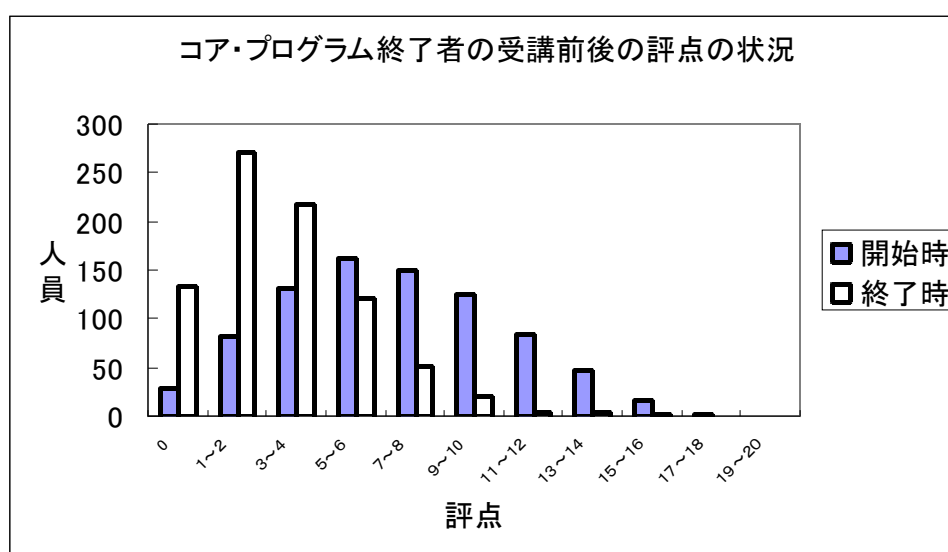
平成21年中に本プログラムの受講を終えた全受講者1,071人について、性犯罪リスク要因に関する10の評価項目<sup>\*6</sup>を点数化（0点ないし2点）した。そして、プログラム受講前後の問題性（評点）の平均値を算出することにより、受講前後の問題性（評点）の変化を検証した。

下記のとおり、受講後の問題性（評点）の平均は受講前と比べて3.8点低下していることから、本施策による効果が認められるものと考えられる。

○指標2 プログラム受講前と受講後の評点の状況（目標値：プログラム受講者の問題性（評点）の低下）

	受講前	受講後
評点（平均）	6.9点	3.1点

（保護局調査による。速報値。）



○参考指標1 性犯罪者処遇プログラム受講者数及び受講者中の再犯者数(平成21年)

	平成21年末までの累計人員
受講者数	2,078人
うち再犯者数	35人

（保護局調査による。速報値。）

（注1）「受講者数」は、平成19年9月から平成21年末までの期間中に性犯罪者処遇プログラムの受講を開始した者の人員を示す。

（注2）「再犯者数」は、性犯罪者処遇プログラムを受講後、上記期間中に性犯罪（強姦、強制わいせつ等）により起訴等された者（保護観察終了後に再犯をした者を含む。）の人員を示す。

ウ 就労支援の実施（指標3関係）

法務省及び厚生労働省が連携して、無職の刑務所出所者等に対する積極的かつきめ細やかな就労支援を行う「総合的就労支援対策」を更に推進した。さらには、地域の経済団体等による都道府県就労支援事業者機構の設立を推進して、幅広い産業分野における就労機会の拡大を図るなどして、保護観察対象者等の就労の確保に努めた。

過去5か年における保護観察終了者に占める無職者の割合及び無職者数の推移は以下のとおりである。

法務省が厚生労働省との連携の下実施してきた就労支援対策の結果、平成20年までの保護観察終了者に占める無職者の割合は低下する傾向にあったが、平成21年の割合

は、前年に比して3.9ポイント増となっており、目標は達成できなかった。

これは、近年の雇用情勢の悪化により、一般の雇用も大きく落ち込む中、保護観察対象者の自力による就労が一層困難になっていることが大きく影響しているものと考えられる。また、仮釈放者についてみると、保護観察終了者のうち、保護観察歴の多い者ほど無職者の割合が高く（保護観察回数が2回以下の者が30.2%、3回の者が33.9%、4回の者が36.8%、5回以上の者が46.5%）、年齢が高い者のほうが無職者の割合が高くなっており（40歳以下の者が25.1%、41歳以上の者が40.2%）再犯を重ねたり、年齢の高いことが就労を更に困難にしていることがうかがえる。一方、平成21年度の就労支援対策の実施対象者数は、6,371人であり、このうち就労につながった者が2,089人と一定の実績をあげている。また、前歴を承知の上で雇用に協力する協力雇用主数が増加しており、平成22年4月1日現在で協力雇用主の下で就労している人員も505人と前年同日の435人から増加している。これらを考慮すると、本施策の効果は一定程度維持されているものと考えられる。

○指標3 保護観察終了者に占める無職者の割合及び無職者数（目標値：対前年減）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
全体	22.3% (10,532人)	21.4% (9,622人)	20.0% (8,561人)	19.8% (8,104人)	23.7% (9,316人)
保護観察 処分少年	12.9% (2,787人)	12.6% (2,551人)	11.0% (2,055人)	10.6% (1,862人)	12.9% (2,149人)
少年院 仮退院者	23.3% (1,230人)	22.7% (1,102人)	18.7% (830人)	20.3% (803人)	22.6% (878人)
仮釈放者	29.3% (4,575人)	27.5% (4,171人)	26.5% (4,011人)	26.3% (3,936人)	32.4% (4,653人)
保護観察付 執行猶予者	40.6% (1,940人)	38.6% (1,798人)	37.6% (1,665人)	34.5% (1,503人)	38.1% (1,636人)

（平成21年は速報値。）

（注1）表中上段は無職者の割合、下段は無職者数を示す。

（注2）保護観察終了時の職業が不詳の者を除く。

（注3）無職者は、定収入のある無職者、学生・生徒、家事従事者を除く。

○参考指標2 協力雇用主の数（各年とも4月1日現在）

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
協力 雇用主数	5,734	5,750	6,556	7,749	8,549
被雇用者数	597人	655人	685人	435人	505人

（保護局調査による。）

エ 社会参加活動の実施（指標4関係）

保護観察対象少年を主な対象として、清掃・環境美化活動、創作・体験活動、介護活動等の社会参加活動を実施しているところ、これらの活動の実施を担保するため、関係機関、団体に協力を求めるなどして活動場所の確保を図ったものである。

過去5か年における社会参加活動の活動場所数の推移等は以下のとおりである。

○指標4 社会参加活動の活動場所の確保（目標値：前年度の数を維持）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
社会参加活動の活動場所数	298か所	332か所	322か所	292か所	275か所
（参考）社会参加活動参加	1,520人	1,645人	1,498人	1,412人	1,337人

人員（人）					
(参考) 1活動場所当たりの活動参加人員（人）	5.1	5.0	4.7	4.8	4.9

(保護局調査による。平成21年度は速報値。)

(注)「社会参加活動参加人員」は、対象者及びその保護者等の参加人員を示す。

社会参加活動の活動場所については、平成21年度は275か所であり、平成20年度の292か所、平成19年度の322か所に比べ減少し、目標は達成できなかった。これは、社会参加活動の主たる参加対象である保護観察処分少年（交通短期保護観察を除く。）の近時における大幅な減少が影響しているものと考えられる。保護観察処分少年の年間新規受理人員は、平成21年は16,170人（速報値）と、平成20年の16,714人からは約3.3パーセント、平成19年度の17,848人から約9.4パーセント減少しており、これに伴い、社会参加活動の参加人員も減少している。

これらを考慮し、1か所の活動場所当たりどの程度の参加人員がいるかを示す比率を見ると、平成21年度は4.9人となっていることから、近年の数値と比較し、社会参加活動の実施に必要な活動場所は相応に確保されているといえる。

また、社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査によれば、以下のとおり、活動に参加した少年から自己有用感や達成感の獲得、社会性や規範意識の醸成などに関する肯定的な意見が高い割合で示されている。このことから、社会参加活動が保護観察対象者の社会適応能力の向上、ひいてはその改善更生につながっていると考えられる。

#### ○参考指標 3 社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査結果(平成21年度)

質問事項	意見の内容	割合
(1) 自己有用感についての質問	「今日の活動では、他の人の役にたつことができたと思う」等	90.7%
(2) 達成感についての質問	「今日の活動に参加してよかった」等	94.8%
(3) 社会性についての質問	「今日の活動は、他の人たちと協力し合って行うことができた」等	89.1%
(4) 規範意識についての質問	「今日の活動に参加して、きまりやルールを守ることの大切さに気が付いた」等	83.9%

(注)平成21年10月以降に社会参加活動に参加した保護観察対象者193人に対して行った調査結果を集計したもの。

## (2) 必要性

### ア 国民や社会のニーズ

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月犯罪対策閣僚会議決定）において、保護観察対象者の再犯を防止するため、保護観察の充実強化が求められている。上記4の(1)に掲げた施策はいずれも、犯罪的傾向の改善、社会性のかん養、就労の確保等保護観察対象者が抱える個々の問題性等に対応した保護観察処遇を実施するものである。特に、従来、無職者の再犯率は有職者の約5倍にも及んでおり、無職の保護観察対象者への就労支援の実施は不可欠である。このような取組により、保護観察対象者の改善更生を促進し、その再犯を防止して社会を保護することは、国民や社会のニーズにも合致しているものと考えられる。

### イ 国が行う必要性

保護観察における指導監督及び補導援護は、原則として保護観察官又は保護司をして行わせるものとされており（更生保護法第61条第1項）、上記4の(1)に掲げた施策はいずれも国が行う必要性がある。

近年の景気悪化等の理由から、犯罪前歴者である保護観察対象者が自力で職を見つ

けることは困難である。法務省と厚生労働省等との協力体制の構築により、雇用のミスマッチ等の雇用機会喪失を防ぎ、また、民間事業者である協力雇用主を開拓することで、無職の保護観察対象者の社会的受け皿を拡大する必要がある。

#### ウ 現時点で優先して行う緊急性

刑務所出所者等の再犯防止については、上記「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」においても重要課題として取り上げられている。また、上記4の(1)に掲げた施策はいずれも、現に保護観察を受けている対象者の改善更生を図るために必要なものであって、これによりその再犯を防止するものであるから、現時点で優先して行う緊急性があると考えられる。

### (3) 効率性（効果とコスト）

覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査の実施は、覚せい剤事犯保護観察対象者が簡易薬物検出検査を定期的に行うことによって、当該保護観察対象者が家族や周りの人々の信頼を得るとともに、自信を持つことを可能とする。そのため、その他の生活指導や薬害教育と組み合わせて実施することにより、自発的な断薬意志の強化につながるという点で、効果的に保護観察を行うことができる。

性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムは、矯正施設及び保護観察所において処遇情報を共有するなど、処遇に一貫性・連続性を持たせて効率的に実施している。

保護観察対象者に対する就労支援については、法務省と厚生労働省の連携により実施しているほか、保護観察対象者等の雇用に積極的に協力する協力雇用主を始めとする民間事業者の協力を得て実施している点で、効率的なものであると考えられる。

社会参加活動は、多くの保護観察対象少年を一堂に集めて行うものであり、個別的な処遇との比較において効率的である。

以上のとおり、各取組とも効率的に進められており、保護観察者に対する処遇の充実強化のため、できる限り行政資源を抑制して実施していると考えられる。

### (4) 有効性

#### ア 手段の妥当性

覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査は、覚せい剤を使用していないことを示す結果を積み重ねさせることにより、断薬の努力についての達成感を与え、もって、当該保護観察対象者の断薬意志の維持及び促進を図るものである。特に覚せい剤への依存性が高く、その使用を中止することに困難を伴う者にとっては、覚せい剤への渴望を断ち切るための有効な支援方法となる。

性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムは、我が国に先駆けて諸外国で実施されてきた性犯罪者処遇プログラムに用いられている認知行動療法の技法を取り入れたものである。同技法を取り入れた処遇プログラムは諸外国において再犯防止効果が認められており、その信頼性は高く、相応の効果が期待できるものである。

また、無職者の再犯率が有職者に比べ高水準であることを踏まえると、基本目標達成のためには、保護観察終了者の就労率を高める必要がある。その手段として、就労支援を実施し、雇用先の拡大を図ることは、妥当な手段であると考えられる。

社会参加活動は、保護観察対象者に具体的な活動を通じて、他人と関わりあうことにより健全な社会性を身に付けさせるとともに、善良な社会の一員としての意識の醸成及び規範意識の向上を図る上で効果的な手法であると考えられる。

以上のとおり、これらの取組は、いずれも保護観察対象者の改善更生を促進する上で妥当な手段であると考えられる。

#### イ 所期の事業効果の発現状況

覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査の実施（指標1関係）については、平成21年の簡易薬物検出検査実施実人員が平成20年から減少しており、対前年増の目標は達成されていない。しかし、覚せい剤取締法違反により保護観察に付き

れた者の年間新規受理人員が減少し、覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査の実施実人員の比率は相当高いことを考慮すると、一定の効果が上がっているものと考えられる。

性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施（指標 2 関係）については、同プログラムの受講後の評点の平均が受講前と比べて低下し、目標が達成されている。

就労支援の実施（指標 3 関係）については、法務省が厚生労働省等との連携の下実施してきた就労支援対策の結果、平成20年までの保護観察終了者に占める無職者の割合は低下する傾向にあったが、平成21年の割合は、前年に比して増加しており、目標は達成されていない。しかし、平成21年度中に就労支援対策の実施対象者とされて就労につながった者は2,089人と一定の実績をあげている。また、前歴を承知の上で雇用協力する協力雇用主数が増加していると同時に、協力雇用主の下で就労している人員も前年度実績から増加している。これらを考慮すると、本施策の効果は一定程度維持されているものと考えられる。

社会参加活動の実施（指標 4 関係）については、社会参加活動の活動場所が平成21年度は平成20年度に比べて減少しており目標は達成されていない。しかしながら、1か所の活動場所当たりの参加人員は近年と同程度であり、社会参加活動の実施に必要な活動場所は相応に確保されているといえる。また、社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査から、肯定的な結果が得られたことから、社会参加活動が保護観察対象者の社会適応能力の向上、ひいてはその改善更生につながっていると考えられる。

以上のとおり、一部目標が達成されていない指標もあるが、その原因等を含め勘案すると、保護観察処遇の充実強化については、総合的に一定の効果をあげているものと考えられる。

## 【達成目標 2】

### (1) 平成21年度に実施した政策（具体的内容）

更生保護事業法第61条の2において、国は、更生保護施設が専門的知識に基づくより適切な保護を行うことができるよう、その人材確保や資質向上のために必要な施策の推進に努めなければならないこととされている。その具体的な施策として、平成19年3月に「更生保護施設職員研修体系モデル」を策定し、現在、更生保護施設職員の計画的・体系的な資質向上に努めているところである。

平成21年度は、法務省において、「更生保護施設施設長中央研修」、「更生保護施設補導主任中央研修」及び「更生保護施設福祉職員実務研修」を実施した。そのほか、民間の更生保護法人が主催する「更生保護施設補導職員フォローアップ研修」及び「女子被保護者の処遇に関する研究会」について、講師派遣等の協力を行った。

指標 1 の全更生保護施設の保護率については、平成20年度の75.0パーセントから対前年度比で0.4ポイント増の75.4パーセントに増加している。また、指標 2 の専門的自立促進プログラムの年間実施延人数については、対前年度比436人増の8,390人となっており、いずれも目標は達成されている。これらの結果から、更生保護施設での積極的な収容保護の実施と、更生保護施設における処遇の充実化が図られ、更生保護施設の積極的活用を図るとの本施策は一定の効果をあげているものと考えられる。

ア 過去5年間における全更生保護施設の保護率（年間収容保護人員／年間の収容可能人員）は次のとおりである。（指標 1 関係）

○指標 1 全更生保護施設の保護率（年間の収容保護人員／年間の収容可能人員）（目標値：対前年度増）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
全更生保護施設	75.1%	75.7%	74.6%	75.0%	75.4%

の保護率					
(参考) 全更生保護施設 の年間収容保護人員	608,800人	611,447人	606,074人	619,374人	624,039人

(保護局調査による。平成21年度は速報値。)

(注)「全更生保護施設の年間収容保護人員」は、被保護者の人員を1人1日単位で計上した延べ人数を示す。

イ また、過去5か年における更生保護施設における専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人数は次のとおりである。(指標2関係)

○指標2 更生保護施設における専門的自立促進プログラム(SST, 酒害・薬害教育等)の年間実施延べ人数(目標値:対前年度増)

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
6,458人	7,885人	7,927人	7,954人	8,390人

(保護局調査による。平成21年度は速報値。)

## (2) 必要性

### ア 国民や社会のニーズ

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、保護観察対象者の再犯を防止するため、保護観察の充実強化が求められている。近年、刑事施設被収容者数、再入所者数が著しく増加していることに加え、刑事施設出所者の高齢化の進行や厳しい経済社会情勢等から、帰住先がなかったり、就労が困難な状況である等、保護観察対象者等の改善更生は厳しい状況にある。また、犯罪者の約3割を占める再犯者によって、約6割の犯罪が行われている現状等もあり、犯罪や非行をした人の再犯防止対策に対する国民や社会のニーズが高まっているものと考えられる。

### イ 国が行う必要性

刑事施設等出所後、頼るべき親族等がない等の理由で、更生保護施設に保護を求める者の数は高水準にある。こうした自力では改善更生が困難な保護観察対象者等については、更生保護施設をより積極的に活用し、保護観察対象者等の特性を踏まえ、宿泊場所の供与、食事の給与及び就職の援助とともに、SST、酒害・薬害教育などの専門的処遇を行っている。保護観察対象者等の社会復帰を促進して再犯を防止するためには、国が主体となって更生保護施設を活用した、このような専門的な処遇を効果的に実施していく必要がある。

### ウ 現時点で優先して行う緊急性

刑務所出所者等の再犯防止については、上記「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」においても重要課題として取り上げられている。また、昨今の厳しい経済社会情勢から、犯罪前歴者である保護観察対象者が職を見つけ自立更生することは困難な状況となっている。こうした状況の下、更生保護施設において、受け入れ人数を増やすと同時にその専門的自立促進プログラムを充実させることは、現時点で優先して行う緊急性があるものと考えられる。

## (3) 効率性(効果とコスト)

自力での更生が困難な保護観察対象者等については、宿泊場所の供与、食事の給与、就職の援助とともにSSTや酒害・薬害教育等専門的処遇を行う必要がある者が多いことから、更生保護施設においてはこれらの処遇を個別的又は集団的に実施することができ、当該施策は効率的であると考えられる。

## (4) 有効性

### ア 手段の妥当性

基本目標を達成するためには、頼るべき親族がない等の理由で自力での改善更生が困難な保護観察対象者等の自立更生を促進する手段を講ずる必要がある。そのためには帰住先のない者等を保護し、専門的処遇を実施する更生保護施設を積極的に活用することは、妥当な手段であると考えられる。



## イ 所期の事業効果の発現状況

指標1の全更生保護施設の保護率、指標2の専門的自立促進プログラムの年間実施延人数は、それぞれ増加し、いずれも目標値を達成している。これらの結果から、本施策については、一定の効果をあげているものと考えられる。

## 5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

### 【達成目標1】

本施策については、必要性、効率性、有効性のいずれの観点においても相応に評価できるところである。引き続き、保護観察処遇の充実強化を図ることとする。

### 【達成目標2】

刑事施設収容者等における高齢者の増加や昨今の厳しい経済社会情勢を考慮すると、今後自力では更生が困難な保護観察対象者等は増加していくと考えられる。そのような者の受け入れ態勢を強化するために、更生保護委託費を一層充実させ、更生保護施設職員の人材育成や専門的処遇プログラムの開発、普及を図っていく予定である。

## 6. 政策評価懇談会の知見の活用

### (1) 実施時期

平成22年7月9日

### (2) 実施方法

会議

### (3) 意見及び反映内容の概要

#### ア〔意見〕

達成目標1の指標3については、仮釈放者の中の無職者の状況を明らかにするなどして、経済状況以外の影響についても検討し、記載すべきではないか。

#### 〔反映内容〕

仮釈放者中の無職者の状況及び経済状況以外の影響についても本文中に記載した。

#### イ〔意見〕

社会参加活動については、活動場所を設けない限りは、参加人員も増えないのではないか。

#### 〔反映内容〕

社会参加活動の参加を一層促進するため、引き続き、その活動場所の確保に取り組むこととする。

#### ウ〔意見〕

達成目標1の参考指標1の再犯者数については、性犯罪者処遇プログラムが始まった平成19年から平成21年までに受講した人のうちの再犯者数が示されているが、このプログラムの開始前後の再犯率を比較しないとしないのではないか。

#### 〔反映内容〕

本プログラムの開始前の再犯者数については、これを把握するためのシステムがなく、開始前後の再犯率の比較が困難であるが、今後のデータの蓄積により、本プログラムの効果について検証していくこととする。

## 7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 更生保護法（平成19年法律第88号）
- 犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）
- 執行猶予者保護観察法（昭和29年法律第58号）
- 更生保護事業法（平成7年法律第86号）
- 子ども安全・安心加速化プラン（平成18年6月20日犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承）

### Ⅲ－１－（１） 関係機関の連携強化による立ち直り支援の推進

「矯正施設、更生保護機関と職業安定機関の連携強化を図り、少年院在院者や保護観察中の少年等に対する就労支援や、協力雇用主の拡大を行う総合的就労支援策を推進する。」

#### ○ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月犯罪対策閣僚会議決定）

##### 第２－２－④ 刑務所出所者等の就労先の確保

「地域全体で協力雇用主の拡大を推進する都道府県刑務所出所者等就労支援推進協議会の設置・活用により、地域の経済団体等と連携して刑務所出所者等を雇用する企業を支援する仕組みを整備するなど、製造業や商業に加え、農業等も含めた幅広い産業分野における就労先の確保と円滑な雇用を促進する。」

##### 第２－２－⑧ 保護観察における処遇の充実強化

「処遇に特段の配慮を要する保護観察対象者に対する保護観察官の直接処遇の実施や直接的関与の強化及び保護観察における特定の犯罪的傾向の改善を目的とする各種処遇プログラムの充実により、再犯防止対策を推進する。また、保護観察対象少年について、家庭環境や交友関係等の問題の改善に向けた処遇を行うことを検討する。」

##### 第４－４－③ 薬物乱用防止に向けた取組の推進

「薬物需要の削減を図るため、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（平成20年8月22日薬物乱用対策推進本部決定）に基づき、薬物乱用防止に係る予防啓発活動を推進するとともに、受刑者、少年院在院者及び保護観察対象者に対する処遇プログラムの実施等による再乱用を防止する。（後略）」

#### ○ 犯罪から子どもを守るための対策（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議に報告）

##### 第１章－第１節－３－（２） 犯罪防止・再犯防止

「保護観察所においては、平成18年度から導入した性犯罪をした仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対する処遇プログラムの充実を図るなど、性犯罪者に対する保護観察を充実強化している。」

## 8. 備考

### （１） 評価の過程で使用したデータや文献等

- 「覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査実施実人員に関する調査」  
作成者：保護局観察課 作成時期：平成22年3月  
対象期間：平成17年1月1日～平成21年12月31日  
所 在：保護局観察課
- 「性犯罪者処遇プログラム受講前と受講後の評点の状況に関する調査」  
作成者：保護局観察課 作成時期：平成22年3月  
対象期間：平成21年1月1日～平成21年12月31日  
所 在：保護局観察課
- 「性犯罪者処遇プログラム受講者数及び受講者中の再犯者数に関する調査」  
作成者：保護局観察課 作成時期：平成22年3月  
対象期間：平成19年9月1日～平成21年12月31日  
所 在：保護局観察課
- 「協力雇用主の数に関する調査」  
作成者：保護局更生保護振興課 作成時期：平成22年5月  
対象期間：平成18年4月1日～平成22年4月1日  
所 在：保護局更生保護振興課
- 「社会参加活動の活動場所の確保に関する調査」  
作成者：保護局観察課 作成時期：平成22年5月  
対象期間：平成17年4月1日～平成22年3月31日

- 所 在：保護局観察課
- ・ 「社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査」  
作成者：保護局観察課 作成時期：平成22年5月  
対象期間：平成21年10月8日～平成22年3月31日  
所 在：保護局観察課
- ・ 「更生保護法人事業成績等報告書」  
対象期間：平成17年4月1日～平成22年3月31日  
所 在：保護局更生保護振興課

## (2) 評価の過程で使用した公的統計

- ・ 保護統計年報（平成21年速報値）は、法務省司法法制部から提供を受け、保護局観察課及び更生保護振興課において保管している。

---

### ※1 「覚せい剤事犯保護観察対象者」

覚せい剤の使用を反復する犯罪的傾向を有する保護観察対象者。

### ※2 「プログラム受講者の問題性（評点）」

性犯罪に結び付く問題性（性に関する誤った考え方、再び性犯罪をしないための動機付けや具体的計画の不足等）を点数化して評価するものであり、問題性が大きいほど高得点となる。

### ※3 「専門的自立促進プログラム」

入所者の問題性に応じ、対人関係の改善を目的とする認知行動療法の一つである「SST（Social Skills Training：社会生活技能訓練）」や、薬物・アルコールの知識を付与し、薬物等に依存しない生活を築かせる「酒害・薬害教育」などの処遇プログラムを実施するものである。

### ※4 「覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査」

保護観察所において、覚せい剤事犯保護観察対象者に対して、定期的に保護観察官による簡易試薬を用いた検査を実施することにより、当該保護観察対象者の断薬努力の達成感を与え、もって、断薬意思の強化及び持続を図るものである。

### ※5 「性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラム」

性犯罪により刑を言い渡された仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対し、保護観察官との個別又は集団面接方法により、認知行動療法（問題行動の原因となる自らの認知の誤りやゆがみ、行動面における問題、情緒面における問題に気付かせ、これを修正させることによって、問題行動自体を変容、改善させようとする心理療法）の理論を基礎とした処遇プログラムを実施することにより、当該仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に、性犯罪に結び付く要因を認識させ、再犯防止に向けた動機付け等の指導を実施するものである。

### ※6 「10の評価項目」

10の評価項目とは、①性的活動への固執、②ストレス解消方法としての性的活動、③性犯罪を許容する認知、④問題解決スキル、⑤対人関係スキル、⑥他人への共感性、⑦社会的サポート、⑧再犯防止の計画、⑨保護観察に対する態度、⑩動機付けとなっている。

# 平成21年度事後評価実施結果報告書

## 1. 政策名等

政策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施		
評価対象 施策名等	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 【政策体系上の位置付け：Ⅱ－7－（1）】		
施策の基本目標	破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行うことを通じて，公共の安全の確保を図る。		
予算額	平成21年度予算額：2,577百万円		
評価実施時期	平成22年8月	所管部局	公安調査庁総務部総務課
評価方式	総合評価方式		

## 2. 基本的考え方

### (1) 課題・ニーズ

オウム真理教（以下「教団」という。）は，依然として麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響下にあり，現在も無差別大量殺人行為に関する危険な要素を保持し，教団に対しては，多くの国民が今なお不安感を抱いている。

また，国際テロや北朝鮮に関する諸問題等が，我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっている情勢において，我が国の公共の安全を確保するためには，政府・関係機関が確度の高い情報を適時に入手する必要がある。

### (2) 目的・目標

破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行うことを通じて，教団に対する国民の不安感を解消・緩和するとともに，公共の安全の確保を図ることを目的とする。

### (3) 具体的内容

ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）第5条に基づく教団に対する観察処分<sup>\*1</sup>を厳正に実施する。具体的には，教団に対する調査を，全国的かつ組織的に展開するほか，特に必要があると認められるときには公安調査官による立入検査を行う。また，関係地方公共団体の長からの調査結果提供要請に対しては，迅速かつ適切に対応する。さらに，地域住民を対象とした意見交換会を開催し，住民からの要望や相談等に応じることなどにより，地域住民の不安感の解消・緩和に努める。

イ 公安調査庁は，内閣情報会議，合同情報会議及びその他政府の重要案件に関する会議の構成員として情報貢献が求められている。加えて，「官邸における情報機能の強化の方針」（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）では，公安調査庁について「我が国及び国民の安全・安心を確保するため，北朝鮮，国際テロ，大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する」とされている。また，「カウンターインテリジェンス<sup>\*2</sup>機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づく各種施策の平成20年4月からの段階的な実施に伴い，カウンターインテリジェンス関連情報の収集についても更に強化する必要がある。

さらに，「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）では，テロ，カウンターインテリジェンス，大量破壊兵器拡散，北朝鮮による拉致容疑事案に関する情報収集・分析機能の強化に加え，サイバーテロ

・サイバーインテリジェンス<sup>\*3</sup>についても、攻撃主体・方法などに関する情報収集・分析を継続的に実施することが求められている。

そこで、破壊活動防止法第27条並びに団体規制法第7条及び第29条に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程において、より確度の高い情報を入手するため、情報ニーズを適切に把握した上で、

- ・ 情報収集及び分析・評価能力の向上
- ・ 情勢の変化に応じて特別調査体制を敷くなど、時々の優先すべき課題に沿った柔軟な対応
- ・ 外国関係機関等との連携強化

等を行う。また、上記調査の過程で得られる情報については、「内外情勢の回顧と展望」を始めとする各種作成資料を、必要に応じて適時・適切に官邸を始め関係機関に提供するほか、内外の公安情勢に関する情報の一部については、引き続き、ホームページに掲載して国民に情報提供する。

### 3. 評価手法等

- (1) 教団に対する観察処分を厳正に実施することができたかどうかについては、立入検査回数、施設数、動員した公安調査官数から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）の解明の度合いを検証する。さらに、関係地方公共団体に対する情報提供件数、地域住民との意見交換会の開催状況（実施回数、参加者数）をも加味して、総合的な分析を行う。
- (2) 破壊活動防止法第27条並びに団体規制法第5条、第7条及び第29条に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて適時・適切に政府・関係機関及び国民に対し提供することができたかどうかについては、情報の提供状況（情報提供の正確性、適時性、迅速性）及びホームページへのアクセス件数を検証する。また、より確度の高い情報の入手を目的とした、情報収集及び分析・評価能力向上のための態勢強化の状況について検証するため、職員の分析・評価能力向上を目的とする研修への参加者に対するアンケート結果を分析する。さらに、カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果を分析する。

以上により、本政策をめぐる問題点を分析・把握し、今後の本政策の方向性について検討する。

### 4. 評価結果等

#### (1) 平成21年度に実施した政策（具体的内容）

##### ア 教団に対する観察処分の厳正な実施

以下のとおり、教団に対する観察処分を厳正に実施した。

##### (ア) 教団施設に対する立入検査等

公安調査庁は、教団に対する観察処分の実施のため、団体規制法に基づき、必要な調査を行ったことに加え、平成21年度においては、合計23回にわたり、延べ35施設に対し、公安調査官延べ682人を動員して立入検査を実施した。

○過去5か年における立入検査実施状況（単位：回、延べ施設、延べ人）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
実施回数	24	19	18	19	23
施設数	32	62	41	36	35
動員数	710	883	683	628	682

平成18年度は、麻原の死刑判決確定を受け、教団の活動状況を明らかにするために立入検査を行う必要性がより一層高まった。そこで、平成18年9月16日、16都道府県に所在する25か所の教団施設に対し、公安調査官175人を動員して一斉に立入検査を実施したことから、施設数、動員数とも、他の年度と比較すると多くなって

いる。

(イ) 教団からの報告徴取

公安調査庁長官は、平成21年5月、8月、11月及び平成22年2月の4回にわたり、教団から、教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在及び用途、教団の資産等の事項等について報告を受けた。

上記立入検査及び教団からの報告徴取等により、教団については、

- ・ 平成21年12月31日現在、国内に出家信徒約500人、在家信徒約1,000人、ロシア連邦内に信徒約200人を擁し、また、国内に15都道府県下31か所の拠点施設及び約80か所の信徒居住用施設、ロシア連邦内に数か所の拠点施設を確保している
- ・ 現在においても依然として、麻原及び麻原の説く教義が教団の存立の基盤をなしていると認められ、麻原が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有している
- ・ 教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗示的に勧める内容を含む「綱領」を保持している
- ・ 組織拡大に向けて活発な活動を展開している
- ・ 組織体質は、依然として閉鎖的・欺まんのである

ことなどが明らかになるとともに、教団の活動状況を継続して明らかにする必要が認められた。

(ウ) 関係地方公共団体等への情報提供等

観察処分に基づく調査結果については、平成21年度において、18関係地方公共団体の長から延べ42回にわたり情報提供の請求を受け、延べ49回にわたり情報提供を行った。その結果、提供先の地方公共団体から一定の評価を得るとともに、継続的な調査結果に関する情報提供の請求を受けている。

○過去5か年における関係地方公共団体への情報提供回数

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
請求を行った関係地方公共団体数	18	16	17	22	18
請求回数	42	50	39	45	42
提供回数	47	48	46	53	49

調査結果の提供については、関係地方公共団体の長からの請求があって行われるものであるところ、継続的に請求がなされているのは、地方自治体における教団への警戒心が依然として高いことに加え、当庁からの提供内容が有益かつ必要であるとの理解が得られた結果であるものと認識している。

また、教団施設の存する地域住民の不安感の軽減等に資するため、意見交換会を開催した（実施回数41回、参加者数延べ608名）。

○過去5か年における地域住民との意見交換会開催状況（単位：回、延べ人）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
実施回数	3	3	5	10	41
参加者数	65	70	80	190	608

意見交換会の開催は、住民の不安感の軽減のみならず、住民から教団の施設や活動に関する情報提供を受けることで、当庁業務にも資すると認められることから、それまで一部地域で実施していた同交換会を平成21年度から全国的に実施した。そのため、同年度の実施回数は大幅に増加した。

意見交換会については、地域住民から継続的に開催を求める声もあり、このような継続開催の要望は、地域住民の教団に抱く不安感・恐怖感の表れであるとともに、同交換会の有益性及び必要性について地域住民の理解が得られた結果であるものと認識している。

なお、政府は、団体規制法については、施行日（平成11年12月27日）から5年ごとに廃止を含めて見直しを行うこととされていることから、平成21年12月までにこ

れまでの観察処分の実施状況を踏まえて見直しを行った。その結果、教団には依然として無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認められ、今後も規制を継続して実施する必要性が高いと判断されたことから、同法を廃止せず、現状のまま存続させることとなった。

また、政府は、平成22年4月、団体規制法の規定に基づき、平成21年1月から同年12月までの間における同法の施行状況を国会に報告した。

イ 破壊的団体等に関する調査及びその過程で得られた情報の提供

破壊的団体等に関する調査及びその過程で得られた情報を提供するため、以下の項目を実施した。

(ア) 情報収集及び分析・評価能力の向上

- ・ 北朝鮮関係では、北朝鮮が平成21年5月、平成18年以来2度目となる「地下核実験に成功した」旨の発表をしたことから、「北朝鮮核実験関係緊急調査室」を設置（平成21年5月25日）し、関連情報の収集・分析を行った。その後、こうした北朝鮮の姿勢に対する追加的制裁を盛り込んだ国連安保理決議1874号が採択された。これに対して、北朝鮮が反発姿勢を示す中、中・短距離ミサイルを相次いで発射したことから、「北朝鮮核実験関係緊急調査室」を「北朝鮮核実験・ミサイル事案等関係緊急調査室」に改組（平成21年7月4日）し、関連情報の収集・分析体制を強化した。
- ・ 国際テロ関係では、テロ組織等に関する証拠の準備を担当する「国際破壊活動対策室」を平成19年4月に本庁に新設して以降も、国内外の関係機関との協力関係を一層強化するなど、国際テロ関連立証体制を整備することで調査体制の強化を図った。さらに、担当調査官を増員し、調査体制の強化及び情報収集能力の向上を図った。
- ・ 平成22年11月に開催されるアジア太平洋経済協力（A P E C）首脳会議及び関連会合の安全開催に寄与するため、「日本A P E C 関連特別調査本部」を設置した（平成21年11月20日）。さらに、国際テロ調査体制を地方レベルでも拡充・整備するなど、調査体制を強化した。
- ・ 分析・評価能力の向上を図るため、分析担当調査官を対象とした研修を実施した。同研修の参加者に対するアンケート調査の結果、研修時間や演習題材に関するいくつかの指摘を受けつつも、すべての研修参加者が研修内容に対して肯定的な評価（「大変参考になった」「参考になった」「どちらかといえば参考になった」のいずれかの評価）を与えている。

○分析担当調査官向け研修に関する研修員に対するアンケート結果

(研修全般の内容について)

回答区分	割合	主な指摘事項
大変参考になった	43%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間を多く取り、演習の題材を増やしてほしい。</li> <li>・演習の題材をより当庁業務に関連のあるものにしてほしい。</li> </ul>
参考になった	33%	
どちらかといえば参考になった	24%	
どちらかといえば参考にならなかった	0%	
参考にならなかった	0%	

※ 平成21年度におけるアンケートにおける回答区分は、「大変参考になった」「参考になった」「どちらかといえば参考になった」「どちらかといえば参考にならなかった」「参考にならなかった」の5項目であったが、平成22年度以降は、回答区分を「参考になった」「ある程度

参考になった」「どちらともいえない」「あまり参考にならなかった」「参考にならなかった」の5項目で評価するアンケートを予定している。

- ・ カウンターインテリジェンス関係では、平成20年4月から施行（一部を除く。）された「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、職員のカウンターインテリジェンス意識啓発を目的とした研修等を実施した（同研修等の参加者に対するアンケート調査の結果、平成20年度においては参加者の95パーセントが、平成21年度においては97パーセントが、「カウンターインテリジェンスに関する意識が向上した」と回答）。

○カウンターインテリジェンスに関する研修員に対するアンケート結果  
（研修全般の内容について）

	平成20年度	平成21年度	
回答区分	割合	割合	主な感想
意識が向上した	95%	97%	カウンターインテリジェンス意識が向上し有効
意識は変わらなかった	5%	3%	以前からカウンターインテリジェンスについて承知していた

※ 平成20年度及び平成21年度におけるアンケートにおける回答用選択肢は2項目のみであったが、平成22年度以降は、参考になったかどうかを5項目（「参考になった」「ある程度参考になった」「どちらともいえない」「あまり参考にならなかった」「参考にならなかった」）で評価するアンケートを予定している。

- ・ 大量破壊兵器拡散関係では、諸外国及び国内関係省庁との緊密な情報交換を実施した。
- ・ サイバーテロ関係では、担当調査官を対象に、外部有識者による技術的な内容の講義を含めた各種研修を実施し、サイバー空間におけるテロの予兆等の早期把握を可能とする態勢の整備を進めた。また、諸外国関係機関との情報交換を行うなどして、サイバー攻撃の主体・方法等に関する情報収集・分析を継続して実施した。
- ・ 官邸を始めとする政府・関係機関との連絡を密に行うなどして、情報ニーズの把握に努め、情報収集の的確性・迅速性の向上を図った。
- ・ 本庁において分析担当調査官による各種会議、検討会、外部の有識者との意見交換等を定期的あるいは随時に開催し、国際テロや北朝鮮問題等の重要課題に関する現状、情勢認識、今後の対応等について協議・検討することにより、分析・評価能力の向上を図った。
- ・ 外国関係機関等との更なる関係強化を図り、種々の重要課題に関するより頻繁・詳細な情報・意見の交換を行い、情報収集及び分析・評価能力の向上を図った。
- ・ これらの各種会議、検討会等の結果を本庁内関係部署、各公安調査局及び各公安調査事務所にフィードバックし、公安調査官の専門的知見の向上を図り、適時・的確な情報収集及び分析・評価能力の向上を図った。

(イ) 破壊的団体等に対する調査

破壊的団体等に対する調査のため、以下の取組を実施した。

- ・ 国際テロ関係では、国際テロ組織の動向、国内における国際テロ組織との関連が疑われる者の存否やその活動実態、国際テロ組織関係者の我が国に対する働き掛け及び出入国の動向等の適時・的確な把握に集中的に取り組むなど、テロの未然防止のための調査を実施した。
- ・ 北朝鮮関係では、朝鮮総聯の組織及び活動の実態、北朝鮮の国内情勢、対外・対日動向などに関する幅広い調査を実施するとともに、日本人拉致問題や核・ミ



サイル問題をめぐる動向等，我が国の公共の安全に影響を及ぼす不法有害活動を最重点に情報収集を行った。

- ・ カウンターインテリジェンス関係では，我が国の秘匿された重要情報等の保護に資する情報の収集に努めた。
- ・ 外事関係では，我が国の尖閣諸島領有に抗議する中国，香港，台湾の反日団体の動向把握や，北方領土問題をめぐるロシア国内の言動等に関する情報収集に努めた。
- ・ 国内公安動向では，在日米軍再編問題や成田空港問題などをめぐる過激派等の動向，北朝鮮の核実験問題・ミサイル発射事案等や領土問題，政権交代などをめぐる右翼団体の活動等に関して調査を実施した。
- ・ これらの調査に当たっては，外国関係機関等とも緊密な情報交換を実施した。上記取組の下，迅速・的確・効率的な関連情報の収集・分析に注力するとともに，以下のとおり，それら関連情報を情報の質やニーズの緊急性に応じて適切かつ効率的に政府・関係機関等に提供することに努めた。
- ・ 情報収集及び分析・評価能力の向上並びに破壊的団体に対する調査を通じて収集・分析した情報については，随時，内閣総理大臣，内閣官房長官等に直接報告したほか，政府部内の各種会議（内閣情報会議，合同情報会議等）を通じ，あるいは担当官が関係機関に直接赴くなどして，迅速に提供した。
- ・ 出入国管理及び難民認定法に基づく，いわゆる法務大臣のテロリスト認定に適切に対応するとの観点から収集した情報について，関係機関への提供に努めた。
- ・ 平成21年12月に，内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」を公表したのを始め，随時，各種作成資料を政府・関係機関等に配付した。
- ・ 公安調査庁のホームページ（<http://www.moj.go.jp/KOUAN/>，平成22年4月以降，<http://www.moj.go.jp/psia/>に変更）において，「最近の内外情勢」，「内外情勢の回顧と展望」及び教団に対する団体規制法の施行状況等に関する情報を掲載し，国民への情報提供を行った。同ホームページへのアクセス件数は，平成19年度においては155,752件，平成20年度においては105,507件，平成21年度においては133,722件であった。

○ホームページアクセス件数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
アクセス件数	155,752	105,507	133,722

なお，他年度に比べ平成19年度のアクセス件数が多いのは，公安調査庁が各種のメディアに取り上げられたことが影響したためと考えられる。引き続き，適時・的確な情報をホームページに掲載するよう努める。

## （2）必要性

### ア 国民や社会のニーズ

平成21年度において，法務大臣や公安調査庁長官等に対して，2地方公共団体及び8団体から教団に対する活動の規制強化等を求める要望書等が提出されるなど，教団に対しては，教団施設が存する地域の住民等が依然として不安感を抱いており，その不安感を払拭する必要がある。

また，国際テロ，北朝鮮に関する諸問題のほか，大量破壊兵器拡散問題や外国情報機関による我が国の秘匿された重要情報の入手活動等が，我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっている。

### イ 国が行う必要性

観察処分は，無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持していると認められる場合に行われるものであり，公共の安全確保のため国が行う必要がある。

また，国際テロ，北朝鮮に関する諸問題のほか，大量破壊兵器拡散問題や外国情報機関による我が国の秘匿された重要情報の入手活動等が，我が国の公共の安全の確保

にとって重大な懸案事項となっている。このような情勢において、問題に迅速に対応するため、国の情報機関が適時・的確な情報を収集する必要がある。

#### ウ 現時点で優先して行う緊急性

公共の安全の確保を図るため、団体規制法の規定に基づく観察処分を適切に実施していかなければならない。また、「官邸における情報機能の強化の方針」（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）等に基づき、情報収集に努めていく必要がある。

### (3) 効率性（効果とコスト）

ア 教団の実態を解明する上で、仮に観察処分がないとすれば、教団の活動状況及び危険性などに関する情報は、公安調査官が、教団内部の状況を知り得る立場の者から任意で収集し、その真偽等も含めて内容を評価・分析することとなり、時間的・労力的に多大な負担を伴うだけでなく、解明が極めて困難となる。一方、立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接見分できることから、教団の実態把握と教団から徴取した報告の真偽を確認する手段として、効率性の高い措置である。加えて、再発防止処分の必要性を適時・的確に把握する上においても、効率性の高い措置であると考えられる。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供要請については、提供先から一定の評価を得ていること及び継続的な調査結果提供の請求を受けていることから施策の効果が認められる。さらに、意見交換会についても、地域住民から継続的な開催を求められる場合もあることから、地域住民の不安感を軽減する上で一定の効果があつたと考える。

イ 北朝鮮の核実験及びミサイル発射事案等に際して特別調査体制を敷き、迅速・的確・効率的な関連情報の収集・分析に注力するなど、情勢の変化に応じて柔軟に対応した。また、緊急性の特に高い情報は随時、政府・関係機関へ直接提供した。さらに、その他の情報については各種資料を作成して配付したほか、ホームページへの掲載を行った。このように、情報の質やニーズの緊急性に応じた適切かつ効率的な提供を行った。

### (4) 有効性

#### ア 手段の妥当性

立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接見分できることから、教団の実態把握と教団から徴取した報告の真偽を確認する手段として、効率性ばかりではなく有効性の高い措置でもある。また、再発防止処分の必要性を適時・的確に把握する上においても有効性の高い措置であると考えられる。さらに、意見交換会についても、地域住民から継続的な開催を求められることもあることから、地域住民の不安感を軽減する上で有効であると考えられる。

また、北朝鮮の核実験及びミサイル発射事案等に際して特別調査体制を敷くなど、情勢の変化に応じて柔軟に対応した。さらに、緊急性の高い情報は随時、政府・関係機関に直接提供した。その他の情報については各種資料を作成して配付したほか、ホームページへの掲載を行った。このように情報の質やニーズの緊急性に応じた適切かつ効率的な提供は手段として妥当であったと考えられる。

#### イ 所期の事業効果の発現状況

(ア) 観察処分に基づく調査結果の提供については、これまでに提供先の関係地方公共団体から、「教団の活動実態が分かり、地域住民の不安解消に役立った」などの一定の評価を得ている上、継続的な調査結果提供の請求を受けている。また、意見交換会については、地域住民から継続的な開催を求められる場合もあることから、地域住民の不安感を軽減する上で一定の効果があつたと考える。

(イ) 公安調査庁は、北朝鮮の核実験及びミサイル発射事案等に際して、平成21年5月に「北朝鮮核実験関係緊急調査室」を設置し、さらに、平成21年7月に同調査室を「北朝鮮核実験・ミサイル事案等関係緊急調査室」に改組して、関連情報の収集・分析体制を強化した。このような体制の下、迅速・的確・効率的な関連情報の収集

・分析に注力するなど、情勢の変化に応じて柔軟に対応し、その時々の情報ニーズに応じた情報を政府・関係機関に提供したところ、提供先から更に継続的な情報提供を要請されるなど一定の評価を得た。

## 5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

この結果を踏まえ、現在の方向性は効果的であると考えるところ、更に教団の活動状況及び危険性を解明するため、教団に対する調査体制の強化を図り、観察処分を更に厳正に実施する。

また、上記と同様、引き続き「官邸における情報機能の強化の方針」（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）等に基づき、これまでと同様、我が国及び国民の安全・安心を確保することに寄与するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集及び分析・評価能力を質・量ともに一段と向上させ、調査体制を充実強化していく必要がある。

## 6. 政策評価懇談会の知見の活用

### (1) 実施時期

平成22年7月9日

### (2) 実施方法

会議

### (3) 意見及び反映内容の概要

意見なし。

## 7. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条
- 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条、第7条、第29条、附則第2項
- テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）  
第3-6-⑩ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等
- 第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成18年1月20日）  
「テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。」
- カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月カウンターインテリジェンス推進会議決定）  
「カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。」
- 第169回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成20年1月18日）  
「テロとの闘いや大量破壊兵器の不拡散問題に積極的に取り組みます。」
- 官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）  
2-(2)-① 対外的情報収集機能の強化  
「国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。」  
2-(2)-② その他の情報収集機能の強化  
「我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）」

- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）
  - 第6 テロの脅威等への対処
    - 4-① テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化
    - 4-② カウンターインテリジェンス機能の強化
    - 6-① サイバーテロ・サイバーインテリジェンスに関する対策の強化
    - 7-① 大量破壊兵器及び関連物資・技術等の拡散防止に向けた体制の強化等
    - 8-② 拉致容疑事案等への対応強化のための情報収集・分析機能の強化
- セキュア・ジャパン2009（平成21年6月22日情報セキュリティ政策会議決定）
  - 第3章-第1節-（1）-①-〔政府機関〕-（エ）-オ サイバーテロに関する対策の強化
    - 「サイバーテロへの対策を強化するため、サイバー空間におけるテロの予兆等の早期把握を可能とする態勢を整備するとともに、諸外国関係機関との情報交換等国際的な連携を強化するなど、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を継続的に実施する。」
- 第174回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成22年1月29日）
  - 「拉致問題については、新たに設置した拉致問題対策本部のもと、すべての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、政府の総力を挙げて最大限の努力を尽くしてまいります。」

## 8. 備考

### 評価の過程で使用したアンケート調査等

- ・ 「分析担当調査官向け研修に関する研修員に対するアンケートに関する調査結果」及び「カウンターインテリジェンスに関する研修員に対するアンケートに関する調査結果」は、公安調査庁総務部総務課において保管している。

---

### ※1 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分である。「観察処分」の内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取、団体規制法第5条第2項、第3項及び第5項）、②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査、同法第7条第1項、③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査、同法第7条第2項）である。観察処分に基づく調査結果については、関係地方公共団体の長に対して提供することができる旨同法第32条に規定されている。

### ※2 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動をいう。

### ※3 「サイバーインテリジェンス」

サイバー空間における諜報活動をいう。

## 平成21年度事後評価実施結果報告書

### 1. 政策名等

政策名	人権の擁護		
評価対象	人権の擁護		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅲ-10-(1)】		
施策の基本目標	人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する。		
予算額	平成21年度予算額：3,582百万円		
評価実施時期	平成22年8月	所管部局	人権擁護局総務課
評価方式	総合評価方式		

### 2. 基本的考え方

#### (1) 課題・ニーズ

今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺にいたるような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを利用した人権侵害も増加しており、これらの人権問題は大きな社会問題となっている。

このような現状において、人権が尊重され、人権侵害が生起しない社会の実現がより一層求められている。

#### (2) 目的・目標

本施策は、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としている。上記のような状況を踏まえると、すべての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現するためには、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要と考えられる。このような理解を深めるため、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じて、人権啓発を行い、人権尊重思想の普及高揚を図っていく必要がある。

また、人権侵害事案が発生した場合は、その内容を把握・認知できるよういつでも気軽に相談できる体制を整えるとともに、人権侵害が認められる場合は迅速的確に救済措置を講ずることができる調査救済体制を整えておく必要がある。

#### (3) 具体的内容

##### ア 人権啓発の更なる推進

市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の啓発活動を総合的に実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図るため、平成21年度は岐阜市と仙台市において、人権啓発フェスティバルを開催するほか、ハンセン病患者等に対する偏見・差別を解消するため、ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」を高松市と那覇市で開催することなどを予定している。

また、次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことにより、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として、平成21年度は第29回全国中学生人権作文コンテストを実施する予定である。

さらに、国際連合において、昭和23年12月10日に世界人権宣言が採択されたのを記念し、法務省では、翌年の昭和24年から、毎年、12月10日の人権デーを最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を展開している。平成21年度においても、「人権週間」に合わせて、同宣言の意義と重要性をあらゆる年齢層に一斉に周知し、更なる人権尊重思想の普及高揚を図るため、シンポジウムの開催やポスター・リーフレットを掲示・配布するなどの各種の人権啓発活動を総合的・一体的に実施する。

## イ 人権相談・調査救済体制の整備

様々な人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局及びその支局における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等において特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話及びインターネットなど様々な手段によって、いつでも気軽に人権相談ができる環境を整える。

- 特に、子ども、高齢者、障害のある人及び女性などに関する人権問題については、
- (ア) 専用相談電話「子どもの人権110番」及び「女性の人権ホットライン」の設置
  - (イ) 手紙による人権相談「子どもの人権SOSミニレター（便せん兼封筒）」の全国の小・中学生への配布
  - (ウ) 高齢者施設、知的障害者更生施設などの社会福祉施設等における特設相談所の開設

等により、人権侵害等の状況の内容の把握に努める。その結果、人権侵害が認められる場合は、迅速的確に救済措置を講ずる。

## 3. 評価手法等

啓発活動の実施状況、啓発活動の参加人数等の国民の参加状況及び啓発活動参加者に対するアンケート（参加者の属性、認知のきっかけ、満足度、人権に関する関心や理解の深まり度合いなども含む。）等の情報を収集し、これらの分析を行う。

また、厚生労働省の「社会福祉行政業務報告」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」などを活用して、法務局及び地方法務局が扱う人権侵犯事件（とりわけ、潜在化しやすい子ども、高齢者及び障害のある人等に対する人権侵犯事件）及び人権相談の内容・件数との比較検討を行う。これにより、法務局等の人権相談・調査救済の取組の方向性について検証する。

さらに、内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査（平成19年6月調査）」（URL: <http://www8.cao.go.jp/survey/h19/h19-jinken/index.html>）を利用し、人権課題（子ども、高齢者、障害のある人、女性など）ごとに関心の高かった人権上の問題点との比較検討を行う。

これらにより、本施策の問題点等を把握し、その要因を分析・評価する。

## 4. 評価結果等

### (1) 平成21年度に実施した政策（具体的内容）

#### ア 人権啓発の更なる推進

##### (ア) 人権啓発フェスティバルの実施

平成21年度は、岐阜市及び仙台市において、人権啓発フェスティバルを開催した。

人権啓発フェスティバルは、法務省をはじめ、文部科学省、開催自治体及び全国人権擁護委員連合会等の多様な主体が同じ時間、空間を活用して、シンポジウム、人権パネル展、啓発映画上映、物産展、コンサート等を一体的、総合的に行うものである。法務省の人権擁護機関では、主催者の一員として人権啓発フェスティバル実行委員会に参加する等運営に積極的にかかわり、人権に関するパネル、ポスター等の展示のほか、シンポジウム及び人権啓発資料展等を委託により実施した。人権啓発フェスティバルは、明るく楽しい雰囲気の中で、幅広い世代が参加できる形態の総合的な啓発事業であり、参加した多くの地域住民に対して、人権啓発を行った。

過去5か年における人権啓発フェスティバルの実施状況は次のとおりである。

(表1) ○人権啓発フェスティバルの実施状況

開催年度	開催地	会場	開催日時	参加者数
平成17年度	愛知県	愛知芸術文化センター	7/23(土), 24(日)	45,000人
	栃木県	栃木県立宇都宮産業展示館	10/ 1(土), 2(日)	38,000人

平成18年度	大分県	ビーコンプラザ	9/30(土), 10/1(日)	21,000人
	北海道	北海道立道民活動センター	11/ 3(祝), 4(土)	6,000人
平成19年度	福島県	ビッグパレットふくしま	10/ 7(日), 8(祝)	52,000人
	和歌山県	和歌山ビッグホエール	11/17(土), 18(日)	52,500人
平成20年度	東京都	東京都庁周辺	8/23(土), 24(日)	41,000人
	京都府	みやこめッセ	11/ 8(土), 9(日)	48,580人
平成21年度	岐阜県	長良川国際会議場	9/19(土), 20(日)	21,000人
	宮城県	夢メッセみやぎ	10/ 3(土), 4(日)	42,600人

平成21年度の人権啓発フェスティバルにおいて実施したアンケートの結果は次のとおりである。

なお、アンケートはアンケート用紙を来場者に配布し、会場内において回収する方法で実施している。アンケートの内容は、別添1及び2のとおりである。

アンケートの回収数は、岐阜101件、仙台1,214件となっている。

○参加者年齢別

年 齢	岐阜	全体に占める割合	仙台	全体に占める割合	合計	全体に占める割合
20歳未満	1人	1.0%	143人	11.8%	144人	11.0%
20代	4人	4.0%	100人	8.3%	104人	8.0%
30代	25人	24.7%	347人	28.8%	372人	28.4%
40代	16人	15.8%	199人	16.5%	215人	16.4%
50代	24人	23.8%	164人	13.6%	188人	14.4%
60代以上	31人	30.7%	254人	21.0%	285人	21.8%
無回答	0人		7人		7人	
合計	101人	100.0%	1214人	100.0%	1316人	100.0%

○人権啓発フェスティバルを知ったきっかけ（複数回答可）

媒体等の種類	岐阜	全体に占める割合	仙台	全体に占める割合	合計	全体に占める割合
自治体広報紙	54	53.5%	247	20.3%	301	22.9%
学校	4	4.0%	43	3.5%	47	3.6%
新聞	9	8.9%	169	13.9%	178	13.5%
テレビ・ラジオ	4	4.0%	311	25.6%	315	23.9%
ポスター・チラシ	35	34.7%	394	32.5%	429	32.6%
インターネット	3	3.0%	71	5.8%	74	5.6%
知人・家族	8	7.9%	206	17.0%	214	16.3%
その他	11	10.9%	67	5.5%	78	5.9%
回答者数	101		1214		1316	

○人権啓発フェスティバル全体の満足度

回答	岐阜	全体に占める割合	仙台	全体に占める割合	合計	全体に占める割合
大変満足	26	27.4%	345	30.5%	371	30.2%
まあ満足	62	65.2%	728	64.3%	790	64.4%
やや不満足	7	7.4%	52	4.6%	59	4.8%
大変不満足	0	0.0%	7	0.6%	7	0.6%

無回答	6		82		88	
合計	101	100.0%	1214	100.0%	1316	100.0%

○イベントに参加することによる人権問題についての関心・理解の深まり度合い

回答	岐阜	全体に占める割合	仙台	全体に占める割合	合計	全体に占める割合
大変深まった	22	23.9%	253	21.5%	275	21.7%
まあ深まった	64	69.6%	808	68.7%	872	68.8%
あまり深まらなかった	5	5.4%	102	8.7%	107	8.4%
まったく深まらなかった	1	1.1%	13	1.1%	14	1.1%
無回答	9		38		47	
合計	101	100.0%	1214	100.0%	1316	100.0%

アンケートの結果によると、人権啓発フェスティバル全体の満足度について、9割以上の人々が「大変満足」、「まあ満足」と回答していること、人権問題についての関心や理解の深まり度合いについても9割以上の人々が「大変深まった」、「まあ深まった」と回答していることから、所期の目的に対し、十分な効果があったと評価できる。

また、参加者の年齢別の構成について、特に仙台会場においては、20代及び20代未満の参加者の割合が昨年度（それぞれ7.4パーセントと6.8パーセント）と比較して伸びており、より幅広い世代の参加が認められている。

人権啓発フェスティバルを知ったきっかけについては、比較的低コストで実施できる自治体広報紙やポスター・チラシによる広報の効果が大きいですが、20代未満の参加者が多かった仙台会場においては、テレビ・ラジオによる広報も一定の効果を上げており、来年度以降は、費用対効果を考慮に入れつつ、一層効率的な広報策を検討する必要があります。

#### (イ) ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」の実施

平成17年度から、ハンセン病患者等に対する偏見・差別を解消するため、ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」を法務省の人権擁護機関が主体となって開催しており、平成21年度は高松市及び那覇市で開催した。同シンポジウムは、ハンセン病施設を有する都道府県において、小・中・高校生及びその家族、学校関係者を始めとする地域住民に対し、正しくハンセン病を理解してもらうため、「医療関係者、ハンセン病元患者の基調講演と中・高校生によるパネルディスカッション」、「ファミリーコンサート」、「ハンセン病啓発ビデオの上映」の3部構成で行っている。

過去5か年の同シンポジウムの実施状況は次のとおりである。

(表2) ○ハンセン病に関するシンポジウムの実施状況

開催年度	開催地	会場	開催日時	参加者数
平成17年度	東京都	江東区文化センター	8/31(水)	550人
	福岡県	アクロス福岡	8/28(日)	200人
平成18年度	青森県	県民福祉プラザ	7/26(水)	300人
平成19年度	鹿児島県	サンエールかごしま	7/31(火)	400人
平成20年度	岡山県	さん太ホール	7/27(日)	300人
	群馬県	前橋テルサ	8/4(月)	400人
平成21年度	香川県	アルファあなぶきホール	8/22(土)	400人
	沖縄県	パレット市民劇場	8/30(日)	440人



ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」については、毎年アンケートを実施しており、その結果は次のとおりである。

なお、アンケートはアンケート用紙を来場者に配布し、会場内において回収する方法で実施している。アンケートの内容は、別添3及び4のとおりである。

○アンケートの結果

開催年度	平成17年度		平成18年度	平成19年度	平成20年度		平成21年度	
開催地	東京	福岡	青森	鹿児島	岡山	群馬	香川	沖縄
参加者数	550人	200人	300人	400人	300人	400人	400人	440人
アンケート回収数		104	77	153	184	96	228	269
高評価者数※		98	76	133	177	91	206	250
高評価率		94.2%	98.7%	86.9%	96.2%	94.8%	90.4%	92.9%

※ 「高評価者数」とは、平成20年度以前は「シンポジウムがハンセン病やハンセン病に関する差別などを知ることに役立ったか」との問いに対して、「とても役に立った」、「役に立った」と回答した者の総数を示す。平成21年度については、「ハンセン病についての関心や理解は深まりましたか」との問いに対して、「大変深まった」、「まあ深まった」と回答した者の総数を示す。

平成21年度においては、アンケート回収数が増加しており、データの信頼性が向上している中、高評価率が高松、那覇両会場とも90パーセントを超えており、ハンセン病患者等に対する偏見・差別を解消するという所期の目的に対して十分な効果があったと評価できる。

(ウ) 全国中学生人権作文コンテストの実施

平成21年度は第29回全国中学生人権作文コンテストを実施した。全国中学生人権作文コンテストは、次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として、昭和56年度から実施している。

実施に当たっては、毎回特にテーマを定めることなく、中学生が日常の生活等を通じて人権の重要性や必要性について考えたことなどについての作文を広く募集している。

第29回全国中学生人権作文コンテストにおける応募作品をテーマ別に見ると、「いじめ」に関するものが27.3% (241,383編)、「障害のある人」に関するものが10.6% (93,570編)、差別問題一般に関するものが8.2% (72,627編)となっている。中学生にとって「いじめ」が極めて身近で重大な人権問題として認識され、今なお深刻な状況にあることがうかがえる。

応募作品については、各地の法務局・地方法務局やその支局において、担当職員や人権擁護委員等が中心となって審査し、優秀な作品については、地区大会から県大会、中央大会（全国大会）へと推薦される。中央大会における審査の結果、優秀な作品については、内閣総理大臣賞や法務大臣賞等が授与されるほか、法務省において発行する入賞作文集に掲載される（法務省ホームページにも掲載、<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken111.html>）。

過去5か年における全国中学生人権作文コンテストの実施状況は次のとおりである。

(表3) ○全国中学生人権作文コンテストの実施状況

実施年度	応募者数	全中学生数	参加割合	応募校数	全中学校数	参加割合
平成17年度	773,178人	3,649,069人	21.2%	6,149	12,037	51.1%
平成18年度	799,103人	3,625,149人	22.0%	6,450	11,998	53.8%

平成19年度	841,558人	3,639,426人	23.1%	7,235	11,968	60.5%
平成20年度	866,269人	3,704,740人	23.4%	6,593	11,941	55.2%
平成21年度	883,746人	3,717,354人	23.8%	6,624	11,894	55.7%

全国中学生人権作文コンテストについては、応募者数が過去最高の883,746人、応募校数が6,624校となった。同作文コンテストについては、アンケート等は実施していないが、作文を書くことそのものが、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めることができる活動と考えられる。同作文コンテストの募集は、通常、夏休みの宿題等の一環として、中学1～3年のうちの特定の学年で実施される場合が多く、各中学生が3年間のうちに作文に応募する割合は全中学生の3分の1を母数と考えることができる。

したがって、各年度における応募者数が全中学生の2割を超える場合、中学3年間のいずれかの学年で作文に応募する生徒の割合は、単純計算で6割以上となり、全中学生の半数以上が作文を書き、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めたと考えられることから、十分な効果があったと評価できる。

(エ) 人権週間に合わせた各種啓発活動の実施

平成21年度は、世界人権宣言が採択された12月10日を最終日とする「人権週間」に合わせて、各地の法務局・地方法務局や人権啓発活動ネットワーク協議会\*が中心となり、様々な啓発活動を総合的・一体的に実施した。当該啓発活動のうち、主なものの実施状況は、次のとおりである。

(表4) ○人権週間中の主な啓発活動の実施状況

開催年度	啓発活動の種類	実施数	参加者数	参加者数 (平均)	マスメディアによる報道回数	アンケート実施数
平成21年度	街頭啓発型	22	—	—	33	2
	講演会・シンポジウム型	21	5,643人	269人	24	11
	ミニフェスティバル型	25	47,514人	1,901人	35	15
	パネル等展示型	8	—	—	2	2
	人権作文表彰式	8	1,847人	231人	10	1
	その他	10	19,281人	1,922人	14	0
	合計	95	74,285人	—	118	31

(参考：昨年度実施状況)

開催年度	啓発活動の種類	実施数	参加者数	参加者数 (平均)	マスメディアによる報道回数	アンケート実施数
平成20年度	街頭啓発型	23	—	—	48	0
	講演会・シンポジウム型	14	4,644人	332人	16	3
	ミニフェスティバル型	28	72,925人	2,604人	39	12
	パネル等展示型	13	—	—	9	2
	人権作文表彰式	10	2,464人	246人	15	0
	その他	11	2,189人	199人	10	1
	合計	99	82,222人	—	137	19

平成21年度の人権週間に合わせた各種啓発活動において、アンケートを実施したもののうち、質問項目の共通するものを集計した結果は、次のとおりである。

なお、アンケートはアンケート用紙を講演会等の来場者に配布し会場内において回収する方法で実施している。アンケートの内容は、別添5ないし18のとおりである。

○参加者年齢別

	講演会・シン ポジウム型	参加率	ミニフェステ ィバル型	参加率	合計	参加率
20歳未満	14人	1.3%	38人	3.2%	52人	2.3%
20代	41人	3.7%	40人	3.3%	81人	3.5%
30代	67人	6.1%	111人	9.3%	178人	7.7%
40代	127人	11.6%	195人	16.2%	322人	14.0%
50代	224人	20.4%	268人	22.3%	492人	21.4%
60代以上	625人	56.9%	549人	45.7%	1174人	51.1%
無回答	9人		7人		16人	
合計	1107人	100.0%	1208人	100.0%	2315人	100.0%

※ 講演会・シンポジウム型活動のうち1つは平日に実施

○参加した啓発活動について、高い評価を与えた者の割合

啓発活動の種類(実 施アンケート数)	講演会・シン ポジウム型(6)	ミニフェステ ィバル型(7)	パネル等 展示型(1)
アンケート回収数	1,107人	2,275人	100人
高評価者数	975人	2,073人	88人
高評価率	88.1%	91.1%	88.0%

※ 「高評価者数」とは、各アンケートにおいて、イベント全体の評価として「大変良い」、「良い」等普通を上回る評価を回答した者の総数を示す。

また、街頭啓発型の啓発活動において、配布した啓発用物品の種類及び個数を集計した結果は、次のとおりである。

○街頭啓発型の啓発活動において配布した啓発物品数

年 度	配布した啓発物品の種類	配布数合計	平均配布数
平成21年度	87種類	103,280	4,695

講演会・シンポジウム型、ミニフェスティバル型、パネル等展示型のいずれも参加者から高い評価を得ており、所期の目的に対して十分な効果があったと評価できる。

ただ、講演会・シンポジウム型、ミニフェスティバル型の啓発活動については、平日に実施されたものがあることを考慮しても、20代、30代といった若年層の参加者が少ないため、今後は、20代、30代の参加者数を増加させる方策、若しくは、20代、30代を主なターゲットとした他の事業の実施による補完等を検討する必要がある。

また、街頭啓発型の啓発活動については、人の集まる繁華街等で行うことにより、幅広い世代の多くの地域住民に人権について考えてもらう機会を提供することが可能であり、かつ、他の啓発活動と比べコストパフォーマンスに優れている。当該活動については、参加者数の把握や参加者に対するアンケート等を行うことが困難であるため、その効果を検証することは難しいが、平成21年度は、主に卓上カレンダー等手元に長く残る工夫をした啓発物品を10万以上配布し、人権尊重の理念や相談電話番号の周知を図っており、一定程度の効果があったと評価できる。

なお、講演会やミニフェスティバルと同時に開催された中学生人権作文コンテストの表彰式については、ここで受賞作品の朗読が行われるなどして、参加者から好評を得た。

イ 人権相談・調査救済体制の整備

(ア) 専用相談電話「子どもの人権110番」及び「女性の人権ホットライン」の活用

- ① 全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関する専用相談回線「子どもの人権110番」について、ポスター、リーフレット、子どもの人権SOSミニレター、地方自治体の広報誌、新聞等で周知を図った。

また、平成21年6月28日から同年7月4日までの7日間を全国一斉「子どもの人権110番」強化週間とし、平日の相談時間を拡大するとともに、土曜日・日曜日も開設し、子どもや保護者等からの相談に応じた。

○「子どもの人権110番」における相談件数

	暴行・虐待	いじめ	体罰等	その他	合計
平成21年	688	3,345	2,329	16,485	22,847
平成20年	722	3,517	2,467	14,647	21,353
平成19年	690	4,728	2,915	14,587	22,920
平成18年	359	2,582	1,905	8,039	12,885
平成17年	344	1,175	1,175	6,433	9,127

- ② 全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談回線「女性の人権ホットライン」について、ポスター、リーフレット、地方自治体の広報誌、新聞等で周知を図った。

また、平成21年11月15日から21日までの7日間を、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間とし、平日の相談時間を拡大するとともに、土曜日・日曜日も開設し、様々な人権問題に悩む女性からの相談に応じた。

○「女性の人権ホットライン」における相談件数

	暴行・虐待	強制・強要	セクハラ	ストーカー	その他	合計
平成21年	2,369	2,195	446	291	18,125	23,426
平成20年	2,657	2,271	447	379	18,243	23,997
平成19年	2,447	2,004	545	281	17,292	22,569
平成18年	2,241	2,404	707	257	19,676	25,285
平成17年	2,285	2,758	705	286	18,287	24,321

強制・強要はセクハラ、ストーカーを除く。

- (イ) 手紙による人権相談「子どもの人権SOSミニレター（便せん兼封筒）」の全国の小・中学生への配布

身近な人にも相談できずにいる子どもたちの「いじめ」などに関する悩みごとを認知するため、返信用封筒と便せんを一体化した「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小学校及び中学校の児童・生徒全員を対象に配布した。

- (ウ) 社会福祉施設等における特設相談所の開設等

高齢者施設・知的障害者更生施設等の社会福祉施設や精神病院に出向いて特設人権相談所を開設し、普段法務局・地方法務局で人権相談を受ける機会の少ない施設入所者をはじめとする関係者に対して、人権相談の機会を提供した。

また、平成21年9月6日から同月12日までの7日間を全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間とし、平日の相談時間を拡大するとともに、土曜日・日曜日も開設し、高齢者や障害者からの相談に応じた。

○社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数

	開設件数
平成21年	695
平成20年	708
平成19年	539
平成18年(6月から12月のみ)	287

(エ) インターネットが普及している現状を踏まえ、人権擁護機関の窓口を国民にとって利用しやすいものとするため実施しているインターネットによる人権相談について、ポスター、リーフレット、子どもの人権SOSミニレター、新聞等で周知を図った。

○インターネットによる人権相談

	相談件数
平成21年	4,039
平成20年	2,124
平成19年(2月から12月のみ)	913

(オ) 上記(ア)から(エ)の施策等により、特に、子ども、高齢者、障害のある人及び女性などに関する人権問題について人権侵害等の状況の内容の把握に努め、その結果、人権侵害が認められる場合は、迅速的確に救済措置を講じた。

また、法務省の人権擁護機関がインターネット上の人権侵害情報の削除依頼等を受けた場合は、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」に基づき、これを積極的に活用し、削除要請を行うよう努めた。

○女性に対する人権侵犯事件の対応件数

	暴行・虐待	差別待遇	強制・強要	セクハラ	ストーカー	合計
平成21年	3,087	48	1,616	365	219	5,335
平成20年	3,149	67	1,759	412	280	5,667
平成19年	3,147	49	1,791	486	249	5,722
平成18年	3,381	76	2,359	646	219	6,681
平成17年	3,353	71	3,076	598	282	7,380

強制・強要はセクハラ、ストーカーを除く。

○子どもに対する人権侵犯事件の対応件数

	暴行・虐待	強制・強要	児童買春	いじめ・体罰	合計
平成21年	740	161	1	2,704	3,606
平成20年	627	216	1	2,802	3,646
平成19年	593	179	0	3,137	3,909
平成18年	532	178	0	1,547	2,257
平成17年	486	164	3	1,486	2,139

○高齢者に対する人権侵犯事件の対応件数

	暴行・虐待	社会福祉施設における侵犯	差別待遇	強制・強要	合計
平成21年	479	49	62	307	897
平成20年	471	39	82	288	880
平成19年	441	39	77	299	856
平成18年	476	30	57	385	948
平成17年	461	19	82	534	1,096

○障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数

	暴行・虐待	社会福祉施設における侵犯	差別待遇	強制・強要	合計
平成21年	58	57	227	31	373
平成20年	65	19	190	15	289
平成19年	54	34	229	14	331
平成18年	52	41	226	24	343

平成17年	35	43	240	18	336
-------	----	----	-----	----	-----

○インターネット上における人権侵犯事件の対応件数

	取扱件数
平成21年	758
平成20年	534
平成19年	410
平成18年	279
平成17年	289

(注) 人権侵犯事件の件数は、前年からの継続件数、救済手続を開始した時点をとらえて集計する「救済手続開始件数」と、終局的な対応を行った時点をとらえて集計する「対応件数」で把握している。

本施策の達成度を分析するためには「対応件数」によることが妥当であるため、「対応件数」に基づき、施策の実施状況を分析したものである。

(カ) 所期の事業効果の発現状況

① 平成21年中に処理した人権侵犯事件数は21,309件である。このうち、公務員・教育職員等による人権侵犯事件数は3,547件、私人間の人権侵犯の事件数は17,762件である。

処理区分別にみると、「援助」<sup>(注1)</sup>が19,833件（全処理件数の93.1パーセント）で最も多く、次いで「要請」<sup>(注2)</sup>が183件（0.9パーセント）、「説示」<sup>(注3)</sup>が141件（0.7パーセント）、「調整」<sup>(注4)</sup>が109件（0.5パーセント）、となっている。

また、特に重大・悪質な事案に関して、文書をもって是正を求める「勧告」をした事件が1件となっている。

このほか、「措置猶予」<sup>(注5)</sup>が27件（0.1パーセント）、「侵犯事実不存在」が314件（1.5パーセント）、「侵犯事実不明確」が539件（2.5パーセント）となっている。

なお、上記の措置に併せて、事案に応じて「啓発」<sup>(注6)</sup>を行ったものが207件（1.0パーセント）ある。

(注1)「援助」とは、法律上の助言を行ったり、関係行政機関や関係ある公私の団体を紹介すること。

(注2)「要請」とは、被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対し必要な措置を執るよう求めること。

(注3)「説示」とは、相手方の反省を促し善処を求めるため事理を説き示すこと。

(注4)「調整」とは、被害者と相手方との話し合いを仲介すること。

(注5)「措置猶予」とは、事案の軽重や反省の程度、懲戒の有無等を考慮して措置を講じないこと。

(注6)「啓発」とは、事件の関係者や地域社会において、事案に応じた啓発を行うこと。

② 具体的事例

**事例1 夫による妻に対する暴力事案**

妻から被害の申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、夫から日常的に暴言を吐かれ、身体を足蹴りされるなどの暴行を受けているというもの。

緊急の対応が必要であるとの判断から、被害者の一時保護を念頭に「配偶者暴力相談支援センター」への通報をしたところ、被害者は、速やかに一時保護されるに至った。その後、被害者は、自宅に帰宅することを希望し、その前提として相手方夫に対し、暴力をやめるよう啓発してほしい旨を希望した。そこで、被害者と相手方夫の関係の調整を試みたところ、相手方夫は、暴力行為を認め、その

不当性を十分に認識し、深く反省している態度を示し、被害者もこれを了解した。その後、被害者に現況を尋ねたところ、相手方夫からの暴力は一切なくなったことが確認された。(措置：「調整」「啓発」)

#### **事例2 息子による高齢の母親に対する虐待事案**

市の地域包括支援センターから通報があり、調査を開始した事案である。通報内容は、認知症が進行した高齢の被害者が、唯一の収入源である年金が入金される通帳等を息子に管理されている上、息子は、被害者に十分な栄養のある食事も与えず、また、被害者の介護保険利用料や光熱水料なども滞納するなどの経済的虐待を行っているというもの。

被害者への対応について、市の担当者及び医療ソーシャルワーカーとの話合いを行った結果、被害者を介護老人保健施設へ入所させることが望ましいとの結論に達した。そこで、息子に対し、粘り強く要望した結果、息子は、滞納していた被害者の介護保険料及び光熱水料を精算し、被害者を介護老人保健施設に入所させるとともに、同施設の費用についても、被害者の年金で不足する分については、自らが支払う旨を約束するに至った。(措置：「援助」)

#### **事例3 同居の親族による女子生徒に対する虐待事案**

子どもの人権SOSミニレターが送付され、調査を開始した事案である。内容は、同居する叔父から性的虐待を受けているというもの。

被害者(中学生)の安全を第一に考え、速やかに学校に対して情報提供を行い、今後の対応については、学校、教育委員会、児童相談所及び法務局をメンバーとするサポート委員会を立ち上げて検討した上、児童相談所とともに被害者との面談を行ったところ、被害者は、相手方から離れたい旨を希望したことから、速やかに児童相談所に保護されるに至った。(措置：「援助」)

#### **事例4 女子児童に対する落書きによる名誉侵害事案**

女子児童の母親から被害の申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、近所の民家の塀に女子児童を名指しした上で「死ね」「ウザイ」「消えろ」等の落書きがされており、学校に相談をしたが、当該塀が民家の所有物であり、落書きを消してもらえないというもの。

調査の結果、申告に係る落書き以外に新たな落書きがされていたため、民家の管理者に対して、落書きの事実を伝え、その消去を含め速やかな対応を依頼したところ、落書きが消去されるに至った。また、学校に対しては、いじめ及び落書きについて全児童への指導を依頼したところ、女子児童に対する同級生の対応も改善されたとして、母親から謝意が述べられるに至った。(措置：「援助」)

#### **事例5 インターネット掲示板におけるプライバシー侵害事案**

被害者から被害の申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、インターネット上の掲示板に、何者かが被害者本人を名乗った上で、実名やメールアドレスのみならず、被害者の私生活に係る不実の内容を掲載しており、その書き込みを見た交際相手の両親から結婚を反対されたというもの。

調査の結果、当該書き込みは、被害者のプライバシーを著しく侵害するものと認められたことから、当該掲示板を開設しているプロバイダに対して当該情報の削除を要請した。なお、プロバイダへの削除要請は「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」(プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会作成)に定められた方式に則って行ったところ、対象情報は速やかに削除された。(措置：「要請」)

#### **事例6 いじめに起因する不登校事案**

女子児童の母親から被害の申告があり、調査を開始した事案である。申告内容は、女子児童が同級生から無視されるなどのいじめを受けたことにより不登校状態となったが、学校はいじめ解消のための適切な措置を講じていないというもの。

調査の過程で、母親と学校との間で意思の疎通がうまく図られていないために、母親が学校に対して強い不信感を抱いていることが認められた。そこで、学校と母親の話し合う場を設けて信頼関係の回復を試みたところ、母親は学校側のいじめへの対応に理解を示し、双方間で良好な関係が構築され、女子児童の不登校状態が解消されるに至った。(措置：「調整」)

#### 事例7 民間の無認可介護施設における入所者に対する不当な身体拘束事案

県からの情報提供により、調査を開始した事案である。内容は、介護施設において、入所者に対する不当な身体拘束が行われている疑いがあるというもの。

調査の結果、同施設において、①一定期間1人又は2人の従業員に入所者らの介護や調理、清掃等施設における日常業務の全部を行わせたため、入所者を約4か月の間、外部から動静を確認できない部屋に閉じ込め、室外から施錠したこと、②月に数回シャワーを浴びる際のほか部屋から出さなかったこと、③施設外に徘徊したり、異物を口に入れたりする入所者を外部から動静を確認できない部屋に入れて閉じ込めたこと、④常時又は断続的に、両手を綿布でベッド柵に縛り付ける身体拘束があったことなどの事実が認められた。

そこで、同施設を運営する法人に対して、入所者の人権に配慮した業務遂行を行うよう従業員に対する指導・監督を徹底し、同種事案の再発防止に努められた旨勧告した。(措置：「勧告」)

### (2) 必要性

#### ア 国民や社会のニーズ

厚生労働省の平成20年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)によれば、平成20年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち「児童虐待相談の対応件数」は42,664件で、前年度の40,639件から2,025件(前年度比5.0パーセント)増加している。

また、同省の平成20年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果によれば、養介護施設従事者等による高齢者虐待について、平成20年度に相談・通報のあった件数は、451件であり、前年度より72件(前年度比19.0パーセント)増加し、養護者による高齢者虐待については、平成20年度に相談・通報のあった件数は、21,692件であり、前年度より1,721件(前年度比8.6パーセント)増加している。

さらに、内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査(平成19年6月調査)」(URL:<http://www8.cao.go.jp/survey/h19/h19-jinken/index.html>)において、今後、国は人権課題の解決に向けて、どのようなことに力を入れていけばよいと思うか聞いたところ(複数回答可)、①「学校内外の人権教育を充実する」(55.4パーセント)、②「国や地方自治体、民間団体等の関係機関が連携を図り、一体的な教育・啓発広報活動を推進する」(46.4パーセント)、③「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する」(46.0パーセント)を挙げた者の割合が高いこと、また、日本における人権課題について、関心があるものはどれか聞いたところ、「障害者」を挙げた者の割合が44.1パーセントと最も高く、以下、「高齢者」(40.5パーセント)、「子ども」(35.0パーセント)、「インターネットによる人権侵害」(32.7パーセント)、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」(31.5パーセント)、「女性」(25.0パーセント)などの順となっており、前回調査(平成15年2月調査)(URL:<http://www8.cao.go.jp/survey/h14/h14-jinken/index.html>)に比べると、「高齢者」(35.2パーセント→40.5パーセント)、「子ども」(30.8パーセント→35.0パーセント)、「インターネットによる人権侵害」(27.7パーセント→32.7パーセント)を挙げた者の割合が増加している。

以上の調査結果から、「子ども」、「高齢者」、「障害のある人」及び「女性」に関する人権問題や「インターネットによる人権侵害」について、国民や社会のニーズが高いことを示しており、引き続き人権侵害被害者の実効的な救済・支援のための取組を強化することが重要と考えられる。



## イ 国が行う必要性

人権の擁護に関する事務は、日本国憲法の下で、すべての国民に享有が保障されている基本的人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現することを使命とする。したがって、全国的な処理の統一や行政としての中立公正が強く要請されていることから、引き続き国が行う必要がある。

また、人権侵害を未然に防止するためには、すべての国民が人権尊重の理念を等しく理解しなければならない。そのためには、地方自治体の規模や財政状況等にかかわらず、国の関与により、全国的に一定の水準を確保した形で啓発活動を行う必要がある。

## ウ 現時点で優先して行う緊急性

児童、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者やパートナーからの暴力、自殺にいたるような深刻な「いじめ」等の人権侵害が跡を絶たない。また、最近では、インターネットを利用した人権侵害も増加しており、これらの人権問題は大きな社会問題となっている。このような状況を踏まえると、「子ども」、「高齢者」、「障害のある人」及び「女性」に関する人権問題や「インターネットによる人権侵害」に対し、緊急に施策を講じる必要がある。

また、内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査（平成19年6月調査）」（URL:<http://www8.cao.go.jp/survey/h19/h19-jinken/index.html>）によれば、日本で人権が侵害されるようなことが次第に「多くなってきた」と答えた者の割合が42パーセントと過去最高となっており、早急に人権尊重理念の普及を図り、人権侵害を防止する必要がある。

### (3) 効率性（効果とコスト）

人権啓発の推進については、人権啓発フェスティバルにおけるシンポジウム等を民間に委託している。また、各種啓発活動については、各地域の人権啓発活動ネットワーク協議会が主体となって実施している。各種啓発活動のアンケート調査結果において、高評価を得ていること、マスメディアによる報道回数が啓発活動の実施回数を上回っていることから、限られた行政資源で十分な効果を上げることができたと考えられる。

人権相談・調査救済体制の整備については、平成21年においては、上記（1）イ（ア）から（エ）の施策等により257,275件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案21,309件については人権侵犯事件として対応したことから、実効的な被害者救済に役立つものとして、効果的であったと評価することができる。

特に、

- ① 「インターネットによる相談」の件数（4,039件：対前年比190.2パーセント）、  
「インターネット上における人権侵犯事件」の対応件数（758件：対前年比141.9パーセント）が大幅に増加したこと
- ② 「障害のある人に対する人権侵犯事件」の対応件数（373件：対前年比129.1パーセント）が大幅に増加したこと
- ③ 「子どもの人権110番」における相談件数（22,847件）及び「女性の人権ホットライン」の相談件数（23,426件）が高水準を維持していること

を考慮すると、従前とほぼ同様の人員・予算規模の下で、上記のような効果を上げられたことは、効率的な運用であったと評価することができる。

### (4) 有効性

#### ア 手段の妥当性

すべての国民に対して人権尊重理念の普及を図っていくためには、普段、人権問題等に関心の低い国民に対して、人権問題について考えてもらう機会を提供することが重要である。人権啓発フェスティバルや人権週間中のミニフェスティバル、街頭啓発等のイベントの要素を取り入れた啓発活動は、明るく楽しい雰囲気の中で、自然な形で人権問題に興味を持ってもらう場を提供することが可能である。各種啓発活動のア

ンケート調査結果を見ても、このような活動は、人権尊重理念普及の第一歩として有効な手段と評価できる。さらに、ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」等の講演会・シンポジウムや全国中学生人権作文コンテスト、人権週間中のパネル展示等の啓発活動については、人権問題について、より深い理解を促すものであり、最終的に人権尊重理念の普及を図っていくためには、有効な手段と評価できる。

なお、これらの啓発活動については、人権啓発活動ネットワーク協議会を利用し、地方公共団体、人権擁護委員組織体及びその他の人権啓発の実施主体と連携・協力の上、地域の実情に即した形で実施している。

また、人権相談体制を充実・強化させることは、誰にも相談することができず悩みを抱えている方に問題を解決する機会を提供することに直結しており、人権侵犯事件に対して適正かつ迅速に調査・対応をすることは、被害者を救済し、その被害の拡大を防止する上で、直接的に作用している。

以上のことから、人権相談体制等の充実・強化は、人権が尊重される社会の実現のために、妥当な手段であると評価できる。

#### イ 所期の事業効果の発現状況

人権啓発活動については、平成21年度において、多数の国民が参加し、また、各種啓発活動のアンケート調査結果において、高評価を得ている。これらのことから、本活動については、おおむね所期の事業効果があったものと評価できる。

### 5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

上記のとおり、人権啓発の更なる推進及び人権相談・調査救済体制の整備については、必要性、効率性及び有効性が認められ、引き続き、これらの施策を推進していく必要がある。

なお、4（1）ア（エ）で述べたように、講演会・シンポジウム型及びミニフェスティバル型の啓発活動においては、参加者の年齢層に偏りがみられるため、全体の参加者数の増加を目指すとともに、20代、30代といった若年層の参加者数を増加させる方策、若しくは、20代、30代を主なターゲットとした他の事業を実施するなど、幅広い世代に人権尊重の理念が行きわたるための方策を検討する必要がある。

また、昨年、内閣府行政刷新会議において、政府の広報・イベント経費は、費用対効果の徹底的な検証をする方向で取り組むよう指摘されており、イベント的要素を取り入れた啓発活動について、その効果を検証し、実施方法等の見直しについて検討する必要がある。

### 6. 政策評価懇談会の知見の活用

#### （1）実施時期

平成22年7月9日

#### （2）実施方法

会議

#### （3）意見及び反映内容の概要

##### ア〔意見〕

全国中学生人権作文コンテストについて、どういったテーマで行ったのか、その採点の基準、88万人の作文をどのように審査したのか記載する必要があるのではないか。

〔反映内容〕

応募作品のテーマの分析や審査方法等について記載した。

##### イ〔意見〕

人権啓発フェスティバルのアンケート用紙を評価書に添付するべきではないか。

〔反映内容〕

アンケート2種類を別添に追加した。

##### ウ〔意見〕

法務省における人権相談と同様の機能を果たしている機関と法務省との関係、相違点、法務省が行っている意味等を把握しないことには、真に評価することはできないのではないかと。

〔反映内容〕

他の相談制度等の調査や比較検討を通じて、今後の評価書等の作成に当たっては、法務省の人権擁護機関が人権相談を行うことの意義が把握できるような記載に努めることとする。

エ〔意見〕

人権という、内容が最も問題となることについて、数値のみの評価となっており、作文の内容等について、全く触れておらず、人権啓発の意識が読み取れないため、表現等を変更するべきである。

〔反映内容〕

今後、実施計画や評価書等を作成する際には、指標とした数値のみを示すのではなく、作文の内容についても記載するなど表現を工夫することとする。

オ〔意見〕

人権啓発フェスティバルの参加人数に対して、アンケートの回収数がかなり少ない。効果を測る上で、回収数を上げる工夫が必要ではないかと。

〔反映内容〕

実施主体である地方自治体とも協力し、回収箱を置くだけでなく、回収要員を配置する、会場出口での聞き取り調査を行うなどの工夫を凝らし、回収数の増加に取り組むこととする。

## 7. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第4条
  - 子ども安全・安心加速化プラン（平成18年6月20日犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承）
- Ⅲ－1－（2） 困難を抱えた子どもの相談活動の充実

## 8. 備考

### （1）評価の過程で使用したデータや文献等

- ・ 「平成17年度～21年度人権啓発フェスティバル報告書」  
作成者：人権擁護局人権啓発課 作成時期：平成18年～平成22年3月  
対象期間：平成17年4月1日～平成22年3月31日  
所 在：人権擁護局人権啓発課
- ・ 「ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」結果報告」  
作成者：人権擁護局啓発課 作成時期：平成17年～平成21年10月  
対象期間：平成17年4月1日～平成22年3月31日  
所 在：人権擁護局人権啓発課
- ・ 「第25～29回全国中学生人権作文コンテスト中央大会の表彰等について」  
作成者：人権擁護局人権啓発課 作成時期：平成17年～平成21年11月  
対象期間：平成17年4月1日～平成22年3月31日  
所 在：人権擁護局人権啓発課
- ・ 「第61回人権週間」における啓発活動の実施結果」  
作成者：人権擁護局人権啓発課 作成時期：平成22年5月  
対象期間：平成21年4月1日～平成22年3月31日  
所 在：人権擁護局人権啓発課
- ・ 「子どもの人権110番における相談件数に関する調査」

作成者：人権擁護局調査救済課 作成時期：平成22年3月  
対象期間：平成17年1月1日～平成21年12月31日  
所 在：人権擁護局調査救済課

- ・ 「女性の人権ホットラインにおける相談件数に関する調査」  
作成者：人権擁護局調査救済課 作成時期：平成22年3月  
対象期間：平成17年1月1日～平成21年12月31日  
所 在：人権擁護局調査救済課
- ・ 「社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数に関する調査」  
作成者：人権擁護局調査救済課 作成時期：平成22年3月  
対象期間：平成18年4月1日～平成21年12月31日  
所 在：人権擁護局調査救済課
- ・ 「インターネットによる人権相談に関する調査」  
作成者：人権擁護局調査救済課 作成時期：平成22年3月  
対象期間：平成19年2月22日～平成21年12月31日  
所 在：人権擁護局調査救済課
- ・ 「女性に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」  
作成者：人権擁護局調査救済課 作成時期：平成22年3月  
対象期間：平成17年1月1日～平成21年12月31日  
所 在：人権擁護局調査救済課
- ・ 「子どもに対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」  
作成者：人権擁護局調査救済課 作成時期：平成22年3月  
対象期間：平成17年1月1日～平成21年12月31日  
所 在：人権擁護局調査救済課
- ・ 「高齢者に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」  
作成者：人権擁護局調査救済課 作成時期：平成22年3月  
対象期間：平成17年1月1日～平成21年12月31日  
所 在：人権擁護局調査救済課
- ・ 「障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」  
作成者：人権擁護局調査救済課 作成時期：平成22年3月  
対象期間：平成17年1月1日～平成21年12月31日  
所 在：人権擁護局調査救済課
- ・ 「インターネット上における人権侵犯事件の対応件数に関する調査」  
作成者：人権擁護局調査救済課 作成時期：平成22年3月  
対象期間：平成17年1月1日～平成21年12月31日  
所 在：人権擁護局調査救済課

## (2) 評価の過程で使用したアンケート調査等

- ・ アンケート調査結果は、人権擁護局人権啓発課において保管している。

---

※「人権啓発活動ネットワーク協議会」

国，地方公共団体，人権擁護委員組織体及びその他の人権啓発の実施主体が，それぞれの役割に応じて相互に連携協力することにより，人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的として，都道府県50箇所，都道府県の一定地域193箇所に設置されている。事務局は法務局・地方法務局及びその支局で，平成10年度から19年度にかけて順次整備された。



## 来場者アンケート

本日は、ご来場いただきましてありがとうございました。

今後の人権啓発事業の参考にさせていただきたいと思っておりますので、以下のアンケートにご協力願います。

※あてはまる番号に○をお付け下さい。

1. 年齢： ①20歳未満 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60歳以上
  2. 職業： ①学生（小学生、中学生、高校生を含む） ②会社員 ③公務員 ④自営業  
⑤その他（ ）
  3. 住所： 県内（市町村名 ） 県外（都道府県名 ， ）
- 
4. 今回のイベントを何で知りましたか？（複数回答可）  
①県広報（広報紙、ホームページ） ②市町村広報 ③学校 ④新聞  
⑤ラジオ ⑥ポスター・チラシ ⑦インターネット ⑧知人・家族  
⑨その他（ ）
  5. 今回のイベントについて  
(1) イベントは全体として満足のいくものでしたか？  
①大変満足 ②まあ満足 ③やや不満足 ④大変不満足  
(2) 特に良かったイベントを、教えてください。（複数回答可）  
( )
  6. 今回のイベント以前に、人権問題についてどのくらい関心や理解がありましたか？  
①まったくなかった ②少しはあった ③おおいにあった
  7. イベントに参加して、人権問題についての関心や理解は深まりましたか？  
①大変深まった ②まあ深まった ③あまり深まらなかった  
④まったく深まらなかった
  8. イベントに参加して、何か行動しようと思いましたか？  
①人権問題に関心を持ち、偏見を持ったり、差別をしないようにしたい  
②人権問題について、もっと知識を深めたり、勉強したりする機会をもちたい  
③今回のイベントの内容を、友だちや家族に説明し、話し合いたい  
④ほかの人権に関するイベントにも、機会があれば参加したい  
⑤その他（ ）
  9. 今回のイベントなど、国や県が、広く人権啓発事業を行っていることは知っていましたか？  
①知っていた ②知らなかった
  10. 人権啓発イメージキャラクターについて  
(1) 人KENまもる君と人KENあゆみちゃんを知っていましたか？  
①知っていた ②知らなかった  
(2) キャラクターに対し、どのような感想をお持ちですか？（複数回答可）  
①人権啓発のキャラクターとしてふさわしい。  
② " 親しみが持てる  
③ " ふさわしくない  
④ " 親しみが持てない  
⑤その他（ ）
  11. 今回のイベントについてのご意見や今後開催してほしいテーマなど、ご自由にお書き下さい

ご協力ありがとうございました。 お帰りの際に回収箱（1F 総合案内所）へお入れ下さい。

## ヒューマンフェスタせんだい・みやぎ2009 / 来場者アンケート

本日は、ご来場いただきましてありがとうございます。  
 今後の人権啓発事業の参考にさせていただくため、皆様のご意見をお聞かせ下さい。

(※あてはまるものに○を記入してください。)

1. 年齢： ① 20歳未満 ② 20代 ③ 30代 ④ 40代 ⑤ 50代  
 ⑥ 60歳以上
2. 職業： ① 学生（小学生、中学生、高校生を含む） ② 会社員 ③ 公務員  
 ④ 自営業 ⑤ その他（ ）
3. 住所： 宮城県内（ ） 市町村） 県外（ ） 都道府県）

4. 今回のイベントを何で知りましたか？（複数回答可）

- ① 県広報（広報紙、ホームページ） ② 市町村広報 ③ 学校 ④ 新聞  
 ⑤ テレビ ⑥ ラジオ ⑦ ポスター・チラシ ⑧ インターネット  
 ⑨ 知人・家族 ⑩ その他（ ）

5. 今回のイベントについて

(1) イベントは全体として満足の内いくものでしたか？

- ① 大変満足 ② まあ満足 ③ やや不満足 ④ 大変不満足

(2) 特に良かったイベントに○を記入して下さい。（複数回答可）

オープニングセレモニー	庄司恵子人権トーク&民謡ショー
水木一郎コンサート	とっておきの音楽祭
それいけ！アンパンマンショー	ステージ発表（郷土芸能）
松居一代講演会	ステージ発表（ブラスバンド）
ラジオ3公開録音	ステージ発表（民族芸能）
映画「おくりびと」	木村弓コンサート
法務なんでも相談	グランドフィナーレ
人権啓発シンポジウム 「人権の視点からハンセン病を考える」	講演会 「エイズ患者として生きるということ」
人権学習会 「電話から見える子どもの姿」	その他 ( )

6. 今回のイベント以前に、人権問題についてどのくらい関心や理解がありましたか？

- ① まったくなかった ② 少しはあった ③ おおいにあった

7. イベントに参加して、人権問題についての関心や理解は深まりましたか？

- ① 大変深まった ② まあ深まった ③ あまり深まらなかった

- ④ まったく深まらなかった

【裏面も記入願います。】

8. イベントに参加して、何か行動しようと思いましたが？

- ①人権問題に関心を持ち、偏見を持ったり、差別をしないようにしたい
- ②人権問題について、もっと知識を深めたり、勉強したりする機会をもちたい
- ③今回のイベントの内容を、友だちや家族に説明し、話し合いたい
- ④ほかの人権に関するイベントにも、機会があれば参加したい
- ⑤その他 ( )

9. 今回のイベントなどのように、国や県が、広く人権啓発事業を行っていることは知っていましたか？

- ①知っていた
- ②知らなかった

10. 人権啓発イメージキャラクターについて

(1) 人KENまもる君と人KENあゆみちゃんを知っていましたか？

- ①知っていた
- ②知らなかった

(2) キャラクターに対し、どのような感想をお持ちですか？ (複数回答可)

- ①人権啓発のキャラクターとしてふさわしい。
- ② " 親しみが持てる
- ③ " ふさわしくない
- ④ " 親しみが持てない
- ⑤その他 ( )

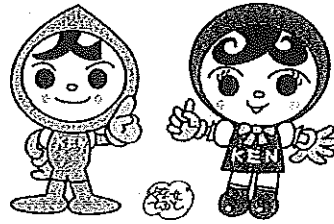


11. 今回のイベントについてのご意見や今後開催してほしいテーマなど、自由にお書き下さい。

ご協力ありがとうございました。  
アンケートは、展示棟の受付で回収させていただきます。ご協力の方には粗品をプレゼントいたします。



今日は来て  
くれてあり  
がとう。



アンケー  
トに協力  
してね。

人権イメージキャラクター人KENまもる君とあゆみちゃん

あてはまるものに○をしてください。

1. 性別 男 女
2. 年齢 10代以下 20代 30代 40代 50代 60代以上
3. 職業 小学生 中学生 高校生 専門学校・大学生 会社員 自営業  
公務員 主婦 無職 その他( )
4. この催しを何で知りましたか。(複数回答可)  
チラシ・ポスター 新聞 テレビ 知人から 学校から  
その他( )
5. あなたはこれまでハンセン病を知っていましたか。  
よく知っていた 少し知っていた 全く知らなかった
6. あなたはこれまでハンセン病患者や元患者の方などが差別を受けていたことを知っていましたか。  
よく知っていた 少し知っていた 全く知らなかった
7. 本日の催しは、あなたがハンセン病やハンセン病に関する差別などを知ることに、役立ちましたか。  
とても役に立った 役に立った あまり役に立たなかった
8. 本日の催しについてのご感想、ご意見その他あれば、お書き下さい。

ご来場ありがとうございました。

このアンケート用紙は、  
会場出口のアンケート用紙回収箱にお入れ下さい。

## ハンセン病に関する夏休み親と子のシンポジウムアンケート調査票

設問1. ご自身について、あてはまるものに○をつけてください。

- (1)年齢: 1. ~9歳 2. 10代 3. 20代 4. 30代  
5. 40代 6. 50代 7. 60歳以上

- (2)性別: 1. 男性 2. 女性

- (3)職業: 1. 小学生 2. 中学生 3. 高校生 4. 専門学校・大学生  
5. 会社員 6. 自営業 7. 公務員 8. 主婦・主夫  
9. アルバイト・パート 10. 派遣・契約社員 11. 無職 12. その他( )



設問2. ハンセン病に関する親と子のシンポジウムをどのように知りましたか。(複数回答可)

1. ポスター 2. チラシ 3. 新聞 4. テレビ  
5. 知人 6. 学校 7. 勤務先 8. ホームページ  
9. バナー広告 10. 会場で 11. その他( )

設問3. 今回のシンポジウムの満足度についてお聞きします。

(1) 今回のシンポジウムは全体として満足のものでしたか。(○は1つ)

1. 大変満足だった 【→(2)にお進みください】  
2. まあ満足だった 【→(2)にお進みください】  
3. やや不満足だった 【→(4)にお進みください】  
4. 大変不満足だった 【→(4)にお進みください】

(2) (1)で「1. 大変満足だった」または「2. まあ満足だった」とお答えいただいた方にうかがいます。その理由をお聞かせください。(複数回答可)

1. イベント内容が良かったから  
2. 親子で一緒に考えることができたから  
3. ハンセン病についての理解が深まったから  
4. 会場の設備など、環境が良かったから  
5. その他( )

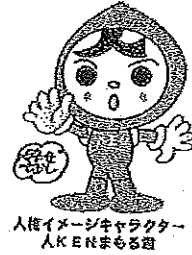
(3) 特に満足したイベントを1つ選んで○をつけてください。

1. シンポジウム  
2. 映画上映  
3. コンサート

(裏面にも質問があります)

(4)(1)で「3. やや不満足だった」または「4. 大変不満足だった」とお答えいただいた方にうかがいます。その理由をお聞かせください。(複数回答可)

1. イベント内容が良くなかったから
2. 親子で一緒に考えることができなかったから
3. ハンセン病についての理解が深まらなかったから
4. 会場の設備など、環境が良くなかったから
5. その他( )



設問4. 今回のシンポジウムの参加による意識や行動の変化についてお聞きます。

(1) 今回のシンポジウム以前に、ハンセン病についてどのくらい関心や理解がありましたか。

1. まったくなかった
2. 少しはあった
3. おおいにあった

(2) シンポジウムを終えて、ハンセン病についての関心や理解は深まりましたか。

1. 大変深まった
2. まあ深まった
3. あまり深まらなかった
4. まったく深まらなかった

(3) シンポジウムに参加して、何か行動しようと思いましたか？当てはまるものに○をつけてください(複数回答可)

1. ハンセン病に偏見をもったり、差別をしないようにする
2. ハンセン病についてもっと知識を深めたり勉強する機会をもつ
3. シンポジウムの内容を友だちや家族に説明し話し合う
4. 他の人権イベントにも機会があれば参加する
5. その他 ( )

設問5. これからも、このようなシンポジウムを行うべきだと思いますか。

1. 積極的に行うべきである
2. 時々行うべきである
3. あまり行わないほうが良い
4. 行わないほうが良い

設問6. 本シンポジウムなど、国として広く人権啓発事業を行っているのは、人権擁護機関(法務省・法務局・人権擁護委員)であることを知っていましたか。

1. 知っていた
2. 知らなかった

設問7. 本日のシンポジウムについてのご意見などを、ご自由にお書きください。

設問は以上になります。ご回答ありがとうございました。

# 《アンケート》

平成21年12月6日 人権講演会

ご参加ありがとうございます。これからの企画・運営に役立てたいと思いますので、アンケートにご協力をお願いいたします。  
アンケートは、該当するものに○をご記入ください。

◎ あなたのことについて、さしさわりがなければ教えてください。

○ 性別 男性 ・ 女性

○ 年齢 10代・20代・30代・40代・50代・60代・70歳以上

1. 講演会を何で知りましたか。(いくつでも)

- ・ 町広報誌 ・ ポスター ・ ちらし ・ 看板 ・ 無線放送 ・ FM放送
- ・ 知人に聞いて ・ その他 ( )

2. 人権講演会に参加するのは何回目ですか。

- ・ はじめて ・ 2回目 ・ 3回目以上

3. 今回の講演会の内容はどうでしたか。

- ・ とても良かった ・ 良かった ・ あまり良くなかった

感想

.....

.....

.....

4. この講演会での新たな発見や、今後の講演会テーマ・持ち方など、ご意見やご要望がありましたらお書きください。

.....

.....

.....

ご協力ありがとうございました。

Q 4

Q 1 ①20歳未満 ②20歳代 ③30歳代 ④40歳代 ⑤50歳代 ⑥60歳代 ⑦70歳以上

Q 2

### 「人権ハートフルフェスティバル」アンケートのお願い

本日はご来場いただきまして誠にありがとうございます。今後の催しをより良いものとするための参考にさせていただきたいので、次のアンケートにご協力ください。各質問の該当箇所に○をつけていただくが、筆記用具をお持ちでないお客様は、用紙の外枠の該当する.....線に切れ目を入れて下さい。

Q 1. あなたのご年齢は

- ① 20歳未満 ② 20歳代 ③ 30歳代 ④ 40歳代 ⑤ 50歳代
- ⑥ 60歳代 ⑦ 70歳以上

Q 2. ご職業は

- ① 会社員 ② 自営業 ③ 公務員 ④ 家事従事 ⑤ 学生 ⑥ 無職 ⑦ その他

Q 3. あなたは、この催しを何でお知りになりましたか（いくつでも）

- ① 新聞を見て ② チラシ・ポスターを見て※ご覧になった場所（
- ③ 市町村広報紙を見て ④ テレビやラジオを見聞きして
- ⑤ インターネットを見て ⑥ 職場や知人からの紹介で
- ⑦ その他（

Q 4. この催しの感想をお聞かせください。

- ① 非常に満足 ② 満足 ③ 普通 ④ 不満 ⑤ 非常に不満
- ※ その理由（

Q 5. あなたは、この催しに参加されて、あなた自身がお互いを認め合い、人権を尊重していくきっかけになったと思いますか。

- ① 大いに思う ② 少し思う ③ あまり思わない ④ 思わない
- ⑤ わからない

Q 6. 児童や高齢者に対する虐待防止法などの法整備や、様々な人権啓発活動が行われていますが、それにより10年ほど前に比べ、人権に対する意識や関心が高まり、以前より人権に配慮する人が増えたと思いますか。

- ① そう思う ② 少し思う ③ あまり思わない ④ 思わない ⑤ わからない

Q 7. あなたは、今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。

- ① そう思う ② そう思わない ③ いちがいにはいえない

本日の催しについて、ご意見・ご感想をお書きください。

ご協力ありがとうございました。お帰りの際に回収箱へお入れください。

- ① そう思う ② 少し思う ③ あまり思わない ④ 思わない ⑤ わからない
- ① そう思う ② そう思わない ③ いちがいにはいえない

Q 6

Q 7

人権週間記念行事

「おおさかヒューマンフェスタ2009ー平和と人権のつどいー」

「第57回中学生人権作文コンテスト表彰式」

アンケートのお願い

本日の、人権週間記念行事はいかがでしたか？

今後もさまざまな事業を予定していますのでぜひご参加ください。また、今後の事業の参考にさせていただきますので、下記アンケートにお答えいただき、お帰りの際、アンケート回収箱に投函してください。

● 年 齢 ( ) 歳代

● お住まい ( ) 市・町・村

① 本日の行事は、どこでお知りになりましたか？(複数回答可)

・チラシ、ポスター(どこで )

・ホームページ ・大阪法務局からの案内 ・学校からの案内

・その他( )

② 本日の行事に参加されていかがでしたか。(あてはまるものに○をつけてください。)

・大変よかった ・よかった ・あまりよくなかった ・わるかった

③ 本日の行事に参加するきっかけや感想など、ご意見があれば記入してください。

---

---

---

---

④ その他、今後のイベントや事業など、ご意見があれば記入してください。

---

---

---

---

ご協力ありがとうございました。

## 「人権教育・啓発講演会」アンケート

講師：●●●●さん

市民課 市民生活担当

このアンケートは、今後の「人権教育・啓発」を推進するための資料として役立たせたいので、聴講した動機・ご意見・ご感想などをお聞かせ下さい。  
記号に○をつけて下さい。

- 1 あなたの性別をお聞かせ下さい。  
ア：男性                      イ：女性
- 2 あなたの年齢は次のどれにあてはまりますか。  
ア：10歳代                      イ：20歳代                      ウ：30歳代                      エ：40歳代  
オ：50歳代                      カ：60歳代                      キ：70歳代                      ク：その他
- 3 この講演を何で知りましたか。  
ア：ポスターやチラシ                      イ：新聞                      ウ：公民館だより  
エ：その他（                      ）
- 4 この講演に参加した動機をお聞かせ下さい。  
ア：講演内容に興味があったから                      イ：講師に惹かれたから  
ウ：人に誘われたから                      エ：その他（                      ）
- 5 講演内容はいかがでしたか。  
ア：良い                      イ：普通                      エ：悪い
- 6 今後どのような内容の講演又は講師をお望みですか。

.....

.....

.....

- 7 聴講されたご意見ご感想等、どんなことでも結構ですのでお聞かせ下さい。

.....

.....

.....

ご協力ありがとうございました。

## 平成21年度人権週間記念フェスタ アンケート

本日は、「人権週間記念フェスタ」にご来場いただきありがとうございます。

今後の参考にさせていただきますので、次のアンケートにご協力くださいますようお願いいたします。  
該当する番号を○で囲んでください。

Q1 あなたの性別・年齢について、教えてください。

(1) 性別 1. 男性 2. 女性

(2) 年齢 1. 20代未満 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代以上

Q2 本日の人権週間記念フェスタをどのようにしてお知りになりましたか。

1. 県政情報紙「ひばり」 2. 茨城県人権啓発推進センター広報誌「こころの広場」  
3. 市町村広報紙 4. 地域情報誌 5. ポスター・チラシ 6. 新聞・ラジオ  
7. インターネット 8. 学校（PTA）からのお知らせ 9. 知人等の紹介  
10. その他（ ）

Q3 本日の講演会はあなたにとって有意義でしたか。

1. 大変有意義であった 2. 有意義であった 3. あまり有意義でなかった 4. わからない

Q4 今後、フェスタを実施する場合に、どのようなテーマを希望されますか(複数回答可)。

また、希望される講師がおられれば、その講師名をご記入ください。

(1) テーマ

1. 女性 2. 子ども 3. 高齢者 4. 障害者  
5. 同和問題 6. 外国人 7. インターネットにおける人権問題  
8. その他（ ）

(2) 講師名

[ ]

Q5 本日のフェスタは、何が一番印象に残りましたか(複数回答可)。

1. 人権啓発ポスターコンクール表彰式 2. 人権メッセージ表彰式  
3. 人権メッセージ・作文朗読 4. アトラクション 5. 鎌田賞さんの講演  
6. 人権啓発コーナー（啓発パネル展）

Q6 フェスタに参加されてのご感想や茨城県の人権施策へのご意見・要望など何でも結構ですので、皆様のご意見をお聴かせください。

[ ]





アンケートに答えると...!

人権イメージキャラクター 人KENまもる君

ヒューマンフェスタ2009ひろしま アンケート



素敵なグッズをプレゼント!

人権イメージキャラクター 人KENあゆみちゃん

ヒューマンフェスタ2009ひろしまへご来場いただきありがとうございます。今後のフェスタの参考にさせていただきますので、アンケートにご協力をお願いします。

● あてはまる項目に○をつけてください。
年齢 ~9 ・ 10~19 ・ 20~29 ・ 30~39 ・ 40~49 ・ 50~59 ・ 60~69 ・ 70~

● 本日はどちらから来られましたか。
県内の方 ... 広島市 ( ) 区, その他 (市町名 )
県外の方 ... (都道府県名 )

● このフェスタを何でお知りになりましたか。レをつけてください(複数回答可)。
□民生児童委員研修会のお知らせ □チラシ □ポスター □テレビ
□新聞 □ホームページ □ひろしま市民と市政 □県民だより
□会場 □その他 ( )

● このフェスタへご来場いただいた動機は何ですか(複数回答可)。
□人権問題に関心があるから □映画 □講演会 □家族や知人から勧められたから
□所属団体、職場から勧められたから
□その他 ( )

● 「ヒューマンフェスタ2009ひろしま」全体に関する感想をお聞かせください。レをつけ、理由もご記入ください。
□とてもよかった □よかった □よくなかった □全くよくなかった
理由 [ ]

● ご覧になられた(参加された)イベントで良かったものは何ですか。レをつけてください(複数回答可)。
NTTクレドホール(基町クレド11階)
□広島交響楽団演奏 □オープニングセレモニー □一日人権擁護委員委嘱式
□中学生人権作文表彰式・朗読 □映画『青い鳥』 □盲導犬授与式
□人権標語・男女共同参画標語表彰式 □矢崎節夫さんの人権講演会
ラウンジ(基町クレド11階)
□セミナー「有害情報から子どもたちを守ろう」~大人が知らないケータイの世界~
□セミナー「認知症を学び地域で支えよう」(認知症サポーター養成講座)
ホワイエ(基町クレド11階)
□ふれ愛プラザによる展示販売・ティールーム □人権クイズコーナー
□ハートメッセージ・ぬりえコーナー、人権の木 □人権啓発ビデオ上映
□紙芝居コーナー □記念写真コーナー □マツダ株式会社コーナー
□社会福祉法人広島県社会福祉協議会コーナー □人権啓発資料・パネル展
□心配ごと相談所 □クイズラリー
ふれあい広場(基町クレド1階)
□ハードメッセージ・ぬりえコーナー □おりがみコーナー

● お気づきの点やご意見、ご要望(講演会のテーマ等)などございましたら、ご自由にお書きください。
[ ]

裏面に続きます。

重大な人権侵害につながる身元調査については、「しんが! 依頼しない! 協力しない!」を実践しましょう。

# 小学生人権ポスター・ 花パネル展アンケート

1. あなたは「人権週間」をご存知ですか？

※ 法務省及び全国人権擁護委員連合会は、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めています。

今年も、12月4日（木）から12月10日（水）までの1週間を「第61回人権週間」と定めています。

（ はい ・ いいえ ）

2. あなたは「人権擁護委員制度」をご存知ですか？

（ はい ・ いいえ ）

3. 今回ご覧になった「小学生人権ポスター・  
花パネル展」はいかがでしたか？

（ 良い ・ 普通 ・ 良くない ）

4. ご意見・ご感想等ありましたら、ご記入ください。

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。



本日は、「人権のつどい」にお越しいただきありがとうございます。

今後の人権啓発活動の参考にさせていただきますので、アンケートに御協力お願いいたします。

- 
1. 性別： 男 女
- 
2. 年齢： 20才未満 20代 30代 40代 50代 60才以上
- 
3. どこからお越しになりましたか  
和歌山県（                      市町村） その他（                      都道府県）
- 
4. 本日の催しが開催されることを何で知りましたか（複数回答可）。  
ポスター チラシ 新聞の折り込み広告 県民の友 市町村広報紙  
友人・知人 学校 ホームページ 会場で その他（                      ）
- 
5. 世界人権宣言パネルを鑑賞した感想をお聞かせください  
①大変感動した ②感動した ③普通 ④その他（                      ）
- 
6. 小学校人権の花運動パネルを鑑賞した感想をお聞かせください  
①とても良い                      ②良い                      ③あまり良くない                      ④悪い
- 
7. あなたはこれまでに法務局が人権相談を行っていることを知っていましたか  
①知っていた ②知らなかった
- 
8. 上記7で、①知っていた とお答えいただいた方に、おたずねします  
法務局には、下記の専用相談電話があることを知っていましたか  
「女性の人権ホットライン」 ①知っていた ②知らなかった  
「子どもの人権110番」 ①知っていた ②知らなかった
- 
9. あなたはこれまでに人権擁護委員制度を知っていましたか  
①知っていた ②知らなかった
- 
10. 本日の催しの企画はいかがでしたか  
①とても良い                      ②良い                      ③あまり良くない                      ④悪い
- 
11. 本日の催しは、あなたが人権について理解を深めることに役立ちましたか  
①とても役立った ②役立った ③あまり役立たなかった ④全く役立たなかった
- 
12. 今後もこのような催しを開催すべきでしょうか  
①積極的に開催すべきである ②時々開催すべきである ③あまり開催しない方がよい ④開催しない方がよい
- 
13. 本日の催しについてのご意見や今後開催してほしいテーマなど、御自由にお書きください。

御協力ありがとうございました

本日はご来場ありがとうございます。今後の活動に活かしていきたいと思いますので、アンケートにご協力ください。

## 人権アンケート

- 1 性別： 男 女
- 2 年齢： ～10才 20代 30代 40代 50代 60才以上
- 3 職業： 児童・生徒・学生 会社員 自営業 公務員 主婦 無職  
その他（ ）
- 4 本日の催しが開催されることを何で知りましたか（複数回答可）？  
チラシ 新聞 テレビ 知人 ホームページ 会場で  
その他（ ）
- 5 人権擁護委員を知っていますか？  
①知っていた ②知らなかった
- 6 法務局で人権相談ができることを知っていますか？  
①知っていた ②知らなかった
- 7 人権週間（12月4日～10日）を知っていますか？  
①知っていた ②知らなかった
- 8 人KENまもる君とあゆみちゃんを知っていますか？  
①知っていた ②知らなかった
- 9 本日の催しは、人権について考える機会となりましたか？  
①役立った ②少しは役立った  
③あまり役立たなかった ④全く役立たなかった
- 10 今後もこのような催しを開催すべきでしょうか  
①積極的に開催すべきである ②時々開催すべきである  
③あまり開催しない方がよい ④開催しない方がよい
- 11 本日の催しについてのご意見や人権についておもうところを自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。お帰りの際に回収箱へお入れください。

## 人権啓発関係アンケート

福井県地域福祉課人権室

今後の人権啓発活動をより充実させるため、下の設問にお答えください。

回答は、あてはまる記号を○で囲んでください。(複数可)

アンケート用紙は、受付で回収しています。

問1 あなたの性別はどちらですか。

ア 男性    イ 女性

問2 あなたの年齢はいくつですか。

ア 20歳未満    イ 20歳代    ウ 30歳代    エ 40歳代    オ 50歳代    カ 60歳以上

問3 あなたは、このイベントを何でお知りになりましたか。

ア 新聞    イ チラシ    ウ テレビ    エ ラジオ    オ 家族・知人の話  
カ ホームページ    キ 職務命令等    ク その他(    )

問4 あなたは、次の人権問題のうち何が最も問題があると思いますか。(関心がありますか。)

ア 女性    イ 子ども    ウ 高齢者    エ 障害者    オ 同和問題  
カ 外国人    キ 患者    ク 犯罪被害者    ケ 拉致問題    コ その他(    )

問5 このイベントを、どう感じましたか。

ア たいへんよかった    イ よかった    ウ ふつう    エ よくなかった  
オ ぜんぜんよくなかった  
カ その他(    )

問6 このイベントに参加して、「人権」について興味や関心が高まりましたか。

ア 高まった    イ 少し高まった    ウ あまり高まらない    エ 全く高まらない  
理由があればお書きください。(    )

自由意見

人権啓発に関して、ご意見やアイデアがありましたら、下記の欄に記入をお願いします。

# ☆アンケートにご協力をお願いいたします☆

本日は、「●●●●講演会」にお越しいただき、誠にありがとうございました。  
今後の企画の参考とさせていただきますと考えておりますので、誠にお手数ですが、下記質問にお答えいただきますようお願いいたします。

該当するものを  で囲んでください。



- 1 性別： 男 女
- 2 年齢： ～10才 20代 30代 40代 50代 60才以上
- 3 職業： 児童・生徒・学生 会社員 自営業 公務員 主婦  
無職 その他（ ）
- 4 本日の催しが開催されることを何で知りましたか（複数回答可）。  
ポスター チラシ 新聞 テレビ 知人 学校 勤務先 ホーム  
ページ バナー広告 会場で その他（ ）
- 5 当講演会は、いかがでしたか。  
大変よかった よかった 普通 期待はずれだった

感想：

-----  
-----

- 6 今後、どのようなテーマの講演を望まれますか。

・講師

-----

・講演テーマ

-----

ご協力ありがとうございました。<sup>188</sup>

今後の啓発活動や行事開催の参考にさせていただきたいので、さしつかえのない範囲でご記入をお願いいたします。記入されたアンケート用紙は、お帰りの際、スタッフにお渡しください。

主催 東京都人権啓発活動ネットワーク協議会・小平市/豊島区  
(東京都・東京法務局・東京都人権擁護委員連合会)  
協賛 〔財〕東京都人権啓発センター

次の項目について、該当する番号を○で囲み必要な事項を記入してください。

問1〔性別〕① 女性 ② 男性

問2〔年齢〕① 20歳未満 ② 20代 ③ 30代 ④ 40代 ⑤ 50代 ⑥ 60代 ⑦ 70歳以上

問3〔職業〕① 会社員 ② 公務員 ③ 自営業 ④ 学生 ⑤ その他( )

問4〔どちらからご来場されましたか〕① 東京都内( 区・市・町・村) ② その他( )

問5〔今回の催しを何でお知りになりましたか。(複数可)〕

- ① 広報東京都 ② 区市町村広報紙 ③ ポスター・チラシ(どこで:  
④ ホームページ(どこの: ) ⑤ 新聞 ⑥ テレビ・ラジオ ⑦ 知人・家族から  
⑧ たまたま通りかかった ⑨ その他( )

問6〔トーク&コンサート、講演について〕

- ① とても役立った ② 役立った ③ あまり役立たなかった ④ まったく役立たなかった

問7〔映画について〕

- ① とても役立った ② 役立った ③ あまり役立たなかった ④ まったく役立たなかった

問8〔パネル展示について〕

- ① とても役立った ② 役立った ③ あまり役立たなかった ④ まったく役立たなかった

問9〔人権行事への参加〕① 初めて ② 2回目以上( 回)

問10〔日頃人権を意識しながら生活していますか〕

- ① いつも意識している ② ときどき意識することがある  
③ あまり意識していない ④ 全然意識していない

問11〔どんな時に人権について考える機会がありますか〕例)人権侵害のニュースに接した時など

問12〔人権についてどのように考えていますか〕

- ① 人権はなによりも尊重されなければならない。  
② 人権は尊重されるべきだが、社会生活においては、ある程度の制限もやむを得ない。  
③ 人権と言う名のもとに権利の濫用(らんよう)が見られるので、むしろ制限すべきである。  
④ わからない。

問13〔本日の催しは、あなたが人権について理解を深めることに役立ちましたか〕

- ① とても役立った ② 役立った ③ あまり役立たなかった ④ 全く役立たなかった

問14〔今後もこのような催しを開催すべきでしょうか〕

- ① 積極的に開催すべきである ② 時々開催すべきである  
③ あまり開催しない方がよい ④ 開催しない方がよい

問15〔今後、希望する人権啓発行事、映画作品等、または、講師及び出演者として希望する方〕

〔その他お気づきの点やご感想、ご希望等がありましたら、ご記入ください〕



## じんけん啓発研修会 アンケート

本日はご参加いただき、ありがとうございました。

今後の人権啓発活動の参考にしたいと思っておりますので、アンケートにご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 性別  女  男

2. 年齢

10歳未満  10歳代  20歳代  30歳代  40歳代  50歳代  
 60歳代  70歳代  80歳以上

3. この講演会をどのようにお知りになりましたか？

チラシ  ポスター  広報まいづる  舞鶴市のホームページ  
 知人  新聞  その他 ( )

4. 本日の講演はいかがでしたか？

大変良かった  良かった  ふつう  あまり良くなかった

5. 今回の講演について感想をお書き下さい。

---



---



---

6. 今後どのような形態の人権啓発事業を期待されますか？

講演会  トーク&コンサート  ワークショップ(参加型学習会)  
 映画  演劇  その他 ( )

7. どのような人権のテーマに関心がありますか？

同和問題  女性  子ども  高齢者  性同一性障害者  
 犯罪被害  外国人  エイズ  障害者  ハンセン病  
 ホームレス  その他 ( )

8. その他、お気づきの点などありましたらご記入ください。

---



---



---

裏面のアンケートにもご協力下さい。

< 男女共同参画計画事業についてお伺いします。 >

1. 「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」を知っていますか？

知っている 知らない

2. まいプラン「舞鶴市男女共同参画計画」を知っていますか？

知っている 内容も知っている 知らない

3. 女性センターの相談事業を知っていますか？

知っている 知らない

ご協力ありがとうございました。  
鉛筆は一緒にお返し下さい。



## 平成21年度事後評価実施結果報告書

### 1. 政策名等

政策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理		
評価対象	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理		
施策名等	【政策体系上の位置付け：IV-11-(1)】		
施策の基本目標	国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。		
予算額	平成21年度予算額：1,938百万円		
評価実施時期	平成22年8月	所管部局	大臣官房訟務企画課
評価方式	総合評価方式		

### 2. 基本的考え方

#### (1) 課題・ニーズ

国の利害に関係のある民事訴訟・行政訴訟の審理期間は、全体として相当の迅速化が図られてきているが、医薬品・公衆衛生関係訴訟や公害・騒音訴訟等のように、訴訟が大型化・広域化、複雑化、専門化しているなどの理由から、依然として長期間を要しているものも少なくない状況にある。

国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に追行することは、国の正当な利益を擁護するとともに、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法律に基づいた行政活動の実施に寄与することにつながる。

また、審理期間の長期化は、訴訟当事者及びそれと同様の立場にある国民にとって、経済的、精神的負担となることから、裁判が迅速に行われることは重要な課題である。

#### (2) 目的・目標

訟務組織は、裁判の迅速化に関する法律第2条第1項及び第3条の趣旨に従い、国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与することを目指している。訴訟の大型化、複雑化、専門化等が生じる状況下で、適正・迅速な訴訟追行を実現するためには、

ア 訟務組織における人的・物的体制の充実・強化

イ 法律意見照会制度<sup>\*1</sup>の積極的利用の促進

を図る必要がある。

#### (3) 具体的内容

ア 訟務組織における人的・物的体制の充実・強化

(ア) 準備書面作成支援システム<sup>\*2</sup>の充実

準備書面作成支援システムに関する訟務担当者からの意見・要望を収集し、事務の効率化に資するためのシステム改良を引き続き実施する。

(イ) モバイルパソコン等の活用

広範囲の分野にわたる法律知識や高度な専門的知識を要するなどの複雑・難解な訴訟に対応するため、従来の文書による主張・立証に加え、モバイルパソコンを活用したプレゼンテーションを行い、国の主張・立証をより明確にする必要がある。

そこで、モバイルパソコン等の必要な機器の活用を図る。

(ウ) テレビ会議装置の導入

訴訟の大型化・広域化により同種訴訟が全国で提起されており、訟務組織として統一的・一元的に訴訟を追行するためには、訴訟を担当する本省及び複数の管区法務局間において情報の交換、協議等が不可欠である。そこで、協議等の招集のために時間を要し、迅速な事務処理の妨げとなることから、本省及び管区法務局を映像

- と音声で結ぶテレビ会議装置を導入し、効率的に適正かつ迅速な訴訟追行を図る。
- (エ) 訟務担当者の研修を始めとした各種研修・打合せ会の実施
- 各種研修・打合せ会において、裁判の迅速化に対応するための方策や、施行後4年が経過した改正行政事件訴訟法により適正・迅速に対応するための事務処理体制の充実・強化方策等について、検討・協議を進める。そして、その結果を業務に反映させ、かつ実践を徹底するなどして、審理計画に基づく訴訟追行の進行管理と期限の遵守の徹底を図る。

イ 法律意見照会制度の積極的利用の促進

(ア) 法律意見照会制度の周知

法律意見照会制度が訴訟のより適正・迅速な追行に寄与するためには、行政機関による積極的な制度の利用が不可欠である。そこで、行政機関との各種会議・打合せの際に、同制度の目的や利用方法等の説明を行うことで、より一層、同制度の理解を深め、行政機関による積極的な利用促進を図る。

(イ) 法律意見照会事件の処理態勢の整備

法律意見照会制度の利用促進が図られることに伴い、行政機関からの照会に対し、適正・迅速に回答することが不可欠である。そこで、処理態勢の充実強化を図るため、平成21年度において、訟務担当者向けの事例集を追刊し、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門に配布することにより、訟務担当者の自己研さんの機会を提供し、また、事例集を利用した研修・打合せ会の開催を促す。

### 3. 評価手法等

訟務組織における人的・物的体制の充実・強化及び法律意見照会制度の積極的な利用促進に係る各種施策について、

- (1) 準備書面作成支援システムの改良内容及び改良に伴う事務の効率化状況
- (2) モバイルパソコン等の活用状況
- (3) テレビ会議装置の導入状況
- (4) 訴訟担当者向けの研修、打合せ会等の開催回数
- (5) 行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況及び法律意見照会事件数
- (6) 法律意見照会事件事例集の作成及び活用状況

を用いて、適正・迅速な訴訟の追行に与える効果を分析する。

また、分析の結果により、各種施策の問題点を把握するとともに、その要因を検証し、評価する。

### 4. 評価結果等

(1) 平成21年度に実施した政策（具体的内容）

ア 準備書面作成支援システムの改良内容及び改良に伴う事務の効率化状況

平成20年度に準備書面等を作成するために必要な判例や法律文献等の情報収集方法をCD-ROMを利用する方法からインターネットを利用する方法に変更した。これにより、いつでも必要な時に最新の情報を入手することが可能となり、準備書面等の作成の迅速化・効率化が図られたことから、平成21年度においても、年間を通じてインターネットによるサービスの提供が受けられるよう措置を行った。

イ モバイルパソコン等の活用状況

平成21年1月に全訟務組織（本省、法務局・地方法務局）にモバイルパソコン及びプロジェクタの導入が完了した。モバイルパソコン等を活用した取組、成果等は以下のとおりである。

- (ア) 複雑、専門的な知識が必要な訴訟については、裁判所（法廷等）において裁判官及び訴訟の相手方に対し、国の主張を端的にまとめた資料を作成し、視覚的にも分

かりやすい説明を行った。また、このような資料を作成する機会が増えたことで、複雑な争点等を分かりやすく説明する訟務担当者のプレゼンテーション能力が向上し、裁判の迅速化にもつながったと考えられる。

○ モバイルパソコンの活用状況に関する調査

	平成20年度	平成21年度
裁判所において使用した回数（回）	25	31

(イ) 行政機関の訴訟担当者との協議会や事件打合せにおいて、具体的な訴訟手続、訴訟における争点や法律上の問題点について説明した。図、表、イラスト等を利用することにより、参加者の視覚に直接的に訴えることは、説得力を高め、参加者の理解を深めることができたものと考えられる。

なお、行政機関の訴訟担当者との事件打合せの場合においては、意見交換の結果をその場で準備書面等に反映させることができるようになったため、準備書面等の作成の充実化・迅速化が図られた。

○ モバイルパソコンの活用状況に関する調査

	平成20年度	平成21年度
協議会や事件打合せで使用した回数（回）	236	270

ウ テレビ会議装置の導入状況

事件を迫るに当たり、訴訟対応方針や主張内容の整理などを検討するには、訴訟担当者間での率直な意見交換が必要不可欠である。平成21年11月から本省と各管区法務局を映像と音声で結ぶテレビ会議装置を導入したところ、平成22年3月までの利用回数は延べ78回（延べ92時間）であった。これにより、訟務担当者からは、相手の反応を見ながら率直な意見交換が迅速に行えるようになったことで、主張の方向性や争点内容についての理解が早まったという意見があり、効率的に適正な訴訟追行を行うことが可能となった。

エ 訟務担当者向けの研修、打合せ会等の開催回数

裁判の迅速化に対応するための方策、事務処理体制の充実・強化方策等について検討・協議するため、以下のとおり訟務担当者を対象とした研修、打合せ会等を行った。

○ 研修、打合せ会の開催に関する調査

		回数（回）		延べ日数（日）		参加者数（人）	
		平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
研 修	本省開催	4	3	40	25	162	168
	地方開催	91	84	158	139	1,426	1,746
事 件 等 打合せ会	本省実施	28	18	34	25	1,495	970
	地方実施	93	93	120	124	2,093	2,707

なお、本省で実施する事件等打合せ会の実施回数が減少しているが、これは、平成21年度においては前年度に提訴された大型訴訟と類似の訴訟が提訴されたものの、訟務担当者間に訴訟対応等のノウハウが蓄積されていたことから、検討すべき事項を特定し、効率よく打合せを行うことができたことによるものと考えられる。

このように、打合せ会等を実施することによって得たノウハウを類似事件にも応用することが可能となったなど、訟務担当者の能力向上に役立っている。

オ 行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況及び法律意見照会事件数

法律意見照会制度の周知状況については、(ア) のとおり、また、法律意見照会事件数については、(イ) のとおりであった。

法律意見照会制度の活用により、行政機関を当事者とする紛争が訴訟提起前に解決される可能性が高まるほか、訴訟提起がされた場合における訴訟追行の適正・迅速化が図られることが期待される。

(ア) 行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況

	本省		法務局		地方法務局	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
行政機関担当者との打合せ会（回）	13	15	23	23	36	30
行政機関に出向いての説明（回）	32	35	79	90	72	81

なお、地方法務局で実施する行政機関担当者との打合せ会について、実施回数が減少しているが、これは、これまで2回に分けて行っていた説明会を1回で行ったことなどから減少したものと考えられる。

(イ) 法律意見照会事件数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法律意見照会事件数（件）	1,559	1,759	1,777	1,565

なお、法律意見照会制度の周知に関して、他の行政機関への説明の機会を増加させるなど積極的に取り組んだことにより、これまで以上に他の行政機関との連携が緊密となった。これにより、正式な照会という形式ではないものの、事件の打合せや説明会等の機会を利用した、いわば実質的には法律意見照会に該当するやりとりが増加した。したがって、平成21年度の法律意見照会事件数自体は減少しているものの、積極的な利用促進が図られているということがいえるものと考えられる。

カ 法律意見照会事件事例集の作成及び活用状況

法律意見照会事件事例集は、訟務担当者の意見や要望を参考にするなどして、これまでに処理した法律意見照会事件の中から、執務上参考となる最新の事案を取りまとめたものである。平成22年3月に完成し、訟務担当者全員に配布した。

訟務担当者からは、法律意見照会事件対応の際、本事例集を参考文献として活用することにより、適正・迅速な対応が可能となったとの意見もあった。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に追行することは、国の正当な利益を擁護するとともに、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法律に基づいた行政活動の実施に寄与することにつながる。

イ 国が行う必要性

国が訴訟の統一的・一元的な処理を行うことは、国の正当な利益の擁護、訴訟の迅速・適正な追行、国民と国家との間の法律上の紛争の適正な解決を図る上で必要である。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

司法制度改革を推進する国の一機関である訟務組織として訴訟を追行するに当たっては、第1審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間に終結させること等を規定した裁判の迅速化に関する法律の趣旨に従い、継続的に、訴訟手続の適正・迅速化に努める必要がある。

(3) 効率性（効果とコスト）

国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行するために、前記（1）の各施策を実施することは、訟務組織がこれまでに蓄積してきた裁判を適正・迅速に処理するためのノウハウをより一層向上させることになり、このことは、限られた行政資源で適正・迅速な訴訟追行をすることができるという点で効率的である。

(4) 有効性

ア 手段の妥当性

前記（1）の各施策を実施したことにより、訟務組織が追行し判決により終了した

本案訴訟の第1審のうち、審理期間が2年以内であったものの率は前年度を上回っている。これは、いずれの施策も訴訟追行の適正・迅速化に直接的・間接的に一定の効果として反映されたものと考えられ、各施策が的確かつ有効な手段であったといえる。

#### イ 所期の事業効果の発現状況

訟務組織における人的・物的体制の充実・強化と法律意見照会制度の利用促進については、前記(1)のとおり、①準備書面作成支援システムの充実、②モバイルパソコンの活用による争点整理等に要する時間の短縮、準備書面等の作成の効率化、③テレビ会議装置の導入による事件対応の効率化・迅速化、④各種会議等の開催による訟務担当者の能力向上、⑤所管行政庁等に対する法律意見照会制度の周知による利用促進、⑥法律意見照会事例集の活用による事務処理能力向上への寄与を図ること等により、おおむね実現することができたものとする。

なお、訟務組織が追行する本案訴訟で、平成21年度に地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、訟務組織が訴状の送達を受け、又は提訴してから判決が言い渡されるまでの期間が2年以内であったものの率は87.6パーセントである。これは前年度比で3.4ポイント上回っており、訟務組織においてこれまで継続してきた各施策が、直接的・間接的に一定の効果として反映され、審理期間の短縮に寄与したと評価することができるものとする。

ちなみに、審理期間が3年以内であったもの及び4年以内であったものについて見てみると、審理期間が3年以内であったものの率は95.1パーセント、また、4年以内であったものの率は98.2パーセントと、いずれも前年度を上回っており、全体として審理期間の短縮が図られているといえる。

#### ○ 審理期間が2年以内であったものの率及び判決数

参考データ	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
達成率(%)	83.5	82.8	82.3	84.2	87.6
判決数(件)	847	1,001	1,170	1,427	1,255
全判決数(件)	1,014	1,209	1,421	1,695	1,432

(参考) 達成率：本案訴訟で地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの率

判決数：本案訴訟で地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの数

全判決数：本案訴訟で地方裁判所において言渡しがされた第1審判決数

#### (参考) 審理期間が3年又は4年以内であったものの率及び判決数

参考データ	平成19年度	平成20年度	平成21年度
3年以内の率(%)	92.5	92.8	95.1
同 判決数(件)	1,314	1,573	1,362
4年以内の率(%)	96.7	96.8	98.2
同 判決数(件)	1,374	1,641	1,406

### 5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

上記のとおり、必要性、効率性、有効性のいずれにおいても相応に評価することができることから、適正・迅速な訴訟追行のため、引き続き、訟務担当者の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備及び各行政機関等との協力関係の一層の充実・強化を図ることとした。また、法律意見照会制度の積極的運用及び同制度の利用促進のための周知活動を引き続き実施することとした。

## 6. 政策評価懇談会の知見の活用

### (1) 実施時期

平成22年7月9日

### (2) 実施方法

会議

### (3) 意見及び反映内容の概要

意見なし。

## 7. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 法務省設置法（平成11年法律第93号）第4条第31号
- 裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）第2条第1項、第3条
- 第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）

「国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。」

## 8. 備考

### 評価の過程で使用したデータや文献等

- ・ 「モバイルパソコンの活用状況に関する調査」  
作成者：大臣官房訟務企画課 作成時期：平成22年4月  
対象期間：平成20年4月1日～平成22年3月31日  
所 在：大臣官房訟務企画課
- ・ 「研修、打合せ会の開催に関する調査」  
作成者：大臣官房訟務企画課 作成時期：平成22年4月  
対象期間：平成20年4月1日～平成22年3月31日  
所 在：大臣官房訟務企画課
- ・ 「行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況に関する調査」  
作成者：大臣官房訟務企画課 作成時期：平成22年4月  
対象期間：平成20年4月1日～平成22年3月31日  
所 在：大臣官房訟務企画課
- ・ 「法律意見照会事件数に関する調査」  
作成者：大臣官房訟務企画課 作成時期：平成22年4月  
対象期間：平成18年4月1日～平成22年3月31日  
所 在：大臣官房訟務企画課
- ・ 「審理期間が2年以内であったものの率及び判決数に関する調査」  
作成者：大臣官房訟務企画課 作成時期：平成22年5月  
対象期間：平成17年4月1日～平成22年3月31日  
所 在：大臣官房訟務企画課
- ・ 「審理期間が3年又は4年以内であったものの率及び判決数に関する調査」  
作成者：大臣官房訟務企画課 作成時期：平成22年5月  
対象期間：平成19年4月1日～平成22年3月31日  
所 在：大臣官房訟務企画課



---

※1 「法律意見照会制度」

大臣官房訟務部門，法務局訟務部及び地方法務局訟務部門において，各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について，当該行政機関からの照会に応じて法律の見解を述べたり，助言などを行う制度。訴訟のより適正・迅速な追行に寄与することができるほか，紛争を未然に防ぐ予防司法的役割をも果たすものである。

※2 「準備書面作成支援システム」

大臣官房訟務部門，法務局訟務部及び地方法務局訟務部門のパソコン，プリンタ，OCR装置（光学式文字読取装置），インターネットによる判例・文献の情報提供サービス等を組み合わせたもので，ネットワークで結ぶことによって，訴訟に必要な準備書面等作成の効率化・迅速化を図るものである。

## 平成21年度事後評価実施結果報告書

### 1. 政策名等

政策名	出入国の公正な管理	
評価対象	出入国の公正な管理	
施策名等	【政策体系上の位置付け：V-12-(1)】	
施策の基本目標	不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。	
予算額	平成21年度予算額：12,653百万円	
評価実施時期	平成25年度（平成22年度は中間報告）	所管部局 入国管理局総務課入国管理企画官室
評価方式	総合評価方式	

### 2. 基本的考え方

#### (1) 課題・ニーズ

ア 不法滞在者5年半減計画<sup>\*1</sup>により、水際対策や摘発強化を推進してきた結果、不法残留者数<sup>\*2</sup>はほぼ半減した。他方で、国際化の進展に伴い我が国に入国し、定着する外国人は年々増加し、我が国に在留する外国人の構成が大きく変化し、外国人の在留状況の正確な把握が困難になりつつある。これに伴って、教育、福祉等の行政サービスが在留外国人に適正に提供されない、不法滞在者、不法就労者への対策が不十分となる等の問題も生じている。このため、在留管理と違法行為への取締りをより厳正かつ効果的に行うと同時に、適法に我が国に滞在する外国人が適正な行政サービスを享受することができ、日本人と安心して共生できる社会を構築することが求められている。

このような問題を解消し、不法滞在者・偽装滞在者<sup>\*3</sup>を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設を始めとする施策を講じていく必要がある。

イ 現在我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、円滑な出入国審査を実施することにより国際協調と国際交流を推進し、観光立国実現に貢献することが求められている。

入国管理局においては、これまでも各空・海港における上陸審査手続の円滑化に努めてきたが、空港を利用して我が国を訪れる外国人の間から、上陸審査のために長時間待たされる場合があるなどといった指摘があった。外国人観光客が気持ちよく我が国に入国するためには、空港における審査待ち時間を短縮する必要がある。

#### (2) 目的・目標

ア 不法滞在者・偽装滞在者を生まない社会の実現に向けた施策を強力に推進するとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度に係る法令の整備を進める。さらに、厳格な出入国審査や不法滞在者の摘発等の取組についても着実に実施することにより、安全かつ安心な社会の実現に寄与する。

イ 空港での審査に要する待ち時間を20分以下に短縮することを目標とし、審査待ち時間短縮に向けた取組を実施することにより、我が国を訪れる外国人の円滑な入国の環境を整備し、国際協調と国際交流を推進する。

#### (3) 具体的内容

ア 不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するための施策を講ずる。

(ア) 新たな在留管理制度の構築に向けた関係法令の整備

法務大臣が外国人の在留管理に必要な情報を、正確かつ継続的に把握する制度の構築に向けた関係法令を整備し、公正な在留管理を行うことにより、不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するための施策を講ずる。

具体的には、次のような制度を構築する。

- ・ 在留資格をもって我が国に中長期間滞在する外国人に対し、「在留カード」を交付し、不法滞在者は有効な在留カードを持ち得ないこととすることにより、両者の違いを明確化
- ・ 外国人から、在留期間の途中において、氏名・生年月日・性別・国籍といった基本的な身分事項のほか、住居地、その他その在留資格に応じて留・就学先、研修先等の所属機関等、所定の事項に変更があった場合、それらの法務大臣（住居地については市区町村を經由）への届出を義務付けることにより、外国人の在留情報の正確性を向上
- ・ 法務大臣は、外国人の留・就学先、研修先等の所属機関から当該外国人に関する情報の提供を受け、外国人が法務大臣に届け出た情報と照合するなどして、外国人の在留情報の正確性を担保
- ・ 新たな在留管理制度の導入を前提として、在留期間の上限を伸長するほか、出国後1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度を導入するなど、適法に在留する外国人の利便性を向上 など

(イ) その他の施策

安全かつ安心な社会の構築のため、次のような取組を行う。

- ・ 外国人入国者の利便性にも配慮しつつ、事前旅客情報システム（A P I S）<sup>\*4</sup>等により得られた情報の活用や偽変造文書鑑識の一層の充実強化により、更なる厳格な出入国審査を実施
- ・ 在留資格認定証明書申請に係る審査について、様々な情報を活用し厳格な審査を行うことにより、偽装滞在を目的とする者等の入国を阻止
- ・ 不法滞在者の地方分散化、居住・稼働先の小口化等の傾向を踏まえ、外国人の入国・在留情報の分析結果を活用し、警察と入国管理局との合同摘発の恒常化を図ることなどにより、不法滞在者の摘発を強化 など

イ 円滑な出入国審査を実施することにより国際交流を増進する。

出入国手続の迅速化・円滑化を図り、最長審査待ち時間を短縮するため、次のような取組を推進する。

- ・ 事前旅客情報システム（A P I S）の運用
- ・ セカンダリ審査（二次的審査）<sup>\*5</sup>の実施
- ・ 日本人・外国人審査ブースの振分けの見直し等による入国審査官の機動的配置
- ・ 外国人用に審査待ち時間を表示
- ・ 出入国カードの多言語化

### 3. 評価手法等

(1) 新たな在留管理制度の創設は、公正な在留管理を行うことにより、不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに共生社会を実現するためのものである。そこで本件総合評価においては、以下のとおり評価等を行う。

ア 新たな在留管理制度の構築に向けた関係法令の施行後に、その運用状況等を分析して、必要かつ十分な法整備が行われているか否かを評価する。平成21年度においては、当該法令の立法作業の状況の説明を中心とする。

イ その他の施策については、各年における新規入国者数などの外部要因を踏まえつつ、現在我が国に存在する不法滞在者及び偽装滞在者の在留状況、入国管理局における取組の実施状況及びその問題点を検証するなど、総合的に分析する。

(2) 円滑な出入国審査の実施による国際交流の増進については、各年における新規入国者

数などの外部要因を踏まえつつ、審査待ち時間20分以内という目標の達成状況、審査待ち時間の短縮に向けた取組に係る実施状況及びその問題点を検証するなど、総合的な分析を行う。

#### 4. 評価結果等

##### (1) 平成21年度に実施した政策（具体的内容）

##### ア 不法滞在者等を生まない社会の構築及び共生社会の実現に向けた取組

##### (ア) 新たな在留管理制度の構築に向けた関係法令の整備

新たな在留管理制度の構築に向けた関係法令の整備について、平成21年度の取組状況は次のとおりである。

##### ① 新たな在留管理制度の構築に向けた法改正

平成21年7月8日、第171回国会において「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が可決・成立し、同月15日に公布された（平成21年法律第79号）。この法律により、在留管理の機能が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）に一元化され、適法な在留資格をもって本邦に中長期間在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する新たな在留管理制度が導入されることとなった。

なお、新たな在留管理制度に係る措置については、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされ、具体的には平成24年7月ころを予定している。また施行に併せて、外国人登録法（昭和27年法律第125号）は廃止される。

新たな在留管理制度では、我が国に中長期間在留する外国人を対象として、①上陸許可、在留期間の更新許可、在留資格の変更許可等に伴う在留カードの交付、②外国人が、その在留期間中に、法務大臣に対して行う変更事項の届出、及び、③外国人の留学先等の所属機関が法務大臣に対して行う情報提供が行われることとなる。この新たな制度により、法務大臣が当該外国人の在留状況を正確かつ継続的に把握することになる。このようにして把握された外国人の在留状況に関する情報は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）により新設される、市町村の外国人に係る住民基本台帳に反映され、これらの外国人に対する充実した行政サービスを行うことを可能とするものである。

また、在留管理に必要な情報をより正確に把握できるようになるので、在留期間の上限の伸長や再入国許可制度の見直しといった利便性を向上させるための規定を整備した。具体的な内容は次のとおりである。

##### ○ 法務大臣が必要な情報を継続的に把握する制度を構築するための措置

- ・ 法務大臣は、入管法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者、④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者を中長期在留者として、基本的身分事項、在留資格・在留期間等を記載した在留カードを交付する。
- ・ 中長期在留者は、上陸後に定めた住居地を、一定期間内に当該住居地の市町村の長を経由して法務大臣に届け出なければならないものとする（住居地は在留カードに記載される。）。
- ・ 中長期在留者は、在留カードの記載事項のほか、その在留資格に応じ、その所属機関や身分関係に変更があった場合には、法務大臣に届け出なければならないものとする。
- ・ 法務大臣が外国人の所属機関から、中長期在留者に関する情報の提供を

受けられるようにする。

- ・ 法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため、必要がある場合には、届出事項について事実の調査をすることができるものとする。
  - ・ 虚偽の住居地を届け出たことや、正当な理由がないのに、配偶者の身分を有する者としての活動<sup>\*6</sup>を継続して6月以上行わないで在留していること等を在留資格の取消し事由に追加する。
  - ・ 在留カード偽造行為等について罰則・退去強制事由を整備するとともに、不法就労活動に対する罰則を整備する。
- 適法に在留する外国人の利便性を向上させるための措置
- ・ 在留期間の上限をこれまでの3年から5年に伸長する。
  - ・ 再入国許可の有効期間を伸長するとともに、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人が出国後1年以内に再入国する場合には、再入国許可を原則として不要とする。

② 新たな在留管理制度の構築に向けた各種取組

新たな在留管理制度への円滑な移行のため、電算システムの開発のほか、市町村と連携して行う業務の進め方等について関係省庁等とともに検討を進めている。

また、新たな在留管理制度の導入は、我が国に在留する外国人やその関係者に大きな影響を与えることから、地方入国管理局の窓口においてリーフレットの配布などを行うほか、市町村、関係行政機関、在外公館及び報道機関等にも協力を要請するなど、新たな制度の周知に向けた取組についても、併せて検討をしている。

(イ) その他の施策

安全かつ安心な社会の構築のため、平成21年度に実施した取組の具体的内容は、次のとおりである。

① 厳格な出入国審査

不法滞在を目的とする者を入らせないための方策として、平成19年11月に開始したバイオメトリクスを活用した出入国審査に加え、不法残留発生状況に関する綿密な分析、偽変造文書鑑識機器の活用などの水際対策を強化した。

また、平成21年10月、東京入国管理局新潟出張所及び福岡入国管理局に入国警備官計12人を増配置の上、専従の入国警備官からなる機動班を配置し、船舶による不法入国者対策を実施している。

そのほか、平成18年度から、偽変造文書等を行使し、我が国への入国を企図する者を、海外において発見阻止するための水際対策として、1名のリエゾンオフィサー（連絡渉外官）をタイに派遣しており、平成21年度も1名の派遣を行った。

なお、平成21年中に我が国への上陸を拒否された外国人の数は4,780人となっている（別表1参照）。

② 摘発体制の強化等

不法滞在者の稼働地域が東京都以外の地域へと拡散している状況の下、東京入国管理局横浜支局が管轄する神奈川県において、不法就労に従事する不法滞在者の割合が上昇している背景があるところ、同局の新庁舎への移転に伴い収容定員が50人から200人に拡充された。これにより、これまで以上に積極的な摘発活動の展開が可能となったことなどを受け、増加が見込まれる退去強制手続を、より一層、適切かつ効果的に遂行するため、入国警備官60人及び入国審査官5人を増配置し、同局管内における摘発等の退去強制手続体制の強化を図った。

また、東京入国管理局において、閉庁日における不法滞在者に係る情報の電話での受付を継続して行っている。

これらの措置を踏まえ、法違反者の取締りに強力に取り組んだ結果、平成21年中に退去強制手続を執った外国人は、3万2,661人に上った（別表2参照）。

③ 不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施

平成21年6月1日から同月30日までの1か月間を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」と定め、関係省庁、地方自治体、関係団体に対して、外国人の不法就労防止に向けた協力を依頼した。また、主要な空・海港における外国人に対する啓発、街頭巡回広報による啓発、在日外国大使館及び在外日本公館を通じた啓発等の広報を行った。

④ 偽装滞在者に係る在留資格の取消し

偽装滞業者に厳格に対応するため、平成16年の入管法の改正により在留資格取消制度が創設されたところであり、平成21年の取消し件数は157件となっている（この間、改正雇用対策法に基づき厚生労働省から法務省へ外国人の就労状況に関する情報が定期的に提供されることとなったことを受け、平成20年度において、主な地方入国管理局に偽装滞在事案に係る意見聴取・在留資格取消し要員23人を増配置したほか、東京入国管理局に同事案に係る情報分析要員及び摘発要員35人を増配置。）。また、偽装滞業者対策を強化するため、平成21年から一部の地方入国管理局において、入国審査官と入国警備官が協力して偽装滞業者対策を推進するためのプロジェクトを発足させ、情報を共有し、共同して情報分析等を行い、偽装滞業者が疑われる者への在留資格取消しに結び付けるための取組を進めている。

このように、上記4（1）アの（ア）及び（イ）を始めとして、総合的な不法滞業者対策を強力に推進した結果、平成22年1月1日現在の不法残留者数は9万1,778人で、前年同期と比較して2万1,294人（18.8パーセント）の減少となった（別表3参照）。また、偽装滞業者の在留資格取消しの状況を見ると、平成17年には46件であったものが、平成21年には157件まで増加するなど偽装滞業者対策も着実に進められており、安全かつ安心な社会の実現に貢献したといえる。

イ 円滑な出入国審査を実施することによる国際交流の増進

出入国審査については、審査の円滑化の実現だけでなく、不法滞業者の半減に向けて厳格な上陸審査の実施も同時に求められている。両者を同時に推進していくためには、問題のない大多数の外国人にはできるだけ迅速な審査を行いつつ、慎重な審査が必要と思われる者を選別して別途取り扱うという考え方が基本となる。このような観点から、平成21年度においては次のような取組を行った。

（ア）事前旅客情報システム（A P I S）の運用

事前旅客情報システム（A P I S）は、航空会社が搭乗手続の際に取得した旅客の身分事項等に関する情報を電子データの形で提供を受け、各省庁が保有する要注意人物に係るデータベースと自動的に照合するものである。これにより、航空機が我が国へ到着する前に要注意人物が搭乗しているかどうかを判別することを可能にする。平成21年度においては、財務省関税局を始めとする関係省庁との府省共通ポータル化が実現したことに伴い、当該システムを刷新した。

（イ）セカンダリ審査（二次的審査）の実施

セカンダリ審査（二次的審査）は、上陸審査ブースでは、明らかに上陸条件に適合する外国人に対してのみ上陸許可を与え、入国目的等に疑義が持たれる外国人については、別途の場所において、上陸条件の適合性について改めて慎重な審査を実施するものである。これは、上陸審査の円滑・迅速化と厳格化を同時に達成するものであり、平成21年度においても、成田空港、関西空港及び中部空港において実施した。

（ウ）日本人・外国人審査ブースの振分けの見直し等による入国審査官の機動的配置

成田・中部・関西の3空港において、日本人・外国人審査ブースの振り分けの見

直し及び勤務時間の見直しによる入国審査官の機動的配置を実施している。

(エ) 審査待ち時間の表示

成田・中部・関西の3空港において、外国人用に審査待ち時間の表示を実施しているものであるが、平成21年度においては、いわゆるフォークライン方式<sup>\*7</sup>を常時導入している空・海港において、審査待ち時間の長短にかかわらず、審査待ち時間を表示することとした。

(オ) 出入国カードの多言語化

空港における審査待ち時間の長時間化の一因となっている出入国カードの未記載・誤記載削減策の一つとして、韓国語、中国語（簡体字及び繁体字）併記の出入国カード様式を作成・使用した。

(カ) 自動化ゲートの設置

自動化ゲートは、あらかじめ利用希望者登録を行った日本人及び一定の要件を満たす外国人出入国者について入国審査官から出帰国証印や上陸許可証印を受けることなく、同ゲートを通過することにより出入国手続を完了するものである。平成19年11月20日から成田空港において運用を開始しており、平成21年9月17日からは、中部空港、関西空港においても運用を開始している。

このように、上記4（1）イの（ア）～（カ）を始めとして、審査待ち時間の短縮に向けた取組を進めた結果、各空港における待ち時間の結果は、以下の表のとおりである（別表5及び6参照）。

(2) 必要性

ア 国民や社会のニーズ

(ア) 我が国に在留する外国人について、公正な在留管理を行うことにより、適法に我が国に滞在する外国人と日本人が全国それぞれの地域において安心して共生できる社会を創り出すことが求められており、その基盤となる新たな在留管理制度の構築に向けた施策に取り組んでいくことは社会のニーズに合致している。

また、不法滞在者数は近年漸減傾向にあるが、依然としてその数は高水準にあり、不法就労期間も長期化傾向にあるほか、正規滞在を装いつつ日本で就労し生活することを企図した偽装滞在者も相当存在しているものと予想される。こうした不法滞在者や偽装滞在者が適正な出入国管理の実現を妨げているのみならず、我が国の社会、経済、治安等に悪影響を及ぼしていることから、外国人との共生社会の実現に貢献するためにも不法滞在者等対策に取り組むことは社会のニーズに合致している。

(イ) 不法滞在を目的とする者を入らせないための施策等水際対策の強化が求められている一方で、平成21年に「新成長戦略（基本方針）」が閣議決定され、わが国においては政府を挙げて観光立国実現に向けた取組を進めている。このように、円滑な出入国審査を実施することにより国際協調と国際交流を増進し、観光立国実現に貢献することは社会のニーズに合致している。

イ 国が行う必要性

(ア) 適正な出入国管理を実施することは国の本来的業務であり、外国人との共生社会の実現、不法滞在者・偽装滞在者を生まない社会を構築するために、新たな在留管理制度の導入を始めとした各種施策について、国が取り組む必要がある。

(イ) 公正な出入国管理は国が本来的に担うべきものであり、観光立国実現に向けて政府を挙げて取り組んでいることから、本事業については国が行う必要がある。

ウ 現時点で優先して行う緊急性

(ア) 国際化の進展に伴い、我が国に入国・在留する外国人の数が増加するとともにその目的も多様化し、従来の制度では外国人の在留状況の正確な把握が困難になりつつある。その結果、行政サービスが在留外国人に適正に提供されない、不法滞在者等への対策が不十分となる等の問題も生じている。このため、公正な在留管理の基

盤となる新たな在留管理制度の構築に向け、緊急に施策を講じていく必要がある。

また、不法残留者数は依然として高水準にあり、不法入国を企図する者の数も相当数に上ると見られるほか、正規在留者を装う偽装滞在者の増加も懸念されている。このような状況は、適正な出入国管理の実現を妨げているのみならず、我が国の社会、経済、治安等に悪影響を及ぼしていることから、緊急に施策を実施する必要がある。

- (イ) 出入国審査により外国人の入国の許否を決するという作用は、本来的に国が担うべきものである。また、その円滑な実施については、政府を挙げての取組である観光立国を推進するために求められているものであり、緊急に施策を実施する必要がある。

### (3) 効率性（効果とコスト）

ア 外国人との共生社会実現への貢献及び我が国社会の安全と秩序を維持するため、上記のとおり様々な施策に取り組むことにより、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。

イ 外国人に対する出入国審査を円滑に行うため、上記のとおり考え得る様々な施策を実施してきた。他方、出入国管理の厳格化という一見相反する要請に対しても対応する必要がある。そのような中で、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。

### (4) 有効性

#### ア 手段の妥当性

(ア) 外国人の在留管理に必要な情報を、正確かつ継続的に把握する新たな在留管理制度を構築するためには、現行の入管法と外国人登録法による二元的な情報把握の制度を改めることが前提となることから、平成21年度においては法改正を実施したものである。

また、安全かつ安心な社会の構築に向けた不法滞在者等対策を実施してきたところ、平成22年1月1日現在の本邦における不法残留者数は前年同期と比較して18.8パーセント減少し、約9万2千人となっている。

これらのことから、平成21年度における取組が妥当であったと評価できる。

(イ) 出入国管理を厳格に行うため、指紋等の個人識別情報を活用した入国審査を実施している。また、国際交流の増進を図るためには、A P I Sの効果的な活用やセカンダリ審査の実施等により、入国審査を迅速化・円滑化させる必要があり、妥当な取組であると考えている。

#### イ 所期の事業効果の発現状況

(ア) 新たな在留管理制度の構築に向けた取組について、平成21年度は上記(1)アのとおり、その根拠となる法改正を実施したものである。

また、安全かつ安心な社会の構築に向けた取組については、上記(1)イのとおり、不法滞在者対策等を着実に実施したものであり、所期の事業効果が得られたものと評価できる。

(イ) 中部空港においては、目標値である最長待ち時間を年平均で20分以下とすることができた。成田、羽田及び関西空港においては、20分以下とすることはできなかったものの、平成20年における年平均最長待ち時間と比較すると、2～10分の短縮が図られており、平成21年度における審査待ち時間短縮に向けた取組が一定の成果を挙げたものと考えられ、所期の事業効果があったものと評価できる。また、その他の地方空港においても、平成20年における年平均最長待ち時間と比較すると、10空港において待ち時間の短縮が図られており、所期の事業効果があったものと評価できる。

## 5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等



(1) 不法滞在者等を生まない社会の構築及び共生社会の実現に向けた取組

新たな在留管理制度の導入に向けた取組及び不法滞在者等対策を引き続き着実に進めていくことで、不法滞在者等を生まない社会の構築及び共生社会の実現に向けて取り組んでいく予定である。

(2) 円滑な出入国審査を実施することによる国際交流の増進

平成21年は、世界同時不況や新型インフルエンザの大流行などが原因となって対年比17.1パーセント減少したという背景があるものの、審査待ち時間の短縮に向けた取組を進めた結果、中部空港においては、目標値である最長待ち時間を年平均で20分以下とすることができた。また、成田、羽田及び関西空港においては、20分以下とすることはできなかったものの、前年平均と比較し2～10分の待ち時間の短縮が図られた。引き続き最長待ち時間を年平均で20分以下に維持できるよう、今後も待ち時間の短縮に有効と考えられる事前旅客情報システム、セカンダリ審査等の効率的な実施、自動化ゲートの積極的な利用の促進を推進していくこととする。また、出入国カードの正確な記入等について、入国審査手続案内要員である審査ブースコンシェルジュの配置の拡大や、航空会社等への周知を徹底することとしている。さらに、上陸審査場が著しく混雑する成田空港第2ターミナルを始めとして主要空港の上陸審査場において、日本人・外国人審査ブースの振分けの見直し等による入国審査官の機動的配置が最適であるかについて更に検証し、その上で入国審査の待ち時間を短縮するために一層の機動的な運用を図っていく予定である。

また、概ね2,000人以上の乗員・乗客が乗船する外航大型客船（クルーズ船）については、船上入国審査を実施することで、当該船舶が我が国の到着港に着岸するまでに審査の大半を終了し、訪日外国人が速やかに上陸できるようにする予定である。

平成19年11月より導入されたバイオ審査について、機器の更新時期にあたる平成24年11月に合わせて、今後のバイオ審査の在り方等について有識者からの意見を踏まえた上で、研究や実証実験を行う調査等を行い、最新の取得・照合技術を活用した機能強化やシステム運用の効率化を図るとともに審査時間の短縮化につなげる予定である。

## 6. 政策評価懇談会の知見の活用

(1) 実施時期

平成22年7月9日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

観光立国の推進のため、個人観光査証の発給の要件が緩和され多くの中国人が来日すると言われていているところ、何らかの不法滞在者対策を講ずる必要があるのではないか。

〔反映内容〕

入国管理局においては、円滑な出入国審査を実施することによる国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会の構築に向け、厳格な出入国審査や不法滞在者の摘発等の取組を着実に実施しているところであり、今後もこれらにより一層励んでいくこととする。

## 7. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）

### 第3-2-① 新たな在留管理制度の創設

「外国人の在留管理に必要な情報を一元的・正確かつ継続的に把握する制度を創設し、的確な在留管理を行う。・・・(以下略)」

- 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日閣議決定）

#### 第2章-1 成長戦略の推進

「国際競争力の高い魅力ある世界有数の観光地の形成，世界からのアクセス抜本改善（(中略) 空港審査待ち時間の短縮等）(以下略)」

- 新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）

#### 2-(4) 観光立国・地域活性化戦略

「訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人，将来的には3,000万人まで伸ばす。」

- 第174回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成22年1月29日）

「訪日外国人を2020年までに2,500万人，さらに3,000万人まで増やすことを目標に，総合的な観光政策を推進します。」

## 8. 備考

評価の過程で使用したデータや文献等

- ・ 「上陸拒否者数の推移」  
作成者：入国管理局審判課 作成時期：平成22年6月  
対象期間：平成17年1月1日～平成21年12月31日  
所 在：入国管理局審判課
- ・ 「退去強制手続を執った入管法違反者数の推移」  
作成者：入国管理局警備課 作成時期：平成22年6月  
対象期間：平成17年1月1日～平成21年12月31日  
所 在：入国管理局警備課
- ・ 「不法残留者数の推移」  
作成者：入国管理局総務課出入国情報管理室 作成時期：平成22年6月  
対象期間：平成18年1月1日～平成22年1月1日  
所 在：入国管理局総務課出入国情報管理室
- ・ 「在留資格取消し件数の推移」  
作成者：入国管理局入国在留課 作成時期：平成22年6月  
対象期間：平成17年1月1日～平成21年12月31日  
所 在：入国管理局入国在留課
- ・ 「主要空港最長審査待ち時間」  
作成者：入国管理局入国在留課 作成時期：平成22年6月  
対象期間：平成19年1月1日～平成21年12月31日  
所 在：入国管理局入国在留課
- ・ 「地方空港最長審査待ち時間」  
作成者：入国管理局入国在留課 作成時期：平成22年6月  
対象期間：平成19年1月1日～平成21年12月31日  
所 在：入国管理局入国在留課

---

※1 「不法滞在者5年半減計画」

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月18日犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、平成16年から平成20年までの5年間で不法滞在者の半減を目標として策定された計画。

※2 「不法残留者数」

我が国の出入国港において上陸が許可された外国人のうち、許可された在留期間が経過した後も在留期間更新等の許可を受けずに我が国に滞在している者の数のことであり、入国管理局において把握している。平成16年1月当時約22万人であった不法残留者は平成21年1月現在約11.3万人となり、5年間で48.5パーセントの削減を実現した。なお、不法滞在者数は不法残留者数に不法入国者数（推定値）を加えたものとなる。

※3 「偽装滞在者」

偽装婚、偽装留学など身分・活動目的を偽り正規在留者を装い我が国で不法に就労等する者。

※4 「事前旅客情報システム（APIS）」

航空機が我が国の空港に到着するまでの間に、航空会社から乗客等の身分事項等の事前提出を受け、迅速かつ厳格な入国審査の実施を実現するもの。

※5 「セカンダリ審査（二次的審査）」

入国審査の際、わずかでも入国目的に疑義があるなど審査に時間を要する旅客を別途の場所で審査し、他の旅客の審査を滞らせないようにするもの。

※6 「配偶者の身分を有する者としての活動」

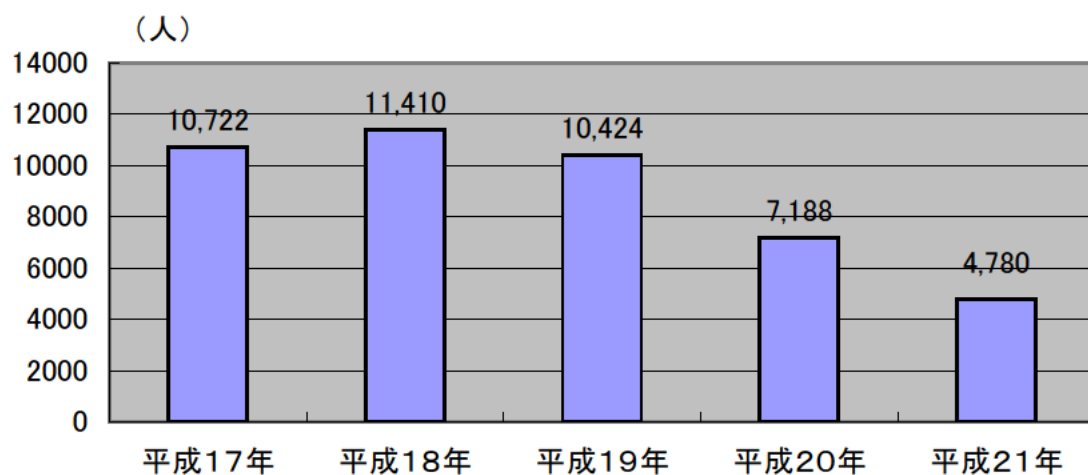
現に婚姻中の者としての活動であり、具体的には、判例において、「両性が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真しな意思をもって共同生活を営むことを本質とする婚姻という特別な身分関係を有する者」としての活動をいうとされている。したがって、法律上の婚姻は継続していても、偽装婚の事案など婚姻の実態が存在しない場合には、「配偶者の身分を有する者としての活動」を行っているということとはできない。

※7 「フォークライン方式」

審査ブースごとに列を作るのではなく、上陸審査場に到着した人から順番に一つの列に並んでもらい、審査が終了して空いたブースに順次進んでもらう方式。

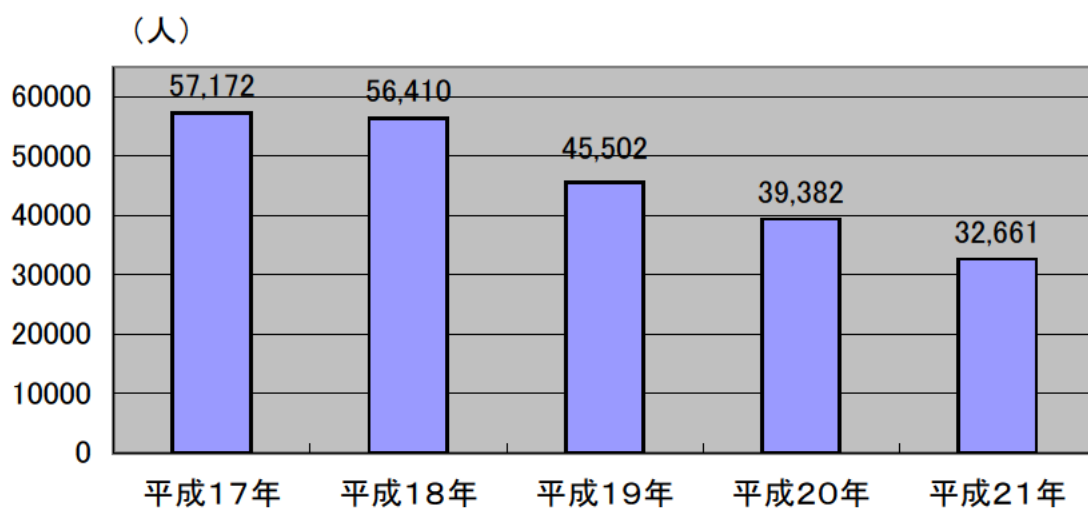
別表1

上陸拒否者数の推移



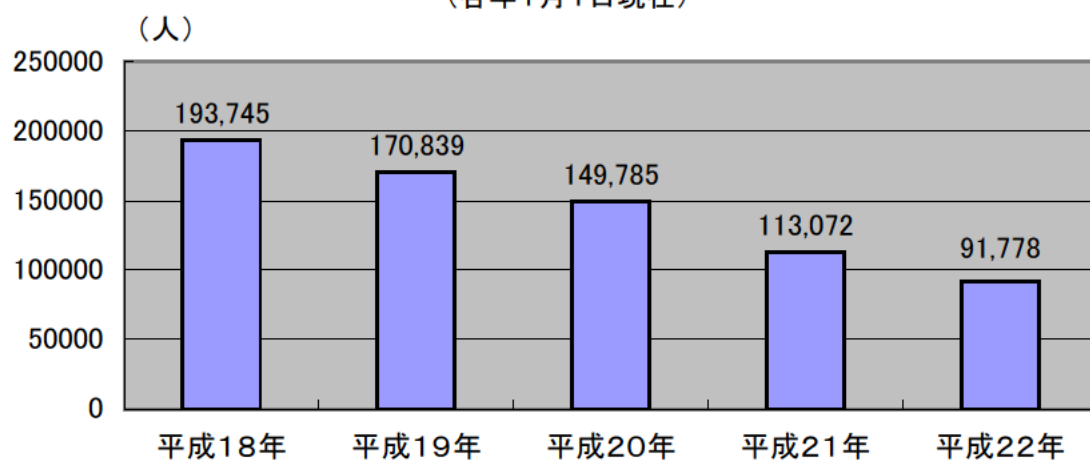
別表2

退去強制手続を執った入管法違反者数の推移



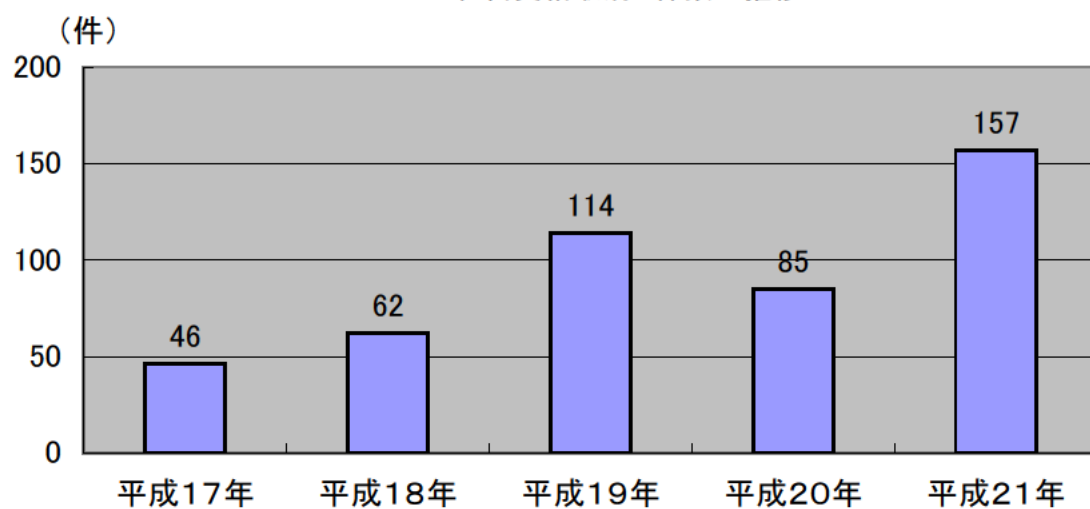
別表3

不法残留者数の推移  
(各年1月1日現在)



別表4

在留資格取消し件数の推移



## 別表5

## 主要空港最長審査待ち時間(分)

	成田1ビル	成田2ビル	中部	関空北	関空南	羽田
平成19年平均	26	30	22	30	26	26
平成20年平均	26	30	26	38	35	28
平成21年1月	16	21	18	21	22	26
2月	15	19	15	22	25	23
3月	18	21	16	27	28	27
4月	22	26	24	28	24	25
5月	18	16	16	19	21	19
6月	18	16	14	21	15	18
7月	26	21	19	32	29	26
8月	31	25	18	33	32	28
9月	29	22	21	28	34	30
10月	26	22	20	35	33	30
11月	23	19	19	33	30	28
12月	22	19	15	40	24	29
平均	22	21	18	28	26	26

(注) フォークラインの最後尾に並んだ外国人が、上陸審査ブースに到達するまでの時間を紙を配布する等して計測し、1日のうちで最も長かった時間を毎日調査・集計した数値の月平均である。

別表6

## 地方空港最長審査待ち時間(分)

	平成19 年平均	平成20 年平均	平成21年												
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
新千歳	18	21	24	17	20	33	33	34	52	51	40	39	41	47	36
函館	18	28	25	29	17	30	37	30	37	35	22	32	30	41	30
旭川	23	29	28	30	23	24	29	32	31	26	29	32	34	42	30
釧路	27	36	31	39	38	50	45	42	44	39	26	41	37	48	40
帯広	27	35	27	29	35	28	24	27	27	-	20	-	55	17	29
女満別	15	33	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26
仙台	22	21	21	19	27	33	29	23	24	25	22	24	22	21	24
福島	33	27	15	17	17	25	23	22	29	18	19	27	18	14	20
秋田	24	23	24	21	16	12	17	20	21	14	17	30	29	41	22
青森	23	26	23	22	23	20	19	20	24	24	26	26	23	32	24
新潟	22	23	22	25	26	26	24	24	25	27	29	28	23	24	25
富山	21	19	17	17	19	36	34	18	22	20	20	24	20	20	22
小松	22	25	22	18	18	26	29	25	28	27	26	31	24	28	25
富士山 静岡	-	-	-	-	-	-	-	38	37	33	27	35	36	38	35
広島	20	17	17	18	22	23	23	23	24	24	24	24	22	23	22
岡山	21	22	18	16	28	38	29	24	31	29	35	34	29	30	28
米子	16	20	15	21	18	25	16	20	22	22	21	23	18	21	20
高松	25	24	21	22	27	25	21	17	22	24	26	21	27	20	23
松山	25	27	23	24	27	28	25	26	26	25	27	23	28	29	26
福岡	14	17	16	15	27	28	28	26	37	41	42	44	38	38	32
北九州	13	27	28	16	22	20	22	26	27	25	24	21	26	30	24
佐賀	35	21	-	-	-	-	-	-	-	-	11	-	-	53	32
長崎	22	17	25	21	29	31	18	15	24	21	20	22	22	20	22
熊本	25	23	25	26	20	24	19	21	25	25	25	20	24	30	24
大分	30	25	25	23	23	25	19	15	21	17	22	21	28	29	22
宮崎	21	19	19	16	18	17	16	14	21	21	22	22	21	25	19
鹿児島	22	19	21	19	22	28	18	14	24	23	21	24	28	31	23
那覇	14	24	19	17	25	23	15	17	21	20	21	18	23	21	20
平均	22	24	22	21	23	27	24	24	28	26	25	27	28	30	26

(注)到着便の最初の乗客に対する審査開始から最後の乗客に対する審査終了までの時間を全便について計測した数値の月平均である。

## 平成21年度事後評価実施結果報告書

### 1. 政策名等

政策名	法務行政における国際化対応・国際協力		
評価対象	法務行政における国際協力の推進		
施策名等	【政策体系上の位置付け：VI-13-(2)】		
施策の基本目標	国際連合に協力して行う研修・研究及び調査，並びに支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し，法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより，国際協力を推進する。		
予算額	平成21年度予算額：184百万円		
評価実施時期	平成22年8月	所管部局	法務総合研究所総務企画部 企画課
評価方式	実績評価方式		

### 2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標1			
取組内容	犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーを実施する。		
指標1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標2	研修への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標3	研修員の研修に対する満足度	目標値等	研修員の満足度の割合80%以上(過去の実績については，別添のとおり)

達成目標2			
取組内容	国連の犯罪防止施策の強化に協力するために国際会議に参加する。		
指標1	国際会議への参加回数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標2	国際会議への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)

達成目標3			
取組内容	開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対して法制度整備支援活動の一環として行う国際研修を実施する。		
指標1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標2	研修への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標3	研修員の研修に対する満足度	目標値等	研修員の満足度の割合80%以上(過去の実績については，別添のとおり)



達成目標 4			
取組内容		法制度整備支援に関し、諸外国の法制等に関する調査研究を実施する。	
指標	1	諸外国への調査職員の派遣件数	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)
指標	2	諸外国からの研究員の招へい人数	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)

達成目標 5			
取組内容		法制度整備支援に関し、支援対象国における積極的かつ効果的な活動を推進するための専門家を派遣する。	
指標	1	専門家の派遣依頼件数に係る対応率	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)
指標	2	専門家の派遣依頼人数に係る対応率	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)

達成目標 6			
取組内容		法制度整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議を開催する。	
指標	1	会議の開催回数	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)
指標	2	会議への参加人数	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)

### 3. 基本的考え方

#### (1) 課題・目的・必要性

アジア等の開発途上国には、汚職のまん延、捜査・裁判等の実務運営の不備により犯罪防止対策が不十分である国や、基本法令の整備や法曹等の人材育成の遅れが円滑な市場経済化を阻害している国が多く見られる。これらの国々から我が国に対する協力・支援のニーズは、ますます高まっている。

このような中、政府の「海外経済協力会議」（平成20年1月30日開催）において、法制度整備支援<sup>\*1</sup>については、同会議が司令塔機能を担い、政府一体となった支援を図ることが合意された。その後、平成21年4月、同会議の下で、重点を置くべき支援対象国や分野を定め、支援方法や支援時期等に関する「法制度整備支援に関する基本方針」が策定された。また、先に我が国が議長を務めた「G8司法・内務大臣会議」（平成20年6月11日～13日開催）において、国際組織犯罪及び国際テロに対抗する効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対する支援（キャパシティ・ビルディング支援）の供与が重要であるとの認識が共有された。その上で、同会議では、「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」が採択されるとともに、総括宣言において、司法制度及び基本法の整備、法曹養成といった司法分野での技術協力の取組の重要性についても強い確信が示されるなど、国際協力に関する国内外での注目度が高まりを見せている。

協力・支援を通じ、アジア等の開発途上国に法の支配と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させることは、その発展に寄与するだけでなく、国際的犯罪への対策強化、

円滑な経済活動の促進等の観点から我が国の国益にも合致する。法務省としても、国際連合に協力して行う刑事司法関係者に対する研修等や、基本法令の起草と法律実務家の育成等の法制度整備支援などを通じて、これらの国々に対して国際協力を積極的に推進していく必要がある。

## (2) 施策の実施方法

法務総合研究所国際連合研修協力部が国際連合と共同で運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（通称「アジ研」）において、刑事司法に関し、主にアジア諸国の実務家を対象とした国際研修・セミナーを実施する。さらに、我が国から国際会議へ参加することにより、国際連合の重要施策である組織犯罪対策や汚職防止対策等の向上に寄与する。

また、同所国際協力部において、支援対象国の立法担当者や法律実務家等に立法や人材育成に関する知識及び手法を習得させることを目的とした国際研修の実施、諸外国の法制等の調査研究の実施、長期・短期専門家の派遣、関係機関との連携強化のために法制度整備支援関係者等が一堂に会する国際専門家会議の開催等の手法を用い、アジア諸国を中心に、基本法令の起草と法律実務家の育成等の法制度整備支援を行う。

## (3) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標の達成状況を測るため、次の達成目標・指標により評価を実施する。

- ア 達成目標1について、諸外国における刑事司法に関する実務家等が実務運用等に資するための知識及び手法を習得させるためには、国際研修・セミナーを開催することが必要である。そこで、国際研修・セミナーの実施件数、参加人数を指標とし、更に内容的な質を確保・確認するため、研修員の満足度も指標として加えた。
- イ 達成目標2について、国際連合の重要施策である組織犯罪対策や汚職防止対策等の向上に寄与するためには、これらに関連する国際会議への参加が不可欠である。そこで、国際会議への参加回数、参加人数を指標とした。
- ウ 達成目標3について、支援対象国の立法担当者や法律実務家等に必要な知識及び手法を習得させるためには、国際研修を開催することが必要である。そこで、国際研修の実施件数、参加人数を指標とし、更に内容的な質を確保・確認するため、研修員の満足度も指標として加えた。
- エ 達成目標4について、諸外国の法制等に関する情報を蓄積することは、法制度整備支援を進めていく上での基盤を強化するものであり、その必要性が高い。そこで、諸外国の法制等に関する調査のための調査職員の派遣件数、研究員の招へい人数を指標とした。
- オ 達成目標5について、支援対象国において専門家が直接活動することにより、支援対象国との円滑な意思疎通を図り、より積極的かつ効果的な活動が可能となる。そこで、専門家の派遣依頼件数に係る対応率、派遣依頼人数に係る対応率を指標とした。
- カ 達成目標6について、法制度整備支援の円滑・効果的な実施を図るためには、法制度整備支援に関わる政府、団体、企業等の関係者や支援対象国の司法関係者の連携・協力関係を醸成することが不可欠である。そこで、関係者を集めた国際専門家会議の開催回数、参加人数を指標とした。

## 4. 評価結果等

### (1) 平成21年度に実施した政策（具体的内容）

#### ア 達成目標1について

次表のとおり、アジア・太平洋地域を中心とした諸国の刑事司法関係者を対象として、国連の重要施策や各国のニーズを踏まえて選定した各主要課題について国際研修・セミナー等を実施し、同諸国の刑事司法関係者の実務運用等に資するための知識及び手法の習得に貢献した。

また、東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーをフィリピンで開催し、同諸国における法の支配と良い統治（グッド・ガバナンス）の確立に向けて取り組んだ。

○平成21年度に実施した研修及び参加国・参加人数

研修名	件数	参加国	人数
-----	----	-----	----

国際研修・セミナー	3	アンティグア・バーブーダ、バングラデシュ、ブータン等	62
国別研修	4	フィリピン、ケニア、中国等	51
汚職防止刑事司法支援研修	1	バングラデシュ、ブータン、カンボジア、エジプト等	23
東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー	1	カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア等	26
計	9		162

平成21年度における国際研修等の実施件数及び参加人数は前年度と同数であった（過去の実施件数及び参加人数は、別添のとおり。）。

また、研修員の研修に対する満足度は、次表の研修員に対するアンケート調査結果のとおり、「全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか」については、「多くの知識を習得することができた」、「習得することができた」が合わせて92.6パーセント、「全体として、刑事関係施設の見学は有益であったか」については、「非常に有益であった」、「有益であった」が合わせて91.9パーセント、「グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか」については、「非常に役立った」、「役立った」が合わせて93.8パーセント、「アジ研の教官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか」については、「非常に有益であった」、「有益であった」が合わせて93.8パーセント、「この研修に参加したことは、自国の刑事司法の発展に有益であったか」については、「非常に有益であった」、「有益であった」が合わせて92.6パーセントとなるなど、研修員から非常に高い評価を受けた（過去のアンケート調査結果は別添のとおり。）。

○研修員アンケート調査結果

質問事項	参加人数 (回答数)	回答区分				
		非常に有益であった。	有益であった。	どちらとも言えない。	あまり有益でなかった。	無回答
全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。	162 (151)	多くの知識を習得することができた。 63.0% (102人)	習得することができた。 29.6% (48人)	どちらとも言えない。 0.6% (1人)	あまり習得できなかった。 0% (0人)	無回答 6.8% (11人)
全体として、刑事関係施設の見学は有益であったか。	136 (129)	非常に有益であった。 74.3% (101人)	有益であった。 17.6% (24人)	どちらとも言えない。 2.9% (4人)	あまり有益でなかった。 0% (0人)	無回答 5.1% (7人)
グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。	162 (152)	非常に役立った。 62.3% (101人)	有益であった。 31.5% (51人)	どちらとも言えない。 0% (0人)	あまり有益でなかった。 0% (0人)	無回答 6.2% (10人)
アジ研教官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。	162 (152)	非常に有益であった。 75.3% (122人)	有益であった。 18.5% (30人)	どちらとも言えない。 0% (0人)	あまり有益でなかった。 0% (0人)	無回答 6.2% (10人)
この研修に参加したことは、自国の刑事司法の発展に有益であったか。	162 (152)	非常に有益であった。 68.5% (111人)	有益であった。 24.1% (39人)	どちらとも言えない。 1.2% (2人)	あまり有益でなかった。 0% (0人)	無回答 6.2% (10人)

※ 東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーでは、刑事関係施設の見学を行っていないため、参加人数は136となる。

アンケートを提出しなかった者については無回答に計上した。

以上のとおり、国際研修等の実施件数及び参加人数は前年度と同数であり、「前年度の実績を維持」したものとして、指標1及び2の目標を達成したと評価できる。また、研修員の研修に対する満足度は90パーセントを超えていることから、「研修員の満足度80%以上」とする指標3の目標を達成したと評価できる。

なお、平成22年度から研修員アンケート調査の回答区分については、「非常に有益であった。」「有益であった。」「どちらとも言えない。」「有益でなかった。」「全く有益でなかった。」で実施する予定である。

イ 達成目標2について

次表のとおり、国際会議に参加し、国連の犯罪防止施策の強化に協力するとともに、組織犯罪対策、第12回国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）の運営、各国のテロ対策及び国連腐敗防止条約に係る技術支援の現状等に関する情報の収集・共有を図った。

○平成21年度に開催された国際会議及び参加人数

開催地	期 間	会 議 名	人数
ウィーン	H21. 4. 14～26	第18回国連犯罪防止刑事司法委員会	3
ローマ	H21. 6. 24～28	国連テロ対策専門家会合	1
バンコク	H21. 6. 30～7. 5	第12回国連犯罪防止刑事司法会議に関するアジア地域準備会合	3
ケルマイヨール	H21. 12. 9～14	国連犯罪防止刑事司法（プログラムネットワーク）機関間調整会議	1
計		(4回)	8

国際会議への参加回数は、「第12回国連犯罪防止刑事司法会議に関するアジア地域準備会合」が開催されたため、前年度と比べ1回増となり、参加人数も前年度比4名増となった（過去の参加回数及び参加人数については、別添のとおり。）。

以上のとおり、参加回数及び参加人数ともに前年度より増加していることから、「前年度の実績を維持」したものとして、指標1及び2の目標を達成したと評価できる。

ウ 達成目標3について

次表のとおり支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ベトナム、カンボジア、中国、インドネシア、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、カザフスタン及び韓国の9か国から司法省職員、裁判官、検察官、弁護士等を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草や法曹養成などをテーマとした研修を実施した。研修では、講義、研修員の発表、質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。

○研修実施件数及び参加人数

招へい国	研修テーマ	件数	参加人数
ベトナム等 9か国	裁判実務の改善、法曹養成、不動産登記制度、権利侵害責任法、民事訴訟法・仲裁法の改善、和解・調停制度強化、企業法制の比較研究等	12回	100人

国際研修の実施件数は、前年度から1回増となったが、参加人数は前年度比14名減となった（過去の実施件数及び参加人数は別添のとおり。）。

また、参加した研修員に対するアンケート調査結果では、新しい知識の習得度についての質問回答については、「多くの知識を習得できた」、「習得できた」が合わせて99.0パーセント、研修の有効性についての質問回答については、「大変有意義であった」、「有意義であった」が合わせて100パーセントとなっているなど、研修員からは高い評価を受けた（過去のアンケート調査結果は別添のとおり。）。

○研修員アンケート調査結果

質問事項	回 答 区 分				
	多くの知識を習得できた	習得できた	どちらとも言えない	習得できなかった	全く習得できなかった
新しい知識を習得したか。					

	74.0% (74人)	25.0% (25人)	0.0% (0人)	1.0% (1人)	0.0% (0人)
研修が有意義であったか。	大変有意義であった	有意義であった	どちらとも言えない	有意義でなかった	全く有意義でなかった
	86.0% (86人)	14.0% (14人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)

以上のとおり、実施件数は前年度を上回っており、参加人数については前年度より減少したが、これは対象国の国内事情等により当初の予定から参加人数が減少したものであり、「前年度の実績を維持」するとした指標1及び2の目標は達成できたものと評価できる。また、研修員の研修に対する満足度は80パーセントを超えており、「研修員の満足度80%以上」とする指標3の目標を達成したものと評価できる。

エ 達成目標4について

次表のとおりラオス、ベトナム、カンボジア及び中国に対し調査職員を派遣した。内容を見ると、例えば、ラオス政府からの技術協力プロジェクト（司法学校人材育成能力強化プロジェクト）要請を受け、ラオスにおける法・司法分野の人材養成に関するニーズや課題、どのような協力が有効であるかなどの情報収集を行った。さらに、この情報を踏まえて、支援の対象及び内容、協力のアプローチ等を明確化・具体化するなど、ラオスの法制度及び法制度整備支援状況について調査を実施した。その結果、ラオス政府の要請に応じるために、国際研修を含む今後の法制度整備支援の計画立案等に必要な情報を得ることができ、法制度整備支援を推進する上での基盤強化に寄与することができた。

○調査職員派遣先及びその目的

対象国	派遣期間	目的
ラオス	21.5.24 ～ 21.6.4	ラオス現地調査（法制度整備実施に関する現状調査）
ベトナム	21.9.23 ～ 21.9.26	ベトナム現地調査（司法制度及びその運用調査）
カンボジア	22.3.2 ～ 22.3.6	カンボジア中間評価（裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト[フェーズ2]中間レビュー調査等）
ラオス	22.3.9 ～ 22.3.18	ラオス現地調査（法制度整備支援プロジェクト準備調査）
中国	22.3.21 ～ 22.3.23	中国現地セミナー（中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト現地セミナー調査）

また、次表のとおりイギリス、ベトナム、韓国、ネパール、中国、タイ及びインドネシアの7か国から研究員13名を招へいた。具体的には、イギリスから長年複数の国際機関等において法制度整備支援に取り組んできた専門家弁護士1名を招へいし、その活動経験についての講演及び今後のアジア諸国に対する法制度整備支援の在り方について情報交換を行った。また、ベトナムから最高人民検察院経済・公職関連事件部検事ほか1名を招へいし、ベトナムの司法制度改革の現状と問題点、ベトナム刑事訴訟法改正の動向等をテーマに情報交換を行った。さらに、中国から清華大学法学院教授1名を招へいし、中国国際私法・国際民事訴訟法の改正課題や日中国際私法・国際民事訴訟法の異同についての講演を実施するなどした。その結果、今後の支援対象国に対する有効で適切な法制度整備支援に資する情報を得ることができた。

○研究員招へい対象国、その目的及び人数

対象国等	期間	目的	人数
------	----	----	----

イギリス	21. 8. 28 ~ 21. 8. 31	法制度整備支援に携わる人材育成強化及び関係諸機関との連携強化に関するシンポジウムでの基調講演	1名
ベトナム	21. 10. 19 ~ 21. 10. 23	ベトナムの司法制度改革の現状と問題、ベトナム刑事訴訟法改正の動向等に関する情報収集及び今後のベトナム最高人民検察院に対する支援に関する情報交換	2名
韓国	22. 1. 21 ~ 22. 1. 23	第11回法整備支援連絡会での基調講演	1名
ネパール	22. 1. 21 ~ 22. 1. 23	第11回法整備支援連絡会での基調講演	2名
中国	22. 2. 21 ~ 22. 2. 26	中国国際私法・国際民事訴訟法制研究及びその基礎情報の調査	1名
韓国	22. 3. 15 ~ 22. 3. 17	国際民商事法金沢セミナー「アジアにおける事業展開に伴う法務上の問題点」参加	1名
タイ	22. 3. 15 ~ 22. 3. 17	国際民商事法金沢セミナー「アジアにおける事業展開に伴う法務上の問題点」参加	1名
ベトナム	22. 3. 15 ~ 22. 3. 17	国際民商事法金沢セミナー「アジアにおける事業展開に伴う法務上の問題点」参加	1名
インドネシア	22. 3. 23 ~ 22. 3. 27	インドネシア和解・調停制度の運用及び司法制度改革に関して、今後のインドネシア最高裁判所に対する支援に関する協議	3名

調査職員の派遣件数は前年度比2件、研究員の招へい人数は前年度比5名それぞれ、増加した（過去の派遣件数、招へい人数は別添のとおり。）。

以上のとおり、派遣件数及び招へい人数は、前年度より増加しており、「前年度の実績を維持」するものとした、指標1及び2の目標を達成したと評価できる。

オ 達成目標5について

次表のとおりベトナムに2名の教官をJICA<sup>\*\*2</sup>長期専門家として派遣し、現地に常駐して支援内容の企画・立案・調整、相手国に対する各種助言等を行った。さらに、JICA短期専門家として他の教官も現地セミナーの講師等の業務に従事した。

○JICA長期・短期専門家派遣先及びその目的

対象国	派遣期間	目的
ベトナム	19. 4. 1 ~ 22. 3. 31	法・司法制度改革支援
	21. 4. 1 ~ 23. 3. 31	
中国	21. 5. 4 ~ 21. 5. 7	現地セミナー（民事訴訟法）
カンボジア	21. 6. 21 ~ 21. 6. 28	現地セミナー（民事教育改善指導 [物権, 抵当権]）
中国	21. 7. 19 ~ 21. 7. 22	現地セミナー（権利侵害責任法）
カンボジア	21. 8. 2 ~ 21. 8. 9	現地セミナー（民事教育改善指導 [民法]）
カンボジア	21. 12. 7 ~ 21. 12. 25	現地セミナー（民事教育改善指導 [模擬裁判]）
カンボジア	22. 3. 8 ~ 22. 3. 13	現地セミナー（民事教育改善指導 [既判力, 共同訴訟]）
中国	22. 3. 21 ~ 22. 3. 24	現地セミナー（中国国際私法）

JICAからの専門家の派遣依頼についてはすべて対応し、派遣依頼件数に係る対応率は100パーセントであった。また、JICAから派遣依頼のあった専門家の人数についても依頼どおりの人数を派遣し、派遣依頼人数に係る対応率は100パーセントであった（過去の派遣依頼件数に係る対応率及び派遣人数に係る対応率は別添のとおり）。

以上のとおり、派遣依頼件数に係る対応率及び派遣依頼人数に係る対応率は前年度と同じ100パーセントであることから、「前年度実績を維持」との指標1及び2の目標を達成したと評価できる。

カ 達成目標6について

次表のとおり法整備支援連絡会を開催した。同連絡会では、韓国法制研究院長が「韓国による開発途上国への法整備支援活動」について、また、ネパール最高裁判所判事が「ネパールの法整備・司法改革に必要な諸外国からの技術支援」についての講演を行った。その後、今後の法制度整備支援に携わる人材の育成及び法制度整備支援における多国間協力の在り方について、国内外の法制度整備支援関係機関からの出席者によるパネルディスカッションを行い、活発な意見、情報交換が行われた。その結果、今後の法制度整備支援活動の各関係機関間の協力・連携の必要性を再認識するに至った。

○法整備支援連絡会

会議名	法整備支援連絡会
開催日	平成22年1月22日(金)
開催場所	大阪会場 法務総合研究所国際協力部国際会議室(大阪中之島合同庁舎2階)(本会場) 東京会場 法務総合研究所3階共用会議室(テレビ会議システムで接続)
概要	法務省、JICA、最高裁判所、日弁連、大学教授等の我が国の法制度整備支援関係機関の関係者が一堂に会し、「法整備支援に携わる人材の育成」、「法整備支援における多国間協力の展望」をテーマとしたパネルディスカッションを行い、比較的新しく法整備支援に参入しようとしている韓国の同国法制研究院長及び多くの国からの法整備支援を必要としているネパールの最高裁判所判事が講演を行った。
参加人員	109名

会議の開催回数は前年度と同じく1回であるが、会議の参加人数は前年度比12名減となった（過去の会議の開催回数及び参加人数は別添のとおり）。

以上のとおり、会議の開催回数は前年度と変わらず、会議の参加人数は前年度をわずかに下回ってはいるが、これは、同会議の参加者を、国内の法制度整備支援関係機関の関係者のみならず、広く一般からも募集しており、一般の参加人数が減少したものであり、「前年度実績を維持」との指標1及び2の目標は達成できたものと評価できる。

(2) 必要性

国際連合に協力して行う研究・研修及び調査（達成目標1及び同2関係）と支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究（達成目標3ないし同6関係）は、それぞれの目的や実施手法等が異なることから、前者と後者を分けて評価を行う（以下、効率性、有効性についても同じ）。

ア 国民や社会のニーズ

[達成目標1及び同2について]

国際組織犯罪や汚職といった社会に深刻な影響を及ぼす犯罪の抑制及び刑事司法の運営の適正化・効率化は、刑事司法制度が脆弱な開発途上国において重大な関心事となっている。そのため、これらの国から、刑事司法制度分野において先進的な知見を有する我が国に対する支援要請はますます高まっている。また、開発途上国に対するキャパシティ・ビルディング支援は、国連を含む国際社会から強く要請されており、



平成20年6月には「G8司法・内務大臣会議」において、「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」が採択されている。同宣言においては、G8司法・内務担当閣僚の総意として、「司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援」の継続と質的向上を約束している。さらに、国際社会で重要な地位を占めるのみならず、同会議において議長国を務めた我が国としては、これを確実に実践していく責務がある。

[達成目標3ないし同6について]

現在、国内において、複数の大学で法制度整備支援に関する講義科目が設定され、かつ将来法制度整備支援に関わることを希望する学生が増えるなど、これまでになく高い関心が集まっている。また、学界では法制度整備支援に関する様々な研究活動が活発化している。さらに、政府においても、平成20年1月30日の第13回海外経済協力会議において、海外経済協力の重要分野の一つとして法制度整備支援を戦略的に進めていくべき旨が合意されたことから、平成21年4月に法制度整備支援に関する基本方針が策定された。その後、同年4月22日の第21回海外経済協力会議において、同基本方針が報告され了承されたことから、我が国の国際協力・国際貢献としての法制度整備支援をより一層充実していくことが求められている。このような状況の下、我が国は今後一層法制度整備支援を積極的に推進していく必要がある。

## イ 国が行う必要性

[達成目標1及び同2について]

我が国は、国連との間において「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」(昭和36年条約第4号)を締結している。その内容は、国連アジア極東犯罪防止研修所を国連と共同で設置運営し、刑事司法分野における国際研修等の機会を恒常的に提供するものであり、我が国は、この国際社会に対する約束に基づき研修等を提供すべき責務を負っている。

また、刑事司法は国家体制の基礎であって、国家のみがこれに関する権限を行使し得る。したがって、刑事司法分野における開発途上国の能力強化及び国際協力の推進も、刑事司法制度分野において先進的な知見を有し、かつ、国連を始め海外諸機関との強固なネットワークを構築している国連アジア極東犯罪防止研修所において実施する必要がある。

[達成目標3ないし同6について]

法制度整備支援は、アジア地域の開発途上国が、その経済発展を図り、豊かで安定した社会を築き上げるため、経済活動の基盤となる近代的な法制度を整備し、法の支配を確立することを目的としており、国際社会全体の平和と安全に重要な意味を持つものである。国際社会の平和と安全に貢献することは、国際社会の一員としての我が国の義務であり、JICA等の関係機関や多くの学者、法律実務家等の協力を得ながら、法制度整備支援の専門組織である法務省法務総合研究所において行う必要がある。

## ウ 現時点で優先して行う緊急性

[達成目標1及び同2について]

国連アジア極東犯罪防止研修所は、国連との間の協定(昭和36年条約第4号)に基づき、研修等を実施する目的で設置された機関であり、研修等の実施は国際法上我が国に課せられた義務である。

また、平成20年6月に東京で開催された「G8司法・内務大臣会議」において、「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」が採択された。我が国を含むG8各国が、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、キャパシティ・ビルディング支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束していることから、各施策を優先的に実施する必要がある。

[達成目標3ないし同6について]

開発途上国に対する法制度整備支援は、上記「G8司法・内務大臣会議」において、その重要性が再認識され、今後も協調して取り組むことが共通認識とされている。ま



た、前記のとおり平成21年4月22日に政府も第21回海外経済協力会議で「法制度整備支援に関する基本方針」を報告し了承されたところであり、我が国の重要かつ喫緊の課題として法制度整備支援をはじめとする国際貢献に積極的に取り組む必要がある。

### (3) 効率性（効果とコスト）

〔達成目標1及び同2について〕

刑事司法分野における開発途上国の能力強化及び国際協力の推進のためには各国の現状や問題点を国際的な視点を含めて把握する必要がある。そのためには国際研修・セミナーに多数の開発途上国の参加を得て、それらが一堂に会して主要課題に対する議論を行うことが効率的である。この点、国際研修・セミナーでは、開発途上国を中心に合計で43か国から162名もの参加を得て活発な議論が行われ、各国の現状や問題点を効率的に把握することができた。

また、研修効果を高めるためには、質の高い内容の研修を行い、研修員の研修に対する満足度を高めることが効率的である。この点、国際研修・セミナーでは、国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知名度を利用して、トップクラスの海外専門家を招へいして講義を行うなど、質の高い内容の研修を行った。また、参加した研修員からも上記のとおり、90パーセントを超える高い満足度が得られており、効率的に研修効果を高めたものと考えられる。

さらに、国連を始めとする国際機関及び外国政府関係者とのネットワークを拡大することは、今後の研修運営に役立つほか、我が国の刑事司法運営上の貴重な資産となる。そのため、重要な国際会議に積極的に参加することが効率的である。平成21年度において参加した4つの国際会議は、いずれも国連主催の犯罪防止に関する重要な会議であり、会議に参加することにより効率的に人的ネットワークを拡充することができた。

以上のことを踏まえると、費用に見合った効果を挙げることができたと考える。

〔達成目標3ないし同6について〕

対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定し、短期・長期専門家の派遣、本邦及び現地における研修・セミナーの開催、国際専門家会議の開催、学者や法律実務家等によるサポートなど多様な手法を有機的に組み合わせて、効率的な手法による支援を実施した。その結果、平成21年6月にベトナムにおいて、我が国が起草支援を行った国家賠償法が同国の国会で可決成立、また、同年12月には中国において、権利侵害責任法（不法行為法）の改正法が成立するなどの大きな成果を収めており、費用に見合った効果を挙げることができたと考える。

### (4) 有効性

#### ア 手段の妥当性

〔達成目標1及び同2について〕

可能な限り多くの国の実情に基づく比較検討を行い、かつ、ネットワークを拡大・強化するためには、集団研修方式は妥当なものといえる。そして、我が国の先進的な実務運用を紹介するためには、本邦において研修を行うことが適当である。

また、国連アジア極東犯罪防止研修所が有する知見を発信するとともに、最新情報を収集・共有し、国連を始めとする国際機関、あるいは外国政府関係者との人的ネットワークを強化するためには、国際会議に直接参加して意見交換を行うことが極めて有効である。

〔達成目標3ないし同6について〕

法務省法務総合研究所で行う法制度整備支援は、相手国の立法・司法関係者と対話や協議を行い、他国や国際機関等の支援との調整・協力にも留意している。また、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、その相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行うものである。したがって、法制度整備支援は、支援の成果である法律や制度を支援対象国に根付かせるための妥当な手段であると考えられる。

#### イ 所期の事業効果の発現状況

〔達成目標1及び同2について〕

国際研修・セミナーの参加者の満足度は、上記のとおり、90パーセントを超えてお

り、非常に有効であったと考えられる。

東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーでは、同地域内の各国が今後取り組むべき課題を示す勧告を採択した。そのほか、共催機関であるフィリピン司法省及び国連薬物・犯罪事務所東アジア太平洋地域センターとの間で緊密な関係を構築することができ、有効であったと考えられる。

国際会議に参加することで得られた情報や人的ネットワークは、今後の国際研修等の遂行に活用できるとともに、我が国の犯罪捜査・訴追における国際協力の促進にも役立っており、有効であったと考えられる。

[達成目標3ないし同6について]

国際研修の参加者の満足度は、上記のとおり、80パーセントを超えており、有効であったと考えられる。

ベトナム、カンボジア等の支援対象国のニーズに応える形で実施する国際研修の参加者や国際会議の招へい研究員は、各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者である。適切な対象者に研修等を実施したことにより、前記のとおり、ベトナムにおいて平成21年6月に我が国が起草支援をした国家賠償法が同国の国会で可決成立、また、同年12月には中国において、権利侵害責任法（不法行為法）の改正法が成立するなどした。このように、研修、研究の成果は、各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映されている。

また、これらの施策の実施により、基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、支援対象国の市場経済の発展等に寄与するものと考えられる。さらに、我が国と支援対象国との信頼の醸成、ひいては我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、有効であったと考えられる。

## 5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

上記のとおり、各施策の必要性、効率性及び有効性とも認められることから、今回の評価結果を今後の政策へ次のとおり反映させていきたい。

[達成目標1及び同2について]

国連との協定や「G8司法・内務大臣会議」の結果も踏まえ、今後とも、本施策を継続実施していくこととする。

なお、参加国や主要課題の選定に当たっては、国連の重要施策や開発途上国のニーズの反映に引き続き努めることとする。

また、刑事司法分野における国際協力推進の礎として、本施策を継続実施し、国際会議に積極的に参加し、最新情報の収集・共有及び人的ネットワークの拡充に努めることとする。

[達成目標3ないし同6について]

平成20年1月30日の第13回海外経済協力会議において、法制度整備支援を経済協力の重要分野の一つとして位置づけることが決定された。これを受けて、政府においても、平成21年4月「法制度整備支援に関する基本方針」が決定され、同年4月22日の第21回海外経済協力会議において、同基本方針が報告され了承されており、法制度整備支援により積極的に取り組むことが求められていることから、引き続き本施策を推進する。

## 6. 政策評価懇談会の知見の活用

### (1) 実施時期

平成22年7月9日

### (2) 実施方法

会議

### (3) 意見及び反映内容の概要

意見なし。

## 7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 我が国法制度整備支援に関する基本的考え方（平成20年1月30日第13回海外経済協力

#### 会議合意事項)

「法制度整備支援は、自由、民主主義等普遍的価値観の共有による途上国への法の支配の定着、途上国の持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、我が国の経験・制度の共有と我が国との経済連携強化の点で大きな意義を有する支援であり、海外経済協力の重要分野の一つとして、戦略的に進めていくべきである。」

#### ○ 法制度整備支援に関する基本方針（平成21年4月22日第21回海外経済協力会議）

「世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。」

#### ○ G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）

「我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。」

#### ○ キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）

「司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的な重要性にかんがみ、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。」

## 8. 備考

### 評価の過程で使用したアンケート調査等

- ・ 研修員アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協力部において保管している。

---

#### ※1 「法制度整備支援」

開発途上国や市場経済への移行を進める旧共産圏の国などに対して、それらの国々が進める法律の起草や法律家の育成など法制度の整備を支援すること。

#### ※2 「JICA」

独立行政法人国際協力機構

【達成目標 1 関係】

○刑事司法関係者に対する国際研修・セミナーの実施件数及び参加人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1 実施件数	9	9	9	9	9	9
2 参加人数	168	178	187	168	162	162

○研修員アンケート調査結果

指標	平成20年度	平成21年度
研修参加人数	162	162

質問	回答区分	平成20年度	平成21年度
全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。※1	多くの知識を習得することができた。	49.4%	63.0%
	習得することができた。	39.9%	29.6%
	どちらとも言えない。	2.7%	0.6%
	あまり習得できなかった。	1.1%	0.0%
	無回答	6.9%	6.8%

※1 平成20年度は、「各種講義を通じて新しい知識を習得することができたか。」との質問を行った。

質問	回答区分	平成20年度	平成21年度
全体として、刑事施設関係施設の見学は有益であったか。※2	非常に有益であった。	58.2%	74.3%
	有益であった。	28.1%	17.6%
	どちらとも言えない。	3.0%	2.9%
	あまり有益ではなかった。	0.2%	0.0%
	無回答	10.5%	5.1%

※2 平成20年度は、「刑事関係施設の見学は有益であったか。」との質問を行った。

質問	回答区分	平成20年度	平成21年度
グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。	非常に役立った。	40.2%	62.3%
	有益であった。	43.3%	31.5%
	どちらとも言えない。	3.0%	0.0%
	あまり有益ではなかった。	0.4%	0.0%
	無回答	13.1%	6.2%
アジ研教官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。	非常に有益であった。		75.3%
	有益であった。		18.5%
	どちらとも言えない。		0.0%
	あまり有益ではなかった。		0.0%
	無回答		6.2%
この研修に参加したことは、自国の刑事司法の発展に有益であったか。	非常に有益であった。		68.5%
	有益であった。		24.1%
	どちらとも言えない。		1.2%
	あまり有益ではなかった。		0.0%
	無回答		6.2%

【達成目標 2 関係】

○国際会議への参加回数及び参加人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1 参加回数	1	1	1	3	3	4
2 参加人数	2	2	2	5	4	8

## 【達成目標 3 関係】

## ○法制度整備支援活動の一環として行う国際研修の実施件数及び参加人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1 実施件数	8	10	10	7	11	12
2 参加人数	97	95	75	72	114	100

## ○研修員アンケート調査結果

指標	平成20年度	平成21年度
研修参加人数	114	100
アンケート回収数	114	100
アンケート回収率	100.0%	100.0%

質問	回答区分※3	平成20年度	平成21年度
新しい知識を習得したか	今後の役に立つ多くの知識を習得できた	72.8%	
	多くの知識を習得できた	23.7%	74.0%
	習得できた	2.6%	25.0%
	どちらとも言えない		0.0%
	あまり習得できなかった	0.9%	
	習得できなかった		1.0%
	全く習得できなかった		0.0%
研修が有意義であったか	大変有意義であった	86.8%	86.0%
	概ね有意義であった	13.2%	
	有意義であった		14.0%
	どちらとも言えない	0.0%	0.0%
	あまり参考にならなかった	0.0%	
	有意義でなかった		0.0%
	全く有意義でなかった		0.0%

※3 平成20年度と平成21年度とでは、回答区分が異なっている。

## 【達成目標 4 関係】

## ○調査職員の派遣件数及び研究員の招へい人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1 派遣件数	1	1	2	4	3	5
2 招へい人数	5	8	9	9	8	13

## 【達成目標 5 関係】

## ○専門家派遣依頼の対応率

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
1 派遣依頼件数に係る対応率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	依頼件数※4	8	10	11	9	4	9
	派遣件数※4	8	10	11	9	4	9
2 派遣依頼人数に係る対応率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	依頼人数※5	8	10	11	9	3	11
	派遣人数※5	8	10	11	9	3	11

※4 依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。

※5 依頼人数、派遣人数は、延べ人数である。

## 【達成目標 6 関係】

## ○国際専門家会議の開催回数及び参加人数

指標	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1 開催回数	1	1	1	1	1	1
2 参加人数	102	84	100	105	121	109

# 平成21年度成果重視事業実施結果報告書

## 1. 事業名及び関連政策

### (1) 事業名等

事業名	登記情報システム再構築事業
評価実施時期	平成24年度（平成22年度は中間報告）
所管部局	民事局総務課
評価方式	実績評価方式

### (2) 関連政策（事業の基本計画上の位置付け）

政策名	国民の財産や身分関係の保護
施策名等	登記事務の適正円滑な処理 【政策体系上の位置付け：Ⅲ－9－（1）】
上記施策の 基本目標	登記事務におけるシステムの見直し等により，事務処理の効率化，システム関係経費の削減を図るとともに，国民の利便性を向上させる。
予算額	平成21年度予算額：38,007百万円

## 2. 課題・目的・必要性

現在の登記情報システムはメインフレーム<sup>\*1</sup>を中心とし，特定メーカー製のハード・ソフトで構築されているため，オープン市場で安価なハード・ソフトを選択できず，新たな情報処理技術の活用も困難な状況にある。そこで，柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高いシステムへ移行することにより，行政サービスの向上とコスト削減を図る必要がある。

また，登記情報の電子化によるメリットを最大限に活用し，窓口に出向くことなく自宅等から登記申請及び登記事項証明書等送付請求が可能となるオンライン申請システムを導入することにより，インターネットを利用した各種申請・届出手続のオンライン化を推進し，国民の負担軽減，利便性の向上を図る。

なお，本事業のうち，平成19年度末までに，全国の登記情報の電子化を完了している。また，平成20年度末までに，全国の登記所に対してオンライン申請をすることが可能となっている。

## 3. 目標の内容等

### (1) 達成目標

登記情報システムの運用経費を削減する。

#### 【事業実施期間】

平成18年度から平成22年度

#### 【目標値等】

平成23年度における登記情報システムの運用経費を，平成15年度の同経費と比較して，約130億円削減する。

年 度	平成15年度 (基準年度)	平成23年度 (達成年度)
運 用 経 費	約366億円	
目標値(削減額)		約130億円

○平成15年度と比較する理由

本事業は、平成18年度から成果重視事業として進められているが、登記情報システムの最適化計画を策定するに当たり、本格的に再構築が開始された平成16年度の直前の年度である平成15年度を基準として、効果の算出を行ったためである。

## (2) 目標設定の考え方

「登記情報システム業務・システム最適化計画」（平成16年11月19日法務省情報化統括責任者（CIO）決定、平成19年11月7日法務省情報化推進会議改定）に従って、平成22年度末までによりコストパフォーマンスの高い新たなシステム（以下「次期システム」という。）に切り替えることにより、運用経費の削減が見込めるとの考えから、達成目標を設定した。

## (3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

### 【判定】

A（達成）

### 【判定方法】

平成22年度末までに次期システムへの移行が完了することから、平成23年度における登記情報システムの運用経費が、平成15年度と同経費と比較して、約130億円削減されれば達成とする。

本事業は、「登記情報システム業務・システム最適化計画」に基づき実施されており、平成20年度から平成22年度までにおいては、全国の登記所数に対する次期システムへの切替登記所数の割合について、各年度ごとに目標値を設定していることから、当該目標値に対する進捗状況（割合）により判定する。

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (達成年度)
目標値	約30%	約60%	100%
実 績	9%	67%	

※平成19年度までは開発期間中であるため、目標値等は設定していない。

### 【基準】

ランク	進捗状況（割合）	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

## (4) 手段と目標の因果関係

現在の登記情報システムから、より柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高い次期システムへ移行することにより、新たな情報処理技術の導入による行政サービスを向上させるとともに、運用経費の削減を図る。

## 4. 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

### 【予算執行の効率化・弾力化措置】

国庫債務負担行為<sup>\*2</sup>，目の大括り化<sup>\*3</sup>

### 【上記措置による効果】

国庫債務負担行為及び目の大括り化の導入によって、このような措置がない場合と比

較してライフサイクルベースでの合理的な価格による調達が可能となった。

## 5. 評価結果等

### (1) 平成21年度に実施した政策（具体的内容）

「登記情報システム業務・システム最適化計画」に従って、次期システムへの切替えを行った。その結果、平成21年度における切替登記所数は、461庁中307庁（登記所数は平成22年4月1日現在）であったことから、最終目標値に対する進捗状況（割合）は67パーセントであり、平成21年度の目標値（約60パーセント）を達成した。

なお、平成22年度においては、全登記所において次期システムへの切替えを完了する予定であり、最終目標値（100パーセント）を達成できる見込みである。

### (2) 必要性

#### ア 国民や社会のニーズ

現行システムは、メインフレームと呼ばれる当時の最も標準的なコンピュータを利用して開発されたものである。開発者独自のオペレーションシステムを搭載しているために、これまで運用・保守業務を当該開発者である特定の事業者依存してきた。

一方で、これまでの技術革新の結果、情報システム基盤の動向はメインフレームで構成されたシステムから、ハード・ソフトともオープン化・標準化されたオープンプラットフォームで構成されたオープンシステム<sup>\*4</sup>へと変化し、その信頼性の向上も図られつつある。

このため、登記情報システムについてもオープンシステムへ移行することにより、行政サービスの向上及びコスト削減を行う必要があった。

本事業は、これらの背景を踏まえて実施しており、国民や社会のニーズに合致している。

#### イ 国が行う必要性

不動産の現況と権利関係を登記簿に記録して公示する不動産登記制度、会社・法人について、その存在を明確にするために一定事項を登記簿に記録して公示する商業・法人登記制度は、国民の権利・義務を直接規律するとともに、司法紛争の解決のために重要な役割を担っている。これらの制度は、我が国経済においてなくてはならない制度基盤である。登記情報システムは、同制度の根幹に関わるシステムであることから、本事業は同制度を所管する法務省が行う必要がある。

#### ウ 現時点で優先して行う緊急性

電子政府推進計画（平成18年8月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成19年8月24日及び平成20年12月25日一部改定）において、最適化対象の業務・システムについては可能な限り早期に最適化の効果を発現することが求められている。

本事業を行わなければ、特定の事業者依存しないオープンシステムへの移行が困難となり、特定の事業者依存しないハード及びソフトを調達するための調達方法を見直すこと（随意契約から一般競争入札への移行）ができないことから、コストの低減が実現できない。

このため、「登記情報システムの業務・システム最適化計画」に基づき、平成22年度末までにオープンシステムへの移行を完了する必要がある。

### (3) 効率性（効果とコスト）



本事業については、「登記情報システム業務・システム最適化計画」に基づき、単にメインフレームをオープンシステムに置き換えるだけではなく、システムの設置箇所数を削減するなど、コストが過大とならないように実施している。

#### (4) 有効性

##### ア 手段の妥当性

メインフレームの技術を利用した現行システムは、信頼性は高いものの、柔軟性・拡張性は低く、運用・保守を特定の事業者依存せざるを得ない。

本事業により、オープンシステムへの移行を行い、随意契約から一般競争入札への移行等の調達方法の見直しを実施することで、柔軟性・拡張性の向上及び費用の削減を実現することができる。

このため、「登記情報システムの業務・システム最適化計画」に基づくオープンシステムへの移行は、目的を達成するための手段として妥当である。

##### イ 所期の事業効果の発現状況

平成21年度において次期システムへの切替を完了した登記所数は、461庁中307庁(登記所数は平成22年4月1日現在)であったことから、最終目標値に対する進捗状況(割合)は67パーセントであり、平成21年度の目標値(約60パーセント)を達成した。

なお、平成22年度においては、全登記所において次期システムへの切替を完了する予定であり、所期の事業効果を実現することができる見込みである。

## 6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

### (目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策)

現時点においては、次期システムへの切替えにおいて特段の問題及び課題等は存在しないことから、引き続き最適化計画を踏まえ、これに沿った本施策を実施していく予定である。

## 7. 政策評価懇談会の知見の活用

### (1) 実施時期

平成22年7月9日

### (2) 実施方法

会議

### (3) 意見及び反映内容の概要

意見なし。

## 8. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 電子政府推進計画(平成18年8月31日決定、平成20年12月25日一部改定)

## 9. 備考

評価の過程で使用したデータや文献等

- ・ 「次期システム切替登記所数」

作成者：民事局総務課 作成時期：平成22年4月

対象期間：平成20年4月1日～平成22年3月31日

所 在：民事局総務課

---

※1 「メインフレーム」

情報処理を高速で処理する大型コンピュータのことをいう。汎用コンピュータともいう。

※2 「国庫債務負担行為」

成果重視事業においては、政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じた予算執行の弾力化が行われている。

国の予算は、原則として1会計年度に限られているが、「国庫債務負担行為」とは、数年にわたり効力が継続する債務の負担権限について、あらかじめ予算をもって国会の議決を経て、債務を負担する行為をなすことができる制度である。

※3 「目の大括り化」

歳出予算は、その性質に従って「項」及び「目」に区分されている。「目の大括り化」は、あらかじめ複数の「目」を一つの「目」に括ることにより、予算執行の弾力化を図るものである。

※4 「オープンシステム」

様々なメーカーのソフトウェアやハードウェアを組み合わせて構築されたコンピュータシステムをいう。

# 平成21年度成果重視事業実施結果報告書

## 1. 事業名及び関連政策

### (1) 事業名等

事業名	地図管理業務・システムの最適化事業
評価実施時期	平成23年度（平成22年度は中間報告）
所管部局	民事局民事第二課
評価方式	実績評価方式

### (2) 関連政策（事業の基本計画上の位置付け）

政策名	国民の財産や身分関係の保護
施策名等	登記事務の適正円滑な処理 【政策体系上の位置付け：Ⅲ－9－（1）】
上記施策の基本目標	登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。
予算額	平成21年度予算額：14,408百万円

## 2. 課題・目的・必要性

従来の地図管理システムは、紙による地図の管理業務を前提としたものであり、数値化された地図等の維持・管理を適正に行うことのみを目的とした必要最小限の機能を有するものである。このため、情報の提供方法が紙の交付という手段に限定され、また、当該不動産の管轄登記所でしか地図等の証明書を取得できないなど、国民の利便性の点で課題がある。

地図情報システムは、登記情報システムと連動することにより登記情報と地図情報の一体的な事務処理及びサービスを可能とし、これによりインターネットを利用した地図情報の提供等、国民の利便性の向上を図ることができることから、地図情報システムを全国に展開する必要がある。

## 3. 目標の内容等

### 【達成目標1】

#### (1) 達成目標

平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システムの導入を完了する。

#### 【目標期間】

平成18年度から同22年度

#### 【目標値等】

全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合を100%とする。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (達成年度)
目標値	15%	35%	60%	80%	100%
実績	16%	36%	63%	83%	
	90庁/550庁	182庁/510庁	311庁/490庁	381庁/461庁	

#### (2) 目標設定の考え方

従来の紙による地図管理業務を見直し、コンピュータ処理を可能とする地図情報システムの全国展開により、事務処理の効率化及び国民の利便性の向上が見込めるとの考えから、上記達成目標を設定し、その達成度合いについては、「全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合」で測ることとした。

#### (3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

**【判定】**

A（達成）

**【判定方法】**

全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合について、上記のとおり各年度ごとに目標値を設定していることから、当該目標値に対する進捗状況（割合）により判定する。

**【基準】**

ランク	進捗状況（割合）	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

**（４）手段と目標の因果関係**

地図情報システムは、登記情報システムと連動することにより登記情報と地図情報の一体的な事務処理及びサービスを可能とし、これによりインターネットを利用した地図情報の提供等の国民の利便性の向上を図ることができることから、地図情報システムを全国に展開する必要がある。そこで、地図情報システムを導入するためのデータの作成・移行作業を実施し、平成22年度末までに、全国の登記所へのシステムの導入を完了することとした。

**【達成目標２】****（１）達成目標**

地図情報システムの運用経費を年間約３億円程度削減する。

※ 「年間約３億円程度」とは、平成18年度から平成21年度までの削減額の平均値である。

**【目標期間】**

平成18年度から平成21年度まで

**【目標値等】**

「地図管理業務の業務・システム最適化計画」（平成17年10月20日法務省情報化統括責任者（CIO）決定）に基づき、平成18年度から平成21年度までにおける地図情報システムの運用経費を、地図管理システムから地図情報システムへの移行が開始される前の平成17年度と比較して、年間約３億円削減する。

年 度	平成17年度 （基準年度）	平成18年度～21年度 の平均（目標期間）
運 用 経 費	約15億円	約12億円
目標値(削減額)	—	約３億円
実 績(削減額)	—	約４億円

**（２）目標設定の考え方**

本事業については、「地図管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、オープンな技術を活用するとともに、地図情報センターを全国１か所に集中させること等により、運用経費の削減が見込めるとの考えから、達成目標を設定した。

**（３）目標の達成度合いの判定方法・基準****【判定】**

A（達成）

**【判定方法】**

平成18年度から平成21年度までにおける地図情報システムの運用経費の年当たりの平均が、平成17年度と同経費と比較して、年間約３億円削減されれば達成とし、その達成度合いは、当該目標値に対する削減額の割合により判定する。

#### 【基準】

ランク	削減額の割合	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

#### (4) 手段と目標の因果関係

従来の地図管理システムから地図情報システムへ移行することにより、オープンな技術が活用されるとともに、地図情報センターが全国1か所に集中されることになり、運用経費の削減が図られる。

### 4. 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

#### 【予算執行の効率化・弾力化措置】

国庫債務負担行為<sup>\*1</sup>、目の大括り化<sup>\*2</sup>

#### 【上記措置による効果】

上記措置を講じたことにより、本事業を効率的かつ円滑に推進することができた。

### 5. 評価結果等

#### 【達成目標1及び2】

#### (1) 平成21年度に実施した政策（具体的内容）

本事業は、「地図管理業務の業務・システム最適化計画」（URL: <http://www.moj.go.jp/content/000008847.pdf>）に沿って実施されている。

平成21年度においては、地図等のデータ作成・移行作業を実施し、同年度末までに、全登記所のうち約83パーセントの登記所について地図情報システムを導入しており、目標を達成している。この実績を維持すれば、平成22年度末までに全登記所に地図情報システムを導入できる見込みであり、本事業は、予定どおり進捗しているものと評価できる。

また、平成18年度から平成21年度までにおける地図情報システムの運用経費の年当たりの平均は、平成17年度の同経費と比較して、年間約4億円削減されており、目標を達成している。

#### (2) 必要性

##### ア 国民や社会のニーズ

従来の紙等による地図管理では事務処理が非効率的となっていたため、システム整備による事務処理の効率化が求められていた。

また、情報の提供方法が紙の交付という手段に限定されていたため、インターネットを利用した地図情報の提供を可能とするなど、国民の利便性を向上すべきとの要請もあった。

このため、システムを整備することにより、行政サービスの向上及びコスト削減を行う必要があった。

本事業は、これらの要請を踏まえて実施しているものであり、国民や社会のニーズに合致している。

##### イ 国が行う必要性

登記所に備え付けられている地図は、不動産取引の安全と円滑に資することを目的とした不動産登記制度の根幹を支えるものであることから、当該地図の管理業務の問題点を踏まえて見直すという本事業は、同制度を所管する法務省が行う必要がある。

##### ウ 現時点で優先して行う緊急性

本事業が行われなければ、システム整備による事務処理の効率化を図ることができ

ないほか、新たなサービスの実現による国民の利便性の向上も図ることができない。

このため、「地図管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、平成22年度末までに全登記所に地図情報システムを導入するとともに、運用経費の削減を図る必要がある。

### (3) 効率性（効果とコスト）

本事業については、「地図管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、オープンな技術を活用するとともに、地図情報センターを全国1か所に集中させるなど、コストが過大とならないように実施している。

### (4) 有効性

#### ア 手段の妥当性

従来の紙等による地図管理では事務処理が非効率的となっており、また、情報の提供方法が紙という手段に限定されていたため、国民の利便性の点で課題があった。

本事業は、地図管理業務の見直しを行い、新たに地図情報システムを導入するものである。これにより、登記情報と地図情報の一体的な事務処理や、インターネットを利用した地図情報の提供等が可能となり、事務処理の効率化や国民の利便性の向上を図ることができるとともに、運用経費の削減が図られる。

このため、全国の登記所への地図情報システムの導入は、目的を達成するための手段として妥当である。

#### イ 所期の事業効果の発現状況

地図情報システムを導入した登記所においては、事務処理の効率化や国民の利便性の向上とともに、運用経費の削減が図られており、所期の事業効果が着実に発揮されている。

## 6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

### （目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策）

地図情報システムの導入は、予定どおり進められており、現時点においては、特段の問題及び課題等は存在しない。引き続き「地図管理業務の業務・システム最適化計画」を踏まえ、これに沿った事業を実施していく予定である。

## 7. 政策評価懇談会の知見の活用

### (1) 実施時期

平成22年7月9日

### (2) 実施方法

会議

### (3) 意見及び反映内容の概要

意見なし。

## 8. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

○ IT政策パッケージ2005（平成17年2月24日IT戦略本部決定）

### 1-（1）電子政府の推進

「不動産登記・商業法人登記のオンライン申請については、需要の多い登記所を中心にシステム導入を図ることとし、円滑なシステムの移行に努めるとともに、2008年度の出来るだけ早期に全国の登記所のオンライン化を実現する。」

○ 電子政府推進計画（平成18年8月31日決定、平成20年12月25日一部改定）

## 9. 備考

#### 評価の過程で使用したデータや文献等

- ・ 「地図情報システム稼動序一覧」

作成者：民事局総務課 作成時期：平成22年4月

対象期間：平成18年4月1日～平成22年3月31日

所 在：民事局総務課

---

#### ※1 「国庫債務負担行為」

成果重視事業においては、政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じた予算執行の弾力化が行われている。

国の予算は、原則として1会計年度間に限られているが、「国庫債務負担行為」とは、数年にわたり効力が継続する債務の負担権限について、予め予算を以て国会の議決を経て、債務を負担する行為をなすことができる制度である。

#### ※2 「目の大括り化」

歳出予算は、その性質に従って「項」及び「目」に区分されている。「目の大括り化」は、あらかじめ複数の「目」を一つの「目」に括ることにより、予算執行の弾力化を図るものである。

# 平成21年度成果重視事業実施結果報告書

## 1. 事業名及び関連政策

### (1) 事業名等

事業名	出入国管理業務の業務・システムの最適化
評価実施時期	平成25年度（平成22年度は中間報告）
所管部局	入国管理局総務課入国管理企画官室
評価方式	実績評価方式

### (2) 関連政策（事業の基本計画上の位置付け）

政策名	出入国の公正な管理
施策名等	出入国の公正な管理 【政策体系上の位置付け：V-12-(1)】
上記施策の基本目標	不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。
予算額	平成21年度予算額：9,862百万円

## 2. 課題・目的・必要性

外国人旅行者・ビジネスマンの訪日促進、我が国と諸外国との間の人的交流の拡大・活発化、これによる審査対象者の急激な増加、テロリズム・外国人犯罪の脅威、リピーターの増加、不法就労・不法滞在事案の巧妙化、偽変造文書・なりすまし事案の横行など、出入国管理行政を取り巻く環境は大きく変化している。

このような諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れ、利用者の利便性の向上や負担の軽減等のもとより、より一層の業務の効率化・合理化を図る必要がある。

## 3. 目標の内容等

### (1) 達成目標

出入国管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直し、システム運用経費を削減することにより、バイオメトリクスシステム導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加額を抑制する。

#### 【目標期間】

平成18年度から平成23年度

#### 【目標値等】

達成年度	平成24年度
目標値（増加額の上限）	44.6億円
参考（達成年度までの削減額）	35.8億円

### (2) 目標設定の考え方

本事業は、出入国審査、在留審査及び退去強制等に関する外国人入国管理システムを始めとした各種システムについて、いわゆるレガシーシステム<sup>\*1</sup>からオープンシステム<sup>\*2</sup>へ刷新するとともに、外国人入国者について、要注意人物との指紋情報等を照合するバイオメトリクスを活用した出入国審査体制を構築するなど、業務・システムの最適化を図るものである。本事業を推進するに当たり、レガシーシステムの刷新によりシステム運用経費の削減が見込まれる。その一方で、バイオメトリクスシステム等の新規導入に伴いシステム運用経費が増加することから、本事業完了後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の抑制を目標として設定している（※）。

（※）目標値は、以下のとおり算出した。



レガシーシステムの刷新に伴い、平成22年度以降において年間約35.8億円（試算値）のIT改善効果（ITに係る経常経費の節減効果）を得ることが可能である。他方、バイオメトリクスを活用した出入国審査体制の確立等を含んだシステム全体の運用経費の試算としては、平成24年度以降新たに年間約80.4億円が必要となる。そこで、両者の差額である44.6億円を、「システム運用経費全体の増加額」の上限として目標値に設定した。

### (3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

#### 【判定】

B

#### 【判定方法】

「出入国管理業務の業務・システム最適化計画<sup>\*3</sup>」が完了する平成24年度において、システム運用経費全体の増加額が、目標値以下であれば達成とする。

平成20年度から平成23年度においては、上記最適化計画に基づき各年度ごとに実施することとされた工程の進捗状況により判定する。

#### 【基準】

ランク	進捗状況（割合）	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

### (4) 手段と目標の因果関係

レガシーシステムの刷新に当たっては、特定の開発業者の技術に依存しない公平・透明なシステム調達を可能とするオープンな設計思想の採用、サーバ及び記憶装置の統合による効率化を実施し、システム運用経費を削減する。これにより、新たなシステム導入後のシステム運用経費全体の増加を抑制する。

## 4. 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

### 【予算執行の効率化・弾力化措置】

目の大括り化<sup>\*4</sup>

### 【上記措置による効果】

目の大括り化の導入によって、本事業を効率的かつ円滑に推進することができた。

## 5. 評価結果等

### (1) 平成21年度に実施した政策（具体的内容）

平成18年度において、最適化計画における最適化実施工程を工程どおりスムーズに実施するために、次世代出入国審査システム、次世代在留審査システム、次世代退去強制システム、共通基盤システムの各種要件定義<sup>\*5</sup>、基本設計を実施した。

平成19年度においては、次世代出入国審査システム（日本人分）についての詳細設計を実施し、平成20年度においては、提報<sup>\*6</sup>、摘発情報等を電子地図上に展開し、視覚的な情報分析に資する位置情報システム<sup>\*7</sup>の運用を開始している。これらを受ける形で、平成21年度においては、次世代出入国審査システム（日本人分）を導入するとともに、新たな在留管理制度<sup>\*8</sup>の実施及び従来機能の拡充<sup>\*9\*10</sup>のための要件定義を行っている。

システム運用経費全体の抑制効果が発生する目標達成年度は平成24年度からであるため、現時点では指標に係る達成状況について評価することは困難であるが、平成20年度においては位置情報システム、平成21年度においては次世代出入国審査システム（日本人分）の運用を開始したところであり、目標達成に向けた取組が着実に進展しているものといえる。

### (2) 必要性

#### ア 国民や社会のニーズ

外国人旅行者・ビジネスマンの訪日促進、我が国と諸外国との間の人的交流の拡大

・活発化，これによる審査対象者の急激な増加，テロリズム・外国人犯罪の脅威，リピーター<sup>\*11</sup>の増加，不法就労・不法滞在事案の巧妙化，偽変造文書・なりすまし事案の横行など，出入国管理行政を取り巻く環境は大きく変化している。

このような諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため，現行の業務・システムを見直す一方で，費用対効果の向上に留意しつつ，IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れ，利用者の利便性の向上や負担の軽減等のもとより，より一層の業務の効率化・合理化を図ることは社会のニーズに合致している。

#### イ 国が行う必要性

公正な出入国管理により外国人の入国の許否を決するという作用は，本来的に国が担うべきものであり，我が国の外国人の受入れをめぐる周辺環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるような態勢を構築する必要がある。

#### ウ 現時点で優先して行う緊急性

アで述べたとおり，出入国管理行政を取り巻く環境は日々大きく変化しているところであり，利用者の利便性の向上や負担の軽減等のもとより，観光立国実現のための入国審査の円滑化のためにも，現時点で優先して行う必要がある。

### (3) 効率性（効果とコスト）

出入国管理行政の円滑化と厳格化という一見相反する要請に直面している入国管理局としては，一層の業務の効率化・合理化を図るため，現行の業務・システムを見直す一方で，費用対効果の向上に留意しつつ，IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れるなど限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。

### (4) 有効性

#### ア 手段の妥当性

平成19年8月31日に改定された「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」における最適化工程表の工程どおりに取り組んでいるところであり，平成21年度における取組が妥当であったと評価できる。

#### イ 所期の事業効果の発現状況

本事業は，出入国管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直し，システム運用経費を削減することにより，バイオメトリクスシステム導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加額を抑制することを達成目標としており，その評価は平成25年度において実施されるものであるが，(1)のとおり，目標達成に向けた取組が着実に進展しているものであり，所期の事業効果が得られているものと評価できる。

## 6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

### （目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策）

おおむね最適化計画に掲げる工程どおり進められており，現時点においては特段の問題等は存在しないことから，引き続き，平成24年度に導入する新たな在留管理制度の実施及び従来機能の拡充のためのシステム開発・設計等を実施していくこととしている。

## 7. 政策評価懇談会の知見の活用

### (1) 実施時期

平成22年7月9日

### (2) 実施方法

会議

### (3) 意見及び反映内容の概要

意見なし。

## 8. 関係する法令，施政方針演説等（主なもの）

- 第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）

- 「2010年までに外国人訪問者を1,000万人にする目標の達成を図ります。」
- 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）  
第5章－3 良好な治安と災害に強い社会の実現等  
「・・・テロ等への対策，（中略）迅速かつ厳格な出入国審査と不適正な在留活動の防止等を図る（以下略）」
  - 新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）  
2－（4）観光立国・地域活性化戦略  
「訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人，将来的には3,000万人まで伸ばす。」
  - 第174回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成22年1月29日）  
「訪日外国人を2020年までに2,500万人，さらに3,000万人まで増やすことを目標に，総合的な観光政策を推進します。」

## 9. 備考

---

※1 「レガシーシステム」

一般に、時代遅れとなった旧式システムのこと。特定の開発業者の独自の技術や仕様を多用していることから他の開発業者の参入が容易でなく、結果として特定開発業者の技術等に依存し、多大なコストを要するというデメリットがある。

※2 「オープンシステム」

一般に、特定の開発業者の技術や仕様に依存しない一般にも開放されたシステムのこと。特定の開発業者の技術等によらず、多くの開発業者がシステム開発に参入することが可能となり、その結果、より最適でしかもより低価格のシステムの調達が可能となるメリットがある。

※3 「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」

「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成16年6月14日一部改定）に基づき平成18年3月31日に策定された後、平成19年8月31日に改定されたものであり、本政策評価はこれに基づき実施したものである。なお、新たな在留管理制度の導入を内容とする改正入管法の成立を受け、平成22年3月23日に再度改定されたところである。最適化の基本理念として、外国人の円滑な受入れ（円滑化）と、我が国にとって好ましくない外国人に対する厳格な対応（厳格化）という二つの大きな柱のバランスを保ちつつ、適正に業務を推進していくことを主要な課題としている。

業務・システムの最適化を進めるに当たり、「外国人受入政策の立案及び制度設計（Plan）」、「政策及び制度の具体的な実施（Do）」、「入国・在留外国人の現状把握・情報分析（Check）」及び「外国人受入政策の見直し（Act）」という出入国管理行政全体の今後の展開に向けたPDCAサイクルを実現して、我が国の外国人の受入れをめぐる周辺環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるような態勢を構築することを基本理念としている。

また、出入国管理行政の円滑化・厳格化といういわば相反する二つの課題に同時に対応し、かつ一層の業務の効率化・合理化を図ることを目的として本最適化計画の策定に際しては、国民生活の安全性確保、利用者サービスの向上、業務処理の効率化・合理化・集約化、高度情報通信技術の活用、システムの利便性向上、レガシーシステム問題の解消及びITの導入により費用対効果の向上等を最適化の基本理念としている。最適化工程表については、<http://www.moj.go.jp/content/000008873.pdf>を参照。

※4 「目の大括り化」

歳出予算は、その性質に従って「項」及び「目」に区分されている。「目の大括り化」は、あらかじめ複数の「目」を一つの「目」に括ることにより、予算執行の弾力化を図るものである。

※5 「要件定義」

当該業務のシステム化に対する様々な要求を調査・分析し、システム化の対象を絞り込み、最終的な要件として定義すること。主要な成果物は、「要件定義書」。

システム化目標に即した形で、ユーザーからの各システム化要求に対する優先順位付けを行った上で、費用対効果、実現可能性、開発期間、コスト等のバランスを考慮しながらシステム化の対象を絞り込み、最終的な開発対象範囲を確定していく作業。その手法は、開発事業者によって異なる。

「新たな在留管理制度」の実現に向けた要件定義は、「出入国管理業務の業務・システム最適化に係る全体工程管理支援等」（平成21年3月公示）の受託者である、日本アイ・ビー・エム株式会社が実施しており、平成21年9月30日に、「要件定義書」一式の納品を受けている。

※6 「提報」

一般人からの投書や電話、面接などにより提供される入管法第24条各号で定められた退去強制事由の一に該当すると思われる外国人についての情報。

※7 「位置情報システム」

地図上に外国人在留者や受入機関等に関する位置情報をマッピングし、実態調査や違反調査を実施する上で必要な情報を視覚的に分かり易い形で端末（モバイル型端末を含む。）に提供するシステムのこと。効率的な人員配置が可能となり、在留審査業務における実態調査や退去強制業務における違反調査・審査時間の短縮が図られるほか、不法滞在者の摘発が強化されることにより、不法就労関連コストと犯罪関連コストの発生抑止に寄与することが可能となる。

#### ※8 「新たな在留管理制度」

第171回国会において「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（以下「入管法等改正法」という。）が可決・成立した。

「新たな在留管理制度」とは、これまで入管法に基づいて入国管理官署が行っていた情報の把握と、外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた情報の把握を基本的に一つにまとめて、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとするもの。

我が国に中長期間にわたり適法に在留する外国人が対象となり、在留カードが発行されるほか、届出手続などが変更される。新制度の導入により在留管理に必要な情報をこれまで以上に正確に把握できるようになり、これによって、在留期限の上限をこれまでの3年から最長5年とすることや、1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度の導入など適法に在留する外国人について利便性をさらに向上させるものである。

なお、新たな在留管理制度の導入に伴い、外国人登録制度は廃止されることとなっているほか、在留カードの発行対象になっていない特別永住者に対しては、特別永住者証明書が交付されることとなっている。

#### ※9 「従来機能」

当該業務を実現するために実装されているシステム化された機能のこと。既存機能とも同義。

「新たな在留管理制度」の施行に向けたシステム整備における「従来機能」とは、「出入国管理業務の業務・システム最適化計画（平成22年3月23日改定）」の施策「現世代システムから次世代システム（同等機能）への刷新」で記述する現行業務（出入国、在留審査、退去強制及び難民認定業務）を実現するために実装される機能のこと。

#### ※10 「拡充する機能」

当該業務のシステム化のため、従来機能を強化・改良して実現する機能のこと。

法改正などの外的要因、あるいは組織内のルール変更などの内的要因等によって、当初、実装されている機能では充足されず、それらの機能を強化・改良する必要がある場合に、「拡張機能」として実装する。

「新たな在留管理制度」の施行に向けたシステム整備における「拡張する機能」とは、入管法等改正法で定義されている機能以外に、附帯決議による外的要因によって、従来想定していた機能を強化して実装すべき対象として追加した機能のこと。

#### ※11 「リピーター」

過去に退去強制歴がありながら、偽変造旅券や他人名義の旅券を利用するなどして繰り返し不法入国を企図する者。